令和８年３月

郡 山 市 議 会 定 例 会 議 案

（令和８年度予算案等）

目　　次

議案第39号　令和８年度郡山市一般会計予算 …… 4
議案第40号　令和８年度郡山市国民健康保険特別会計予算 …… 219
議案第41号　令和８年度郡山市後期高齢者医療特別会計予算 …… 258
議案第42号　令和８年度郡山市介護保険特別会計予算 …… 278
議案第43号　令和８年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計予算 …… 315
議案第44号　令和８年度郡山市県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計予算 …… 323
議案第45号　令和８年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計予算 …… 331
議案第46号　令和８年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計予算 …… 340
議案第47号　令和８年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計予算 …… 358
議案第48号　令和８年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計予算 …… 376
議案第49号　令和８年度郡山市駐車場事業特別会計予算 …… 396
議案第50号　令和８年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計予算 …… 406
議案第51号　令和８年度郡山市総合地方卸売市場特別会計予算 …… 414
議案第52号　令和８年度郡山市工業団地開発事業特別会計予算 …… 434
議案第53号　令和８年度郡山市熱海温泉事業特別会計予算 …… 446
議案第54号　令和８年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 …… 466
議案第55号　令和８年度郡山市多田野財産区特別会計予算 …… 477
議案第56号　令和８年度郡山市河内財産区特別会計予算 …… 490
議案第57号　令和８年度郡山市月形財産区特別会計予算 …… 502
議案第58号　令和８年度郡山市舟津財産区特別会計予算 …… 512
議案第59号　令和８年度郡山市舘財産区特別会計予算 …… 524
議案第60号　令和８年度郡山市浜路財産区特別会計予算 …… 536
議案第61号　令和８年度郡山市横沢財産区特別会計予算 …… 547
議案第62号　令和８年度郡山市中野財産区特別会計予算 …… 559
議案第63号　令和８年度郡山市後田財産区特別会計予算 …… 570

議案第64号　令和８年度郡山市水道事業会計予算 …… 581
議案第65号　令和８年度郡山市簡易水道事業会計予算 …… 619
議案第66号　令和８年度郡山市下水道事業会計予算 …… 646
議案第67号　令和８年度郡山市農業集落排水事業会計予算 …… 688
議案第68号　郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 …… 750
議案第69号　郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例の一部を改正する条例 …… 756
議案第70号　郡山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例 …… 757
議案第71号　郡山市公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 …… 759
議案第72号　郡山市乳児等通園支援事業に関する条例の一部を改正する条例 …… 988
議案第73号　郡山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 …… 989
議案第74号　郡山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例 …… 998
議案第75号　郡山市犯罪被害者等支援条例 …… 1000
議案第76号　郡山市病院及び介護医療院条例の一部を改正する条例 …… 1003
議案第77号　郡山市自殺対策基本条例の一部を改正する条例 …… 1004
議案第78号　郡山市総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例 …… 1008
議案第79号　郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 …… 1009
議案第80号　包括外部監査契約について …… 1011
議案第81号　土地改良事業計画の概要について …… 1012

議案第39号

令和８年度郡山市一般会計予算

令和８年度郡山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,720,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表債務負担行為」による。

（地方債）

第４条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 市税		56,421,254
	1 市民税	23,141,993
	2 固定資産税	23,089,219
	3 軽自動車税	1,005,201
	4 市たばこ税	2,973,950
	5 入湯税	57,899
	6 事業所税	2,190,267
	7 都市計画税	3,962,725
2 地方譲与税		1,259,633
	1 地方揮発油譲与税	227,422
	2 自動車重量譲与税	937,283
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	94,927
3 利子割交付金		129,011
	1 利子割交付金	129,011
4 配当割交付金		427,869
	1 配当割交付金	427,869
5 株式等譲渡所得割交付金		648,613
	1 株式等譲渡所得割交付金	648,613
6 法人事業税交付金		963,463
	1 法人事業税交付金	963,463
7 地方消費税交付金		9,811,205
	1 地方消費税交付金	9,811,205
8 ゴルフ場利用税交付金		17,029
	1 ゴルフ場利用税交付金	17,029

一般会計

（単位　千円）

款	項	金　　額
9 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
10 環境性能割交付金		10,846
	1 環境性能割交付金	10,846
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		3,455
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,455
12 地方特例交付金		311,793
	1 地方特例交付金	305,793
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	6,000
13 地方交付税		14,132,000
	1 地方交付税	14,132,000
14 交通安全対策特別交付金		41,000
	1 交通安全対策特別交付金	41,000
15 分担金及び負担金		488,775
	1 負担金	488,775
16 使用料及び手数料		2,453,984
	1 使用料	1,445,151
	2 手数料	1,008,833
17 国庫支出金		25,662,173
	1 国庫負担金	19,900,371
	2 国庫補助金	5,666,569
	3 委託金	95,233
18 県支出金		11,516,791
	1 県負担金	6,726,206

一般会計

（単位　千円）

款	項	金　　額
	2 県補助金	3,977,301
	3 委託金	813,284
19 財産収入		362,781
	1 財産運用収入	242,292
	2 財産売払収入	120,489
20 寄附金		216,817
	1 寄附金	216,817
21 繰入金		6,681,211
	1 特別会計繰入金	229,823
	2 基金繰入金	6,451,388
22 繰越金		1,600,000
	1 繰越金	1,600,000
23 諸収入		3,379,896
	1 延滞金、加算金及び過料	70,005
	2 市預金利子	26,000
	3 貸付金元利収入	2,705,248
	4 受託事業収入	156,077
	5 雑入	422,566
24 市債		8,180,400
	1 市債	8,180,400
歳　　入　　合　　計		144,720,000

一般会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 議会費		672,760
	1 議会費	672,760
2 総務費		14,762,494
	1 総務管理費	11,196,996
	2 徴税費	2,203,539
	3 戸籍住民基本台帳費	929,575
	4 選挙費	275,842
	5 統計調査費	64,183
	6 監査委員費	92,359
3 民生費		59,309,472
	1 社会福祉費	3,364,949
	2 心身障害者福祉費	9,031,845
	3 老人福祉費	11,688,980
	4 児童福祉費	29,142,578
	5 生活保護費	6,056,743
	6 災害救助費	24,377
4 衛生費		12,888,349
	1 保健衛生費	6,176,538
	2 清掃費	5,162,314
	3 上水道費	1,370,167
	4 簡易水道費	179,330
5 労働費		176,754
	1 労働諸費	176,754
6 農林水産業費		3,711,274
	1 農業費	3,349,489

一般会計

（単位　千円）

款	項	金　　額
	2 林業費	361,785
7 商工費		5,169,081
	1 商工費	5,169,081
8 土木費		16,155,294
	1 土木管理費	459,595
	2 道路橋りょう費	4,764,776
	3 河川費	1,415,774
	4 都市計画費	8,318,982
	5 住宅費	1,196,167
9 消防費		4,255,373
	1 消防費	4,255,373
10 教育費		19,130,015
	1 教育総務費	799,178
	2 小中学校費	11,929,014
	3 社会教育費	4,921,898
	4 保健体育費	1,479,925
11 災害復旧費		48,366
	1 農林水産施設災害復旧費	5,941
	2 公共土木施設災害復旧費	7,566
	3 文教施設災害復旧費	34,859
12 公債費		8,140,767
	1 公債費	8,140,767
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		300,000

一般会計

（単位　千円）

款	項	金　　額
	1 予備費	300,000
歳　　出	合　　計	144,720,000

一般会計

第２表　　繰　越　明　許　費

款	項	事　　業　　名	金　額
			千円
８　土木費	２　道路橋りょう費	中学校給食センター整備事業	132,372

一般会計

第 ３ 表　　債 務 負 担 行 為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
議長公用車賃借料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和10年度まで	898
公用車賃借料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和10年度まで	618
市長公用車賃借料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和10年度まで	898
総合行政ネットワーク情報基盤賃借料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和13年度まで	1,671,145
総合行政ネットワーク機器類賃借料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和14年度まで	877,016
個人住民税額シミュレーションシステム賃借料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和11年度まで	1,089
税総合システム業務委託料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和９年度まで	109,445
固定資産評価システム業務委託料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和10年度まで	45,416
税証明書コンビニ交付サーバ構築事業	令和８年度から 令和10年度まで	6,197
滞納管理システム再構築事業 （令和８年度分）	令和８年度から 令和10年度まで	28,735
戸籍総合システム再構築事業 （令和８年度分）	令和８年度から 令和14年度まで	284,164

一般会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
マイナンバーカード受付事務ＡＩ活用事業 （令和８年度分）	令和８年度から 令和９年度まで	1,584
マイナンバーカード統合端末等機器賃借料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和13年度まで	26,860
地域密着型サービス拠点整備費補助金 （令和８年度分）	令和８年度から 令和９年度まで	294,227
老人福祉施設等整備費補助金 （令和８年度分）	令和８年度から 令和10年度まで	740,280
特定教育・保育施設等給付費請求システムサービス使用料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和９年度まで	2,218
災害援護資金貸付システム再構築事業 （令和８年度分）	令和８年度から 令和13年度まで	1,254
農業振興資金利子補給金 （令和８年度貸付分）	令和８年度から 令和17年度まで	23,235
みらい創造融資利子補給金 （令和８年度貸付分）	令和８年度から 令和11年度まで	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額
小規模事業者経営改善資金利子補給金 （令和８年度貸付分）	令和８年度から 令和10年度まで	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分
工業用水道関連支援事業補助金 （令和８年度分）	令和８年度から 令和11年度まで	87,591
道路維持管理支援システム構築事業	令和８年度から 令和13年度まで	17,490
浸水対策車両整備事業	令和８年度から 令和10年度まで	13,800

一般会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
安積永盛駅概略調査設計業務委託料	令和８年度から 令和９年度まで	59,235
麓山地区立体駐車場キャッシュレスシステム使用料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和10年度まで	764
中学校給食センター受配校配膳室空調設備賃借料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和17年度まで	32,504
教育用ソフトウェアライセンス使用料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和９年度まで	5,681
公民館空調設備賃借料（その１） （令和８年度分）	令和８年度から 令和11年度まで	6,721
公民館空調設備賃借料（その２） （令和８年度分）	令和８年度から 令和13年度まで	1,651
放課後児童クラブ指定管理料 （令和８年度分）	令和８年度から 令和13年度まで	4,032,251千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額

一般会計

第４表　　地　　方　　債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
	千円			
庁舎施設等整備事業	21,700	(1)　借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2)　借入資金 政府資金その他	5.00%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内 （うち据置５年以内）の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
ふれあいセンター施設整備事業	217,700			
老人福祉施設整備補助事業	146,700			
災害援護資金貸付事業	5,000			
保健衛生施設整備事業	28,100			
保健衛生設備整備事業	1,500			
一般廃棄物処理事業	426,800			
労働施設整備事業	20,200			
農業農村整備事業	167,500			
林道整備事業	23,700			
森林公園整備事業	10,900			

一般会計

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
	千円			
観光振興施設整備事業	233,500			
道路整備事業	1,462,700			
河川整備事業	969,000			
街路整備事業	263,400			
公園整備事業	247,400			
公営住宅建設事業	213,500			
公共施設等除却事業	90,100			
消防防災設備整備事業	141,100			
学校教育施設等整備事業	2,172,900			
公立学校情報機器整備事業	432,600			
社会教育施設整備事業	777,800			
保健体育施設整備事業	71,800			

一般会計

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
	千円			
文教施設災害復旧事業	34,800			
合　　計	8,180,400			

一般会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市税	56,421,254	53,770,839	2,650,415
2 地方譲与税	1,259,633	1,278,980	△19,347
3 利子割交付金	129,011	27,183	101,828
4 配当割交付金	427,869	179,400	248,469
5 株式等譲渡所得割交付金	648,613	126,707	521,906
6 法人事業税交付金	963,463	949,225	14,238
7 地方消費税交付金	9,811,205	8,690,173	1,121,032
8 ゴルフ場利用税交付金	17,029	17,080	△51
9 特別地方消費税交付金	1	1	0
10 環境性能割交付金	10,846	97,707	△86,861
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,455	3,216	239
12 地方特例交付金	311,793	379,223	△67,430
13 地方交付税	14,132,000	13,508,000	624,000
14 交通安全対策特別交付金	41,000	43,000	△2,000
15 分担金及び負担金	488,775	414,952	73,823
16 使用料及び手数料	2,453,984	2,456,437	△2,453
17 国庫支出金	25,662,173	26,165,165	△502,992
18 県支出金	11,516,791	11,093,086	423,705
19 財産収入	362,781	221,459	141,322
20 寄附金	216,817	198,811	18,006
21 繰入金	6,681,211	8,325,097	△1,643,886
22 繰越金	1,600,000	1,600,000	0
23 諸収入	3,379,896	4,171,059	△791,163
24 市債	8,180,400	6,933,200	1,247,200
歳入合計	144,720,000	140,650,000	4,070,000

（歳　出）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	672,760	673,930	△1,170			20	672,740
2 総務費	14,762,494	13,438,098	1,324,396	1,096,210	239,400	510,371	12,916,513
3 民生費	59,309,472	57,406,180	1,903,292	30,979,748	151,700	915,808	27,262,216
4 衛生費	12,888,349	11,555,518	1,332,831	1,951,526	456,400	1,603,018	8,877,405
5 労働費	176,754	123,604	53,150	8,481	20,200	445	147,628
6 農林水産業費	3,711,274	3,675,707	35,567	831,456	202,100	256,048	2,421,670
7 商工費	5,169,081	6,009,466	△840,385	30,562	233,500	2,686,878	2,218,141
8 土木費	16,155,294	19,233,227	△3,077,933	1,200,516	3,207,000	1,004,745	10,743,033
9 消防費	4,255,373	3,932,748	322,625	22,386	146,500	13,328	4,073,159
10 教育費	19,130,015	15,520,541	3,609,474	1,058,079	3,488,800	1,082,943	13,500,193
11 災害復旧費	48,366	29,938	18,428		34,800		13,566
12 公債費	8,140,767	8,297,175	△156,408			201,371	7,939,396
13 諸支出金	1	1	0				1
14 予備費	300,000	753,867	△453,867				300,000
歳出合計	144,720,000	140,650,000	4,070,000	37,178,964	8,180,400	8,274,975	91,085,661

一般会計

２ 歳入

（款）　１　市税

（項）　１　市民税

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 個人	19,266,835	18,440,466	826,369	1 現年課税分	19,100,832	個人・現年課税分	19,100,832
				2 滞納繰越分	166,003	個人・滞納繰越分	166,003
2 法人	3,875,158	3,561,967	313,191	1 現年課税分	3,867,215	法人・現年課税分	3,867,215
				2 滞納繰越分	7,943	法人・滞納繰越分	7,943
計	23,141,993	22,002,433	1,139,560				

（款）　１　市税

（項）　２　固定資産税

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 固定資産税	22,996,054	21,783,547	1,212,507	1 現年課税分	22,880,937	固定資産税・現年課税分	22,880,937
				2 滞納繰越分	115,117	固定資産税・滞納繰越分	115,117
2 国有資産等所在市町村交付金	93,165	98,465	△ 5,300	1 国有資産等所在市町村交付金	93,165	国有資産等所在市町村交付金	93,165
計	23,089,219	21,882,012	1,207,207				

（款）　1　市税

（項）　3　軽自動車税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 環境性能割	15,372	59,030	△ 43,658	1 環境性能割	15,372	環境性能割	15,372
2 種別割	989,829	968,391	21,438	1 現年課税分	978,393	種別割・現年課税分	978,393
				2 滞納繰越分	11,436	種別割・滞納繰越分	11,436
計	1,005,201	1,027,421	△ 22,220				

（款）　1　市税

（項）　4　市たばこ税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市たばこ税	2,973,950	2,890,080	83,870	1 現年課税分	2,973,950	市たばこ税・現年課税分	2,973,950
計	2,973,950	2,890,080	83,870				

（款）　1　市税

（項）　5　入湯税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 入湯税	57,899	57,281	618	1 現年課税分	57,525	入湯税・現年課税分	57,525
				2 滞納繰越分	374	入湯税・滞納繰越分	374
計	57,899	57,281	618				

（款）　1　市税

（項）　6　事業所税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1 事業所税	2,190,267	2,068,858	121,409	1 現年課税分	2,186,615	事業所税・現年課税分	2,186,615
				2 滞納繰越分	3,652	事業所税・滞納繰越分	3,652
計	2,190,267	2,068,858	121,409				

（款）　1　市税

（項）　7　都市計画税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1 都市計画税	3,962,725	3,842,754	119,971	1 現年課税分	3,941,658	都市計画税・現年課税分	3,941,658
				2 滞納繰越分	21,067	都市計画税・滞納繰越分	21,067
計	3,962,725	3,842,754	119,971				

（款）　2　地方譲与税

（項）　1　地方揮発油譲与税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1 地方揮発油譲与税	227,422	271,711	△ 44,289	1 地方揮発油譲与税	227,422	地方揮発油譲与税	227,422
計	227,422	271,711	△ 44,289				

1款　市税　　2款　地方譲与税

（款）　2　地方譲与税

（項）　2　自動車重量譲与税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 自動車重量譲与税	937,283	909,101	28,182	1 自動車重量譲与税	937,283	自動車重量譲与税	937,283
計	937,283	909,101	28,182				

（款）　2　地方譲与税

（項）　3　地方道路譲与税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 地方道路譲与税	1	1	0	1 地方道路譲与税	1	地方道路譲与税	1
計	1	1	0				

（款）　2　地方譲与税

（項）　4　森林環境譲与税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 森林環境譲与税	94,927	98,167	△ 3,240	1 森林環境譲与税	94,927	森林環境譲与税	94,927
計	94,927	98,167	△ 3,240				

2款　地方譲与税

（款）　3　利子割交付金

（項）　1　利子割交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 利子割交付金	129,011	27,183	101,828	1 利子割交付金	129,011	利子割交付金	129,011
計	129,011	27,183	101,828				

（款）　4　配当割交付金

（項）　1　配当割交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 配当割交付金	427,869	179,400	248,469	1 配当割交付金	427,869	配当割交付金	427,869
計	427,869	179,400	248,469				

（款）　5　株式等譲渡所得割交付金

（項）　1　株式等譲渡所得割交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 株式等譲渡所得割交付金	648,613	126,707	521,906	1 株式等譲渡所得割交付金	648,613	株式等譲渡所得割交付金	648,613
計	648,613	126,707	521,906				

3款　利子割交付金　　4款　配当割交付金　　5款　株式等譲渡所得割交付金

（款）　6　法人事業税交付金

（項）　1　法人事業税交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 法人事業税交付金	963,463	949,225	14,238	1 法人事業税交付金	963,463	法人事業税交付金	963,463
計	963,463	949,225	14,238				

（款）　7　地方消費税交付金

（項）　1　地方消費税交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 地方消費税交付金	9,811,205	8,690,173	1,121,032	1 地方消費税交付金	9,811,205	地方消費税交付金	9,811,205
計	9,811,205	8,690,173	1,121,032				

（款）　8　ゴルフ場利用税交付金

（項）　1　ゴルフ場利用税交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 ゴルフ場利用税交付金	17,029	17,080	△ 51	1 ゴルフ場利用税交付金	17,029	ゴルフ場利用税交付金	17,029
計	17,029	17,080	△ 51				

6款　法人事業税交付金　　7款　地方消費税交付金　　8款　ゴルフ場利用税交付金

（款）　9　特別地方消費税交付金

（項）　1　特別地方消費税交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 特別地方消費税交付金	1	1	0	1 特別地方消費税交付金	1	特別地方消費税交付金	1
計	1	1	0				

（款）　10　環境性能割交付金

（項）　1　環境性能割交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 環境性能割交付金	10,846	97,707	△ 86,861	1 環境性能割交付金	10,846	環境性能割交付金 自動車取得税交付金	10,845 1
計	10,846	97,707	△ 86,861				

（款）　11　国有提供施設等所在市町村助成交付金

（項）　1　国有提供施設等所在市町村助成交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,455	3,216	239	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,455	国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,455

9款　特別地方消費税交付金　　10款　環境性能割交付金　　11款　国有提供施設等所在市町村助成交付金

（款）　11　国有提供施設等所在市町村助成交付金

（項）　1　国有提供施設等所在市町村助成交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	3,455	3,216	239			

（款）　12　地方特例交付金

（項）　1　地方特例交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 地方特例交付金	305,793	367,223	△ 61,430	1 地方特例交付金	305,793	個人住民税減収補てん特例交付金	305,793
計	305,793	367,223	△ 61,430				

（款）　12　地方特例交付金

（項）　2　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	6,000	12,000	△ 6,000	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	6,000	固定資産税減収補てん特別交付金	6,000

11款　国有提供施設等所在市町村助成交付金　　12款　地方特例交付金

（款）　12　地方特例交付金

（項）　2　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	6,000	12,000	△ 6,000			

（款）　13　地方交付税

（項）　1　地方交付税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 地方交付税	14,132,000	13,508,000	624,000	1 地方交付税	14,132,000	普通交付税 特別交付税	12,865,000 1,267,000
計	14,132,000	13,508,000	624,000				

（款）　14　交通安全対策特別交付金

（項）　1　交通安全対策特別交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 交通安全対策特別交付金	41,000	43,000	△ 2,000	1 交通安全対策特別交付金	41,000	交通安全対策特別交付金	41,000
計	41,000	43,000	△ 2,000				

12款　地方特例交付金　　13款　地方交付税　　14款　交通安全対策特別交付金

（款）　15　分担金及び負担金

（項）　1　負担金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 総務費負担金	61,082	25,301	35,781	1 総務管理費負担金	60,090	電算機器賃借負担金	25,833
						保存文書溶解処理負担金	53
						企業会計ストレスチェック制度負担金	165
						企業会計人件費負担金	34,039
				2 徴税費負担金	992	電算機器賃借負担金	992
2 民生費負担金	423,048	386,650	36,398	1 老人福祉費負担金	62,767	後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金	15,104
						養護老人ホーム等入所者負担金	42,686
						いきいきデイクラブ事業利用者負担金	3,657
						養護老人ホーム等入所者負担金・滞納繰越分	1,320
				2 児童福祉費負担金	360,281	母子生活支援施設入所者負担金	1
						保育所入所者負担金	341,221
						保育所入所者負担金・滞納繰越分	1
						保育所延長保育入所者負担金	590
						保育所延長保育入所者負担金・滞納繰越分	1
						一時預かり事業入所者負担金	6,792
						広域入所施設負担金	10,124
						広域連携事業費負担金	865
						乳児等通園支援事業利用者負担金	686
3 衛生費負担金	3,000	3,000	0	1 保健衛生費負担金	3,000	未熟児養育医療費自己負担金	3,000

（款）　15　分担金及び負担金

（項）　1　負担金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
4 農林水産業費負担金	1	1	0	1 農業費負担金	1	郡山区域農用地総合整備事業費償還負担金・滞納繰越分	1
5 土木費負担金	1,644	0	1,644	1 道路橋りょう費負担金	1,644	橋梁添架物負担金	1,644
計	488,775	414,952	73,823				

（款）　16　使用料及び手数料

（項）　1　使用料

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 総務使用料	31,001	31,058	△ 57	1 総務管理使用料	31,001	熱海多目的交流施設使用料	299
						市民ふれあいプラザ使用料	1,453
						市民交流プラザ使用料	3,655
						公会堂使用料	557
						ふれあいセンター使用料	2,086
						コミュニティセンター使用料	139
						庁舎駐車場使用料	11,664
						総務管理施設行政財産目的外使用料	11,148
2 民生使用料	202,434	204,787	△ 2,353	1 社会福祉使用料	4,011	社会福祉施設行政財産目的外使用料	4,011

15款　分担金及び負担金　　16款　使用料及び手数料

（款）　16　使用料及び手数料

（項）　1　使用料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
2 民生使用料				2 心身障害者福祉使用料	25	心身障害者福祉施設行政財産目的外使用料	25
				3 老人福祉使用料	44	老人福祉施設行政財産目的外使用料	44
				4 児童福祉使用料	198,354	放課後児童クラブ使用料・滞納繰越分	1
						公園占用料	3
						保育所入所者使用料	195,200
						保育所入所者使用料・滞納繰越分	1
						児童福祉施設行政財産目的外使用料	666
						広域受託保育入所者使用料	1,315
						こども総合支援センター駐車場使用料	1,168
3 衛生使用料	182,091	183,450	△ 1,359	1 保健衛生使用料	182,076	休日・夜間急病センター使用料	90,360
						東山悠苑使用料	18,552
						東山霊園使用料	72,949
						保健衛生施設行政財産目的外使用料	215
				2 清掃使用料	15	清掃施設行政財産目的外使用料	15
4 労働使用料	9	9	0	1 労働使用料	9	労働施設行政財産目的外使用料	9
5 農林水産業使用料	1,202	1,375	△ 173	1 農業使用料	1,094	農産加工センター使用料	149
						農道水路等占用料	859
						片平農村交流センター使用料	1
						農業施設行政財産目的外使用料	85
				2 林業使用料	108	林道占用料	108

（款）　16　使用料及び手数料

（項）　1　使用料

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
6 商工使用料	69	118	△ 49	1 商工使用料	69	商工施設行政財産目的外使用料	69
7 土木使用料	919,765	941,686	△ 21,921	1 道路橋りょう使用料	114,302	道路占用料	102,217
						郡山駅西口駅前広場占用料	276
						郡山駅西口駅前広場使用料	4,179
						郡山駅西口駅前広場障害者等駐車場使用料	330
						郡山駅東口広場駐車場使用料	7,300
				2 河川使用料	1,026	河川占用料	1,004
						河川施設行政財産目的外使用料	22
				3 都市計画使用料	52,003	公園占用料	2,507
						公園使用料	7,698
						自転車等駐車場使用料	19,580
						麓山地区駐車場使用料	21,600
						都市計画施設行政財産目的外使用料	618
				4 住宅使用料	752,434	市営住宅使用料	705,246
						市営住宅使用料・滞納繰越分	16,936
						市営住宅駐車場使用料	28,215
						市営住宅駐車場使用料・滞納繰越分	377
						住宅施設行政財産目的外使用料	1,660
8 消防使用料	96	93	3	1 消防使用料	96	コミュニティ消防センター使用料	1
						水防センター使用料	10
						消防施設行政財産目的外使用料	85

（款）　16　使用料及び手数料

（項）　1　使用料

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
9 教育使用料	108,484	81,199	27,285	1 小中学校使用料	2,650	小中学校屋外運動場夜間照明設備使用料	1,169
						教育研修センター使用料	72
						小中学校施設行政財産目的外使用料	1,409
				2 社会教育使用料	95,035	総合学習センター使用料	7,810
						博物館常設展観覧料	1,100
						博物館企画展観覧料	32,670
						公民館使用料	16,406
						視聴覚ホール等使用料	858
						音楽・文化交流館使用料	8,197
						美術館常設展観覧料	323
						美術館企画展観覧料	26,560
						社会教育施設行政財産目的外使用料	1,111
				3 保健体育使用料	10,799	地域体育館使用料	825
						日和田野球場使用料	255
						フットボールセンター使用料	3,774
						スポーツ広場夜間照明設備使用料	999
						保健体育施設行政財産目的外使用料	4,946
計	1,445,151	1,443,775	1,376				

（款）　16　使用料及び手数料

（項）　2　手数料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 総務手数料	91,206	109,934	△ 18,728	1 総務管理手数料	79	行政不服審査関係手数料	1
						公文書等開示関係手数料	74
						認可地縁団体に関する証明等手数料	2
						土地に関する証明手数料	2
				2 徴税手数料	15,007	市税関係証明手数料	15,007
				3 戸籍住民基本台帳手数料	76,120	戸籍謄抄本住民票等交付手数料	74,020
						臨時運行許可申請手数料	2,100
2 民生手数料	50	1	49	1 児童福祉手数料	50	その他の証明手数料	50
3 衛生手数料	880,460	864,612	15,848	1 保健衛生手数料	113,100	薬事許可申請等手数料	1,928
						医療関係許可申請等手数料	909
						保健所関係証明手数料	26
						休日・夜間急病センター診断証明手数料	189
						畜犬登録等手数料	6,084
						食品営業許可申請等手数料	13,662
						温泉利用許可申請手数料	140
						環境衛生営業許可申請等手数料	847
						抑留犬返還手数料	184
						飼い犬及び飼い猫引取り手数料	16
						動物取扱業登録申請手数料	375
						受託検査手数料	3,150

（款）　16　使用料及び手数料

（項）　2　手数料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
3 衛生手数料						と畜検査等手数料	79,856
						食肉衛生検査所関係証明手数料	9
						埋火葬等証明手数料	36
						東山霊園管理手数料	5,005
						東山霊園管理手数料・滞納繰越分	2
						浄化槽保守点検業者登録等手数料	682
				2 清掃手数料	767,360	犬、猫等の死体の処分手数料	236
						ごみ焼却処分手数料	765,000
						ごみ埋立処分手数料	2
						一般廃棄物処理業許可申請等手数料	120
						浄化槽清掃業許可申請等手数料	10
						産業廃棄物処理業許可申請等手数料	1,975
						使用済自動車引取業フロン類回収業登録申請手数料	17
4 農林水産業手数料	69	66	3	1 農業手数料	68	農地転用等証明手数料	39
						農地基本台帳記録事項要約書発行等手数料	3
						土地に関する証明手数料	26
				2 林業手数料	1	土地に関する証明手数料	1
5 商工手数料	1,503	2,471	△ 968	1 商工手数料	1,503	計量検査手数料	1,503
6 土木手数料	35,544	35,577	△ 33	1 土木管理手数料	10,688	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	4,810
						建築確認等申請手数料	3,645
						低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	102

（款）　16　使用料及び手数料

（項）　2　手数料

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
6 土木手数料						住宅租税証明及びその他の証明手数料	2,131
				2 道路橋りょう手数料	651	土地に関する証明手数料	651
				3 河川手数料	11	土地に関する証明手数料	11
				4 都市計画手数料	24,166	開発行為許可申請手数料	4,574
						屋外広告物許可申請手数料	17,930
						開発等に関する証明手数料	503
						屋外広告物講習会受講申込手数料	20
						都市計画証明手数料	21
						流通業務地区適合証明手数料	1
						区画整理証明手数料	1
						土地に関する証明手数料	2
						撤去自転車等返還手数料	136
						自転車等駐車場定期券再発行手数料	21
						宅地造成等工事許可申請手数料	946
						宅地造成等に関する証明手数料	10
						その他の証明手数料	1
				5 住宅手数料	28	自動車保管場所証明手数料	20
						市営住宅入居証明手数料	2
						市営住宅使用料等納付証明手数料	1
						その他の証明手数料	5

（款）　16　使用料及び手数料

（項）　2　手数料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
7 教育手数料	1	1	0	1 小中学校手数料	1	調理業務従事証明書発行手数料	1
計	1,008,833	1,012,662	△ 3,829				

（款）　17　国庫支出金

（項）　1　国庫負担金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	19,853,735	19,618,472	235,263	1 社会福祉費国庫負担金	294,111	生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	2,200
						国民健康保険基盤安定国庫負担金	283,570
						未就学児均等割保険税国庫負担金	6,183
						産前産後保険税国庫負担金	2,158
				2 心身障害者福祉費国庫負担金	3,633,367	障害者自立支援給付費国庫負担金	3,493,487
						特別障害者手当等給付費国庫負担金	139,880
				3 老人福祉費国庫負担金	104,121	低所得者介護保険料軽減国庫負担金	104,121
				4 児童福祉費国庫負担金	11,644,245	母子生活支援施設措置費国庫負担金	9,437
						児童手当国庫負担金	5,140,955
						児童扶養手当国庫負担金	451,872
						子育てのための施設等利用給付交付金	265,626

16款　使用料及び手数料　　17款　国庫支出金

（款）　17　国庫支出金

（項）　1　国庫負担金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1 民生費国庫負担金						子どものための教育・保育給付交付金	4,322,975
						障害児給付費国庫負担金	1,453,380
				5 生活保護費国庫負担金	4,177,891	生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	9,168
						生活保護費等国庫負担金	4,168,723
2 衛生費国庫負担金	46,636	52,419	△ 5,783	1 保健衛生費国庫負担金	46,636	感染症予防事業費国庫負担金	8,885
						結核医療費国庫負担金	2,208
						未熟児養育医療費等国庫負担金	6,000
						障害者医療（育成医療）費国庫負担金	500
						小児慢性特定疾病事業費国庫負担金	29,043
計	19,900,371	19,670,891	229,480				

（款）　17　国庫支出金

（項）　2　国庫補助金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1 総務費国庫補助金	264,852	1,443,507	△ 1,178,655	1 総務管理費国庫補助金	19,784	被災者支援総合交付金	21
						地方創生臨時交付金	16,616
						防災・安全交付金	1,045
						福島再生加速化交付金	1,891
						地域女性活躍推進交付金	176
						地域未来交付金	35

（款）　17　国庫支出金

（項）　2　国庫補助金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金				2 戸籍住民基本台帳費国庫補助金	245,068	マイナンバーカード交付事務費国庫補助金	245,068
2 民生費国庫補助金	1,554,811	1,353,778	201,033	1 社会福祉費国庫補助金	41,931	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金	9,300
						困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金	91
						重層的支援体制整備事業交付金	32,540
				2 心身障害者福祉費国庫補助金	167,686	地域生活支援事業費等国庫補助金	133,016
						地域生活支援促進事業費国庫補助金	5,962
						障害者総合支援事業費国庫補助金	302
						重層的支援体制整備事業交付金	28,406
				3 老人福祉費国庫補助金	192,937	老人クラブ活動等事業費国庫補助金	4,321
						重層的支援体制整備事業交付金	188,616
				4 児童福祉費国庫補助金	1,108,539	子ども・子育て支援交付金	578,946
						保育対策総合支援事業費国庫補助金	121,201
						子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金	2,047
						地域少子化対策重点推進交付金	26,794
						就学前教育・保育施設整備交付金	92,621
						被災者支援総合交付金	155,660
						児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金	10,368

（款）　17　国庫支出金

（項）　2　国庫補助金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
2 民生費国庫補助金						母子家庭等対策費国庫補助金	42,140
						住宅セーフティネット促進補助事業費国庫補助金	18,870
						重層的支援体制整備事業交付金	36,683
						困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金	3,590
						乳児等のための支援給付交付金	19,619
				5 生活保護費国庫補助金	43,718	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金	43,718
3 衛生費国庫補助金	1,648,009	306,850	1,341,159	1 保健衛生費国庫補助金	312,443	福島再生加速化交付金	4,126
						難病患者地域支援対策推進事業費国庫補助金	96
						エイズ対策促進事業費国庫補助金	99
						特定感染症検査事業費等国庫補助金	2,664
						結核医療費国庫補助金	356
						感染症対策特別促進事業費国庫補助金	325
						感染症予防事業費等国庫補助金	4,596
						保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	4,801
						子ども・子育て支援交付金	21,493
						母子保健衛生費国庫補助金	16,870
						小児慢性特定疾病対策国庫補助金	706
						循環型社会形成推進交付金	19,132
						重層的支援体制整備事業交付金	33,706

（款）　17　国庫支出金

（項）　2　国庫補助金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
3 衛生費国庫補助金						精神保健費等国庫補助金	38
						児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金	925
						妊婦のための支援給付交付金	200,000
						妊婦のための支援給付費国庫補助金	2,510
				2 清掃費国庫補助金	35,566	循環型社会形成推進交付金	35,566
				3 上水道費国庫補助金	1,292,000	地方創生臨時交付金	1,292,000
				4 簡易水道費国庫補助金	8,000	地方創生臨時交付金	8,000
4 労働費国庫補助金	8,481	0	8,481	1 労働諸費国庫補助金	8,481	地域未来交付金	3,065
						地域就職氷河期世代等支援推進交付金	5,416
5 農林水産業費国庫補助金	6,825	6,916	△ 91	1 農業費国庫補助金	6,825	福島再生加速化交付金	4,663
						地域未来交付金	2,162
6 商工費国庫補助金	26,384	19,874	6,510	1 商工費国庫補助金	26,384	福島再生加速化交付金	3,444
						オーバーツーリズム未然防止等観光推進事業費国庫補助金	3,219
						地域未来交付金	19,721
7 土木費国庫補助金	1,144,091	2,830,595	△ 1,686,504	1 土木管理費国庫補助金	83,585	防災・安全交付金	6,585
						住宅・建築物防災力緊急促進事業費国庫補助金	77,000

（款） 17　国庫支出金

（項） 2　国庫補助金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
7 土木費国庫補助金				2 道路橋りょう費国庫補助金	471,041	社会資本整備総合交付金	93,500
						防災・安全交付金	187,791
						道路更新防災等対策事業費国庫補助金	189,750
				3 河川費国庫補助金	94,000	防災・安全交付金	94,000
				4 都市計画費国庫補助金	308,759	社会資本整備総合交付金	130,000
						防災・安全交付金	38,961
						踏切道改良計画事業費国庫補助金	135,300
						地域未来交付金	4,498
				5 住宅費国庫補助金	186,706	社会資本整備総合交付金	109,230
						防災・安全交付金	60,411
						住宅市街地総合整備事業費国庫補助金	17,065
8 消防費国庫補助金	22,386	4,751	17,635	1 消防費国庫補助金	22,386	防災・安全交付金	18,000
						消防団設備整備費国庫補助金	4,386
9 教育費国庫補助金	990,730	434,592	556,138	1 教育総務費国庫補助金	3,334	教育支援体制整備事業費国庫補助金	3,334
				2 小中学校費国庫補助金	938,615	教育支援体制整備事業費国庫補助金	597
						小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金	4,931
						小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	9,831
						中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金	6,250

（款）　17　国庫支出金

（項）　2　国庫補助金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
9 教育費国庫補助金						中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金　9,915
						小学校理科教育設備整備費等国庫補助金　1,500
						へき地児童生徒援助費等国庫補助金　1,572
						中学校理科教育設備整備費等国庫補助金　1,500
						小学校学校施設環境改善交付金　452,753
						中学校学校施設環境改善交付金　73,692
						公立学校情報機器整備費国庫補助金　375,943
						子ども・子育て支援交付金　131
				3 社会教育費国庫補助金	26,149	学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金　4,961
						文化財発掘調査事業費国庫補助金　17,602
						文化財保存事業費国庫補助金　3,586
				4 保健体育費国庫補助金	22,632	地域未来交付金　22,632
計	5,666,569	6,400,863	△ 734,294			

（款） 17　国庫支出金

（項） 3　委託金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 総務費委託金	26,123	24,805	1,318	1 総務管理費委託金	25,248	自衛官募集事務国庫委託金	63
						国民年金事務国庫委託金	25,185
				2 戸籍住民基本台帳費委託金	875	中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金	875
2 民生費委託金	48,730	47,963	767	1 社会福祉費委託金	40,955	厚生労働統計調査国庫委託金	388
						国民年金事務国庫委託金	39,003
						年金生活者支援給付金事務国庫委託金	1,564
				2 児童福祉費委託金	4,092	特別児童扶養手当支給事務国庫委託金	4,092
				3 生活保護費委託金	3,683	遺族及び留守家族等事務国庫委託金	3,683
3 衛生費委託金	7,869	8,558	△ 689	1 保健衛生費委託金	7,869	厚生労働統計調査国庫委託金	6,503
						国民栄養調査等国庫委託金	1,366
4 土木費委託金	12,511	12,085	426	1 河川費委託金	12,511	排水機場施設管理国庫委託金	8,521
						徳定川浄化施設管理国庫委託金	3,990
計	95,233	93,411	1,822				

（款）　18　県支出金

（項）　1　県負担金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 民生費県負担金	6,695,917	6,216,774	479,143	1 社会福祉費県負担金	848,807	国民健康保険基盤安定県負担金	844,637
						未就学児均等割保険税県負担金	3,091
						産前産後保険税県負担金	1,079
				2 心身障害者福祉費県負担金	1,746,743	障害者自立支援給付費県負担金	1,746,743
				3 老人福祉費県負担金	885,124	低所得者介護保険料軽減県負担金	52,060
						後期高齢者医療保険基盤安定県負担金	833,064
				4 児童福祉費県負担金	3,215,243	児童手当県負担金	602,847
						子育てのための施設等利用給付費県負担金	132,813
						子どものための教育・保育給付費県負担金	1,752,893
						障害児給付費県負担金	726,690
2 衛生費県負担金	22,946	96,395	△ 73,449	1 保健衛生費県負担金	22,946	予防接種事故救済給付費県負担金	19,696
						未熟児養育医療給付事業費県負担金	3,000
						障害者医療（育成医療）費県負担金	250
3 農林水産業費県負担金	7,343	0	7,343	1 農業費県負担金	7,343	うつくしま相互人事交流職員給与費県負担金	7,343
計	6,726,206	6,313,169	413,037				

（款）　18　県支出金

（項）　2　県補助金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1 総務費県補助金	59,785	62,158	△ 2,373	1 総務管理費県補助金	59,785	ふくしま移住支援金給付費県補助金	58,066
						土地利用規制対策費県交付金	776
						消費者行政強化県交付金	293
						犯罪被害者等見舞金等支給事業費県補助金	650
2 民生費県補助金	2,826,427	2,351,997	474,430	1 社会福祉費県補助金	71,068	特別弔慰金支給事務費県交付金	266
						乳幼児医療助成事業費県補助金（国保分）	5,592
						子ども医療助成事業費県補助金（国保分）	57,386
						重度心身障害者医療助成事業費県補助金（こども医療国保分）	674
						重層的支援体制整備事業費県交付金	7,150
				2 心身障害者福祉費県補助金	366,733	地域生活支援事業費等県補助金	66,507
						戦傷病者補装具給付等事務費県補助金	10
						地域生活支援促進事業費県補助金	2,981
						重度心身障害者医療助成事業費県補助金	283,033
						重層的支援体制整備事業費県交付金	14,202
				3 老人福祉費県補助金	534,942	介護保険利用者負担軽減対策事業費県補助金	2,901
						地域医療介護総合確保基金事業費県補助金	435,118
						重層的支援体制整備事業費県交付金	94,323
						介護職員初任者研修及び実務者研修県補助金	2,600
				4 児童福祉費県補助金	1,853,684	子ども・子育て支援県交付金	578,946
						乳幼児医療助成事業費県補助金（社保分）	125,776
						子ども医療助成事業費県補助金（社保分）	743,089

（款） 18　県支出金

（項） 2　県補助金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金						重度心身障害者医療助成事業費県補助金（こども医療社保分） 2,684 ひとり親家庭医療助成事業費県補助金 27,300 住宅セーフティネット促進補助事業費県補助金 14,107 保育対策総合支援事業費県補助金 35,494 施設型給付費地方単独費県補助金 286,613 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費県補助金 393 重層的支援体制整備事業費県交付金 27,226 児童虐待防止対策等総合支援事業費県補助金 5,184 病児保育広域運営支援事業費県補助金 3,600 乳児等のための支援給付県交付金 3,272
3 衛生費県補助金	211,531	218,522	△ 6,991	1 保健衛生費県補助金	197,531	骨髄移植ドナー助成事業費県補助金 210 在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金 108 救急医療施設運営事業費県補助金 1,911 予防接種事故救済給付費県補助金 102 風しん対策事業費県補助金 1,262 地域自殺対策強化県交付金 1,441 健康増進事業費県補助金 23,979 子ども・子育て支援県交付金 12,355 浄化槽設置整備事業費県補助金 11,137

（款）　18　県支出金

（項）　2　県補助金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
3 衛生費県補助金						除染対策事業費県補助金	126,927
						放射線健康対策事業費県補助金	1,430
						電源立地地域対策県交付金	4,400
						重層的支援体制整備事業費県交付金	8,489
						予防接種再接種費用助成事業費県補助金	150
						妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金	593
						妊婦のための支援給付費県補助金	971
						被災者健康支援体制整備事業費県補助金	66
						生殖補助医療交通費支援事業県補助金	2,000
				2 清掃費県補助金	14,000	産業廃棄物税県交付金	11,500
						ごみ減量・資源化取組実践支援事業費県補助金	2,500
4 農林水産業費県補助金	811,905	645,491	166,414	1 農業費県補助金	800,207	農業委員会費県交付金	9,038
						農地利用最適化県交付金	1,067
						農地集積・集約化等対策事業費県補助金	110,735
						経営所得安定対策等推進事業費県補助金	21,678
						農業経営基盤強化資金利子補給費県補助金	2
						中山間地域等直接支払事業費県交付金	91,357
						農業次世代人材投資事業費県補助金	613
						担い手づくり総合支援事業費県補助金	5,454
						遊休農地等再生対策支援事業費県補助金	1,500

（款）　18　県支出金

（項）　2　県補助金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
4 農林水産業費県補助金						地域を支える新たな農業者等確保支援事業費県補助金	135
						新規就農者育成総合対策事業費県補助金	58,827
						環境保全型農業直接支払県交付金	3,184
						環境保全型農業直接支払等県推進交付金	46
						狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補助金	1,040
						鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金	7,669
						特定外来生物対策事業費県補助金	453
						産地生産力強化総合対策事業費県補助金	2,397
						国営造成水利施設管理強化事業費県補助金	50,187
						ツキノワグマ出没対策支援事業費県補助金	17,175
						多面的機能支払県交付金	209,517
						地籍調査費県補助金	35,550
						農用地等集団化事業費県補助金	639
						畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費県補助金	125,000
						農村地域防災減災事業費県補助金	10,640
						農業水路等長寿命化・防災減災事業費県交付金	9,000
						水利施設管理強化事業費県補助金	902

（款） 18　県支出金

（項） 2　県補助金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
4 農林水産業費県補助金						産地生産基盤パワーアップ事業推進費県補助金	16,355
						狩猟技術向上等支援事業費県補助金	370
						地域創生総合支援事業費県補助金	3,423
						地域計画担い手確保支援事業費県補助金	5,254
						農業でふくしまぐらし支援事業費県補助金	1,000
				2 林業費県補助金	11,698	造林事業費県補助金	3,927
						森林環境県交付金	4,613
						里山林保全対策事業費県補助金	3,158
5 商工費県補助金	4,078	2,953	1,125	1 商工費県補助金	4,078	地域創生総合支援事業費県補助金	4,078
6 土木費県補助金	31,876	581,401	△ 549,525	1 土木管理費県補助金	28,958	木造住宅等耐震化支援事業費県補助金	3,292
						建築物耐震化促進事業費県補助金	25,666
				2 都市計画費県補助金	2,918	市町村生活交通対策事業運行費県補助金	2,918
7 教育費県補助金	31,699	35,345	△ 3,646	1 小中学校費県補助金	5,899	森林環境県交付金	392
						公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金	5,376
						子ども・子育て支援県交付金	131
				2 社会教育費県補助金	25,800	指定文化財保存活用事業費県補助金	25,800
計	3,977,301	3,897,867	79,434				

（款）　18　県支出金
（項）　3　委託金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1 総務費委託金	745,450	822,346	△ 76,896	1 総務管理費委託金	6,580	うつくしま権限移譲交付金	1,173
						地域人権啓発活動活性化事業費県委託金	913
						県広報誌配布手数料交付金	4,494
				2 徴税費委託金	515,000	個人県民税徴収取扱費県交付金	515,000
				3 選挙費委託金	197,701	在外選挙人名簿登録事務県委託金	24
						県知事選挙県委託金	148,336
						県議会議員補欠選挙県委託金	49,341
				4 統計調査費委託金	26,169	経済センサス県委託金	25,982
						経済センサス調査区管理県委託金	50
						学校基本調査県委託金	57
						現住人口調査県委託金	80
2 民生費委託金	128	122	6	1 心身障害者福祉費委託金	127	うつくしま権限移譲交付金	127
				2 児童福祉費委託金	1	こどもの福祉と保健に関する状況報告県委託金	1
3 衛生費委託金	14,535	7,460	7,075	1 保健衛生費委託金	14,535	県民健康調査費県委託金	312
						うつくしま権限移譲交付金	7,220
						中核市事務処理の特例等交付金	6,540
						感染症ウイルス等検査県委託金	1
						生活環境保全等市町村委任事務県交付金	390

（款） 18　県支出金

（項） 3　委託金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
3 衛生費委託金						猪苗代湖水環境保全権限移譲交付金	72
4 農林水産業費委託金	5,383	5,016	367	1 農業費委託金	5,383	うつくしま権限移譲交付金	5,383
5 商工費委託金	100	50	50	1 商工費委託金	100	うつくしま権限移譲交付金	100
6 土木費委託金	12,038	11,406	632	1 土木管理費委託金	190	うつくしま権限移譲交付金	190
				2 道路橋りょう費委託金	10	うつくしま権限移譲交付金	10
				3 河川費委託金	11,838	河川環境保全事業県委託金	10,165
						県管理河川水門等管理県委託金	1,673
7 教育費委託金	35,650	35,650	0	1 教育総務費委託金	35,650	緊急スクールカウンセラー等活用事業費県委託金	35,650
計	813,284	882,050	△ 68,766				

（款） 19　財産収入

（項） 1　財産運用収入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 財産貸付収入	61,038	61,793	△ 755	1 土地建物貸付収入	61,038	土地貸付収入	15,741
						建物貸付収入	45,297

18款　県支出金　　19款　財産収入

（款）　19　財産収入

（項）　1　財産運用収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
2 利子及び配当金	181,254	57,718	123,536	1 利子及び配当金	181,254	財政調整基金利子	44,945
						減債基金利子	9,805
						きずな基金利子	3,325
						地方創生応援基金利子	1
						公共施設等総合管理基金利子	64,599
						福祉基金利子	11,013
						高齢化社会対策基金利子	5,433
						すこやか子育て基金利子	730
						環境基金利子	890
						東山霊園管理基金利子	9,407
						農林水産業振興基金利子	1,350
						市有林基金利子	604
						森林環境譲与税基金利子	1,199
						水と緑のまちづくり基金利子	6,788
						消防力整備基金利子	5,121
						篤志奨学資金給与基金利子	2,078
						学校施設整備基金利子	367
						文化スポーツ振興基金利子	4,925
						音楽堂整備基金利子	7,356
						美術品取得基金利子	454
						株式配当金	863
						キャラクターデザイン運用収入	1

（款）　19　財産収入

（項）　1　財産運用収入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	242,292	119,511	122,781			

（款）　19　財産収入

（項）　2　財産売払収入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 不動産売払収入	2	2	0	1 土地売払収入	1	市有地売払収入	1
				2 立木売払収入	1	立木売払収入	1
2 物品売払収入	118,565	99,989	18,576	1 物品売払収入	118,565	市史編さん事業刊行物売払収入	1,501
						キャラクターグッズ販売収入	230
						絵葉書販売収入	37
						開成館テレホンカード売払収入	2
						美術品図録等売払収入	800
						備品等売払収入	1,810
						ごみ破砕処分等回収物売払収入	110,317
						郡山市民手帳売払収入	731
						博物館図録等売払収入	2,606
						文化刊行物等売払収入	531

（款）　19　財産収入

（項）　2　財産売払収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
3 生産物売払収入	1,922	1,957	△ 35	1 生産物売払収入	1,922	園芸振興センター生産物売払収入	1,922
計	120,489	101,948	18,541				

（款）　20　寄附金

（項）　1　寄附金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般寄附金	216,809	198,804	18,005	1 ふるさと納税寄附金	216,809	こおりやま応援寄附金	216,809
2 総務費寄附金	1	1	0	1 総務管理費寄附金	1	交通遺児激励寄附金	1
3 民生費寄附金	3	2	1	1 社会福祉費寄附金	1	社会福祉対策寄附金	1
				2 老人福祉費寄附金	1	高齢化社会対策推進寄附金	1
				3 児童福祉費寄附金	1	子育て支援推進寄附金	1
4 衛生費寄附金	1	1	0	1 保健衛生費寄附金	1	環境寄附金	1

19款　財産収入　　20款　寄附金

（款） 20　寄附金

（項） 1　寄附金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
5 土木費寄附金	1	1	0	1 都市計画費寄附金	1	水と緑のまちづくり基金寄附金	1
6 教育費寄附金	2	2	0	1 小中学校費寄附金	1	奨学資金給与費寄附金	1
				2 社会教育費寄附金	1	文化スポーツ振興寄附金	1
計	216,817	198,811	18,006				

（款） 21　繰入金

（項） 1　特別会計繰入金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 国民健康保険繰入金	20,759	21,821	△ 1,062	1 国民健康保険繰入金	20,759	国民健康保険繰入金	20,759
2 介護保険繰入金	116,507	107,909	8,598	1 介護保険繰入金	116,507	介護保険繰入金	116,507
3 荒井北井土地区画整理事業繰入金	210	273	△ 63	1 荒井北井土地区画整理事業繰入金	210	荒井北井土地区画整理事業繰入金	210

20款　寄附金　　21款　繰入金

（款） 21　繰入金

（項） 1　特別会計繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
4 富田第二土地区画整理事業繰入金	11,294	100,281	△ 88,987	1 富田第二土地区画整理事業繰入金	11,294	富田第二土地区画整理事業繰入金	11,294
5 駐車場事業繰入金	58,726	84,091	△ 25,365	1 駐車場事業繰入金	58,726	駐車場事業繰入金	58,726
6 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	18,424	18,692	△ 268	1 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	18,424	郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	18,424
7 多田野財産区繰入金	1,133	3,540	△ 2,407	1 多田野財産区繰入金	1,133	多田野財産区事務費繰入金	1,133
8 河内財産区繰入金	1,192	3,540	△ 2,348	1 河内財産区繰入金	1,192	河内財産区事務費繰入金	1,192
9 舟津財産区繰入金	67	61	6	1 舟津財産区繰入金	67	舟津財産区事務費繰入金	67
10 舘財産区繰入金	80	72	8	1 舘財産区繰入金	80	舘財産区事務費繰入金	80
11 横沢財産区繰入金	76	69	7	1 横沢財産区繰入金	76	横沢財産区事務費繰入金	76
12 赤津財産区繰入金	423	518	△ 95	1 赤津財産区繰入金	423	赤津財産区事務費繰入金	423

（款）　21　繰入金

（項）　1　特別会計繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
13 三代財産区繰入金	483	443	40	1 三代財産区繰入金	483	三代財産区事務費繰入金	483
14 福良財産区繰入金	449	415	34	1 福良財産区繰入金	449	福良財産区事務費繰入金	449
計	229,823	341,725	△ 111,902				

（款）　21　繰入金

（項）　2　基金繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	4,420,000	5,960,000	△ 1,540,000	1 財政調整基金繰入金	4,420,000	財政調整基金繰入金	4,420,000
2 減債基金繰入金	549,329	526,819	22,510	1 減債基金繰入金	549,329	減債基金繰入金	549,329
3 きずな基金繰入金	7,082	8,078	△ 996	1 きずな基金繰入金	7,082	きずな基金繰入金	7,082
4 地方創生応援基金繰入金	32,282	48,552	△ 16,270	1 地方創生応援基金繰入金	32,282	地方創生応援基金繰入金	32,282

（款） 21　繰入金

（項） 2　基金繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
5 公共施設等総合管理基金繰入金	1,113,841	1,247,721	△ 133,880	1 公共施設等総合管理基金繰入金	1,113,841	公共施設等総合管理基金繰入金	1,113,841
6 福祉基金繰入金	10,335	0	10,335	1 福祉基金繰入金	10,335	福祉基金繰入金	10,335
7 高齢化社会対策基金繰入金	3,000	0	3,000	1 高齢化社会対策基金繰入金	3,000	高齢化社会対策基金繰入金	3,000
8 すこやか子育て基金繰入金	23,060	22,700	360	1 すこやか子育て基金繰入金	23,060	すこやか子育て基金繰入金	23,060
9 環境基金繰入金	13,805	17,774	△ 3,969	1 環境基金繰入金	13,805	環境基金繰入金	13,805
10 東山霊園管理基金繰入金	14,045	0	14,045	1 東山霊園管理基金繰入金	14,045	東山霊園管理基金繰入金	14,045
11 農林水産業振興基金繰入金	9,743	0	9,743	1 農林水産業振興基金繰入金	9,743	農林水産業振興基金繰入金	9,743

（款） 21　繰入金

（項） 2　基金繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
12 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	120,638	60,000	60,638	1 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	120,638	農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	120,638
13 市有林基金繰入金	3,217	250	2,967	1 市有林基金繰入金	3,217	市有林基金繰入金	3,217
14 森林環境譲与税基金繰入金	102,650	72,181	30,469	1 森林環境譲与税基金繰入金	102,650	森林環境譲与税基金繰入金	102,650
15 消防力整備基金繰入金	5,172	3,160	2,012	1 消防力整備基金繰入金	5,172	消防力整備基金繰入金	5,172
16 篤志奨学資金給与基金繰入金	14,194	12,837	1,357	1 篤志奨学資金給与基金繰入金	14,194	篤志奨学資金給与基金繰入金	14,194
17 文化スポーツ振興基金繰入金	4,925	0	4,925	1 文化スポーツ振興基金繰入金	4,925	文化スポーツ振興基金繰入金	4,925
18 美術品取得基金繰入金	4,070	3,300	770	1 美術品取得基金繰入金	4,070	美術品取得基金繰入金	4,070
計	6,451,388	7,983,372	△ 1,531,984				

（款）　22　繰越金

（項）　1　繰越金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	1,600,000	1,600,000	0	1 前年度繰越金	1,600,000	前年度繰越金	1,600,000
計	1,600,000	1,600,000	0				

（款）　23　諸収入

（項）　1　延滞金、加算金及び過料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 延滞金	70,003	70,001	2	1 延滞金	70,003	延滞金	70,003
2 加算金	1	1	0	1 加算金	1	加算金	1
3 過料	1	1	0	1 過料	1	過料	1
計	70,005	70,003	2				

（款）　23　諸収入

（項）　2　市預金利子　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	26,000	15,000	11,000	1 市預金利子	26,000	市預金利子	26,000
計	26,000	15,000	11,000				

22款　繰越金　　23款　諸収入

（款） 23 諸収入

（項） 3 貸付金元利収入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 民生費貸付金元利収入	53,269	76,082	△ 22,813	1 災害救助費貸付金元利収入	53,269	災害援護資金貸付金元金収入（東日本大震災分） 4,862 災害援護資金貸付金利子収入（東日本大震災分） 15 災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分（東日本大震災分） 31,949 災害援護資金貸付金利子収入・滞納繰越分（東日本大震災分） 1,266 災害援護資金貸付金元金収入（令和元年台風分） 8,868 災害援護資金貸付金利子収入（令和元年台風分） 236 災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分（令和元年台風分） 2,143 災害援護資金貸付金利子収入・滞納繰越分（令和元年台風分） 119 災害援護資金貸付金元金収入（令和３年福島県沖地震分） 1,989 災害援護資金貸付金利子収入（令和３年福島県沖地震分） 67 災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分（令和３年県沖地震分） 141

（款）　23　諸収入

（項）　3　貸付金元利収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 民生費貸付金元利収入						災害援護資金貸付金利子収入・滞納繰越分（令和３年県沖地震分） 9 災害援護資金貸付金元金収入（令和４年福島県沖地震分） 1,514 災害援護資金貸付金利子収入（令和４年福島県沖地震分） 60 災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分（令和４年県沖地震分） 29 災害援護資金貸付金利子収入・滞納繰越分（令和４年県沖地震分） 2
2 商工費貸付金元利収入	2,651,979	2,826,123	△ 174,144	1 商工費貸付金元利収入	2,651,979	中小企業融資原資預託金収入 2,651,979
（土木費貸付金元利収入）	0	14,600	△ 14,600			
計	2,705,248	2,916,805	△ 211,557			

（款）　23　諸収入

（項）　4　受託事業収入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 民生費受託事業収入	34,961	0	34,961	1 老人福祉費受託事業収入	34,961	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託事業収入	34,961
2 衛生費受託事業収入	116,581	109,214	7,367	1 保健衛生費受託事業収入	116,581	後期高齢者健康診査受託事業収入	116,581
3 農林水産業費受託事業収入	4,535	3,101	1,434	1 農業費受託事業収入	4,535	農地中間管理機構管理業務受託事業収入	4,535
計	156,077	112,315	43,762				

（款）　23　諸収入

（項）　5　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 滞納処分費	1	1	0	1 滞納処分費	1	滞納処分費	1
2 弁償金	15	15	0	1 弁償金	15	原動機付自転車標識亡失弁償金	14
						公共施設等損壊弁償金	1
3 雑入	422,247	1,056,647	△ 634,400	1 実費徴収金	76,628	複写経費実費収入	3,298
						あさかの学園大学経費実費収入	12,180
						元気な遊びのひろばペップキッチン実費収入	3,550
						公立保育所食材料費実費収入	55,967

（款） 23 諸収入
（項） 5 雑入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
3 雑入						公立保育所食材料費実費収入・滞納繰越分	1
						保育所広域入所食材料費実費収入	241
						休日・夜間急病センター容器代等実費収入	90
						健康増進健康診査費実費収入	10
						ふれあい体験農園実費収入	182
						都市計画図実費頒布収入	119
						公民館講座実費収入	590
						美術館実技講座実費収入	107
						スポーツ教室教材費実費収入	40
						証明書オンライン申請郵送代実費収入	104
						文化財見学者保険料実費収入	19
						交流プログラム等実費収入	18
						乳児等通園支援事業食材料費実費収入	112
				2 雑入	345,619	雇用保険料個人負担分	21,147
						私用電話料	142
						私用光熱水料	24,752
						郡山地方土地開発公社業務取扱負担金	1,600
						公舎入居料	376
						不用消耗品売払収入	25
						広告料収入	46,665
						裁判所手続費用返還金	1
						県市町村職員共済組合助成金	31,273

（款） 23 諸収入
（項） 5 雑入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
3 雑入						積立年金制度「いしずえ」事務手数料	333
						電気自動車用急速充電器提携料	421
						県市民交通災害共済組合交付金	6,775
						放置自転車売払収入	108
						国際交流員住宅使用料個人負担分	160
						後期高齢者医療高額介護合算療養費返納金	500
						子育て短期支援施設利用料個人負担分	212
						日本スポーツ振興センター納付金（保護者負担分）	9,851
						狂犬病予防注射普及支援事業費助成金	70
						クリーンセンター余剰電力売却収入	106,423
						農業者年金業務委託手数料	1,168
						みらいを描く市町村等支援事業助成金	9,270
						送電線線下補償金	92
						後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金	7,629
						消防団員福祉共済事務取扱手数料	102
						語学指導外国人住宅使用料個人負担分	5,760
						新市町村振興宝くじ交付金	22,000
						地域伝統芸術等保存事業助成金	1,576
						文化財発掘調査事業開発者負担金	22,383

（款） 23 諸収入
（項） 5 雑入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
3 雑入						後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金	1,277
						負担金補助及び交付金過年度返還金	2
						成年後見人制度支援利用者負担金	1
						いわき市営競輪郡山場外車券売場周辺環境整備費負担金	10,715
						重度心身障害者医療費助成金返納金	12,090
						借地内電柱等設置占用料	97
						遺失物拾得金	1
						自動車保険返戻金	1
						損害保険金・市有物件災害共済会共済金	1
						児童手当等過年度返還金	1
						児童扶養手当過年度返還金	1
						実習生謝礼金	505
						生活保護費過年度戻入金	1
						生活保護法第６３条に係る返還金	1
						生活保護法第６３条に係る過年度返還金	1
						生活保護法第７８条に係る徴収金	1
						生活保護法第７８条に係る過年度徴収金	1
						自動販売機等収益還元収入	8
						雑入	100

（款） 23 諸収入

（項） 5 雑入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
4 違約金及び延納利息	303	273	30	1 違約金及び延納利息	303	市営住宅使用料・遅延損害金	300
						市営住宅駐車場使用料・遅延損害金	1
						補助金返還金に係る遅延損害金	1
						食材料費実費収入に係る遅延損害金	1
計	422,566	1,056,936	△ 634,370				

（款） 24 市債

（項） 1 市債

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1 総務債	239,400	170,300	69,100	1 総務管理債	239,400	庁舎施設等整備事業債	21,700
						ふれあいセンター施設整備事業債	217,700
2 民生債	151,700	168,400	△ 16,700	1 老人福祉債	146,700	老人福祉施設整備事業債	146,700
				2 災害救助債	5,000	災害援護資金貸付事業債	5,000
3 衛生債	456,400	456,500	△ 100	1 保健衛生債	29,600	保健衛生施設整備事業債	28,100
						保健衛生設備整備事業債	1,500
				2 清掃債	426,800	一般廃棄物処理事業債	426,800
4 労働債	20,200	0	20,200	1 労働債	20,200	労働施設整備事業債	20,200
5 農林水産業債	202,100	230,300	△ 28,200	1 農業債	167,500	農業農村整備事業債	167,500
				2 林業債	34,600	林道整備事業債	23,700
						森林公園整備事業債	10,900

23款 諸収入　　24款 市債

（款） 24　市債

（項） 1　市債

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
6 商工債	233,500	725,700	△ 492,200	1 商工債	233,500	観光振興施設整備事業債	233,500
7 土木債	3,207,000	3,313,600	△ 106,600	1 道路橋りょう債	1,462,700	道路整備事業債	1,462,700
				2 河川債	969,000	河川整備事業債	969,000
				3 都市計画債	510,800	街路整備事業債	263,400
						公園整備事業債	247,400
				4 住宅債	264,500	公営住宅建設事業債	213,500
						公共施設等除却事業債	51,000
8 消防債	146,500	145,200	1,300	1 消防債	146,500	消防防災設備整備事業債	141,100
						公共施設等除却事業債	5,400
9 教育債	3,488,800	1,708,400	1,780,400	1 小中学校債	2,639,200	小学校教育施設等整備事業債	1,821,500
						中学校教育施設等整備事業債	351,400
						公共施設等除却事業債	33,700
						公立学校情報機器整備事業債	432,600
				2 社会教育債	777,800	社会教育施設整備事業債	777,800
				3 保健体育債	71,800	保健体育施設整備事業債	71,800
10 災害復旧債	34,800	11,500	23,300	1 文教施設災害復旧債	34,800	社会教育施設災害復旧事業債	34,800
（議会債）	0	3,300	△ 3,300				
計	8,180,400	6,933,200	1,247,200				

3 歳出

(款)　1　議会費

(項)　1　議会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 議会費	672,760	673,930	△1,170	特定財源	20	1 報酬	275,076	◎職員給与費	136,134
				その他	20	2 給料	70,048	◎議員費	501,547
				一般財源	672,740	3 職員手当等	138,113	◎事務局費	35,079
						4 共済費	92,103		
	特定財源の内訳					7 報償費	2,121		
	(他) 雇用保険料個人負担分				20	8 旅費	15,404		
						9 交際費	700		
						10 需用費	16,367		
						11 役務費	857		
						12 委託料	9,566		
						13 使用料及び賃借料	3,825		
						17 備品購入費	189		
						18 負担金補助及び交付金	48,391		
計	672,760	673,930	△1,170	特定財源	20				
				その他	20				
				一般財源	672,740				

1款　議会費

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 総務法務費	807,388	835,042	△27,654	特定財源	49,417	1 報酬	8,252	◎職員給与費	217,797
				国・県	31	2 給料	103,151	◎庶務管理事務費	17,284
				市　債	21,700	3 職員手当等	67,771	◯平和推進事業費★	7,688
				その他	27,686	4 共済費	38,142	◎訴訟等事務費	3,330
				一般財源	757,971	7 報償費	143	◎私立学校振興費	4,250
						8 旅費	1,483	◯私立学校等振興事	
	特定財源の内訳					10 需用費	199,488	業費★	4,250
	（国）被災者支援総合交付金				21	11 役務費	25,010	◎長期避難者等支援事	
	（県）うつくしま権限移譲交付金				10	12 委託料	279,003	業費	264
	（市債）庁舎施設等整備事業債				21,700	13 使用料及び	71,211	◯長期避難者等支援	
	（他）保存文書溶解処理負担金				53	賃借料		事業費★	264
	（他）庁舎駐車場使用料				11,664	17 備品購入費	130	◎文書収発費	6,974
	（他）行政不服審査関係手数料				1	18 負担金補助	13,273	◎浄書印刷費	1,847
	（他）土地に関する証明手数料				1	及び交付金		◎保存文書費	3,127
	（他）建物貸付収入				4,942	26 公課費	331	◎法規事務費	5,377
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金				2,423			◎庁舎費	493,175
	（他）雇用保険料個人負担分				110			◎車両管理費	41,033
	（他）私用電話料				35			◯公用車の調達及び	
	（他）私用光熱水料				5,800			運行管理事業費★	41,033
	（他）郡山地方土地開発公社業務取扱負担金				1,600			◎包括外部監査費	12,500
	（他）公舎入居料				376			◎行政不服審査費	430
	（他）不用消耗品売払収入				20				

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 総務法務費	（他）広告料収入				660				
	（他）遺失物拾得金				1				
2 秘書事務費	152,838	135,524	17,314	一般財源	152,838	2 給料	70,587	◎職員給与費	133,088
						3 職員手当等	40,306	◎秘書事務費	12,526
						4 共済費	22,195	◎市長会費	4,652
						7 報償費	1,221	◎ほう賞及び表彰費	2,572
						8 旅費	3,522		
						9 交際費	2,800		
						10 需用費	4,426		
						11 役務費	1,326		
						13 使用料及び賃借料	995		
						18 負担金補助及び交付金	5,460		
3 人事管理費	496,764	473,656	23,108	特定財源	1,160	1 報酬	129,936	◎職員給与費	390,365
				その他	1,160	2 給料	84,854	◎職員管理費	70,986
				一般財源	495,604	3 職員手当等	104,473	◎職員研修費	2,001
						4 共済費	63,261	◎人材育成推進費	26,684
	特定財源の内訳					7 報償費	53	◯人材育成推進事業	
	（他）証明書オンライン申請郵送代実費収入				1	8 旅費	17,570	費★	26,684
	（他）雇用保険料個人負担分				1,159	10 需用費	2,592	◎職員採用試験事務費	6,372

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
3 人事管理費						11 役務費	396	◎議員報酬及び市長等	
						12 委託料	76,522	給料審議会費	274
						13 使用料及び賃借料	3,622	◎職員表彰費	82
						18 負担金補助及び交付金	13,485		
4 職員厚生費	1,070,380	506,924	563,456	特定財源	65,078	1 報酬	11,966	◎職員給与費	142,694
				その他	65,078	2 給料	59,280	◎退職手当費	634,494
				一般財源	1,005,302	3 職員手当等	679,992	◎職員児童手当支給費	124,045
						4 共済費	25,605	◎職員福利厚生費	149,301
	特定財源の内訳					5 災害補償費	1,018	◎恩給及び退職年金	989
	（他）企業会計ストレスチェック制度負担金				165	6 恩給及び退職年金	989	◎公務災害補償費	1,292
	（他）企業会計人件費負担金				33,216			◎職員表彰費	550
	（他）雇用保険料個人負担分				91	7 報償費	450	◎企業会計退職手当負	
	（他）県市町村職員共済組合助成金				31,273	8 旅費	773	担金	17,015
	（他）積立年金制度「いしずえ」事務手数料				333	10 需用費	17,525		
						11 役務費	158		
						12 委託料	121,886		
						18 負担金補助及び交付金	26,693		
						19 扶助費	124,045		

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
5 行財政改革推進費	62,420	63,402	△982	一般財源	62,420	1 報酬	324	◎職員給与費	60,509
						2 給料	30,803	◎行財政改革推進費	1,559
						3 職員手当等	19,219	◯業務プロセス再構	
						4 共済費	10,487	築推進事業費★	279
						7 報償費	553	◎行政不服審査会費	352
						8 旅費	502		
						10 需用費	165		
						12 委託料	330		
						18 負担金補助及び交付金	37		
6 政策開発費	185,294	283,221	△97,927	特定財源	16,871	1 報酬	2,065	◎職員給与費	139,909
				国・県	16,616	2 給料	68,094	◎企画事務費	6,402
				その他	255	3 職員手当等	44,421	◎地方創生費	20,797
				一般財源	168,423	4 共済費	25,229	◎連携中枢都市圏推進	
						7 報償費	2,486	費	9,063
	特定財源の内訳					8 旅費	3,612	◯連携中枢都市圏推	
	（国）地方創生臨時交付金				16,616	10 需用費	1,523	進事業費★	9,063
	（他）地方創生応援基金繰入金				238	11 役務費	5,841	◎総合教育会議費	10
	（他）雇用保険料個人負担分				17	12 委託料	9,459	◎学術連携推進費	1,259
						13 使用料及び賃借料	5,417	◯学術連携推進事業	
								費★	1,259

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
6 政策開発費						18 負担金補助及び交付金	2,027	◎ＳＤＧｓ未来都市推進事業費	7,854
						19 扶助費	15,120	◯ＳＤＧｓ理解・普及費★	7,854
7 選ばれるまち推進費	328,778	0	328,778	特定財源	61,908	2 給料	36,465	◎職員給与費	70,824
				国・県	59,957	3 職員手当等	21,298	◎魅力発信事業費	148,368
				その他	1,951	4 共済費	13,061	◯シティプロモーション推進事業費★	26,532
				一般財源	266,870	7 報償費	83,526		
						8 旅費	2,990	◯こおりやま応援寄附金事業費★	121,662
	特定財源の内訳					10 需用費	971		
	（国）福島再生加速化交付金				1,891	11 役務費	6,436	◎移住・定住促進事業費	109,585
	（県）ふくしま移住支援金給付費県補助金				58,066	12 委託料	68,965		
	（他）地方創生応援基金利子				1	13 使用料及び賃借料	17,426	◯移住・定住促進事業費★	109,585
	（他）キャラクターデザイン運用収入				1				
	（他）キャラクターグッズ販売収入				218	18 負担金補助及び交付金	77,639	◎地方創生応援基金費	1
	（他）絵葉書販売収入				37				
	（他）みらいを描く市町村等支援事業助成金				1,694	24 積立金	1		
8 情報政策費	1,806,960	1,827,875	△20,915	特定財源	18,685	1 報酬	1,995	◎職員給与費	134,331
				その他	18,685	2 給料	65,355	◎情報政策推進事業費	89,495
				一般財源	1,788,275	3 職員手当等	43,009	◯郡山市デジタル市役所推進事業費★	413
						4 共済費	23,872		

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
8 情報政策費	特定財源の内訳					7 報償費	196	◯デジタルファースト推進事業費★	50,433
	（他）電算機器賃借負担金				18,669	8 旅費	445		
	（他）雇用保険料個人負担分				16	10 需用費	73,598	◯ＩＣＴを活用した働き方改革推進事業費★	37,862
						11 役務費	105,684		
						12 委託料	458,438		
						13 使用料及び賃借料	1,026,227	◎情報システム運営事業費	1,583,134
						18 負担金補助及び交付金	8,141		
9 広聴広報費	319,337	304,323	15,014	特定財源	4,958	1 報酬	6,153	◎職員給与費	107,692
				国・県	63	2 給料	50,729	◎広聴広報費	210,986
				その他	4,895	3 職員手当等	31,920	◯こおりやまインフォメーション事業費★	147,908
				一般財源	314,379	4 共済費	18,526		
						7 報償費	443		
	特定財源の内訳					8 旅費	1,042	◯ウェブ等情報発信事業費★	11,115
	（国）自衛官募集事務国庫委託金				63	10 需用費	130,385		
	（他）公文書等開示関係手数料				74	11 役務費	48,201	◯メディア広報事業費★	48,281
	（他）複写経費実費収入				12	12 委託料	23,678		
	（他）雇用保険料個人負担分				51	13 使用料及び賃借料	7,654	◯こおりやまリサーチ事業費★	3,032
	（他）広告料収入				4,758				
						17 備品購入費	370	◎個人情報保護費	254

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
9 広聴広報費						18 負担金補助及び交付金	236	◎情報公開費	405
10 財政管理費	1,230,901	251,201	979,700	特定財源	58,092	1 報酬	2,065	◎職員給与費	156,255
				その他	58,092	2 給料	68,380	◎財政管理費	16,568
				一般財源	1,172,809	3 職員手当等	58,051	◎財政調整基金費	44,946
						4 共済費	27,659	◎減債基金費	1,009,806
	特定財源の内訳					8 旅費	387	◎きずな基金費	3,326
	（他）財政調整基金利子				44,945	10 需用費	1,329		
	（他）減債基金利子				9,805	12 委託料	14,730		
	（他）きずな基金利子				3,325	18 負担金補助及び交付金	222		
	（他）雇用保険料個人負担分				17				
						24 積立金	1,058,078		
11 財産管理費	1,544,303	384,557	1,159,746	特定財源	83,578	1 報酬	2,211	◎職員給与費	163,066
				国・県	786	2 給料	83,093	◎財産管理費	77,302
				その他	82,792	3 職員手当等	49,546	◯公有資産マネジメ	
				一般財源	1,460,725	4 共済費	28,499	ント推進事業費★	17,639
						7 報償費	760	◯旧豊田貯水池利活	
	特定財源の内訳					8 旅費	586	用事業費★	12,888
	（県）土地利用規制対策費県交付金				776	10 需用費	9,361	◎普通財産管理費	39,061
	（県）うつくしま権限移譲交付金				10	11 役務費	49,800	◎土地利用対策費	273

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
11 財産管理費	（他）土地に関する証明手数料				1	12 委託料	55,055	◎公共施設等総合管理基金費	1,264,601
	（他）土地貸付収入				14,439	13 使用料及び賃借料	68		
	（他）建物貸付収入				1,980				
	（他）公共施設等総合管理基金利子				64,599	18 負担金補助及び交付金	723		
	（他）株式配当金				863				
	（他）市有地売払収入				1	24 積立金	1,264,601		
	（他）多田野財産区事務費繰入金				113				
	（他）河内財産区事務費繰入金				172				
	（他）舟津財産区事務費繰入金				31				
	（他）舘財産区事務費繰入金				41				
	（他）横沢財産区事務費繰入金				38				
	（他）赤津財産区事務費繰入金				137				
	（他）三代財産区事務費繰入金				197				
	（他）福良財産区事務費繰入金				163				
	（他）雇用保険料個人負担分				15				
	（他）自動車保険返戻金				1				
	（他）損害保険金・市有物件災害共済会共済金				1				
12 契約検査費	247,583	237,576	10,007	特定財源	8,076	1 報酬	7,676	◎職員給与費	200,392
				その他	8,076	2 給料	95,962	◎契約事務費	29,517
				一般財源	239,507	3 職員手当等	62,118	◎公契約審議会費	229
						4 共済費	34,396	◎入札監視委員会費	161

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
12 契約検査費	特定財源の内訳					7 報償費	547	◎庁用共通事務費	5,400
	（他）電算機器賃借負担金				7,164	8 旅費	763	◎工事検査費	11,884
	（他）企業会計人件費負担金				823	10 需用費	2,572	◯建設系技術職員育	
	（他）備品等売払収入				10	11 役務費	1,574	成事業費★	323
	（他）雇用保険料個人負担分				79	12 委託料	21,928		
						13 使用料及び賃借料	15,913		
						17 備品購入費	3,723		
						18 負担金補助及び交付金	411		
13 市民協働推進費	282,338	279,304	3,034	特定財源	5,688	1 報酬	1,986	◎職員給与費	130,771
				国・県	5,647	2 給料	65,438	◎市民協働推進事業費	26,598
				その他	41	3 職員手当等	40,378	◯協働のまちづくり	
				一般財源	276,650	4 共済費	23,081	推進事業費★	25,455
						7 報償費	79,924	◯ユニバーサルデザ	
	特定財源の内訳					8 旅費	456	イン推進事業費★	528
	（県）うつくしま権限移譲交付金				1,153	10 需用費	966	◎自治振興費	122,477
	（県）県広報誌配布手数料交付金				4,494	11 役務費	6,189	◯町内会活動促進事	
	（他）認可地縁団体に関する証明等手数料				2	12 委託料	23,496	業費★	6,100
	（他）雇用保険料個人負担分				39	13 使用料及び賃借料	4,579	◯地域集会所補助事	
								業費★	28,005

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
13 市民協働推進費						18 負担金補助及び交付金	35,845	◎市民相談費	2,492
14 ダイバーシティ推進費	172,208	176,334	△4,126	特定財源	1,990	1 報酬	7,882	◎職員給与費	98,327
				国・県	1,774	2 給料	43,149	◎男女共同参画推進費	1,760
				その他	216	3 職員手当等	29,640	◯男女共同参画推進事業費★	1,051
				一般財源	170,218	4 共済費	17,545		
						7 報償費	1,569	◎男女共同参画センター費	53,989
	特定財源の内訳					8 旅費	2,983		
	（国）地域女性活躍推進交付金				176	10 需用費	2,250	◎人権啓発活動推進費	2,743
	（国）地域未来交付金				35	11 役務費	213	◯人権啓発活動推進事業費★	2,743
	（県）犯罪被害者等見舞金等支給事業費県補助金				650	12 委託料	58,446		
	（県）地域人権啓発活動活性化事業費県委託金				913	13 使用料及び賃借料	905	◎若者参加支援事業費	5,226
	（他）雇用保険料個人負担分				55			◯Ｚ世代職員アイデア創出事業費★	1,458
	（他）国際交流員住宅使用料個人負担分				160	18 負担金補助及び交付金	6,326	◯Ｚ世代地域活躍推進事業費★	3,768
	（他）自動販売機等収益還元収入				1			◎国際化推進費	10,163
						19 扶助費	1,300	◯多文化共生推進事業費★	10,163

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
15 市民安全費	261,605	256,163	5,442	特定財源	8,266	1 報酬	22,096	◎職員給与費	135,124
				国・県	1,338	2 給料	57,816	◎消費生活センター費	2,180
				その他	6,928	3 職員手当等	37,295	◎防犯灯費	82,425
				一般財源	253,339	4 共済費	23,157	◎防犯灯補助事業費	4,173
						7 報償費	4,623	◎防犯対策費	8,304
	特定財源の内訳					8 旅費	2,481	◯郡山市防犯まちづ	
	（国）防災・安全交付金				1,045	10 需用費	87,189	くり推進事業費★	8,304
	（県）消費者行政強化県交付金				293	11 役務費	1,626	◎交通安全推進費	21,059
	（他）交通遺児激励寄附金				1	12 委託料	4,875	◯交通安全活動事業	
	（他）雇用保険料個人負担分				112	13 使用料及び	24	費★	20,205
	（他）広告料収入				40	賃借料		◎セーフコミュニティ	
	（他）県市民交通災害共済組合交付金				6,775	14 工事請負費	3,796	推進事業費	8,340
						18 負担金補助	16,592	◯セーフコミュニテ	
						及び交付金		ィ推進事業費★	8,340
						26 公課費	35		
16 会計管理費	171,064	170,997	67	特定財源	26,017	1 報酬	2,178	◎職員給与費	117,015
				その他	26,017	2 給料	55,396	◎会計管理費	54,049
				一般財源	145,047	3 職員手当等	38,603		
						4 共済費	20,618		
	特定財源の内訳					8 旅費	516		
	（他）市預金利子				26,000	10 需用費	935		
	（他）雇用保険料個人負担分				17	11 役務費	52,773		

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
16 会計管理費						18 負担金補助及び交付金	45		
17 行政センター及び連絡所費	1,511,939	1,522,336	△10,397	特定財源	33,861	1 報酬	76,787	◎職員給与費	1,370,494
				国・県	25,185	2 給料	654,383	◎行政センター及び連絡所費	141,445
				その他	8,676	3 職員手当等	393,349		
				一般財源	1,478,078	4 共済費	242,928		
						7 報償費	221		
	特定財源の内訳					8 旅費	3,671		
	（国）国民年金事務国庫委託金				25,185	10 需用費	79,271		
	（他）熱海多目的交流施設使用料				299	11 役務費	12,338		
	（他）建物貸付収入				98	12 委託料	34,651		
	（他）多田野財産区事務費繰入金				1,020	13 使用料及び賃借料	6,622		
	（他）河内財産区事務費繰入金				1,020				
	（他）舟津財産区事務費繰入金				36	14 工事請負費	6,028		
	（他）舘財産区事務費繰入金				39	15 原材料費	810		
	（他）横沢財産区事務費繰入金				38	17 備品購入費	264		
	（他）赤津財産区事務費繰入金				286	18 負担金補助及び交付金	362		
	（他）三代財産区事務費繰入金				286				
	（他）福良財産区事務費繰入金				286	26 公課費	254		
	（他）森林環境譲与税基金繰入金				264				
	（他）雇用保険料個人負担分				1,300				
	（他）私用光熱水料				3,704				

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
18 市民ふれあいプラザ及び市民交流プラザ費	183,451	179,012	4,439	特定財源	6,017	10 需用費	21,592	◎市民ふれあいプラザ及び市民交流プラザ費	183,451
				その他	6,017	11 役務費	848		
				一般財源	177,434	12 委託料	27,192		
						18 負担金補助及び交付金	133,819		
	特定財源の内訳								
	（他）市民ふれあいプラザ使用料				1,453				
	（他）市民交流プラザ使用料				3,655				
	（他）建物貸付収入				283				
	（他）私用光熱水料				626				
19 公会堂費	5,715	5,954	△239	特定財源	557	10 需用費	3,216	◎公会堂費	5,715
				その他	557	11 役務費	29		
				一般財源	5,158	12 委託料	1,498		
						13 使用料及び賃借料	972		
	特定財源の内訳								
	（他）公会堂使用料				557				
20 ふれあいセンター費	341,682	94,670	247,012	特定財源	244,180	10 需用費	62,340	◎ふれあいセンター費	341,682
				市債	217,700	11 役務費	616		
				その他	26,480	12 委託料	33,244		
				一般財源	97,502	13 使用料及び賃借料	8,047		
	特定財源の内訳					14 工事請負費	237,435		
	（市債）ふれあいセンター施設整備事業債				217,700				

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
20 ふれあいセンター費	（他）ふれあいセンター使用料				2,086				
	（他）建物貸付収入				559				
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金				23,835				
21 コミュニティセンター費	13,116	10,793	2,323	特定財源	139	10 需用費	9,047	◎コミュニティセンター費	13,116
				その他	139	11 役務費	77		
				一般財源	12,977	12 委託料	2,868		
						13 使用料及び賃借料	1,124		
	特定財源の内訳								
	（他）コミュニティセンター使用料				139				
22 公平委員会費	932	730	202	一般財源	932	1 報酬	203	◎公平委員会費	932
						8 旅費	549		
						10 需用費	22		
						18 負担金補助及び交付金	158		
計	11,196,996	7,999,594	3,197,402	特定財源	694,538				
				国・県	111,397				
				市　債	239,400				
				その他	343,741				
				一般財源	10,502,458				

（款）　2　総務費

（項）　2　徴税費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 市民税費	991,845	816,953	174,892	特定財源	230,428	1 報酬	15,813	◎職員給与費	316,641
				国・県	230,000	2 給料	144,406	◎市民税課税費	79,143
				その他	428	3 職員手当等	101,287	◎固定資産評価審査委	
				一般財源	761,417	4 共済費	54,922	員会費	1,145
						8 旅費	1,373	◎事業所税課税費	568
	特定財源の内訳					10 需用費	4,962	◎諸税課税費	15,404
	（県）個人県民税徴収取扱費県交付金				230,000	11 役務費	30,742	◎税総合システム運用	
	（他）電算機器賃借負担金				335	12 委託料	522,226	事業費	578,944
	（他）原動機付自転車標識亡失弁償金				14	13 使用料及び賃借料	73,925		
	（他）雇用保険料個人負担分				79				
						18 負担金補助及び交付金	42,189		
2 資産税費	547,307	670,943	△123,636	特定財源	15,128	1 報酬	14,923	◎職員給与費	315,813
				その他	15,128	2 給料	143,042	◎固定資産税課税費	231,411
				一般財源	532,179	3 職員手当等	103,198	◎固定資産評価員費	83
						4 共済費	53,305		
	特定財源の内訳					8 旅費	1,951		
	（他）市税関係証明手数料				15,007	10 需用費	4,116		
	（他）雇用保険料個人負担分				121	11 役務費	16,896		
						12 委託料	179,590		
						13 使用料及び賃借料	27,324		

（款）　2　総務費

（項）　2　徴税費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 資産税費						17 備品購入費	2,595		
						18 負担金補助及び交付金	367		
3 徴収費	664,387	619,846	44,541	特定財源	355,948	1 報酬	31,393	◎職員給与費	343,953
				国・県	285,000	2 給料	150,900	◎徴収費	314,412
				その他	70,948	3 職員手当等	100,428	◎税収確保対策事業費	4,581
				一般財源	308,439	4 共済費	59,400	◎納税貯蓄組合費	362
						7 報償費	296	◎債権管理費	1,079
	特定財源の内訳					8 旅費	2,161	◯債権管理適正化推	
	（県）個人県民税徴収取扱費県交付金				285,000	10 需用費	3,237	進事業費★	1,079
	（他）電算機器賃借負担金				657	11 役務費	56,467		
	（他）延滞金				70,000	12 委託料	50,808		
	（他）過料				1	13 使用料及び賃借料	9,110		
	（他）滞納処分費				1				
	（他）雇用保険料個人負担分				289	18 負担金補助及び交付金	187		
						22 償還金利子及び割引料	200,000		
（定額減税補足給付金費）	0	1,232,000	△1,232,000						

（款）　2　総務費

（項）　2　徴税費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	2,203,539	3,339,742	△1,136,203	特定財源	601,504			
				国・県	515,000			
				その他	86,504			
				一般財源	1,602,035			

（款）　2　総務費

（項）　3　戸籍住民基本台帳費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 戸籍住民基本台帳費	927,496	1,384,698	△457,202	特定財源	325,213	1 報酬	111,440	◎職員給与費	605,300
				国・県	245,943	2 給料	212,446	◎戸籍事務費	64,270
				その他	79,270	3 職員手当等	174,341	◎住民基本台帳費	74,505
				一般財源	602,283	4 共済費	100,646	◎印鑑登録事務費	978
						8 旅費	6,804	◎窓口業務のオンライ	
	特定財源の内訳					10 需用費	12,909	ン化推進事業費	32,496
	（国）マイナンバーカード交付事務費国庫補助金				245,068	11 役務費	21,059	◯窓口業務のオンラ	
	（国）中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金				875	12 委託料	234,214	イン化推進事業費★	32,496
	（他）戸籍謄抄本住民票等交付手数料				74,020	13 使用料及び	41,823	◎マイナンバーカード	
	（他）臨時運行許可申請手数料				2,100	賃借料		事務費	147,966
	（他）証明書オンライン申請郵送代実費収入				98	17 備品購入費	275	◎外国人登録費	77

（款）　2　総務費

（項）　3　戸籍住民基本台帳費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 戸籍住民基本台帳費	（他）雇用保険料個人負担分				1,006	18 負担金補助及び交付金	11,539	◎市民サービスセンター費	1,904
	（他）広告料収入				2,046				
2 住居表示整備費	2,079	62	2,017	一般財源	2,079	10 需用費	63	◎住居表示事務費	2,079
						14 工事請負費	2,016		
計	929,575	1,384,760	△455,185	特定財源	325,213				
				国・県	245,943				
				その他	79,270				
				一般財源	604,362				

（款）　2　総務費

（項）　4　選挙費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 選挙費	275,842	364,350	△88,508	特定財源	197,802	1 報酬	28,856	◎職員給与費	59,385
				国・県	197,701	2 給料	31,136	◎選挙管理委員会費	2,695
				その他	101	3 職員手当等	40,273	◎選挙管理委員会事務局費	15,296
				一般財源	78,040	4 共済費	14,630		
						7 報償費	34,684	◎選挙啓発費	688
	特定財源の内訳					8 旅費	1,850	◎県知事選挙費	148,437
	（県）在外選挙人名簿登録事務県委託金				24	10 需用費	9,753	◎県議会議員補欠選挙費	49,341
	（県）県知事選挙県委託金				148,336	11 役務費	37,053		

（款）　2　総務費
（項）　4　選挙費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 選挙費	（県）県議会議員補欠選挙県委託金				49,341	12 委託料	71,640	
	（他）雇用保険料個人負担分				101	13 使用料及び賃借料	5,759	
						17 備品購入費	17	
						18 負担金補助及び交付金	191	
計	275,842	364,350	△88,508	特定財源	197,802			
				国・県	197,701			
				その他	101			
				一般財源	78,040			

（款）　2　総務費
（項）　5　統計調査費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 統計調査費	64,183	255,895	△191,712	特定財源	26,924	1 報酬	16,498	◎職員給与費	45,308
				国・県	26,169	2 給料	21,065	◎統計事務費	4,241
				その他	755	3 職員手当等	12,474	◯データ利活用推進	
				一般財源	37,259	4 共済費	7,740	事業費★	308
						7 報償費	196	◎基幹統計調査費	14,634

（款）　2　総務費

（項）　5　統計調査費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 統計調査費	特定財源の内訳					8 旅費	496	
	（県）経済センサス県委託金				25,982	10 需用費	2,978	
	（県）経済センサス調査区管理県委託金				50	11 役務費	973	
	（県）学校基本調査県委託金				57	13 使用料及び賃借料	1,245	
	（県）現住人口調査県委託金				80			
	（他）郡山市民手帳売払収入				731	18 負担金補助及び交付金	518	
	（他）複写経費実費収入				2			
	（他）雇用保険料個人負担分				22			
計	64,183	255,895	△191,712	特定財源	26,924			
				国・県	26,169			
				その他	755			
				一般財源	37,259			

（款）　2　総務費

（項）　6　監査委員費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 監査委員費	92,359	93,757	△1,398	一般財源	92,359	1 報酬	2,760	◎職員給与費	87,160
						2 給料	45,754	◎監査委員費	3,483
						3 職員手当等	25,699	◎監査事務費	1,716
						4 共済費	15,707		

（款）　2　総務費

（項）　6　監査委員費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 監査委員費					8 旅費	913	
					10 需用費	970	
					11 役務費	12	
					12 委託料	282	
					18 負担金補助及び交付金	262	
計	92,359	93,757	△1,398	一般財源 92,359			

（款）　3　民生費

（項）　1　社会福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
1 社会福祉総務費	708,536	885,456	△176,920	特定財源 73,584	1 報酬	5,440	◎職員給与費	185,244
				国・県 51,844	2 給料	92,078	◎社会福祉総務費	93,182
				その他 21,740	3 職員手当等	56,324	◎地方社会福祉審議会	
				一般財源 634,952	4 共済費	32,517	費	856
					7 報償費	38,880	◎民生委員費	59,854
	特定財源の内訳				8 旅費	1,275	○民生児童委員協議	
	（国）生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金			2,200	10 需用費	8,078	会連合会育成事業費	
	（国）生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金			9,300	11 役務費	9,727	★	15,457
	（国）重層的支援体制整備事業交付金			32,540	12 委託料	239,406	◎地域福祉推進事業費	4,931

2款　総務費　　3款　民生費

（款）　3　民生費

（項）　1　社会福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
1 社会福祉総務費	（国）厚生労働統計調査国庫委託金			388	13 使用料及び賃借料	8,998	◯福祉のまちづくり事業費★	2,817
	（県）特別弔慰金支給事務費県交付金			266				
	（県）重層的支援体制整備事業費県交付金			7,150	18 負担金補助及び交付金	201,769	◯福祉大会開催事業費★	400
	（他）建物貸付収入			335				
	（他）福祉基金利子			11,013	19 扶助費	3,030	◎援護費	13,062
	（他）社会福祉対策寄附金			1	24 積立金	11,014	◯援護法関係団体育成事業費★	700
	（他）福祉基金繰入金			10,335				
	（他）雇用保険料個人負担分			56			◎生活困窮者自立支援事業費	38,194
							◯生活困窮者自立支援事業費★	38,194
							◎指導監査費	274
							◎厚生労働統計調査費	388
							◎社会福祉団体補助事業費	177,628
							◯（福）郡山市社会福祉協議会補助事業費★	111,867
							◯保護司会補助事業費★	250
							◎総合福祉センター費	73,965

（款）　3　民生費

（項）　1　社会福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 社会福祉総務費								◎重層的支援体制整備推進事業費 ◯福祉まるごと支援事業費★ ◯重層的支援体制整備推進事業費★ ◎福祉基金費	49,944 33,995 15,949 11,014
2 女性保護費	185	121	64	特定財源 国・県 一般財源	91 91 94	7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費	75 83 23 4	◎女性保護費	185
	特定財源の内訳 （国）困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金				91				
3 国保年金費	2,656,228	2,852,383	△196,155	特定財源 国・県 その他 一般財源	1,244,992 1,244,937 55 1,411,236	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	6,308 16,204 11,362 7,089 737 1,353 227 14,819	◎職員給与費 ◎国民年金事務費 ◎国民健康保険事業費	41,622 16,480 2,598,126
	特定財源の内訳 （国）国民健康保険基盤安定国庫負担金 （国）未就学児均等割保険税国庫負担金				283,570 6,183				

（款）　3　民生費

（項）　1　社会福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
3 国保年金費	（国）産前産後保険税国庫負担金				2,158	18 負担金補助及び交付金	3	
	（国）国民年金事務国庫委託金				39,003			
	（国）年金生活者支援給付金事務国庫委託金				1,564	27 繰出金	2,598,126	
	（県）国民健康保険基盤安定県負担金				844,637			
	（県）未就学児均等割保険税県負担金				3,091			
	（県）産前産後保険税県負担金				1,079			
	（県）乳幼児医療助成事業費県補助金（国保分）				5,592			
	（県）子ども医療助成事業費県補助金（国保分）				57,386			
	（県）重度心身障害者医療助成事業費県補助金（こども医療国保分）				674			
	（他）雇用保険料個人負担分				55			
計	3,364,949	3,737,960	△373,011	特定財源	1,318,667			
				国・県	1,296,872			
				その他	21,795			
				一般財源	2,046,282			

（款）　3　民生費

（項）　2　心身障害者福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 障害福祉費	8,820,530	7,653,847	1,166,683	特定財源	5,886,771	1 報酬	19,333	◎職員給与費	224,878
				国・県	5,885,572	2 給料	102,963	◎障害者福祉総務費	42,728
				その他	1,199	3 職員手当等	68,571	◎自立支援事業費	6,994,491
				一般財源	2,933,759	4 共済費	38,502	◎地域生活支援事業費	426,819
						7 報償費	17,990	◯障害者相談支援事	
	特定財源の内訳					8 旅費	3,834	業費★	125,945
	（国）障害者自立支援給付費国庫負担金				3,493,487	10 需用費	6,469	◯コミュニケーショ	
	（国）特別障害者手当等給付費国庫負担金				139,880	11 役務費	22,605	ン等支援事業費★	22,140
	（国）地域生活支援事業費等国庫補助金				130,158	12 委託料	308,147	◯障害者地域生活支	
	（国）地域生活支援促進事業費国庫補助金				5,757	13 使用料及び	3,182	援拠点事業費★	12,006
	（国）障害者総合支援事業費国庫補助金				302	賃借料		◎障害者福祉推進事業	
	（国）重層的支援体制整備事業交付金				19,221	17 備品購入費	5,294	費	13,961
	（県）障害者自立支援給付費県負担金				1,746,743	18 負担金補助	745	◯ふれあいピック大	
	（県）地域生活支援事業費等県補助金				65,078	及び交付金		会開催事業費★	350
	（県）戦傷病者補装具給付等事務費県補助金				10	19 扶助費	8,222,370	◎障害者福祉センター	
	（県）地域生活支援促進事業費県補助金				2,878	22 償還金利子	500	費	38,413
	（県）重度心身障害者医療助成事業費県補助金				272,321	及び割引料		◎障害者支援施設等費	46,361
	（県）重層的支援体制整備事業費県交付金				9,610	26 公課費	25	◎障害者援護手当等給	
	（県）うつくしま権限移譲交付金				127			付費	805,944
	（他）建物貸付収入				571			◎在宅障害者福祉対策	
	（他）雇用保険料個人負担分				118			事業費	226,675

（款）　3　民生費

（項）　2　心身障害者福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 障害福祉費	（他）広告料収入				10			◯身体障害者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業費★	887
	（他）後期高齢者医療高額介護合算療養費返納金				500			◎障害者援護施設整備補助事業費	260
2 保健所障害福祉費	211,315	208,089	3,226	特定財源	29,085	2 給料	45,363	◎職員給与費	93,266
				国・県	29,084	3 職員手当等	31,862	◎地域生活支援事業費	91,861
				その他	1	4 共済費	16,041	◯精神障害者相談支援事業費★	37,774
				一般財源	182,230	7 報償費	53		
						8 旅費	8	◎障害者援護手当等給付費	24,137
	特定財源の内訳					10 需用費	21		
	（国）地域生活支援事業費等国庫補助金				2,858	11 役務費	820	◎在宅障害者福祉対策事業費	1,639
	（国）地域生活支援促進事業費国庫補助金				205	12 委託料	86,144		
	（国）重層的支援体制整備事業交付金				9,185	19 扶助費	31,003	◎地域生活支援促進事業費	412
	（県）地域生活支援事業費等県補助金				1,429				
	（県）地域生活支援促進事業費県補助金				103				
	（県）重度心身障害者医療助成事業費県補助金				10,712				
	（県）重層的支援体制整備事業費県交付金				4,592				
	（他）成年後見人制度支援利用者負担金				1				

（款）　3　民生費

（項）　2　心身障害者福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	9,031,845	7,861,936	1,169,909	特定財源	5,915,856			
				国・県	5,914,656			
				その他	1,200			
				一般財源	3,115,989			

（款）　3　民生費

（項）　3　老人福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 健康長寿費	1,371,243	1,295,227	76,016	特定財源	147,709	1 報酬	3,413	◎職員給与費	79,131
				国・県	4,321	2 給料	38,036	◎老人福祉総務費	324
				市　債	76,700	3 職員手当等	23,679	◎在宅福祉事業費	367,538
				その他	66,688	4 共済費	13,852	◯高齢者健康長寿サ	
				一般財源	1,223,534	7 報償費	69,773	ポート事業費★	362,637
						8 旅費	242	◯高齢者にやさしい	
	特定財源の内訳					10 需用費	9,935	住まいづくり助成事	
	（国）老人クラブ活動等事業費国庫補助金				4,321	11 役務費	7,965	業費★	4,901
	（市債）老人福祉施設整備事業債				76,700	12 委託料	329,609	◎生きがい対策事業費	153,155
	（他）養護老人ホーム等入所者負担金				42,686	13 使用料及び賃借料	727	◯高齢者の生きがい	
	（他）養護老人ホーム等入所者負担金・滞納繰越分				1,320			と健康づくり事業費	
	（他）建物貸付収入				144	14 工事請負費	85,296	★	7,487

（款）　3　民生費

（項）　3　老人福祉費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
1 健康長寿費	（他）高齢化社会対策基金利子			5,433	17 備品購入費	286	◯老人クラブ育成事業費★	13,066
	（他）高齢化社会対策推進寄附金			1	18 負担金補助及び交付金	178,767	◯長寿社会対策推進事業費★	54,949
	（他）高齢化社会対策基金繰入金			3,000				
	（他）あさかの学園大学経費実費収入			12,180	19 扶助費	604,228	◯スマートシニア応援事業費★	7
	（他）雇用保険料個人負担分			28	24 積立金	5,435	◎老人措置費	239,525
	（他）後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金			1,896			◎老人デイサービス費	55,961
							◎高齢者文化休養センター費	74,039
							◎老人福祉センター費	23,904
							◎地域交流センター費	79,536
							◎市民福祉センター費	134,295
							◎老人福祉施設補助事業費	158,400
							◯軽費老人ホーム事務費補助事業費★	158,400
							◎高齢化社会対策基金費	5,435

（款）　3　民生費

（項）　3　老人福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 地域包括ケア推進費	818,998	792,888	26,110	特定財源	403,103	2 給料	62,505	◎職員給与費	118,423
				国・県	282,939	3 職員手当等	36,058	◎在宅福祉事業費	232,594
				その他	120,164	4 共済費	19,860	◯高齢者日常生活支援事業費★	148,842
				一般財源	415,895	7 報償費	1,449		
						8 旅費	281	◯いきいきデイクラブ事業費★	34,461
	特定財源の内訳					10 需用費	1,042		
	（国）重層的支援体制整備事業交付金				188,616	11 役務費	1,695	◯ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業費★	40,505
	（県）重層的支援体制整備事業費県交付金				94,323	12 委託料	549,021		
	（他）いきいきデイクラブ事業利用者負担金				3,657	19 扶助費	147,087	◯配食サービス活用事業費★	8,786
	（他）介護保険繰入金				116,507			◎老人福祉総務費	7,681
								◎重層的支援体制整備推進事業費	460,300
								◯地域介護予防活動支援事業費★	1,754
								◯包括的支援事業費★	393,866
								◯生活支援体制整備事業費★	64,228

（款）　3　民生費

（項）　3　老人福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
3 介護保険事業費	5,032,686	4,706,157	326,529	特定財源	666,801	10 需用費	84	◎介護保険事業費	4,527,921
				国・県	596,800	11 役務費	1,217	◯介護人材確保育成支援事業費★	3,832
				市債	70,000	12 委託料	1,212		
				その他	1	18 負担金補助及び交付金	511,187	◎老人福祉施設等整備補助事業費	504,765
				一般財源	4,365,885	19 扶助費	47	◯地域密着型サービス拠点整備補助事業費★	365,565
	特定財源の内訳					27 繰出金	4,518,939	◯老人福祉施設等整備補助事業費★	139,200
	（国）低所得者介護保険料軽減国庫負担金				104,121				
	（県）低所得者介護保険料軽減県負担金				52,060				
	（県）介護保険利用者負担軽減対策事業費県補助金				2,901				
	（県）地域医療介護総合確保基金事業費県補助金				435,118				
	（県）介護職員初任者研修及び実務者研修県補助金				2,600				
	（市債）老人福祉施設整備事業債				70,000				
	（他）土地貸付収入				1				
4 後期高齢者医療費	4,466,053	4,124,504	341,549	特定財源	883,957	1 報酬	12,906	◎職員給与費	50,465
				国・県	833,064	2 給料	14,757	◎後期高齢者医療事業費	4,415,588
				その他	50,893	3 職員手当等	13,731		
				一般財源	3,582,096	4 共済費	8,411		
						8 旅費	701		
	特定財源の内訳					10 需用費	1,286		
	（県）後期高齢者医療保険基盤安定県負担金				833,064	11 役務費	226		
	（他）後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金				15,104	12 委託料	1,157		

（款）　3　民生費

（項）　3　老人福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
4 後期高齢者医療費	（他）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業					13 使用料及び賃借料	842	
	受託事業収入				34,961			
	（他）雇用保険料個人負担分				107	18 負担金補助及び交付金	3,163,761	
	（他）後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金				721	27 繰出金	1,248,275	
計	11,688,980	10,918,776	770,204	特定財源	2,101,570			
				国・県	1,717,124			
				市　債	146,700			
				その他	237,746			
				一般財源	9,587,410			

（款）　3　民生費

（項）　4　児童福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 こども総務企画費	1,826,789	1,665,879	160,910	特定財源	1,047,006	1 報酬	8,208	◎職員給与費	141,912
				国・県	1,045,346	2 給料	61,166	◎児童福祉総務費	14,614
				その他	1,660	3 職員手当等	49,553	◯子ども食堂支援事業費★	11,215
				一般財源	779,783	4 共済費	24,223		
						7 報償費	1,949	◯子ども・若者育成支援推進事業費★	905
	特定財源の内訳					8 旅費	1,182		
	（国）子ども・子育て支援交付金				504,863	10 需用費	14,534	◎子育て環境整備費	41,432
	（国）保育対策総合支援事業費国庫補助金				2,032	11 役務費	4,078	◯結婚新生活支援事業費★	36,017
	（国）地域少子化対策重点推進交付金				26,794	12 委託料	1,249,861		
	（国）母子家庭等対策費国庫補助金				6,794	13 使用料及び賃借料	30,967	◯未来をつむぐ若者支援事業費★	1,403
	（県）子ども・子育て支援県交付金				504,863				
	（他）広域連携事業費負担金				345	14 工事請負費	3,826	◎すこやか子育て基金費	1
	（他）放課後児童クラブ使用料・滞納繰越分				1	17 備品購入費	2,859		
	（他）子育て支援推進寄附金				1	18 負担金補助及び交付金	374,382	◎少年センター費	2,536
	（他）すこやか子育て基金繰入金				1,260			◯街頭補導活動事業費★	2,456
	（他）延滞金				1	24 積立金	1	◎青少年活動費	25,448
	（他）雇用保険料個人負担分				52			◯青少年団体育成事業費★	520
								◯こどもまつり開催事業費★	8,000

（款）　3　民生費

（項）　4　児童福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 こども総務企画費								◯青少年の国内交流事業費★	1,700
								◯青少年健全育成推進協議会補助事業費★	15,228
								◎放課後児童クラブ費	1,302,738
								◎民間放課後児童クラブ補助事業費	298,108
								◯民間放課後児童クラブ補助事業費★	298,108
2 子育て給付費	9,824,456	10,758,636	△934,180	特定財源	7,328,050	1 報酬	33,308	◎職員給与費	210,979
				国・県	7,303,599	2 給料	78,387	◎児童手当等支給事務費	7,533
				その他	24,451	3 職員手当等	62,314		
				一般財源	2,496,406	4 共済費	35,004	◎児童手当等支給費	9,188,666
						7 報償費	24	◎ひとり親家庭医療助成事業費	63,188
	特定財源の内訳					8 旅費	2,036		
	（国）児童手当国庫負担金				5,140,955	10 需用費	38,488	◎こども総合支援センター費	93,078
	（国）児童扶養手当国庫負担金				451,872	11 役務費	11,095		
	（国）子ども・子育て支援交付金				2,633	12 委託料	345,494	◯こども総合支援センター事業費★	38,904
	（国）被災者支援総合交付金				155,660	13 使用料及び賃借料	3,314		
	（国）重層的支援体制整備事業交付金				24,075			◎ファミリーサポートセンター事業費	9,576
	（県）児童手当県負担金				602,847	17 備品購入費	388		

（款）　3　民生費

（項）　4　児童福祉費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
2 子育て給付費	（県）子ども・子育て支援県交付金			2,633	18 負担金補助及び交付金	60	◯ファミリーサポートセンター事業費★	9,576
	（県）乳幼児医療助成事業費県補助金（社保分）			125,776				
	（県）子ども医療助成事業費県補助金（社保分）			743,089	19 扶助費	9,214,544	◎地域子育て支援センター費	57,116
	（県）重度心身障害者医療助成事業費県補助金（こども医療社保分）			2,684			◎子どもの遊び場費	172,527
	（県）ひとり親家庭医療助成事業費県補助金			27,300			◎児童センター費	21,793
	（県）重層的支援体制整備事業費県交付金			24,075				
	（他）公園占用料			3				
	（他）こども総合支援センター駐車場使用料			1,168				
	（他）建物貸付収入			970				
	（他）すこやか子育て基金利子			730				
	（他）すこやか子育て基金繰入金			17,000				
	（他）元気な遊びのひろばペップキッチン実費収入			3,550				
	（他）雇用保険料個人負担分			309				
	（他）私用光熱水料			719				
	（他）児童手当等過年度返還金			1				
	（他）児童扶養手当過年度返還金			1				

（款）　3　民生費

（項）　4　児童福祉費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
3 こども家庭費	236,526	226,221	10,305	特定財源	97,508	1 報酬	16,969	◎職員給与費	125,610
				国・県	97,107	2 給料	50,529	◎子ども家庭総合支援拠点費	2,358
				その他	401	3 職員手当等	36,164	◎児童虐待防止対策費	4,517
				一般財源	139,018	4 共済費	21,442		
						7 報償費	662	◯児童虐待防止対策事業費★	1,747
	特定財源の内訳					8 旅費	757		
	（国）母子生活支援施設措置費国庫負担金				9,437	10 需用費	1,259	◯養育支援訪問事業費★	1,460
	（国）子ども・子育て支援交付金				1,434	11 役務費	597		
	（国）母子家庭等対策費国庫補助金				35,346	12 委託料	17,532	◯子育て短期支援事業費★	1,310
	（国）住宅セーフティネット促進補助事業費国庫補助金				18,870	13 使用料及び賃借料	2,046	◎母子福祉対策費	83,724
	（国）重層的支援体制整備事業交付金				10,311	18 負担金補助及び交付金	69,531	◯母子自立支援事業費★	83,724
	（国）困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金				3,590	19 扶助費	18,875	◎母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	163
	（県）子ども・子育て支援県交付金				1,434	27 繰出金	163	◎母子生活支援施設費	19,342
	（県）住宅セーフティネット促進補助事業費県補助金				14,107			◎母子・父子福祉センター費	375
	（県）重層的支援体制整備事業費県交付金				2,577			◎児童福祉総務費	437
	（県）こどもの福祉と保健に関する状況報告県委託金				1				
	（他）母子生活支援施設入所者負担金				1				
	（他）雇用保険料個人負担分				188				
	（他）子育て短期支援施設利用料個人負担分				212				

（款）　3　民生費

（項）　4　児童福祉費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
4 保育費	14,289,088	13,809,730	479,358	特定財源	7,799,162	1 報酬	179,464	◎職員給与費	3,376,745
				国・県	7,179,645	2 給料	1,682,606	◎児童福祉総務費	204,891
				その他	619,517	3 職員手当等	910,501	◯保育士・保育所支	
				一般財源	6,489,926	4 共済費	595,570	援センター事業費★	193,266
						7 報償費	5,517	◎公立保育所費	520,117
	特定財源の内訳					8 旅費	10,722	◯公立保育所延長保	
	（国）子育てのための施設等利用給付交付金				265,626	10 需用費	339,039	育事業費★	769
	（国）子どものための教育・保育給付交付金				4,322,975	11 役務費	26,547	◎民間認可保育所費	7,092,551
	（国）子ども・子育て支援交付金				70,016	12 委託料	175,059	◯特定教育・保育施	
	（国）保育対策総合支援事業費国庫補助金				119,169	13 使用料及び	73,521	設等補助事業費★	6,511
	（国）子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国					賃借料		◯民間認可保育所延	
	庫補助金				2,047	14 工事請負費	4,411	長保育事業費★	36,310
	（国）就学前教育・保育施設整備交付金				92,621	17 備品購入費	24,958	◯新規参入事業者巡	
	（国）重層的支援体制整備事業交付金				2,297	18 負担金補助	10,260,973	回支援事業費★	461
	（国）乳児等のための支援給付交付金				19,619	及び交付金		◯認可保育所等整備	
	（県）子育てのための施設等利用給付費県負担金				132,813	22 償還金利子	200	補助事業費★	142,171
	（県）子どものための教育・保育給付費県負担金				1,752,893	及び割引料		◎認可外保育施設費	167,076
	（県）子ども・子育て支援県交付金				70,016			◯保育所等保育料無	
	（県）保育対策総合支援事業費県補助金				35,494			料化・軽減等事業費	
	（県）施設型給付費地方単独費県補助金				286,613			★	14,505
	（県）重層的支援体制整備事業費県交付金				574			◯多子世帯保育料軽	
	（県）病児保育広域運営支援事業費県補助金				3,600			減事業費★	15,451

（款）　3　民生費

（項）　4　児童福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
4 保育費	（県）乳児等のための支援給付県交付金			3,272			◯認可外保育施設支援事業費★	3,595
	（他）保育所入所者負担金			341,221			◯私立保育園運営費補助事業費★	9,449
	（他）保育所入所者負担金・滞納繰越分			1			◎特別保育推進事業費	277,748
	（他）保育所延長保育入所者負担金			590			◯一時預かり事業費★	166,888
	（他）保育所延長保育入所者負担金・滞納繰越分			1			◯病児・病後児保育事業費★	75,103
	（他）一時預かり事業入所者負担金			6,792			◯医療的ケア児保育支援事業費★	16,477
	（他）広域入所施設負担金			10,124			◎私立幼稚園費	2,649,960
	（他）広域連携事業費負担金			520			◯私立幼稚園運営費補助事業費★	24,274
	（他）乳児等通園支援事業利用者負担金			686			◯私立幼稚園教職員研修費補助事業費★	700
	（他）保育所入所者使用料			195,200				
	（他）保育所入所者使用料・滞納繰越分			1				
	（他）広域受託保育入所者使用料			1,315				
	（他）その他の証明手数料			50				
	（他）すこやか子育て基金繰入金			4,400				
	（他）延滞金			1				
	（他）公立保育所食材料費実費収入			55,967				
	（他）公立保育所食材料費実費収入・滞納繰越分			1				
	（他）保育所広域入所食材料費実費収入			241				
	（他）証明書オンライン申請郵送代実費収入			5				
	（他）乳児等通園支援事業食材料費実費収入			112				
	（他）雇用保険料個人負担分			1,797				

（款）　3　民生費

（項）　4　児童福祉費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
4 保育費	（他）日本スポーツ振興センター納付金（保護者負担分）				491				
	（他）食材料費実費収入に係る遅延損害金				1				
5 児童障害福祉費	2,965,719	2,575,579	390,140	特定財源	2,200,107	2 給料	13,018	◎職員給与費	27,057
				国・県	2,200,107	3 職員手当等	9,349	◎児童手当等支給事務費	821
				一般財源	765,612	4 共済費	4,690		
						7 報償費	313	◎心身障害児福祉費	2,933,825
	特定財源の内訳					8 旅費	67	◯児童発達支援利用者負担無料化事業費★	1,288
	（国）障害児給付費国庫負担金				1,453,380	10 需用費	18		
	（国）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金				10,368	11 役務費	5,809		
	（国）特別児童扶養手当支給事務国庫委託金				4,092	12 委託料	23,230	◯難聴児補聴器購入費等助成事業費★	786
	（県）障害児給付費県負担金				726,690	13 使用料及び賃借料	390		
	（県）軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費県補助金				393	18 負担金補助及び交付金	1,288	◯医療的ケア児等支援事業費★	4,013
	（県）児童虐待防止対策等総合支援事業費県補助金				5,184			◯地域障害児支援体制強化事業費★	16,004
						19 扶助費	2,907,547	◎希望ヶ丘学園費	4,016
計	29,142,578	29,036,045	106,533	特定財源	18,471,833				
				国・県	17,825,804				
				その他	646,029				
				一般財源	10,670,745				

（款）　3　民生費

（項）　5　生活保護費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 生活保護費	6,056,743	5,825,542	231,201	特定財源	4,225,474	1 報酬	21,527	◎職員給与費	440,071
				国・県	4,225,292	2 給料	204,075	◎生活保護事務費	59,314
				その他	182	3 職員手当等	137,481	◯被保護者就労支援事業費★	164
				一般財源	1,831,269	4 共済費	76,342		
						8 旅費	2,417	◯被保護者健康管理支援事業費★	584
	特定財源の内訳					10 需用費	2,417		
	（国）生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金				9,168	11 役務費	14,633	◎生活扶助費	5,514,704
	（国）生活保護費等国庫負担金				4,168,723	12 委託料	36,620	◎生活支援給付費	42,654
	（国）生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金				43,718	13 使用料及び賃借料	3,521		
	（国）遺族及び留守家族等事務国庫委託金				3,683				
	（他）雇用保険料個人負担分				177	18 負担金補助及び交付金	352		
	（他）生活保護費過年度戻入金				1				
	（他）生活保護法第６３条に係る返還金				1	19 扶助費	5,557,358		
	（他）生活保護法第６３条に係る過年度返還金				1				
	（他）生活保護法第７８条に係る徴収金				1				
	（他）生活保護法第７８条に係る過年度徴収金				1				
計	6,056,743	5,825,542	231,201	特定財源	4,225,474				
				国・県	4,225,292				
				その他	182				
				一般財源	1,831,269				

（款）　3　民生費

（項）　6　災害救助費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 災害救助費	24,377	25,921	△1,544	特定財源	13,856	1 報酬	122	◎災害救助費	12,016
				市債	5,000	7 報償費	53	○避難行動要支援者避難支援体制管理事業費★	4,487
				その他	8,856	8 旅費	148		
				一般財源	10,521	10 需用費	1,154		
						11 役務費	2,425	◎災害援護資金費	12,361
	特定財源の内訳					12 委託料	8,193		
	（市債）災害援護資金貸付事業債				5,000	19 扶助費	7,082		
	（他）きずな基金繰入金				7,082	20 貸付金	5,000		
	（他）災害援護資金貸付金利子収入（東日本大震災分）				15	22 償還金利子及び割引料	200		
	（他）災害援護資金貸付金利子収入・滞納繰越分（東日本大震災分）				1,266				
	（他）災害援護資金貸付金利子収入（令和元年台風分）				236				
	（他）災害援護資金貸付金利子収入・滞納繰越分（令和元年台風分）				119				
	（他）災害援護資金貸付金利子収入（令和３年福島県沖地震分）				67				
	（他）災害援護資金貸付金利子収入・滞納繰越分（令和３年県沖地震分）				9				
	（他）災害援護資金貸付金利子収入（令和４年福島県沖地震分）				60				

（款）　3　民生費

（項）　6　災害救助費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 災害救助費	（他）災害援護資金貸付金利子収入・滞納繰越分（令和４年県沖地震分）				2				
計	24,377	25,921	△1,544	特定財源	13,856				
				市債	5,000				
				その他	8,856				
				一般財源	10,521				

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 保健所総務費	352,308	362,014	△9,706	特定財源	20,652	1 報酬	4,276	◎職員給与費	125,449
				国・県	8,200	2 給料	56,073	◎保健所総務費	7,841
				その他	12,452	3 職員手当等	45,021	◎保健所費	81,521
				一般財源	331,656	4 共済費	20,106	◎医事薬事指導費	5,289
						7 報償費	828	◎保健衛生管理費	11,142
	特定財源の内訳					8 旅費	925	◯保健委員会支援事業費★	11,142
	（国）福島再生加速化交付金				4,126	10 需用費	43,727		
	（国）厚生労働統計調査国庫委託金				71	11 役務費	4,551	◎献血活動等推進費	3,066

3款　民生費　　4款　衛生費

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 保健所総務費	（県）骨髄移植ドナー助成事業費県補助金				210	12 委託料	43,132	◎（公財）郡山市健康振興財団運営補助事業費	118,000
	（県）県民健康調査費県委託金				312	13 使用料及び賃借料	1,526	◯（公財）郡山市健康振興財団運営補助事業費★	118,000
	（県）中核市事務処理の特例等交付金				3,481				
	（他）薬事許可申請等手数料				1,928	17 備品購入費	918		
	（他）医療関係許可申請等手数料				909	18 負担金補助及び交付金	131,220		
	（他）保健所関係証明手数料				1				
	（他）建物貸付収入				245	26 公課費	5		
	（他）雇用保険料個人負担分				33				
	（他）私用電話料				1				
	（他）私用光熱水料				9,335				
2 保健所健康政策費	437,050	380,466	56,584	特定財源	99,534	1 報酬	28,070	◎職員給与費	129,612
				国・県	8,343	2 給料	44,987	◎保健所健康政策費	13,388
				その他	91,191	3 職員手当等	34,906	◯ＳＤＧｓ推進全世代健康都市圏事業費★	10,783
				一般財源	337,516	4 共済費	21,697		
						7 報償費	1,163		
	特定財源の内訳					8 旅費	1,279	◎保健衛生統計費	2,475
	（国）厚生労働統計調査国庫委託金				6,432	10 需用費	23,461	◎初期救急医療事業費	7,081
	（県）救急医療施設運営事業費県補助金				1,911	11 役務費	2,903	◯休日在宅診療当番医制運営事業費★	5,700
	（他）休日・夜間急病センター使用料				90,360	12 委託料	109,035		
	（他）休日・夜間急病センター診断証明手数料				189	13 使用料及び賃借料	1,038	◯救急医療啓発事業費★	1,381
	（他）休日・夜間急病センター容器代等実費収入				90				

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 保健所健康政策費	（他）雇用保険料個人負担分				142	18 負担金補助及び交付金	168,461	◎医療従事者総合支援事業費	7,178
	（他）私用電話料				1			○医療従事者支援事業費★	2,921
	（他）実習生謝礼金				409	22 償還金利子及び割引料	50	○新興感染症対策体制整備事業費★	4,257
								◎休日・夜間急病センター費	119,225
								○休日・夜間急病センター運営事業費★	119,225
								◎二次救急病院運営助成事業費	158,000
								○二次救急病院運営助成事業費★	158,000
								◎医療介護連携事業費	91
3 保健所保健・感染症費	1,579,950	1,938,740	△358,790	特定財源	47,105	1 報酬	34,751	◎職員給与費	175,584
				国・県	46,824	2 給料	59,788	◎保健衛生管理費	651
				その他	281	3 職員手当等	51,028	◎難病対策事業費	1,137
				一般財源	1,532,845	4 共済費	29,743	○難病患者等地域支援対策推進事業費★	1,137
						7 報償費	4,191		
	特定財源の内訳					8 旅費	2,343	◎保健対策事業費	167
	（国）感染症予防事業費国庫負担金				8,885	10 需用費	11,683	◎予防接種事業費	1,361,097

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
3 保健所保健・感染症費	（国）結核医療費国庫負担金				2,208	11 役務費	10,571	◎感染症予防対策事業費	36,133
	（国）難病患者地域支援対策推進事業費国庫補助金				96	12 委託料	1,330,701		
	（国）エイズ対策促進事業費国庫補助金				99	13 使用料及び賃借料	30	◯特定感染症検査等対策事業費★	5,590
	（国）特定感染症検査事業費等国庫補助金				2,664				
	（国）結核医療費国庫補助金				356	17 備品購入費	2,191	◎精神保健福祉費	5,181
	（国）感染症対策特別促進事業費国庫補助金				325	18 負担金補助及び交付金	27,553	◯精神保健福祉事業費★	2,818
	（国）精神保健費等国庫補助金				38				
	（県）予防接種事故救済給付費県負担金				19,696	19 扶助費	15,362	◯自殺対策推進事業費★	2,363
	（県）予防接種事故救済給付費県補助金				102	26 公課費	15		
	（県）風しん対策事業費県補助金				1,262				
	（県）地域自殺対策強化県交付金				1,441				
	（県）予防接種再接種費用助成事業費県補助金				150				
	（県）うつくしま権限移譲交付金				7,220				
	（県）中核市事務処理の特例等交付金				2,282				
	（他）雇用保険料個人負担分				281				
4 保健所健康づくり費	1,447,108	1,417,606	29,502	特定財源	174,056	1 報酬	14,727	◎職員給与費	375,581
				国・県	30,155	2 給料	189,946	◎保健所健康づくり費	3,982
				その他	143,901	3 職員手当等	103,828	◎生活習慣病対策推進事業費	7,338
				一般財源	1,273,052	4 共済費	65,944		
						7 報償費	1,990	◯生活習慣病対策事業費★	6,130
	特定財源の内訳					8 旅費	1,958		
	（国）感染症予防事業費等国庫補助金				4,596	10 需用費	15,370	◯食育推進事業費★	557

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
4 保健所健康づくり費	（国）国民栄養調査等国庫委託金				1,366	11 役務費	28,245	◯特定歯科保健事業費★	651
	（県）在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金				108	12 委託料	983,008	◎健康増進事業費	833,953
	（県）健康増進事業費県補助金				23,979	13 使用料及び賃借料	2,995	◯健康増進事業費★	833,953
	（県）被災者健康支援体制整備事業費県補助金				66				
	（県）中核市事務処理の特例等交付金				40	17 備品購入費	1,650	◎後期高齢者健康診査事業費	224,888
	（他）国民健康保険繰入金				20,759	18 負担金補助及び交付金	37,381	◎保健衛生統計費	1,366
	（他）後期高齢者健康診査受託事業収入				116,581				
	（他）健康増進健康診査費実費収入				10	19 扶助費	40		
	（他）雇用保険料個人負担分				167	26 公課費	26		
	（他）後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金				5,733				
	（他）後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金				556				
	（他）実習生謝礼金				95				
5 保健所生活衛生費	208,711	195,764	12,947	特定財源	23,313	1 報酬	3,488	◎職員給与費	178,087
				国・県	341	2 給料	89,019	◎生活衛生費	30,624
				市　債	1,500	3 職員手当等	53,933		
				その他	21,472	4 共済費	31,435		
				一般財源	185,398	7 報償費	45		
						8 旅費	980		
	特定財源の内訳					10 需用費	10,181		
	（県）中核市事務処理の特例等交付金				341	11 役務費	2,403		

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
5 保健所生活衛生費	（市債）保健衛生設備整備事業債				1,500	12 委託料	14,589		
	（他）保健所関係証明手数料				25	13 使用料及び賃借料	33		
	（他）畜犬登録等手数料				6,084				
	（他）食品営業許可申請等手数料				13,662	17 備品購入費	1,759		
	（他）温泉利用許可申請手数料				140	18 負担金補助及び交付金	805		
	（他）環境衛生営業許可申請等手数料				847				
	（他）抑留犬返還手数料				184	26 公課費	41		
	（他）飼い犬及び飼い猫引取り手数料				16				
	（他）動物取扱業登録申請手数料				375				
	（他）雇用保険料個人負担分				69				
	（他）狂犬病予防注射普及支援事業費助成金				70				
6 保健所検査費	95,793	99,649	△3,856	特定財源	3,192	1 報酬	2,126	◎職員給与費	72,646
				国・県	1	2 給料	36,621	◎保健所検査費	23,147
				その他	3,191	3 職員手当等	21,090	◯感染症検査体制整備事業費★	1,948
				一般財源	92,601	4 共済費	12,688		
						8 旅費	445		
	特定財源の内訳					10 需用費	6,721		
	（県）感染症ウイルス等検査県委託金				1	11 役務費	4,877		
	（他）受託検査手数料				3,150	12 委託料	4,855		
	（他）雇用保険料個人負担分				41	13 使用料及び賃借料	3,533		
						17 備品購入費	2,180		

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
6 保健所検査費						18 負担金補助及び交付金	657		
7 食肉衛生検査費	196,902	199,517	△2,615	特定財源	84,749	1 報酬	9,960	◎職員給与費	153,126
				国・県	4,801	2 給料	64,436	◎食肉衛生検査費	43,776
				その他	79,948	3 職員手当等	52,797		
				一般財源	112,153	4 共済費	25,622		
						8 旅費	645		
	特定財源の内訳					10 需用費	14,393		
	（国）保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金				4,801	11 役務費	2,287		
	（他）と畜検査等手数料				79,856	12 委託料	5,877		
	（他）食肉衛生検査所関係証明手数料				9	13 使用料及び賃借料	8,356		
	（他）雇用保険料個人負担分				83				
						17 備品購入費	12,426		
						18 負担金補助及び交付金	103		
8 母子保健衛生費	854,185	872,184	△17,999	特定財源	343,329	1 報酬	12,589	◎職員給与費	175,664
				国・県	339,807	2 給料	82,045	◎母子医療対策事業費	79,978
				その他	3,522	3 職員手当等	50,569	◎母子保健推進活動費	598,543
				一般財源	510,856	4 共済費	30,176	◯母子保健推進活動	
						7 報償費	24,720	事業費★	20,207
	特定財源の内訳					8 旅費	1,582	◯幼児歯科保健事業	
	（国）未熟児養育医療費等国庫負担金				6,000	10 需用費	7,435	費★	4,262

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
8 母子保健衛生費	（国）障害者医療（育成医療）費国庫負担金			500	11 役務費	4,607	◯幼児肥満予防対策事業費★	1,613
	（国）小児慢性特定疾病事業費国庫負担金			29,043	12 委託料	349,879	◯母子健康教育事業費★	1,663
	（国）子ども・子育て支援交付金			21,493	13 使用料及び賃借料	2,878	◯産後ケア事業費★	36,556
	（国）母子保健衛生費国庫補助金			16,870	17 備品購入費	109	◯子育て世代包括支援センター事業費★	1,981
	（国）小児慢性特定疾病対策国庫補助金			706	18 負担金補助及び交付金	102	◯妊娠・出産包括支援事業費★	212,005
	（国）重層的支援体制整備事業交付金			33,706	19 扶助費	287,494		
	（国）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金			925				
	（国）妊婦のための支援給付交付金			200,000				
	（国）妊婦のための支援給付費国庫補助金			2,510				
	（県）未熟児養育医療給付事業費県負担金			3,000				
	（県）障害者医療（育成医療）費県負担金			250				
	（県）子ども・子育て支援県交付金			12,355				
	（県）重層的支援体制整備事業費県交付金			8,489				
	（県）妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金			593				
	（県）妊婦のための支援給付費県補助金			971				
	（県）生殖補助医療交通費支援事業県補助金			2,000				
	（県）中核市事務処理の特例等交付金			396				
	（他）未熟児養育医療費自己負担金			3,000				
	（他）すこやか子育て基金繰入金			400				
	（他）雇用保険料個人負担分			121				
	（他）実習生謝礼金			1				

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
9 環境政策費	592,586	574,214	18,372	特定財源	173,155	1 報酬	23,129	◎職員給与費	249,398
				国・県	11,084	2 給料	110,265	◎環境政策費	19,684
				市　債	28,100	3 職員手当等	72,828	◯地球温暖化対策事業費★	18,495
				その他	133,971	4 共済費	42,573		
				一般財源	419,431	7 報償費	191	◎新エネルギー普及促進費	35,016
						8 旅費	2,517		
	特定財源の内訳					10 需用費	102,117	◯新エネルギー導入促進事業費★	1,004
	（県）除染対策事業費県補助金				6,684	11 役務費	3,612		
	（県）電源立地地域対策県交付金				4,400	12 委託料	135,928	◯新エネルギー普及促進事業費★	30,848
	（市債）保健衛生施設整備事業債				28,100	13 使用料及び賃借料	589		
	（他）東山悠苑使用料				18,552			◯水素利活用推進事業費★	3,164
	（他）東山霊園使用料				72,949	14 工事請負費	20,627		
	（他）埋火葬等証明手数料				36	15 原材料費	411	◎環境基金費	892
	（他）東山霊園管理手数料				5,005	17 備品購入費	3,760	◎共用墓地費	152
	（他）東山霊園管理手数料・滞納繰越分				2	18 負担金補助及び交付金	41,901	◎東山悠苑費	225,895
	（他）環境基金利子				890			◎東山霊園費	61,549
	（他）東山霊園管理基金利子				9,407	21 補償補填及び賠償金	17,150		
	（他）環境寄附金				1				
	（他）環境基金繰入金				12,055	24 積立金	14,938		
	（他）東山霊園管理基金繰入金				14,045	26 公課費	50		
	（他）雇用保険料個人負担分				392				
	（他）私用光熱水料				216				

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
9 環境政策費	（他）電気自動車用急速充電器提携料				421				
10 環境保全センター費	171,252	175,010	△3,758	特定財源	486	2 給料	53,406	◎職員給与費	101,402
				国・県	462	3 職員手当等	30,075	◎公害防止対策費	61,901
				その他	24	4 共済費	17,921	◯環境調査事業費★	1,460
				一般財源	170,766	7 報償費	27	◯猪苗代湖環境保全事業費★	1,687
						8 旅費	521		
	特定財源の内訳					10 需用費	15,042	◎環境保全センター費	7,455
	（県）生活環境保全等市町村委任事務県交付金				390	11 役務費	1,086	◎環境保全事務費	494
	（県）猪苗代湖水環境保全権限移譲交付金				72	12 委託料	39,446		
	（他）雇用保険料個人負担分				24	13 使用料及び賃借料	6,077		
						17 備品購入費	5,548		
						18 負担金補助及び交付金	2,088		
						26 公課費	15		
11 浄化槽対策費	109,017	106,604	2,413	特定財源	30,951	8 旅費	55	◎浄化槽対策費	109,017
				国・県	30,269	10 需用費	137	◯浄化槽汚水処理対策補助事業費★	81,093
				その他	682	11 役務費	854		
				一般財源	78,066	12 委託料	88		
						18 負担金補助及び交付金	107,883		
	特定財源の内訳								
	（国）循環型社会形成推進交付金				19,132				

（款）　4　衛生費

（項）　1　保健衛生費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
11 浄化槽対策費	（県）浄化槽設置整備事業費県補助金				11,137				
	（他）浄化槽保守点検業者登録等手数料				682				
12 医療介護病院費	9,890	8,610	1,280	一般財源	9,890	1 報酬	381	◎医療介護病院費	9,890
						8 旅費	42		
						10 需用費	8,797		
						11 役務費	33		
						13 使用料及び賃借料	637		
13 原子力災害対策費	121,786	127,987	△6,201	特定財源	121,673	8 旅費	37	◎除染管理費	120,350
				国・県	121,673	10 需用費	1,840	◎原子力災害対策事業	
				一般財源	113	11 役務費	2,143	費	1,436
						12 委託料	117,751		
	特定財源の内訳					26 公課費	15		
	（県）除染対策事業費県補助金				120,243				
	（県）放射線健康対策事業費県補助金				1,430				
計	6,176,538	6,458,365	△281,827	特定財源	1,122,195				
				国・県	601,960				
				市　債	29,600				
				その他	490,635				
				一般財源	5,054,343				

（款）　4　衛生費

（項）　2　清掃費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 ごみ減量推進費	1,347,972	1,280,589	67,383	特定財源	16,780	1 報酬	7,137	◎職員給与費	180,302
				国・県	12,372	2 給料	92,655	◎ごみ減量推進管理費	8,446
				その他	4,408	3 職員手当等	51,345	◯ポイ捨て・犬のふん放置防止啓発推進事業費★	4,786
				一般財源	1,331,192	4 共済費	32,204		
						7 報償費	13,611		
	特定財源の内訳					8 旅費	1,601	◎ごみ収集費	1,123,104
	（県）産業廃棄物税県交付金				11,500	10 需用費	13,582	◯５Ｒ推進事業費★	9,904
	（県）ごみ減量・資源化取組実践支援事業費県補助金				872	11 役務費	1,686	◎ごみ減量推進事業費	17,269
	（他）一般廃棄物処理業許可申請等手数料				120	12 委託料	1,123,678	◯生ごみ減量啓発事業費★	3,704
	（他）浄化槽清掃業許可申請等手数料				10	13 使用料及び賃借料	541		
	（他）産業廃棄物処理業許可申請等手数料				1,975			◎産業廃棄物対策費	18,851
	（他）使用済自動車引取業フロン類回収業登録申請手数料				17	18 負担金補助及び交付金	9,860	◯廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業費★	12,458
	（他）ごみ破砕処分等回収物売払収入				62	26 公課費	72		
	（他）環境基金繰入金				1,750				
	（他）雇用保険料個人負担分				74				
	（他）広告料収入				400				

（款）　4　衛生費

（項）　2　清掃費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 資源循環費	3,814,342	3,567,571	246,771	特定財源	1,571,969	1 報酬	10,203	◎職員給与費	342,604
				国・県	37,194	2 給料	167,721	◎資源循環管理費	45,074
				市　債	426,800	3 職員手当等	100,890	◎公衆便所費	75,679
				その他	1,107,975	4 共済費	57,420	◎富久山クリーンセン	
				一般財源	2,242,373	7 報償費	93	ター費	1,286,840
						8 旅費	6,707	◎富久山クリーンセン	
	特定財源の内訳					10 需用費	1,543,656	ター資源化選別施設費	88,983
	（国）循環型社会形成推進交付金				35,566	11 役務費	19,421	◎河内クリーンセンタ	
	（県）ごみ減量・資源化取組実践支援事業費県補助金				1,628	12 委託料	1,335,290	ー費	966,985
	（市債）一般廃棄物処理事業債				426,800	13 使用料及び	12,463	◎河内埋立処分場費	652,316
	（他）犬、猫等の死体の処分手数料				236	賃借料		◎し尿処理総務費	1,206
	（他）ごみ焼却処分手数料				765,000	14 工事請負費	552,248	◎衛生処理センター費	354,655
	（他）ごみ埋立処分手数料				2	15 原材料費	1,197		
	（他）ごみ破砕処分等回収物売払収入				110,255	17 備品購入費	3,059		
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金				124,510	18 負担金補助	96		
	（他）雇用保険料個人負担分				414	及び交付金			
	（他）私用光熱水料				1,135	26 公課費	3,878		
	（他）クリーンセンター余剰電力売却収入				106,423				

（款）　4　衛生費

（項）　2　清掃費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	5,162,314	4,848,160	314,154	特定財源	1,588,749			
				国・県	49,566			
				市債	426,800			
				その他	1,112,383			
				一般財源	3,573,565			

（款）　4　衛生費

（項）　3　上水道費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 上水道費	1,370,167	66,282	1,303,885	特定財源	1,292,000	18 負担金補助及び交付金	1,300,296	◎上水道事業出資金	69,871
				国・県	1,292,000			◎職員手当等負担金	8,200
				一般財源	78,167	23 投資及び出資金	69,871	◎安全衛生管理等負担金	96
	特定財源の内訳							◎上水道事業負担金	1,292,000
	（国）地方創生臨時交付金				1,292,000				
計	1,370,167	66,282	1,303,885	特定財源	1,292,000				
				国・県	1,292,000				
				一般財源	78,167				

（款）　4　衛生費

（項）　4　簡易水道費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 簡易水道費	179,330	182,711	△3,381	特定財源	8,000	18 負担金補助及び交付金	129,561	◎簡易水道費	179,330
				国・県	8,000				
				一般財源	171,330	23 投資及び出資金	49,769		
	特定財源の内訳								
	（国）地方創生臨時交付金				8,000				
計	179,330	182,711	△3,381	特定財源	8,000				
				国・県	8,000				
				一般財源	171,330				

（款）　5　労働費

（項）　1　労働諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 労働諸費	176,754	123,604	53,150	特定財源	29,126	1 報酬	1,816	◎職員給与費	35,073
				国・県	8,481	2 給料	15,870	◎雇用対策費	37,244
				市　債	20,200	3 職員手当等	10,423	◯高年齢者就業機会	
				その他	445	4 共済費	5,819	確保事業費★	7,904
				一般財源	147,628	7 報償費	424	◯大学生等インター	
						8 旅費	1,256	ンシップ推進事業費	
	特定財源の内訳					10 需用費	2,100	★	103
	（国）地域未来交付金				3,065	11 役務費	197	◯多様な働き方支援	
	（国）地域就職氷河期世代等支援推進交付金				5,416	12 委託料	63,953	事業費★	6,805
	（市債）労働施設整備事業債				20,200	13 使用料及び	185	◯労働情報発信事業	
	（他）雇用保険料個人負担分				15	賃借料		費★	4,103
	（他）広告料収入				429	14 工事請負費	45,028	◯求職者職業訓練支	
	（他）自動販売機等収益還元収入				1	18 負担金補助	29,683	援事業費★	509
						及び交付金		◯若者雇用促進事業	
								費★	6,000
								◯中小企業就労支援	
								事業費★	11,636
								◎勤労者福祉費	14,794
								◯郡山市勤労者互助	
								会育成事業費★	12,602
								◯労働団体育成事業	
								費★	510

（款）　5　労働費

（項）　1　労働諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 労働諸費								◎職業能力開発校費	6,253
								◯職業能力開発推進事業費★	6,000
								◎労働福祉会館費	83,390
計	176,754	123,604	53,150	特定財源	29,126				
				国・県	8,481				
				市　債	20,200				
				その他	445				
				一般財源	147,628				

（款）　6　農林水産業費

（項）　1　農業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 農業委員会費	157,648	166,777	△9,129	特定財源	14,811	1 報酬	26,782	◎職員給与費	120,890
				国・県	13,123	2 給料	61,863	◎農業委員費	28,149
				その他	1,688	3 職員手当等	33,975	◯農業委員活動推進事業費★	94
				一般財源	142,837	4 共済費	21,869		
						7 報償費	561	◎事務局費	4,786
	特定財源の内訳					8 旅費	2,835	◯農業委員会情報活動事業費★	544
	（県）農業委員会費県交付金				9,038	9 交際費	66		

5款　労働費　　6款　農林水産業費

（款）　6　農林水産業費

（項）　1　農業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
1 農業委員会費	（県）農地利用最適化県交付金			1,067	10 需用費	1,715	◎農地調整事務処理事業費	5
	（県）農地集積・集約化等対策事業費県補助金			2,445	11 役務費	399	◎農業者年金事務費	216
	（県）うつくしま権限移譲交付金			573	12 委託料	1,885	◎農業経営者育成対策事業費	1,440
	（他）農地転用等証明手数料			39	13 使用料及び賃借料	3,323	◯農業経営改善指導事業費★	107
	（他）農地基本台帳記録事項要約書発行等手数料			3			◯青年農業経営者育成対策事業費★	120
	（他）農地中間管理機構管理業務受託事業収入			410	18 負担金補助及び交付金	2,375	◎農業経営基盤強化促進事業費	254
	（他）雇用保険料個人負担分			48			◎食糧問題啓発事業費	240
	（他）広告料収入			20			◯食糧問題啓発事業費★	240
	（他）農業者年金業務委託手数料			1,168			◎農地基本台帳費	82
							◎農地法権限移譲事務費	106
							◎農地利用状況調査事業費	1,480

（款）　6　農林水産業費

（項）　1　農業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 農業政策費	551,405	485,945	65,460	特定財源	303,352	1 報酬	15,498	◎職員給与費	207,470
				国・県	296,272	2 給料	89,494	◎農業総務費	623
				市　債	2,800	3 職員手当等	66,066	◎農村生活中核施設黒	
				その他	4,280	4 共済費	36,297	石荘費	1,769
				一般財源	248,053	7 報償費	1,475	◎制度資金利子補給事	
						8 旅費	1,176	業費	3,409
	特定財源の内訳					10 需用費	2,555	◯農業制度資金利子	
	（国）地域未来交付金				2,162	11 役務費	1,513	補給事業費★	3,409
	（県）農地集積・集約化等対策事業費県補助金				108,290	12 委託料	11,362	◎農業振興地域整備促	
	（県）経営所得安定対策等推進事業費県補助金				21,678	13 使用料及び	2,347	進事業費	398
	（県）農業経営基盤強化資金利子補給費県補助金				2	賃借料		◎地域農政推進事業費	4,151
	（県）中山間地域等直接支払事業費県交付金				91,357	17 備品購入費	3,276	◯農学研究成果活用	
	（県）農業次世代人材投資事業費県補助金				613	18 負担金補助	320,295	推進事業費★	3,865
	（県）担い手づくり総合支援事業費県補助金				5,454	及び交付金		◎緑地等管理中央セン	
	（県）遊休農地等再生対策支援事業費県補助金				1,500	26 公課費	51	ター費	5,539
	（県）地域を支える新たな農業者等確保支援事業費県							◎中山間地域農業活性	
	補助金				135			化対策事業費	127,331
	（県）新規就農者育成総合対策事業費県補助金				58,827			◯ふるさと田舎体験	
	（県）地域計画担い手確保支援事業費県補助金				5,254			推進事業費★	595
	（県）農業でふくしまぐらし支援事業費県補助金				1,000			◯中山間地域等直接	
	（市債）農業農村整備事業債				2,800			支払事業費★	126,736
	（他）農地中間管理機構管理業務受託事業収入				4,125			◎食と農推進事業費	3,000

（款）　6　農林水産業費

（項）　1　農業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 農業政策費	（他）雇用保険料個人負担分				155			○食と農推進事業費	
								★	3,000
								◎農地活用推進事業費	110,468
								○農地活用推進事業費★	110,468
								◎稲作近代化推進費	11,862
								◎農業改良事業費	75,385
								○新規就農者育成支援事業費★	59,345
								○農業者経営強化支援事業費★	15,896
3 農業振興費	690,340	503,597	186,743	特定財源	233,368	1 報酬	19,417	◎職員給与費	209,784
				国・県	186,585	2 給料	90,963	◎農業総務費	1,151
				その他	46,783	3 職員手当等	63,331	◎稲作近代化推進費	1,019
				一般財源	456,972	4 共済費	35,204	○稲作農業確立対策事業費★	1,019
						7 報償費	2,232		
	特定財源の内訳					8 旅費	3,427	◎農業改良事業費	32,865
	（国）福島再生加速化交付金				4,663	10 需用費	31,940	○環境保全型農業直接支援対策事業費★	4,544
	（県）環境保全型農業直接支払県交付金				3,184	11 役務費	2,387		

（款）　6　農林水産業費

（項）　1　農業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
3 農業振興費	（県）環境保全型農業直接支払等県推進交付金			46	12 委託料	175,184	◯郡山地域産業６次	
	（県）狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補助金			1,040	13 使用料及び賃借料	2,713	化推進事業費★	4,000
	（県）鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金			7,669	18 負担金補助及び交付金	228,995	◯郡山産農産物等販売促進事業費★	22,475
	（県）特定外来生物対策事業費県補助金			453			◯農産物等海外連携事業費★	212
	（県）産地生産力強化総合対策事業費県補助金			2,397	24 積立金	34,511	◯農福連携推進事業費★	1,634
	（県）ツキノワグマ出没対策支援事業費県補助金			17,175	26 公課費	36	◎農産加工センター費	1,664
	（県）畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費県補助金			125,000			◎農作物災害対策費	75,052
	（県）産地生産基盤パワーアップ事業推進費県補助金			16,355			◯鳥獣被害防止総合対策事業費★	74,351
	（県）狩猟技術向上等支援事業費県補助金			370			◎園芸振興センター費	27,613
	（県）地域創生総合支援事業費県補助金			3,423			◯農業実証・普及事業費★	3,554
	（県）うつくしま権限移譲交付金			4,810			◯農業体験食育普及事業費★	418
	（他）農産加工センター使用料			149			◎園芸振興奨励費	28,491
	（他）建物貸付収入			33,160			◯こおりやま園芸産地づくり支援事業費★	28,491
	（他）農林水産業振興基金利子			1,350			◎水産振興奨励費	6,886
	（他）園芸振興センター生産物売払収入			1,922				
	（他）農林水産業振興基金繰入金			9,743				
	（他）ふれあい体験農園実費収入			182				
	（他）雇用保険料個人負担分			276				
	（他）自動販売機等収益還元収入			1				

（款）　6　農林水産業費

（項）　1　農業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
3 農業振興費								◯水産振興奨励事業費★	100
								◯鯉６次産業化プロジェクト事業費★	6,786
								◎畜産経営改善対策費	133,045
								◯畜産経営改善事業費★	133,045
								◎畜産振興センター費	94,159
								◎（公財）郡山市観光交流振興公社助成費	44,100
								◎農林水産業振興基金費	34,511
4 農地費	1,024,688	1,029,108	△4,420	特定財源	610,273	1 報酬	4,158	◎職員給与費	172,307
				国・県	323,778	2 給料	82,332	◎農業総務費	1,677
				市　債	164,700	3 職員手当等	54,934	◎土地改良区等育成費	73,603
				その他	121,795	4 共済費	30,411	◎農道水路等費	225,913
				一般財源	414,415	7 報償費	4,723	◯農道整備事業費★	7,370
						8 旅費	729	◯水路整備事業費★	25,800
	特定財源の内訳					10 需用費	9,419	◎農村公園費	15,063
	（県）うつくしま相互人事交流職員給与費県負担金				7,343	11 役務費	1,443	◎基幹水利施設管理事業費	2,592
	（県）国営造成水利施設管理強化事業費県補助金				50,187	12 委託料	164,408		

（款）　6　農林水産業費

（項）　1　農業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
4 農地費	（県）多面的機能支払県交付金				209,517	13 使用料及び賃借料	4,172	◎多面的機能支払交付金事業費	278,118
	（県）地籍調査費県補助金				35,550				
	（県）農用地等集団化事業費県補助金				639	14 工事請負費	64,470	◯多面的機能支払交付金事業費★	278,118
	（県）農村地域防災減災事業費県補助金				10,640	15 原材料費	3,100		
	（県）農業水路等長寿命化・防災減災事業費県交付金				9,000	18 負担金補助及び交付金	477,702	◎地籍調査事業費	64,356
	（県）水利施設管理強化事業費県補助金				902			◯地籍調査事業費（補助）★	56,013
	（市債）農業農村整備事業債				164,700	21 補償補填及び賠償金	2,000	◯地籍調査事業費（単独）★	8,343
	（他）農道水路等占用料				859				
	（他）片平農村交流センター使用料				1	22 償還金利子及び割引料	120,639	◎ほ場整備事業費	65,915
	（他）土地に関する証明手数料				26			◯県営ほ場整備事業費★	65,915
	（他）農業水利施設等保全再生事業基金繰入金				120,638	26 公課費	48		
	（他）森林環境譲与税基金繰入金				236			◎ため池放射性物質対策事業費	120,639
	（他）雇用保険料個人負担分				35			◎登記事務費	4,505
5 総合地方卸売市場費	342,890	524,160	△181,270	一般財源	342,890	27 繰出金	342,890	◎総合地方卸売市場費	342,890
6 農業集落排水事業費	582,518	586,510	△3,992	一般財源	582,518	18 負担金補助及び交付金	446,369	◎農業集落排水事業費	582,518
						23 投資及び出資金	136,149		

（款）　6　農林水産業費

（項）　1　農業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	3,349,489	3,296,097	53,392	特定財源	1,161,804			
				国・県	819,758			
				市　債	167,500			
				その他	174,546			
				一般財源	2,187,685			

（款）　6　農林水産業費

（項）　2　林業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 林業振興費	361,785	379,610	△17,825	特定財源	127,800	1 報酬	4,070	◎職員給与費	72,683
				国・県	11,698	2 給料	33,659	◎林業総務費	1,905
				市　債	34,600	3 職員手当等	22,496	◎森林整備事業費	44,239
				その他	81,502	4 共済費	12,261	◯森林整備事業費★	44,239
				一般財源	233,985	7 報償費	3,760	◎森林保護対策事業費	24,352
						8 旅費	409	◎森林公園費	70,541
	特定財源の内訳					10 需用費	10,888	◎市有林基金費	716
	（県）造林事業費県補助金				3,927	11 役務費	122	◎林道費	44,457
	（県）森林環境県交付金				4,613	12 委託料	112,922	◯林道整備事業費★	23,784
	（県）里山林保全対策事業費県補助金				3,158	13 使用料及び	1,295	◎木材利用促進事業費	6,066
	（市債）林道整備事業債				23,700	賃借料		◎森林経営管理事業費	699

（款）　6　農林水産業費

（項）　2　林業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 林業振興費	（市債）森林公園整備事業債				10,900	14 工事請負費	41,915	◎森林環境譲与税基金
	（他）林道占用料				108	15 原材料費	4,012	費　96,127
	（他）土地に関する証明手数料				1	17 備品購入費	2,326	
	（他）土地貸付収入				19	18 負担金補助及び交付金	14,800	
	（他）市有林基金利子				604			
	（他）森林環境譲与税基金利子				1,199	24 積立金	96,843	
	（他）立木売払収入				1	26 公課費	7	
	（他）市有林基金繰入金				3,217			
	（他）森林環境譲与税基金繰入金				75,678			
	（他）雇用保険料個人負担分				34			
	（他）広告料収入				550			
	（他）送電線線下補償金				91			
計	361,785	379,610	△17,825	特定財源	127,800			
				国・県	11,698			
				市　債	34,600			
				その他	81,502			
				一般財源	233,985			

（款）　7　商工費

（項）　1　商工費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 商工振興費	3,005,530	3,175,553	△170,023	特定財源	2,668,130	1 報酬	2,372	◎職員給与費	98,920
				国・県	10,989	2 給料	48,503	◎振興事業費	180,534
				その他	2,657,141	3 職員手当等	30,582	◯商店街等支援事業費★	23,276
				一般財源	337,400	4 共済費	17,291		
						8 旅費	1,742	◯商工業指導事業費★	45,121
	特定財源の内訳					10 需用費	526		
	（国）地域未来交付金				10,989	11 役務費	354	◯人材育成事業費★	1,463
	（他）計量検査手数料				1,503	12 委託料	87,350	◯中小企業の国際化支援事業費★	2,593
	（他）中小企業融資原資預託金収入				2,651,979	13 使用料及び賃借料	1,016	◯郡山産品販路拡大事業費★	10,000
	（他）雇用保険料個人負担分				19				
	（他）みらいを描く市町村等支援事業助成金				3,638	18 負担金補助及び交付金	163,815	◯創業・事業承継支援事業費★	44,126
	（他）負担金補助及び交付金過年度返還金				1				
	（他）補助金返還金に係る遅延損害金				1	20 貸付金	2,651,979	◯こおりやま中小企業活性化事業費★	4,923
								◯農商工連携推進事業費★	5,990
								◯産業ＤＸ推進事業費★	4,561
								◯サマーフェスタ開催事業費★	15,000

（款）　7　商工費

（項）　1　商工費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 商工振興費								◯海外交流販路開拓支援事業費★	22,555
								◎東部勤労者研修センター費	2,420
								◎金融対策費	2,700,045
								◯中小企業融資制度事業費★	2,697,450
								◯小規模事業者経営改善資金利子補給事業費★	2,595
								◎団体育成費	5,702
								◯商工団体育成事業費★	5,702
								◎計量費	17,909
2 観光物産費	981,247	1,576,480	△595,233	特定財源	271,326	1 報酬	4,410	◎職員給与費	169,827
				国・県	11,813	2 給料	72,357	◎観光物産総務費	363
				市　債	233,500	3 職員手当等	63,857	◎観光開発費	36,805
				その他	26,013	4 共済費	29,003	◯まつり等開催事業費★	36,805
				一般財源	709,921	7 報償費	10,558		
						8 旅費	4,306	◎観光地整備事業費	49,645
	特定財源の内訳					10 需用費	179,724	◯サスティナブル観光開発事業費★	12,135
	（国）福島再生加速化交付金				3,444	11 役務費	1,594		

（款）　7　商工費

（項）　1　商工費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
2 観光物産費	（国）オーバーツーリズム未然防止等観光推進事業費				12 委託料	330,279	◎観光宣伝費	25,605
	国庫補助金			3,219	13 使用料及び賃借料	12,976	○広域観光推進事業費★	5,001
	（国）地域未来交付金			1,072			○日本遺産魅力発信推進事業費★	4,385
	（県）地域創生総合支援事業費県補助金			4,078	14 工事請負費	86,278	◎観光振興対策事業費	14,972
	（市債）観光振興施設整備事業債			233,500	15 原材料費	224	○旅行誘客推進事業費★	12,353
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金			25,977	18 負担金補助及び交付金	185,681	○都市間等交流推進事業費★	2,619
	（他）雇用保険料個人負担分			35			◎観光団体育成費	70,639
	（他）自動販売機等収益還元収入			1			○郡山ＤＭＯ推進事業費★	70,473
							◎郡山ユラックス熱海費	517,301
							◎（公財）郡山市観光交流振興公社助成費	36,596
							◎物産振興費	6,861
							○物産振興事業費★	6,861
							◎コンベンション都市推進費	34,633

（款）　7　商工費

（項）　1　商工費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 観光物産費								◯コンベンション都市推進事業費★	34,633
								◎磐梯熱海観光物産館費	18,000
3 産業創出費	1,123,911	1,190,961	△67,050	特定財源	11,484	1 報酬	1,755	◎職員給与費	153,593
				国・県	7,760	2 給料	78,053	◎新事業創出促進事業費	33,825
				その他	3,724	3 職員手当等	46,625		
				一般財源	1,112,427	4 共済費	27,050	◯産業イノベーション事業費★	20,966
						7 報償費	482		
	特定財源の内訳					8 旅費	2,802	◯知的財産活用推進事業費★	4,748
	（国）地域未来交付金				7,660	10 需用費	718		
	（県）うつくしま権限移譲交付金				100	11 役務費	974	◎企業誘導費	302,090
	（他）雇用保険料個人負担分				14	12 委託料	38,740	◯企業誘致活動事業費★	27,171
	（他）みらいを描く市町村等支援事業助成金				3,710	13 使用料及び賃借料	2,321		
								◯企業立地促進助成事業費★	274,785
						18 負担金補助及び交付金	289,988	◎工業団地開発事業費	634,403
						27 繰出金	634,403		
4 工業用水道費	58,393	66,472	△8,079	一般財源	58,393	18 負担金補助及び交付金	58,393	◎工業用水道事業補助金	58,393

（款）　7　商工費

（項）　1　商工費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	5,169,081	6,009,466	△840,385	特定財源	2,950,940			
				国・県	30,562			
				市債	233,500			
				その他	2,686,878			
				一般財源	2,218,141			

（款）　8　土木費

（項）　1　土木管理費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 営繕費	195,685	191,145	4,540	一般財源	195,685	2 給料	103,624	◎職員給与費	192,981
						3 職員手当等	55,547	◎営繕費	2,704
						4 共済費	33,810		
						8 旅費	774		
						10 需用費	756		
						11 役務費	14		
						12 委託料	528		
						13 使用料及び賃借料	3		
						18 負担金補助及び交付金	629		

7款　商工費　　8款　土木費

（款）　8　土木費

（項）　1　土木管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 建築指導費	259,148	321,739	△62,591	特定財源	123,438	1 報酬	2,340	◎職員給与費	112,818
				国・県	112,733	2 給料	56,618	◎建築指導事務費	146,330
				その他	10,705	3 職員手当等	34,635	◯住宅・建築物耐震化事業費★	141,533
				一般財源	135,710	4 共済費	19,277		
						7 報償費	22		
	特定財源の内訳					8 旅費	492		
	（国）防災・安全交付金				6,585	10 需用費	1,199		
	（国）住宅・建築物防災力緊急促進事業費国庫補助金				77,000	11 役務費	652		
	（県）木造住宅等耐震化支援事業費県補助金				3,292	12 委託料	3,120		
	（県）建築物耐震化促進事業費県補助金				25,666	13 使用料及び賃借料	1,868		
	（県）うつくしま権限移譲交付金				190				
	（他）長期優良住宅建築等計画認定申請手数料				4,810	18 負担金補助及び交付金	138,925		
	（他）建築確認等申請手数料				3,645				
	（他）低炭素建築物新築等計画認定申請手数料				102				
	（他）住宅租税証明及びその他の証明手数料				2,131				
	（他）雇用保険料個人負担分				17				
3 土地開発基金費	4,762	5,143	△381	一般財源	4,762	27 繰出金	4,762	◎土地開発基金費	4,762
計	459,595	518,027	△58,432	特定財源	123,438				
				国・県	112,733				
				その他	10,705				
				一般財源	336,157				

（款）　8　土木費

（項）　2　道路橋りょう費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 道路建設費	831,868	1,572,048	△740,180	特定財源	278,684	1 報酬	7,993	◎職員給与費	256,280
				国・県	56,450	2 給料	124,615	◎建設団体事務費	1,524
				市　債	220,500	3 職員手当等	78,029	◎登記事務費	2,794
				その他	1,734	4 共済費	45,443	◎道路費	571,270
				一般財源	553,184	8 旅費	1,852	◯幹線道路新設改良	
						10 需用費	1,355	舗装事業費★	96,454
	特定財源の内訳					11 役務費	218	◯生活道路改良舗装	
	（国）社会資本整備総合交付金				18,500	12 委託料	185,534	事業費★	351,901
	（国）防災・安全交付金				37,950	13 使用料及び賃借料	51	◯私道整備補助事業	
	（市債）道路整備事業債				220,500			費★	3,000
	（他）橋梁添架物負担金				1,644	14 工事請負費	359,400	◯通学路安全対策事	
	（他）土地に関する証明手数料				1	16 公有財産購入費	1,757	業費★	69,000
	（他）雇用保険料個人負担分				89			◯無電柱化促進事業	
						18 負担金補助及び交付金	4,071	費★	75
						21 補償補填及び賠償金	21,550		

（款）　8　土木費

（項）　2　道路橋りょう費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 道路維持費	3,673,408	3,922,574	△249,166	特定財源	1,813,954	1 報酬	7,651	◎職員給与費	359,817
				国・県	414,601	2 給料	176,329	◎道路費	2,151,682
				市　債	1,242,200	3 職員手当等	111,467	◯アイラブロード事	
				その他	157,153	4 共済費	64,166	業費★	2,092
				一般財源	1,859,454	7 報償費	6,797	◯交通安全施設整備	
						8 旅費	562	事業費★	144,750
	特定財源の内訳					10 需用費	139,571	◯通学路安全対策事	
	（国）社会資本整備総合交付金				75,000	11 役務費	7,239	業費★	64,500
	（国）防災・安全交付金				149,841	12 委託料	1,476,113	◎橋りょう費	367,679
	（国）道路更新防災等対策事業費国庫補助金				189,750	13 使用料及び	5,708	◎浸水対策事業費	39,784
	（県）うつくしま権限移譲交付金				10	賃借料		◎水路側溝費	435,000
	（市債）道路整備事業債				1,242,200	14 工事請負費	1,589,892	◯水路側溝整備事業	
	（他）交通安全対策特別交付金				41,000	15 原材料費	60,000	費★	435,000
	（他）道路占用料				102,217	16 公有財産購	4,000	◎地下道費	33,074
	（他）郡山駅西口駅前広場占用料				276	入費		◎駅前広場費	286,372
	（他）郡山駅西口駅前広場使用料				4,179	17 備品購入費	22,300	◯駅前広場施設改修	
	（他）郡山駅西口駅前広場障害者等駐車場使用料				330	18 負担金補助	1,329	費★	153,729
	（他）郡山駅東口広場駐車場使用料				7,300	及び交付金			
	（他）土地に関する証明手数料				650	26 公課費	284		
	（他）雇用保険料個人負担分				130				
	（他）私用光熱水料				400				
	（他）広告料収入				671				

（款）　8　土木費

（項）　2　道路橋りょう費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
3 みなし道路買収事業費	116,093	116,093	0	一般財源 116,093	10 需用費	183	◎みなし道路買収事業費 116,093
					11 役務費	10	
					12 委託料	12,900	
					14 工事請負費	93,500	
					16 公有財産購入費	8,000	
					21 補償補填及び賠償金	1,500	
4 工業団地整備事業費	11,035	61,519	△50,484	一般財源 11,035	8 旅費	35	◎工業団地整備事業費 11,035
					14 工事請負費	11,000	◯工業団地整備事業費★ 11,035
5 学校施設整備事業費	132,372	0	132,372	一般財源 132,372	14 工事請負費	132,372	◎学校施設整備事業費 132,372 ◯中学校給食センター整備事業費★ 132,372
計	4,764,776	5,672,234	△907,458	特定財源 2,092,638 国・県 471,051 市　債 1,462,700 その他 158,887 一般財源 2,672,138			

（款）　8　土木費

（項）　3　河川費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 河川費	1,415,774	1,048,022	367,752	特定財源	1,089,385	1 報酬	2,021	◎職員給与費	135,130
				国・県	118,349	2 給料	65,351	◎河川費	1,278,644
				市　債	969,000	3 職員手当等	44,436	◯準用河川改修事業	
				その他	2,036	4 共済費	23,221	費★	413,451
				一般財源	326,389	7 報償費	11,079	◯普通河川改修事業	
						8 旅費	350	費★	623,552
	特定財源の内訳					10 需用費	16,223	◯水辺空間整備事業	
	（国）防災・安全交付金				94,000	11 役務費	774	費★	21,351
	（国）排水機場施設管理国庫委託金				8,521	12 委託料	230,403	◎急傾斜地崩壊対策事	
	（国）徳定川浄化施設管理国庫委託金				3,990	13 使用料及び賃借料	375	業費	2,000
	（県）河川環境保全事業県委託金				10,165				
	（県）県管理河川水門等管理県委託金				1,673	14 工事請負費	1,016,176		
	（市債）河川整備事業債				969,000	15 原材料費	880		
	（他）河川占用料				1,004	17 備品購入費	1,671		
	（他）土地に関する証明手数料				11	18 負担金補助及び交付金	2,381		
	（他）土地貸付収入				1,004				
	（他）雇用保険料個人負担分				17	21 補償補填及び賠償金	420		
						26 公課費	13		

（款）　8　土木費

（項）　3　河川費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	1,415,774	1,048,022	367,752	特定財源	1,089,385			
				国・県	118,349			
				市債	969,000			
				その他	2,036			
				一般財源	326,389			

（款）　8　土木費

（項）　4　都市計画費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 開発指導費	112,407	97,728	14,679	特定財源	24,039	1 報酬	6,677	◎職員給与費	106,396
				その他	24,039	2 給料	51,046	◎開発許可事務費	4,216
				一般財源	88,368	3 職員手当等	29,649	◎景観まちづくり事業	
						4 共済費	18,598	費	995
	特定財源の内訳					7 報償費	32	◎屋外広告物指導費	595
	（他）開発行為許可申請手数料				4,574	8 旅費	1,468	◯屋外広告物指導費	
	（他）屋外広告物許可申請手数料				17,930	10 需用費	1,344	★	595
	（他）開発等に関する証明手数料				503	11 役務費	206	◎盛土規制許可事務費	205
	（他）屋外広告物講習会受講申込手数料				20	12 委託料	3,084		
	（他）宅地造成等工事許可申請手数料				946	18 負担金補助	303		
	（他）宅地造成等に関する証明手数料				10	及び交付金			

（款）　8　土木費

（項）　4　都市計画費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 開発指導費	（他）雇用保険料個人負担分				56				
2 都市計画費	132,316	2,586,237	△2,453,921	特定財源	156	1 報酬	2,150	◎職員給与費	114,130
				その他	156	2 給料	57,175	◎都市計画総務費	1,294
				一般財源	132,160	3 職員手当等	35,103	◎都市計画審議会費	583
						4 共済費	20,119	◎建設団体事務費	535
	特定財源の内訳					7 報償費	292	◎都市計画事務等経費	9,458
	（他）都市計画証明手数料				21	8 旅費	1,031	◎市街地整備総務費	488
	（他）流通業務地区適合証明手数料				1	10 需用費	1,238	◎市街地活性化推進費	5,828
	（他）その他の証明手数料				1	12 委託料	2,727	◯中心市街地活性化	
	（他）都市計画図実費頒布収入				119	13 使用料及び	1,144	推進事業費★	5,828
	（他）雇用保険料個人負担分				14	賃借料			
						18 負担金補助及び交付金	11,337		
3 街路費	641,017	566,251	74,766	特定財源	528,700	7 報償費	110	◎建設団体事務費	172
				国・県	265,300	8 旅費	439	◎街路整備費	588,845
				市　債	263,400	10 需用費	1,007	◯環状線等街路整備	
				一般財源	112,317	11 役務費	66	事業費★	588,845
						12 委託料	66,336	◎県営事業負担金	52,000
	特定財源の内訳					13 使用料及び	872		
	（国）社会資本整備総合交付金				130,000	賃借料			
	（国）踏切道改良計画事業費国庫補助金				135,300	14 工事請負費	386,000		

（款）　8　土木費

（項）　4　都市計画費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
3 街路費	（市債）街路整備事業債			263,400	16 公有財産購入費	15,000		
					18 負担金補助及び交付金	52,187		
					21 補償補填及び賠償金	119,000		
4 土地区画整理費	1,235,776	1,120,530	115,246	特定財源 21	1 報酬	1,877	◎職員給与費	87,137
				その他 21	2 給料	42,878	◎建設団体事務費	195
				一般財源 1,235,755	3 職員手当等	26,170	◎土地区画整理費	1,145,958
					4 共済費	15,352	◎土地区画整理事業地	
	特定財源の内訳				8 旅費	943	内公共施設維持管理費	2,486
	（他）区画整理証明手数料			1	10 需用費	140		
	（他）雇用保険料個人負担分			20	11 役務費	298		
					12 委託料	2,486		
					13 使用料及び賃借料	138		
					18 負担金補助及び交付金	204		
					27 繰出金	1,145,290		

（款）　8　土木費

（項）　4　都市計画費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
5 公園費	1,341,182	1,168,671	172,511	特定財源	328,621	1 報酬	2,065	◎職員給与費	137,083
				国・県	38,961	2 給料	69,544	◎建設団体事務費	329
				市債	247,400	3 職員手当等	41,884	◎公園費	1,196,981
				その他	42,260	4 共済費	23,454	◯公園改修費★	92,715
				一般財源	1,012,561	7 報償費	6,847	◯公園整備事業費★	35,909
						8 旅費	1,243	◯公園トイレ整備事業費★	6,864
	特定財源の内訳					10 需用費	131,524		
	（国）防災・安全交付金				38,961	11 役務費	2,320	◯公園等グリーンインフラ推進事業費★	219,227
	（市債）公園整備事業債				247,400	12 委託料	682,185		
	（他）公園占用料				2,507	13 使用料及び賃借料	5,763	◎緑化推進事業費	6,788
	（他）公園使用料				7,698			◯緑あふれるまちづくり事業費★	6,788
	（他）土地に関する証明手数料				2	14 工事請負費	362,506		
	（他）水と緑のまちづくり基金利子				6,788	15 原材料費	650	◎水と緑のまちづくり基金費	1
	（他）水と緑のまちづくり基金寄附金				1	17 備品購入費	8,390		
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金				21,927	18 負担金補助及び交付金	2,756		
	（他）雇用保険料個人負担分				36				
	（他）広告料収入				3,300	24 積立金	1		
	（他）自動販売機等収益還元収入				1	26 公課費	50		
6 公共下水道費	4,479,644	4,962,815	△483,171	一般財源	4,479,644	18 負担金補助及び交付金	3,317,924	◎公共下水道費	4,479,644
						23 投資及び出資金	1,161,720		

（款）　8　土木費

（項）　4　都市計画費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
7 公共交通対策費	376,640	342,783	33,857	特定財源	49,872	1 報酬	2,007	◎職員給与費	81,625
				国・県	7,416	2 給料	40,084	◎総合交通対策費	168,214
				その他	42,456	3 職員手当等	25,532	◯福島空港利活用促	
				一般財源	326,768	4 共済費	13,901	進事業費★	2,582
						8 旅費	1,254	◯生活路線バス維持	
	特定財源の内訳					10 需用費	28,299	対策事業費★	119,622
	（国）地域未来交付金				4,498	11 役務費	1,597	◯乗合タクシー運行	
	（県）市町村生活交通対策事業運行費県補助金				2,918	12 委託料	138,028	事業費★	31,560
	（他）自転車等駐車場使用料				19,580	13 使用料及び賃借料	2,698	◎自転車対策費	6,736
	（他）麓山地区駐車場使用料				21,600			◯自転車等放置対策	
	（他）撤去自転車等返還手数料				136	18 負担金補助及び交付金	123,151	事業費★	6,736
	（他）自転車等駐車場定期券再発行手数料				21			◎自転車等駐車場費	76,304
	（他）建物貸付収入				34	22 償還金利子及び割引料	89	◎駐車場費	43,761
	（他）公共施設等損壊弁償金				1				
	（他）雇用保険料個人負担分				17				
	（他）私用光熱水料				24				
	（他）広告料収入				935				
	（他）放置自転車売払収入				108				
（史跡公園費）	0	92,585	△92,585						

（款）　8　土木費

（項）　4　都市計画費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	8,318,982	10,937,600	△2,618,618	特定財源	931,409			
				国・県	311,677			
				市債	510,800			
				その他	108,932			
				一般財源	7,387,573			

（款）　8　土木費

（項）　5　住宅費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 住宅費	1,196,167	1,057,344	138,823	特定財源	1,175,391	1 報酬	4,155	◎職員給与費	129,299
				国・県	186,706	2 給料	63,462	◎住宅総務費	36,286
				市債	264,500	3 職員手当等	38,979	◯空家等対策事業費	
				その他	724,185	4 共済費	22,821	★	35,463
				一般財源	20,776	8 旅費	678	◎市営住宅費	1,030,582
						10 需用費	56,646	◯市営住宅ストック	
	特定財源の内訳					11 役務費	6,147	総合改善事業費★	527,219
	（国）社会資本整備総合交付金				109,230	12 委託料	406,039		
	（国）防災・安全交付金				60,411	13 使用料及び賃借料	21,729		
	（国）住宅市街地総合整備事業費国庫補助金				17,065				
	（市債）公営住宅建設事業債				213,500	14 工事請負費	564,129		

（款）　8　土木費

（項）　5　住宅費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 住宅費	（市債）公共施設等除却事業債				51,000	18 負担金補助及び交付金	5,936	
	（他）市営住宅使用料				529,620			
	（他）市営住宅使用料・滞納繰越分				16,936	21 補償補填及び賠償金	5,251	
	（他）市営住宅駐車場使用料				28,215			
	（他）市営住宅駐車場使用料・滞納繰越分				377	22 償還金利子及び割引料	190	
	（他）自動車保管場所証明手数料				20			
	（他）市営住宅入居証明手数料				2	26 公課費	5	
	（他）市営住宅使用料等納付証明手数料				1			
	（他）その他の証明手数料				5			
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金				148,556			
	（他）雇用保険料個人負担分				54			
	（他）裁判所手続費用返還金				1			
	（他）借地内電柱等設置占用料				97			
	（他）市営住宅使用料・遅延損害金				300			
	（他）市営住宅駐車場使用料・遅延損害金				1			
計	1,196,167	1,057,344	138,823	特定財源	1,175,391			
				国・県	186,706			
				市　債	264,500			
				その他	724,185			
				一般財源	20,776			

（款）　9　消防費

（項）　1　消防費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 消防防災費	4,199,372	3,830,668	368,704	特定財源	164,204	1 報酬	97,129	◎職員給与費	118,341
				国・県	4,386	2 給料	52,761	◎消防総務費	1,751
				市　債	146,500	3 職員手当等	43,817	◎消防力整備基金費	6,922
				その他	13,318	4 共済費	19,253	◎常備消防費	3,494,641
				一般財源	4,035,168	7 報償費	990	◎非常備消防費	184,550
						8 旅費	1,378	◎消防施設費	266,498
	特定財源の内訳					10 需用費	93,866	◯消防力整備事業費	
	（国）消防団設備整備費国庫補助金				4,386	11 役務費	30,905	★	165,684
	（市債）消防防災設備整備事業債				141,100	12 委託料	29,188	◎災害対策費	126,203
	（市債）公共施設等除却事業債				5,400	13 使用料及び賃借料	8,002	◯地域防災充実事業費★	41,740
	（他）コミュニティ消防センター使用料				1				
	（他）消防力整備基金利子				5,121	14 工事請負費	76,694	◯自主防災組織活動支援事業費★	3,907
	（他）備品等売払収入				1,800	16 公有財産購入費	21,630	◯防災啓発事業費★	9,383
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金				772				
	（他）森林環境譲与税基金繰入金				330	17 備品購入費	55,055	◯防災情報発信事業費★	37,823
	（他）消防力整備基金繰入金				5,172	18 負担金補助及び交付金	3,657,850	◎危機管理費	137
	（他）雇用保険料個人負担分				20				
	（他）消防団員福祉共済事務取扱手数料				102	24 積立金	6,922	◎国民保護協議会費	329
						26 公課費	3,932		

（款）　9　消防費

（項）　1　消防費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
2 水防費	56,001	102,080	△46,079	特定財源	18,010	1 報酬	9	◎水防費	5,616
				国・県	18,000	7 報償費	275	◎水防センター費	1,242
				その他	10	8 旅費	315	◎浸水対策推進事業費	49,143
				一般財源	37,991	10 需用費	1,926	◯浸水対策推進事業	
						11 役務費	4,650	費★	9,143
	特定財源の内訳					12 委託料	44,687	◯避難案内看板設置	
	（国）防災・安全交付金				18,000	13 使用料及び	13	事業費★	4,000
	（他）水防センター使用料				10	賃借料		◯洪水ハザードマッ	
						14 工事請負費	4,000	プ改訂事業費★	36,000
						18 負担金補助及び交付金	126		
計	4,255,373	3,932,748	322,625	特定財源	182,214				
				国・県	22,386				
				市　債	146,500				
				その他	13,328				
				一般財源	4,073,159				

（款） 10 教育費

（項） 1 教育総務費

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 教育委員会費	200,742	215,327	△14,585	特定財源	466	1 報酬	34,038	◎職員給与費	184,897
				その他	466	2 給料	68,799	◎教育委員費	7,507
				一般財源	200,276	3 職員手当等	56,046	◎事務局費	8,338
						4 共済費	30,952		
	特定財源の内訳					5 災害補償費	1,075		
	（他）雇用保険料個人負担分				238	7 報償費	491		
	（他）みらいを描く市町村等支援事業助成金				228	8 旅費	3,494		
						9 交際費	200		
						10 需用費	1,290		
						11 役務費	2,737		
						12 委託料	381		
						17 備品購入費	39		
						18 負担金補助及び交付金	1,200		
2 総合教育支援センター費	598,436	535,323	63,113	特定財源	41,405	1 報酬	314,526	◎職員給与費	579,196
				国・県	38,984	2 給料	32,247	◎総合教育支援センタ	
				その他	2,421	3 職員手当等	133,420	ー費	19,240
				一般財源	557,031	4 共済費	87,937	◯教育支援センター	
						7 報償費	3,989	事業費★	4,173
	特定財源の内訳					8 旅費	12,710	◯スクールカウンセ	
	（国）教育支援体制整備事業費国庫補助金				3,334	10 需用費	3,810	ラー配置事業費★	3,277

（款）　10　教育費

（項）　1　教育総務費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 総合教育支援センター費	（県）緊急スクールカウンセラー等活用事業費県委託金				35,650	11 役務費	3,159	◯幼保小連携推進事業費★	699
	（他）雇用保険料個人負担分				2,421	12 委託料	6,534		
						18 負担金補助及び交付金	104	◯小中学校特別支援教育派遣事業費★	6,943
計	799,178	750,650	48,528	特定財源	41,871				
				国・県	38,984				
				その他	2,887				
				一般財源	757,307				

（款）　10　教育費

（項）　2　小中学校費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 学校教育推進費	901,863	896,115	5,748	特定財源	46,732	1 報酬	261,508	◎職員給与費	552,613
				国・県	22,796	2 給料	83,852	◎学校教育総務費	16,547
				その他	23,936	3 職員手当等	109,066	◯学校音楽環境整備事業費★	9,955
				一般財源	855,131	4 共済費	88,991		
						7 報償費	4,378	◎学校教育審議会費	1,174
	特定財源の内訳					8 旅費	14,760	◎就学事務費	6,333
	（国）教育支援体制整備事業費国庫補助金				597	10 需用費	20,600	◎指導事業費	56,435

（款） 10 教育費

（項） 2 小中学校費

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
1 学校教育推進費	（国）小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金			4,931	11 役務費	4,385	◯スーパーティーチャー（教科専門員）派遣事業費★	17
	（国）小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金			4,495	12 委託料	6,861		
	（国）中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金			6,250	13 使用料及び賃借料	43,051	◯教育内容・方法の充実事業費★	8,189
	（国）中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金			6,131				
	（県）森林環境県交付金			392	17 備品購入費	9,630	◯通学路等交通安全確保事業費★	118
	（他）篤志奨学資金給与基金利子			2,078	18 負担金補助及び交付金	61,541		
	（他）奨学資金給与費寄附金			1			◯心のハーモニー学校音楽振興事業費★	2,830
	（他）篤志奨学資金給与基金繰入金			14,194	19 扶助費	189,519		
	（他）雇用保険料個人負担分			1,903	21 補償補填及び賠償金	3,720	◯小中一貫プログラミング教育推進事業費★	532
	（他）語学指導外国人住宅使用料個人負担分			5,760				
					24 積立金	1	◎学校全国大会参加支援事業費	28,802
							◯小中学校の全国音楽祭参加支援事業費★	27,802
							◎奨学資金費	27,406
							◯奨学資金給与事業費★	27,405
							◎小学校管理費	225

（款） 10　教育費

（項） 2　小中学校費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 学校教育推進費								◯小学校司書支援事業費★	225
								◎小学校教授費	9,025
								◎小学校就学奨励援助費	74,684
								◎中学校管理費	59
								◯中学校司書支援事業費★	59
								◎中学校教授費	13,363
								◎中学校就学奨励援助費	114,901
								◎いじめ問題対策費	296
2 学校管理費	5,329,570	5,013,768	315,802	特定財源	54,314	1 報酬	28,238	◎職員給与費	493,714
				国・県	19,330	2 給料	246,357	◎指導事業費	44
				その他	34,984	3 職員手当等	136,525	◎教職員健康管理費	39,385
				一般財源	5,275,256	4 共済費	83,342	◎学校管理費	391,901
						7 報償費	76,325	◎小学校管理費	792,358
	特定財源の内訳					8 旅費	3,683	◯小学校教育環境整備事業費★	50,723
	（国）小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金				5,336	10 需用費	1,160,408		
	（国）中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金				3,784	11 役務費	91,687	◎小学校教授費	80,807
	（国）小学校理科教育設備整備費等国庫補助金				1,500	12 委託料	1,455,897	◎小学校遠距離通学費	4,165

（款） 10　教育費

（項） 2　小中学校費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
2 学校管理費	（国）へき地児童生徒援助費等国庫補助金			1,572	13 使用料及び賃借料	53,273	◎スクールバス運行費	148,263
	（国）中学校理科教育設備整備費等国庫補助金			1,500			◎中学校管理費	344,158
	（国）子ども・子育て支援交付金			131	17 備品購入費	220,197	◯中学校教育環境整備事業費★	7,206
	（県）公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金			5,376	18 負担金補助及び交付金	1,750,743	◎中学校教授費	60,049
	（県）子ども・子育て支援県交付金			131	22 償還金利子及び割引料	22,895	◎中学校遠距離通学費	5,434
	（他）小中学校屋外運動場夜間照明設備使用料			809			◎学校保健指導費	128,158
	（他）調理業務従事証明書発行手数料			1			◎学校体育振興費	68,038
	（他）森林環境譲与税基金繰入金			24,046			◯小中学生の体づくり推進事業費★	8,006
	（他）雇用保険料個人負担分			694			◯中学校体育大会支援事業費★	16,000
	（他）私用電話料			53			◎学校給食費	2,773,096
	（他）私用光熱水料			21			◯学校給食費支援事業費★	1,696,240
	（他）日本スポーツ振興センター納付金（保護者負担分）			9,360			◯中学校給食センター整備事業費★	56,254

（款） 10 教育費

（項） 2 小中学校費

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
3 学校施設費	3,999,410	2,789,029	1,210,381	特定財源	3,353,100	2 給料	32,687	◎職員給与費	69,424
				国・県	526,445	3 職員手当等	25,462	◎小学校施設費	3,135,708
				市債	2,206,600	4 共済費	11,275	◯小学校施設環境整	
				その他	620,055	8 旅費	181	備事業費★	199,779
				一般財源	646,310	10 需用費	123,858	◎中学校施設費	755,919
						11 役務費	19,190	◯中学校施設環境整	
	特定財源の内訳					12 委託料	268,913	備事業費★	48,241
	（国）小学校学校施設環境改善交付金				452,753	13 使用料及び	235,796	◎学校施設整備基金費	368
	（国）中学校学校施設環境改善交付金				73,692	賃借料		◎教職員住宅管理費	37,631
	（市債）小学校教育施設等整備事業債				1,821,500	14 工事請負費	3,281,205	◎小中学校屋外運動場	
	（市債）中学校教育施設等整備事業債				351,400	15 原材料費	454	夜間照明費	360
	（市債）公共施設等除却事業債				33,700	18 負担金補助	12		
	（他）小中学校屋外運動場夜間照明設備使用料				360	及び交付金			
	（他）学校施設整備基金利子				367	24 積立金	368		
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金				619,327	26 公課費	9		
	（他）私用光熱水料				1				

（款） 10 教育費

（項） 2 小中学校費

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
4 教育研修センター費	1,698,171	832,158	866,013	特定財源	808,692	1 報酬	9,125	◎職員給与費	102,644
				国・県	375,943	2 給料	44,121	◎教育研修センター費	23,514
				市債	432,600	3 職員手当等	31,410	◯教育研修事業費（	
				その他	149	4 共済費	17,556	教職員スキルアップ	
				一般財源	889,479	7 報償費	1,599	事業）★	9,899
						8 旅費	7,549	◯教師塾・授業づく	
	特定財源の内訳					10 需用費	894,402	りサポート事業費★	150
	（国）公立学校情報機器整備費国庫補助金				375,943	11 役務費	64,516	◎教育のＤＸ推進費	1,571,545
	（市債）公立学校情報機器整備事業債				432,600	12 委託料	92,381	◯教育のＤＸ推進事	
	（他）教育研修センター使用料				72	13 使用料及び	535,493	業費★	1,571,545
	（他）雇用保険料個人負担分				77	賃借料		◎研究推進協力校費	468
						18 負担金補助及び交付金	19		
計	11,929,014	9,531,070	2,397,944	特定財源	4,262,838				
				国・県	944,514				
				市債	2,639,200				
				その他	679,124				
				一般財源	7,666,176				

（款） 10　教育費

（項） 3　社会教育費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 生涯学習費	1,496,594	1,366,732	129,862	特定財源	61,433	1 報酬	425,735	◎職員給与費	964,167
				国・県	4,961	2 給料	142,893	◎社会教育委員費	984
				市　債	17,200	3 職員手当等	231,035	◎総務管理費	1,820
				その他	39,272	4 共済費	153,769	◯社会教育団体育成	
				一般財源	1,435,161	7 報償費	33,189	事業費★	900
						8 旅費	17,408	◎総合学習センター費	69,580
	特定財源の内訳					10 需用費	194,172	◎振興事業費	15,987
	（国）学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助					11 役務費	15,460	◯家庭教育充実事業	
	金				4,961	12 委託料	202,897	費★	1,467
	（市債）社会教育施設整備事業債				17,200	13 使用料及び	37,311	◯生涯学習支援事業	
	（他）総合学習センター使用料				7,810	賃借料		費★	2,685
	（他）公民館使用料				16,406	17 備品購入費	25,375	◯地域学校協働活動	
	（他）建物貸付収入				1,279	18 負担金補助	17,345	推進事業費★	11,835
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金				2,020	及び交付金		◎明るいまちづくり費	7,440
	（他）複写経費実費収入				3,037	26 公課費	5	◯明るいまちづくり	
	（他）公民館講座実費収入				590			事業費★	7,440
	（他）雇用保険料個人負担分				3,652			◎ハタチのつどい費	11,854
	（他）私用電話料				50			◯ハタチのつどい開	
	（他）私用光熱水料				1,897			催事業費★	11,854
	（他）広告料収入				2,530			◎青少年会館費	56,623
	（他）自動販売機等収益還元収入				1			◎公民館費	339,851

（款） 10　教育費

（項） 3　社会教育費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 生涯学習費								◯中央公民館の定期講座開催事業費★	3,995
								◯地区・地域公民館の定期講座等開催事業費★	21,492
								◯中央公民館の共催事業費★	3,367
								◯地区・地域公民館の共催事業費★	5,506
								◯家庭教育ふれあい事業費★	1,363
								◎少年湖畔の村費	28,288
2 図書館費	534,702	508,419	26,283	特定財源	9,844	1 報酬	111,601	◎職員給与費	357,274
				その他	9,844	2 給料	92,254	◎図書館費	177,428
				一般財源	524,858	3 職員手当等	89,476	◯子ども読書活動推進事業費★	561
						4 共済費	59,205		
	特定財源の内訳					7 報償費	5,607		
	（他）視聴覚ホール等使用料				858	8 旅費	6,078		
	（他）建物貸付収入				358	10 需用費	78,773		
	（他）森林環境譲与税基金繰入金				2,096	11 役務費	9,390		
	（他）複写経費実費収入				243	12 委託料	46,643		

（款） 10　教育費

（項） 3　社会教育費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 図書館費	（他）雇用保険料個人負担分				1,005	13 使用料及び賃借料	32,861		
	（他）私用光熱水料				79				
	（他）不用消耗品売払収入				5	17 備品購入費	2,733		
	（他）広告料収入				2,200	18 負担金補助及び交付金	56		
	（他）新市町村振興宝くじ交付金				3,000				
						26 公課費	25		
3 文化振興費	2,294,111	1,448,354	845,757	特定財源	1,004,875	1 報酬	23,154	◎職員給与費	184,331
				国・県	46,988	2 給料	68,681	◎振興事業費	7,248
				市　債	760,600	3 職員手当等	60,318	◯文化団体支援事業費★	6,326
				その他	197,287	4 共済費	31,657		
				一般財源	1,289,236	7 報償費	5,768	◎音楽活動推進費	5,620
						8 旅費	3,660	◯音楽文化芸術振興事業費★	5,620
	特定財源の内訳					10 需用費	747,957		
	（国）文化財発掘調査事業費国庫補助金				17,602	11 役務費	2,957	◎文化スポーツ振興基金費	4,927
	（国）文化財保存事業費国庫補助金				3,586	12 委託料	923,800		
	（県）指定文化財保存活用事業費県補助金				25,800	13 使用料及び賃借料	9,576	◎音楽堂整備基金費	7,357
	（市債）社会教育施設整備事業債				760,600			◎（公財）郡山市文化・学び振興公社助成費	72,496
	（他）音楽・文化交流館使用料				8,197	14 工事請負費	205,711		
	（他）建物貸付収入				193	17 備品購入費	317	◎市民文化センター費	1,067,796
	（他）文化スポーツ振興基金利子				4,925	18 負担金補助及び交付金	198,271	◯市民文化センター改修費★	721,435
	（他）音楽堂整備基金利子				7,356				

（款） 10　教育費

（項） 3　社会教育費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
3 文化振興費	（他）市史編さん事業刊行物売払収入				1,201	24 積立金	12,284	◎こおりやま文学の森	
	（他）キャラクターグッズ販売収入				12			資料館費	75,289
	（他）開成館テレホンカード売払収入				2			◎ふれあい科学館費	383,789
	（他）文化刊行物等売払収入				164			◎音楽・文化交流館費	16,756
	（他）文化スポーツ振興寄附金				1			◎開成館費	236,776
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金				136,445			◎文化財保護審議会費	471
	（他）文化スポーツ振興基金繰入金				2,955			◎文化財保護費	30,061
	（他）文化財見学者保険料実費収入				19			◯指定文化財保護事	
	（他）雇用保険料個人負担分				191			業費★	22,239
	（他）私用光熱水料				92			◎埋蔵文化財発掘調査	
	（他）広告料収入				9,350			費	101,781
	（他）新市町村振興宝くじ交付金				3,700			◎市史編さん事業費	850
	（他）文化財発掘調査事業開発者負担金				22,383			◎大安場史跡公園費	98,563
	（他）自動販売機等収益還元収入				1				
	（他）雑入				100				
4 美術館費	350,852	324,272	26,580	特定財源	43,085	1 報酬	2,061	◎職員給与費	103,088
				その他	43,085	2 給料	50,824	◎美術館費	247,764
				一般財源	307,767	3 職員手当等	32,096	◯美術館展覧会等活	
						4 共済費	18,053	動推進事業費★	74,595
	特定財源の内訳					7 報償費	1,364		
	（他）美術館常設展観覧料				323	8 旅費	2,891		
	（他）美術館企画展観覧料				26,560	10 需用費	51,341		

（款） 10　教育費

（項） 3　社会教育費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
4 美術館費	（他）建物貸付収入				146	11 役務費	8,986		
	（他）美術品取得基金利子				454	12 委託料	135,183		
	（他）美術品図録等売払収入				800	13 使用料及び賃借料	8,327		
	（他）美術品取得基金繰入金				4,070				
	（他）美術館実技講座実費収入				107	17 備品購入費	4,070		
	（他）雇用保険料個人負担分				40	18 負担金補助及び交付金	35,163		
	（他）私用光熱水料				585				
	（他）新市町村振興宝くじ交付金				10,000	24 積立金	455		
						26 公課費	38		
5 博物館費	245,639	186,145	59,494	特定財源	44,064	1 報酬	7,812	◎職員給与費	121,745
				その他	44,064	2 給料	57,034	◎博物館費	123,894
				一般財源	201,575	3 職員手当等	35,292	◯博物館企画展等活動推進事業費★	47,692
						4 共済費	21,549		
	特定財源の内訳					7 報償費	496	◯博物館ＤＸ推進事業費★	2,137
	（他）博物館常設展観覧料				1,100	8 旅費	1,965		
	（他）博物館企画展観覧料				32,670	10 需用費	38,298		
	（他）市史編さん事業刊行物売払収入				300	11 役務費	3,335		
	（他）博物館図録等売払収入				2,606	12 委託料	76,542		
	（他）文化刊行物等売払収入				367	13 使用料及び賃借料	2,649		
	（他）複写経費実費収入				2				
	（他）交流プログラム等実費収入				18	17 備品購入費	585		

（款） 10 教育費
（項） 3 社会教育費

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
5 博物館費	（他）雇用保険料個人負担分				125	18 負担金補助及び交付金	82	
	（他）新市町村振興宝くじ交付金				5,300			
	（他）地域伝統芸術等保存事業助成金				1,576			
計	4,921,898	3,833,922	1,087,976	特定財源	1,163,301			
				国・県	51,949			
				市債	777,800			
				その他	333,552			
				一般財源	3,758,597			

（款） 10 教育費
（項） 4 保健体育費

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 スポーツ振興費	1,479,925	1,404,899	75,026	特定財源	161,812	1 報酬	13,533	◎職員給与費	213,342
				国・県	22,632	2 給料	99,810	◎社会体育振興費	162,470
				市債	71,800	3 職員手当等	67,784	◯スポーツ団体等支	
				その他	67,380	4 共済費	37,016	援事業費★	15,177
				一般財源	1,318,113	7 報償費	4,593	◯スポーツ事業開催	
						8 旅費	3,536	・助成事業費★	19,136

（款） 10　教育費

（項） 4　保健体育費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
1 スポーツ振興費	特定財源の内訳				10 需用費	113,052	◯郡山シティーマラソン大会開催事業費	
	（国）地域未来交付金			22,632	11 役務費	2,290		
	（市債）保健体育施設整備事業債			71,800	12 委託料	1,066,628	★	6,500
	（他）地域体育館使用料			825	13 使用料及び賃借料	26,120	◯国際大会参加支援事業費★	240
	（他）日和田野球場使用料			255				
	（他）フットボールセンター使用料			3,774	15 原材料費	200	◯東京２０２０オリンピック・パラリンピックレガシー継承事業費★	1,987
	（他）スポーツ広場夜間照明設備使用料			999	17 備品購入費	10,041		
	（他）土地貸付収入			278	18 負担金補助及び交付金	35,243		
	（他）地方創生応援基金繰入金			32,044				
	（他）公共施設等総合管理基金繰入金			8,049	26 公課費	79	◯健康づくりのためのスポーツ・レクリエーション啓発事業費★	1,747
	（他）文化スポーツ振興基金繰入金			1,970				
	（他）複写経費実費収入			2				
	（他）スポーツ教室教材費実費収入			40				
	（他）雇用保険料個人負担分			256			◯こおりやまスポーツイノベーション事業費★	115,558
	（他）私用電話料			2				
	（他）私用光熱水料			118				
	（他）広告料収入			18,766			◎スポーツ推進審議会費	323
	（他）送電線線下補償金			1				
	（他）自動販売機等収益還元収入			1			◎スポーツ推進委員会費	5,272
							◎体育館費	356,659
							◎運動場費	389,149

（款） 10　教育費

（項） 4　保健体育費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 スポーツ振興費							◎屋内水泳場費 193,596 ◎スポーツ広場費 27,445 ◎スケート場費 131,669
計	1,479,925	1,404,899	75,026	特定財源 161,812 国・県 22,632 市　債 71,800 その他 67,380 一般財源 1,318,113			

（款） 11　災害復旧費

（項） 1　農林水産施設災害復旧費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 農業施設災害復旧費	3,875	4,923	△1,048	一般財源 3,875	7 報償費	80	◎令和８年発生災害復旧費 3,875
					8 旅費	87	
					10 需用費	100	
					12 委託料	1,500	
					13 使用料及び賃借料	8	
					14 工事請負費	2,000	
					15 原材料費	100	

10款　教育費　　11款　災害復旧費

（款）　11　災害復旧費

（項）　1　農林水産施設災害復旧費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
2 林業施設災害復旧費	2,066	5,925	△3,859	一般財源 2,066	8 旅費	58	◎令和８年発生災害復旧費 2,066
					12 委託料	1,000	
					13 使用料及び賃借料	8	
					14 工事請負費	1,000	
計	5,941	10,848	△4,907	一般財源 5,941			

（款）　11　災害復旧費

（項）　2　公共土木施設災害復旧費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 道路橋りょう災害復旧費	2,066	2,036	30	一般財源 2,066	8 旅費	58	◎令和８年発生災害復旧費 2,066
					12 委託料	1,000	
					13 使用料及び賃借料	8	
					14 工事請負費	1,000	
2 河川災害復旧費	5,500	5,501	△1	一般財源 5,500	12 委託料	500	◎令和８年発生災害復旧費 5,500
					14 工事請負費	5,000	
計	7,566	7,537	29	一般財源 7,566			

（款） 11　災害復旧費

（項） 3　文教施設災害復旧費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 社会教育施設災害復旧費	34,859	11,553	23,306	特定財源	34,800	14 工事請負費	34,859	◎令和３年発生災害復旧費	34,859
				市債	34,800				
				一般財源	59				
	特定財源の内訳								
	（市債）社会教育施設災害復旧事業債				34,800				
計	34,859	11,553	23,306	特定財源	34,800				
				市債	34,800				
				一般財源	59				

（款） 12　公債費

（項） 1　公債費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 元金	7,511,023	7,799,299	△288,276	特定財源	179,027	22 償還金利子及び割引料	7,511,023	◎本年度償還元金	7,511,023
				その他	179,027				
				一般財源	7,331,996				
	特定財源の内訳								
	（他）市営住宅使用料				153,282				

11款　災害復旧費　　12款　公債費

（款） 12　公債費

（項） 1　公債費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 元金	（他）災害援護資金貸付金元金収入（東日本大震災分） （他）災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分（東日本大震災分） （他）災害援護資金貸付金元金収入（令和元年台風分） （他）災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分（令和元年台風分） （他）災害援護資金貸付金元金収入（令和３年福島県沖地震分） （他）災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分（令和３年県沖地震分） （他）災害援護資金貸付金元金収入（令和４年福島県沖地震分） （他）災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分（令和４年県沖地震分）				2,431 15,974 4,434 1,071 994 70 757 14					
2 利子	629,744	497,876	131,868	特定財源 その他 一般財源	22,344 22,344 607,400	22 償還金利子及び割引料	629,744	◎本年度償還利子 ◎一時借入金利子	629,072 672
	特定財源の内訳 （他）市営住宅使用料				22,344				

12款　公債費

（款） 12　公債費

（項） 1　公債費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	8,140,767	8,297,175	△156,408	特定財源 201,371 その他 201,371 一般財源 7,939,396			

（款） 13　諸支出金

（項） 1　普通財産取得費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土地取得費	1	1	0	一般財源 1	16 公有財産購入費	1	◎土地取得費 1
計	1	1	0	一般財源 1			

（款） 14　予備費

（項） 1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	300,000	753,867	△453,867	一般財源 300,000			
計	300,000	753,867	△453,867	一般財源 300,000			

12款　公債費　　13款　諸支出金　　14款　予備費

給 与 費 明 細 書

１ 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当（千円）年間支給率（月分）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	3		33,996	11,899 (3.50)	0	45,895	7,271	53,166	
	議員	38	275,076		96,277 (3.50)		371,353	67,853	439,206	
	その他の特別職	4,281	189,515	17,100	5,985 (3.50)	0	212,600	4,557	217,157	
	計	4,322	464,591	51,096	114,161 (3.50)	0	629,848	79,681	709,529	
前年度	長等	3		33,996	11,729 (3.45)	34,513	80,238	4,738	84,976	
	議員	38	275,081		94,902 (3.45)		369,983	73,599	443,582	
	その他の特別職	6,493	308,137	17,100	5,900 (3.45)	3,512	334,649	2,988	337,637	
	計	6,534	583,218	51,096	112,531 (3.45)	38,025	784,870	81,325	866,195	
比較	長等	0		0	170 (0.05)	△ 34,513	△ 34,343	2,533	△ 31,810	
	議員	0	△ 5		1,375 (0.05)		1,370	△ 5,746	△ 4,376	
	その他の特別職	△ 2,212	△ 118,622	0	85 (0.05)	△ 3,512	△ 122,049	1,569	△ 120,480	
	計	△ 2,212	△ 118,627	0	1,630 (0.05)	△ 38,025	△ 155,022	△ 1,644	△ 156,666	

一般会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 職員手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	(1,357) 1,959	2,221,461	8,465,425	6,423,767	17,110,653	3,434,027	20,544,680	
前年度	(1,454) 1,962	2,137,441	8,268,193	5,587,908	15,993,542	3,446,425	19,439,967	
比較	(△ 97) △ 3	84,020	197,232	835,859	1,117,111	△ 12,398	1,104,713	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳 区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
本年度	186,569	180,727	124,507	25,803	718,109	28,372	60
前年度	172,242	176,925	129,364	25,621	737,364	28,345	80
比較	14,327	3,802	△ 4,857	182	△ 19,255	27	△ 20
区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
本年度	2,322,090	1,934,506		3,123	254,056	7,906	0
前年度	2,177,369	1,792,188		2,223	266,090	8,523	55
比較	144,721	142,318		900	△ 12,034	△ 617	△ 55
区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
本年度	3,445				634,494		
前年度	7,499				64,020		
比較	△ 4,054				570,474		

一般会計

ア　会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	（ 21） 1,798		7,706,500	5,348,018	13,054,518	2,650,426	15,704,944	
前年度	（ 11） 1,804		7,525,006	4,574,339	12,099,345	2,748,553	14,847,898	
比較	（ 10） △ 6		181,494	773,679	955,173	△ 98,127	857,046	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
職員手当の内訳	本年度	186,569	153,996	124,507	25,180	712,214	28,042	60
	前年度	172,242	151,735	129,364	25,078	731,934	28,345	80
	比較	14,327	2,261	△ 4,857	102	△ 19,720	△ 303	△ 20
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	1,756,184	1,458,242		3,123	254,056	7,906	0
	前年度	1,645,995	1,343,306		2,223	266,090	8,523	55
	比較	110,189	114,936		900	△ 12,034	△ 617	△ 55
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度	3,445				634,494		
	前年度	7,499				61,870		
	比較	△ 4,054				572,624		

イ　会計年度任用職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	(1,336) 161	2,221,461	758,925	1,075,749	4,056,135	783,601	4,839,736	
前年度	(1,443) 158	2,137,441	743,187	1,013,569	3,894,197	697,872	4,592,069	
比較	(△ 107) 3	84,020	15,738	62,180	161,938	85,729	247,667	

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
職員手当の内訳	本年度		26,731		623	5,895	330	
	前年度		25,190		543	5,430	0	
	比較		1,541		80	465	330	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	565,906	476,264					
	前年度	531,374	448,882					
	比較	34,532	27,382					
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度					0		
	前年度					2,150		
	比較					△ 2,150		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増　減　額 (千円)	増　減　事　由　別　内　訳 (千円)		説　　明 (千円)	備　　考
給　　料	197,232	給与改定に伴う増減分	264,667		
		昇給に伴う増加分	75,431		平均昇給率 0.97%
		その他の増減分	△ 142,866		
職員手当	835,859	制度改正に伴う増減分	95,438	期末手当　49,380 勤勉手当　46,058	
		その他の増減分	740,421		

(3) 給料及び職員手当の状況　（会計年度任用職員を除く）

ア　職員１人当たり給与

区分		行政職	技能労務職	教育職	医療職
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	355,605	365,922	455,471	573,500
	平均給与月額（円）	413,383	390,905	541,075	1,093,600
	平均年齢（歳）	44.05	57.06	51.03	42.08
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	339,736	341,465	444,611	513,500
	平均給与月額（円）	391,447	376,009	533,666	1,035,700
	平均年齢（歳）	43.11	57.06	51.07	41.08

イ　初任給

区分	行政職（円）	技能労務職（円）	医療職（円）	国の制度	
				行政職（円）	医療職（円）
高校卒	210,600	209,600	－	200,300	－
大学卒	242,500	－	（大学６卒）317,900	232,000	（大学６卒）305,600

一般会計

ウ 級 別 職 員 数

区分	行政職			技能労務職			教育職			医療職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和８年１月１日現在	１級	( ) 120	( ) 7.4	１級	( )	( )	１級	( )	( )	１級	( )	( )
	２級	( ) 169	( ) 10.3	２級	( )	( )	２級	( ) 3	( ) 10.7	２級	( )	( )
	３級	(10) 483	(76.9) 29.5	３級	(2) 101	(100.0) 100.0	特２級	( ) 1	( ) 3.6	３級	( )	( )
	４級	(3) 535	(23.1) 32.7				３級	( ) 14	( ) 50.0	４級	( ) 1	( ) 100.0
	５級	( ) 220	( ) 13.5				４級	( ) 10	( ) 35.7			
	６級	( ) 66	( ) 4.0									
	７級	( ) 25	( ) 1.5									
	８級	( ) 18	( ) 1.1									
	計	(13) 1,636	(100.0) 100.0	計	(2) 101	(100.0) 100.0	計	( ) 28	( ) 100.0	計	( ) 1	( ) 100.0
令和７年１月１日現在	１級	( ) 154	( ) 9.1	１級	( )	( )	１級	( )	( )	１級	( )	( )
	２級	( ) 192	( ) 11.3	２級	( )	( )	２級	( ) 3	( ) 10.7	２級	( )	( )
	３級	(6) 489	(60.0) 28.7	３級	(5) 119	(100.0) 100.0	特２級	( ) 1	( ) 3.6	３級	( )	( )
	４級	(4) 508	(40.0) 29.9				３級	( ) 14	( ) 50.0	４級	( ) 1	( ) 100.0
	５級	( ) 247	( ) 14.5				４級	( ) 10	( ) 35.7			
	６級	( ) 65	( ) 3.8									
	７級	( ) 28	( ) 1.6									
	８級	( ) 18	( ) 1.1									
	計	(10) 1,701	(100.0) 100.0	計	(5) 119	(100.0) 100.0	計	( ) 28	( ) 100.0	計	( ) 1	( ) 100.0

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

一般会計

（級別の基準となる職務）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
行政職	主　事 ・ 技　師	高度の知識又は経験を必要とする主事・技師	主　査 ・ 技　査	係　長	課長補佐	課　長	部次長	部　長

エ　昇　給

区　分			合　計	行政職	技能労務職	教育職	医療職
本年度	職員数（A）（人）		1,693	1,585	79	28	1
	昇給に係る職員数（B）（人）		1,322	1,270	29	22	1
	号給数別内訳	１号給（人）	6	6			
		２号給（人）	1	1			
		３号給（人）	8	8			
		４号給（人）	1,149	1,099	27	22	1
		５号給（人）					
		６号給（人）	45	45			
		７号給（人）					
		８号給（人）	113	111	2		
	比率（B）／（A）（%）		78.1	80.1	36.7	78.6	100.0
前年度	職員数（A）（人）		1,788	1,666	93	28	1
	昇給に係る職員数（B）（人）		1,467	1,389	56	21	1
	号給数別内訳	１号給（人）	5	5			
		２号給（人）	6	6			
		３号給（人）	10	10			
		４号給（人）	1,317	1,245	50	21	1
		５号給（人）	5	5			
		６号給（人）	46	46			
		７号給（人）					
		８号給（人）	78	72	6		
	比率（B）／（A）（%）		82.0	83.4	60.2	75.0	100.0

オ　期末手当 ・ 勤勉手当

区　　分	支　給　期　別　支　給　率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　　考
	６月（月分）	12月（月分）	（月分）		
本　年　度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	
前　年　度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	

（　）内は、再任用職員の支給率

カ　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区　　分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備　　考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

キ 特 殊 勤 務 手 当

区　　分	全職員	行政職	技能労務職	教育職	医療職
給料総額に対する比率（%）	0.3	0.3	0.4	0.0	13.9
支給対象職員の比率（%） （令和８年１月１日現在）	13.8	13.0	29.7	0.0	100.0
代表的な特殊勤務手当の名称	不快業務従事職員の手当 社会福祉職員の手当 税務職員及び税外収入徴収事務従事職員の手当				

ク そ の 他 の 手 当

区　　分	国の制度との異同	差異の内容	
		本市	国
扶養手当	同		
住居手当	異	１　借家・借間 (1) 基礎控除額　9,500円 (2) 全額支給限度額　11,000円 (3) １／２加算限度額　17,000円	１　借家・借間 (1) 基礎控除額　16,000円 (2) 全額支給限度額　11,000円 (3) １／２加算限度額　17,000円
通勤手当	同		

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

（単位　千円、％）

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源			一般財源						
					国県支出金	市債	その他							
２総務費	１総務管理費	西庁舎ＺＥＢ化改修事業	７	0										0.0
			８	24,123		21,700	2,423				24,123	24,123		0.9
			９	468,664		421,700	46,964						468,664	18.4
			10	985,468		886,900	98,568						985,468	38.7
			11	1,069,238		962,300	106,938						1,069,238	42.0
			計	2,547,493		2,292,600	254,893				24,123	24,123	2,523,370	100.0
４衛生費	２清掃費	河内クリーンセンター再整備基本計画策定等事業	７	32,000	9,466			22,534		32,000		32,000		13.7
			８	100,400	32,266			68,134			100,400	100,400		42.9
			９	85,000	27,133			57,867					85,000	36.3
			10	16,600	3,250			13,350					16,600	7.1
			計	234,000	72,115			161,885		32,000	100,400	132,400	101,600	100.0

一般会計

（単位　千円、％）

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源			一般財源						
					国県支出金	市債	その他							
４衛生費	２清掃費	河内埋立処分場長寿命化事業	７	399,080		299,300	99,780			399,080		399,080		40.0
			８	598,620		448,900	149,720				598,620	598,620		60.0
			計	997,700		748,200	249,500			399,080	598,620	997,700		100.0
７商工費	１商工費	郡山ユラックス熱海長寿命化事業	６	1,001,584		901,400	100,184		350,380	350,380		350,380		21.3
			７	389,116		350,200	38,916			1,040,320		1,040,320		63.4
			８	250,940		225,800	25,140				250,940	250,940		15.3
			計	1,641,640		1,477,400	164,240		350,380	1,390,700	250,940	1,641,640		100.0
８土木費	４都市計画費	東部幹線道路整備事業	７	228,000	125,400	92,300		10,300		228,000		228,000		50.0
			８	228,000	125,400	92,300		10,300			228,000	228,000		50.0
			計	456,000	250,800	184,600		20,600		228,000	228,000	456,000		100.0

（単位　千円、％）

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源			一般財源						
					国県支出金	市債	その他							
10教育費	３社会教育費	開成館改修事業	５	0										0.0
			６	68,468	7,400	42,400		18,668	58,940	58,940		58,940		7.2
			７	123,420	11,020	69,100	43,300			132,948		132,948		16.2
			８	205,711	25,800	115,200	64,711				205,711	205,711		25.1
			９	185,130	23,200	103,700	58,230						185,130	22.5
			10	237,771	32,400	126,400	78,971						237,771	29.0
			計	820,500	99,820	456,800	245,212	18,668	58,940	191,888	205,711	397,599	422,901	100.0
11災害復旧費	３文教施設災害復旧費	開成館災害復旧工事	５	0										0.0
			６	21,697		21,600		97	10,710	10,710		10,710		7.3
			７	11,553		11,500		53		22,540		22,540		15.3
			８	34,859		34,800		59			34,859	34,859		23.6
			９	31,383		31,300		83					31,383	21.3
			10	48,008		48,000		8					48,008	32.5
			計	147,500		147,200		300	10,710	33,250	34,859	68,109	79,391	100.0

一般会計

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1　当該年度設定債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
議長公用車賃借料（令和８年度分）	898			令和 8年度 令和10年度	898				898
公用車賃借料（令和８年度分）	618			令和 8年度 令和10年度	618				618
市長公用車賃借料（令和８年度分）	898			令和 8年度 令和10年度	898				898
総合行政ネットワーク情報基盤賃借料（令和８年度分）	1,671,145			令和 8年度 令和13年度	1,671,145				1,671,145
総合行政ネットワーク機器類賃借料（令和８年度分）	877,016			令和 8年度 令和14年度	877,016				877,016
個人住民税額シミュレーションシステム賃借料（令和８年度分）	1,089			令和 8年度 令和11年度	1,089				1,089
税総合システム業務委託料（令和８年度分）	109,445			令和 8年度 令和 9年度	109,445				109,445
固定資産評価システム業務委託料（令和８年度分）	45,416			令和 8年度 令和10年度	45,416				45,416

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
税証明書コンビニ交付サーバ構築事業	6,197			令和 8年度 令和10年度	6,197				6,197
滞納管理システム再構築事業（令和８年度分）	28,735			令和 8年度 令和10年度	28,735				28,735
戸籍総合システム再構築事業（令和８年度分）	284,164			令和 8年度 令和14年度	284,164				284,164
マイナンバーカード受付事務ＡＩ活用事業（令和８年度分）	1,584			令和 8年度 令和 9年度	1,584				1,584
マイナンバーカード統合端末等機器賃借料（令和８年度分）	26,860			令和 8年度 令和13年度	26,860				26,860
地域密着型サービス拠点整備費補助金（令和８年度分）	294,227			令和 8年度 令和 9年度	294,227	294,227			
老人福祉施設等整備費補助金（令和８年度分）	740,280			令和 8年度 令和10年度	740,280	69,200	671,000		80
特定教育・保育施設等給付費請求システムサービス使用料（令和８年度分）	2,218			令和 8年度 令和 9年度	2,218				2,218
災害援護資金貸付システム再構築事業（令和８年度分）	1,254			令和 8年度 令和13年度	1,254			1,254	
農業振興資金利子補給金（令和８年度貸付分）	23,235			令和 8年度 令和17年度	23,235				23,235

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
みらい創造融資利子補給金（令和８年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額			令和 8年度 令和11年度	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額				全額
小規模事業者経営改善資金利子補給金（令和８年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分			令和 8年度 令和10年度	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分				全額
工業用水道関連支援事業補助金（令和８年度分）	87,591			令和 8年度 令和11年度	87,591				87,591
道路維持管理支援システム構築事業	17,490			令和 8年度 令和13年度	17,490				17,490
浸水対策車両整備事業	13,800			令和 8年度 令和10年度	13,800				13,800
安積永盛駅概略調査設計業務委託料	59,235			令和 8年度 令和 9年度	59,235				59,235
麓山地区立体駐車場キャッシュレスシステム使用料（令和８年度分）	764			令和 8年度 令和10年度	764				764
中学校給食センター受配校配膳室空調設備賃借料（令和８年度分）	32,504			令和 8年度 令和17年度	32,504				32,504

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
教育用ソフトウェアライセンス使用料（令和８年度分）	5,681			令和 8年度 令和 9年度	5,681				5,681
公民館空調設備賃借料（その１）（令和８年度分）	6,721			令和 8年度 令和11年度	6,721				6,721
公民館空調設備賃借料（その２）（令和８年度分）	1,651			令和 8年度 令和13年度	1,651				1,651
放課後児童クラブ指定管理料（令和８年度分）	4,032,251千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額			令和 8年度 令和13年度	4,032,251千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額	2,664,992千円に左記で加算した額に国県各補助割合を乗じた額を加算した額			当該年度以降の支出予定額から左記特定財源を除いた額

２ 前年度以前設定債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
設備保守管理業務委託料（その２）（令和６年度分）	4,517	令和 6年度 令和 7年度	1,466	令和 8年度 令和 9年度	2,931				2,931
機械警備業務委託料（その２）（令和６年度分）	1,100	令和 6年度 令和 7年度	179	令和 8年度 令和11年度	565				565
例規データベースシステム使用料（令和６年度分）	16,660	令和 6年度 令和 7年度	2,495	令和 8年度 令和11年度	9,980				9,980
庁舎駐車場運営業務委託料（令和５年度分）	130,420	令和 5年度 令和 7年度	39,706	令和 8年度 令和10年度	59,559				59,559
庁舎電話機器等更新事業（令和４年度分）	419,505	令和 4年度 令和 7年度	202,968	令和 8年度 令和10年度	48,470				48,470
公用車賃借料（令和３年度分）	8,912	令和 3年度 令和 7年度	4,066	令和 8年度 令和10年度	2,541				2,541
公用車賃借料（令和６年度分）	18,853	令和 6年度 令和 7年度	2,044	令和 8年度 令和13年度	11,920				11,920
公用車賃借料（令和７年度分）	15,935	令和 7年度		令和 8年度 令和14年度	13,007				13,007
電気自動車・充電設備賃借料（令和５年度分）	145,037	令和 5年度 令和 7年度	35,239	令和 8年度 令和12年度	83,964				83,964
人事給与・庶務事務システム再構築事業（令和５年度分）	639,741	令和 5年度 令和 7年度	443,695	令和 8年度 令和 9年度	62,978				62,978

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
地理情報システム再構築事業（令和６年度分）	51,678	令和 6年度 令和 7年度	12,491	令和 8年度 令和10年度	37,473				37,473
情報政策推進システム賃借料（令和７年度分）	39,798	令和 7年度		令和 8年度 令和10年度	39,798				39,798
モノクロプリンタ更新事業（令和６年度分）	129,624	令和 6年度 令和 7年度	23,289	令和 8年度 令和11年度	85,806				85,806
第五次ＬＧＷＡＮ等接続用ファイアウォール賃借料（標準化）	8,960	令和 6年度 令和 7年度	774	令和 8年度 令和12年度	3,867				3,867
内部事務系システム用データセンター使用料（令和６年度分）	30,969	令和 6年度 令和 7年度	8,470	令和 8年度 令和 9年度	18,480				18,480
庁内無線ＬＡＮ機器類賃借料（令和７年度分）	63,689	令和 7年度		令和 8年度 令和 9年度	62,689				62,689
大量出力用高速プリンタ賃借料（令和６年度分）	105,405	令和 6年度 令和 7年度	19,800	令和 8年度 令和11年度	79,200				79,200
住民情報系統合サーバ用データセンター使用料	196,970	令和 3年度 令和 7年度	90,376	令和 8年度 令和 9年度	42,504				42,504
住民情報系統合サーバ用データセンター使用料（リソース追加分）	83,266	令和 4年度 令和 7年度	51,956	令和 8年度 令和 9年度	30,308				30,308
標準化システム用データセンター使用料	253,602	令和 6年度 令和 7年度	42,214	令和 8年度 令和12年度	211,068				211,068
ウェブサイト管理システム使用料（令和６年度分）	12,308	令和 6年度 令和 7年度	4,334	令和 8年度 令和 9年度	7,948				7,948

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
文書管理・財務会計システム再構築事業（令和６年度分）	152,044	令和 6年度 令和 7年度	99,848	令和 8年度 令和 9年度	39,090				39,090
公共施設ＬＥＤ照明機器賃借料（令和４年度分）	379,040	令和 4年度 令和 7年度	94,406	令和 8年度 令和14年度	223,347				223,347
公共施設ＬＥＤ照明機器賃借料（令和５年度分）	563,280	令和 5年度 令和 7年度	112,203	令和 8年度 令和15年度	448,811				448,811
公共施設ＬＥＤ照明機器賃借料（令和６年度分）	678,240	令和 6年度 令和 7年度	66,462	令和 8年度 令和16年度	598,151				598,151
公共施設ＬＥＤ照明機器賃借料（令和７年度分）	225,331	令和 7年度		令和 8年度 令和17年度	205,441				205,441
市民活動サポートセンター業務委託料（令和７年度分）	58,467	令和 7年度		令和 8年度 令和10年度	58,467				58,467
公用車賃借料（令和５年度分）	4,364	令和 5年度 令和 7年度	1,215	令和 8年度 令和11年度	2,328				2,328
行政センター公用車賃借料（令和６年度分）	3,345	令和 6年度 令和 7年度	594	令和 8年度 令和12年度	2,261				2,261
行政センター公用車賃借料（令和７年度分）	4,538	令和 7年度		令和 8年度 令和13年度	3,855				3,855
公会堂ＬＥＤ照明機器賃借料	10,249	平成30年度 令和 7年度	6,804	令和 8年度 令和10年度	2,223				2,223
家屋評価・家屋調査票管理システム再構築事業	16,989	令和 7年度		令和 8年度 令和10年度	16,989				16,989

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
収納セルフレジ等機器賃借料（令和７年度分）	5,082	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度	4,762				4,762
火葬申請書等ファイリングシステム構築事業	8,487	令和 5年度 令和 7年度	1,220	令和 8年度 令和10年度	1,728				1,728
住民情報システム再構築事業（標準化）	233,244	令和 6年度 令和 7年度	67,063	令和 8年度 令和12年度	164,488				164,488
マイナンバーカードセンター事務機器等賃借料（令和７年度分）	8,935	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度	7,821	7,821			
マイナンバーカード交付予約システム賃借料（令和６年度分）	7,920	令和 6年度 令和 7年度	1,584	令和 8年度 令和 9年度	3,168	3,168			
選挙システム再構築事業（標準化）	78,565	令和 6年度 令和 7年度	17,270	令和 8年度 令和12年度	56,430				56,430
保健福祉情報システム再構築事業（標準化）	497,439	令和 6年度 令和 7年度	230,199	令和 8年度 令和12年度	265,902				265,902
国民年金システム再構築事業（標準化）	29,356	令和 6年度 令和 7年度	8,882	令和 8年度 令和12年度	18,999				18,999
老人福祉施設等整備費補助金（令和７年度分）	812,360	令和 7年度		令和 8年度 令和 9年度	812,360		812,300		60
後期高齢者医療事業用公用車賃借料（令和７年度分）	1,564	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度	1,564			1,564	
放課後児童クラブ施設賃借料（令和３年度分）	103,014	令和 3年度 令和 7年度	50,820	令和 8年度 令和 9年度	16,941	11,292			5,649

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
放課後児童クラブ施設賃借料（令和４年度分）	58,740	令和 4年度 令和 7年度	29,027	令和 8年度 令和 9年度	19,352	12,900			6,452
こども総合支援センターファミリー広場等業務委託料（令和７年度分）	97,466	令和 7年度		令和 8年度 令和10年度	97,466	26,022			71,444
こども総合支援センター駐車場運営業務委託料（令和５年度分）	34,980	令和 5年度 令和 7年度	9,135	令和 8年度 令和10年度	13,702				13,702
ファミリーサポートセンター業務委託料（令和７年度分）	27,585	令和 7年度		令和 8年度 令和10年度	27,585	15,798			11,787
ＡＩ保育施設等入所選考システム構築事業	11,630	令和 6年度 令和 7年度	660	令和 8年度 令和 9年度	1,045				1,045
公立保育所調理業務委託料（令和６年度分）	102,951	令和 6年度 令和 7年度	25,740	令和 8年度 令和 9年度	51,480				51,480
保育業務支援システム賃借料（令和５年度分）	102,060	令和 5年度 令和 7年度	38,597	令和 8年度 令和10年度	57,915				57,915
一時預かり事業業務委託料（令和７年度分）	202,392	令和 7年度		令和 8年度 令和10年度	202,392	36,240		12,483	153,669
生活保護システム再構築事業（標準化）	87,196	令和 6年度 令和 7年度	22,445	令和 8年度 令和12年度	64,456				64,456
避難行動要支援者支援システム構築事業	6,270	令和 5年度 令和 7年度	2,640	令和 8年度 令和10年度	3,630				3,630
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム再構築事業（標準化）	36,570	令和 6年度 令和 7年度	13,428	令和 8年度 令和12年度	22,741				22,741

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
保健センター公用車賃借料（令和５年度分）	4,004	令和 5年度 令和 7年度	946	令和 8年度 令和10年度	1,103				1,103
保健所公用車賃借料（令和６年度分）	6,297	令和 6年度 令和 7年度	1,215	令和 8年度 令和11年度	4,251				4,251
保健所公用車賃借料（令和７年度分）	4,635	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度	3,527				3,527
母子保健情報管理システム再構築事業（標準化）	76,687	令和 6年度 令和 7年度	20,896	令和 8年度 令和12年度	54,455				54,455
農業経営基盤強化資金利子補給金（平成16年度貸付分）	3,850	平成16年度 令和 7年度	1,930	令和 8年度 令和10年度	6	3			3
農業経営基盤強化資金利子補給金（平成20年度貸付分）	14,400	平成20年度 令和 7年度	1,431	令和 8年度 令和14年度	4	2			2
農業振興資金利子補給金（平成30年度貸付分）	11,214	平成30年度 令和 7年度	3,160	令和 8年度 令和 9年度	7				7
農業振興資金利子補給金（令和元年度貸付分）	11,610	令和元年度 令和 7年度	1,296	令和 8年度 令和10年度	20				20
農業振興資金利子補給金（令和２年度貸付分）	9,087	令和 2年度 令和 7年度	580	令和 8年度 令和11年度	10				10
農業振興資金利子補給金（令和３年度貸付分）	11,205	令和 3年度 令和 7年度	1,208	令和 8年度 令和12年度	291				291
農業振興資金利子補給金（令和４年度貸付分）	11,205	令和 4年度 令和 7年度	2,165	令和 8年度 令和13年度	703				703

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
農業振興資金利子補給金（令和５年度貸付分）	13,680	令和 5年度 令和 7年度	249	令和 8年度 令和14年度	220				220
農業振興資金利子補給金（令和６年度貸付分）	16,615	令和 6年度 令和 7年度	1,105	令和 8年度 令和15年度	1,920				1,920
農業振興資金利子補給金（令和７年度貸付分）	17,022	令和 7年度		令和 8年度 令和16年度	17,022				17,022
令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給金（令和元年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.3パーセント以内の割合で計算した利子相当額	令和元年度 令和 7年度	70,374	令和 8年度 令和 9年度	773				773
令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給金（令和２年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.3パーセント以内の割合で計算した利子相当額	令和 2年度 令和 7年度	8,996	令和 8年度 令和 9年度	249				249
福島県沖地震災害対策資金融資利子補給金（令和２年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.3パーセント以内の割合で計算した利子相当額	令和 2年度 令和 7年度	1,493	令和 8年度 令和 9年度	157				157

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
福島県沖地震災害対策資金融資利子補給金（令和３年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.3パーセント以内の割合で計算した利子相当額	令和 3年度 令和 7年度	91,101	令和 8年度 令和10年度	14,935				14,935
令和４年３月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給金（令和４年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.3パーセント以内の割合で計算した利子相当額	令和 4年度 令和 7年度	20,730	令和 8年度 令和11年度	7,868				7,868
みらい創造融資利子補給金（令和６年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額	令和 6年度 令和 7年度		令和 8年度 令和 9年度	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額				全額
みらい創造融資利子補給金（令和７年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額	令和 7年度		令和 8年度 令和10年度	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額				全額

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
小規模事業者経営改善資金利子補給金（令和７年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分	令和 7年度		令和 8年度 令和 9年度	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分				全額
郡山ユラックス熱海ＥＳＣＯ業務委託料	1,005,000	平成29年度 令和 7年度	732,295	令和 8年度 令和14年度	91,850				91,850
工業用水道関連支援事業補助金	332,897	令和 2年度 令和 7年度	252,239	令和 8年度 令和11年度	80,538				80,538
道路照明ＬＥＤ化ＥＳＣＯ業務委託料	408,000	令和 6年度 令和 7年度	354,778	令和 8年度 令和17年度	49,830				49,830
除雪管理システム業務委託料（令和７年度分）	34,908	令和 7年度		令和 8年度 令和 9年度	34,908				34,908
郡山駅駅前広場管理業務委託料	106,322	令和 7年度		令和 8年度 令和 9年度	97,159				97,159
郡山カルチャーパーク自動券売機賃借料（令和４年度分）	9,885	令和 4年度 令和 7年度	5,749	令和 8年度 令和 9年度	4,058				4,058
住宅管理システム再構築事業（令和７年度分）	21,181	令和 7年度		令和 8年度 令和13年度	21,120			21,120	
就学事務システム再構築事業（標準化）	53,761	令和 6年度 令和 7年度	26,400	令和 8年度 令和12年度	25,080				25,080

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
学校用務員業務委託料（令和７年度分）	1,175,703	令和 7年度		令和 8年度 令和10年度	1,175,703				1,175,703
学校電子複合機更新事業（令和４年度分）	77,135	令和 4年度 令和 7年度	19,329	令和 8年度 令和11年度	26,134				26,134
中学校給食センター整備事業モニタリング支援業務委託料	29,260	令和 7年度		令和 8年度 令和11年度	29,260				29,260
中学校給食センター整備・運営事業（ＰＦＩ事業）	14,132,083千円に金利変動、物価変動、税制度変更及び需要変動に伴う増減額を加算した額	令和 7年度		令和 8年度 令和25年度	12,556,521千円に金利変動、物価変動、税制度変更及び需要変動に伴う増減額を加算した額	472,000	3,206,000		8,878,521千円に金利変動、物価変動、税制度変更及び需要変動に伴う増減額を加算した額
小学校仮設校舎賃借料（令和６年度分）	135,436	令和 6年度 令和 7年度	25,732	令和 8年度 令和 9年度	86,086				86,086
小学校職員室用プリンタ賃借料（令和７年度分）	73,589	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度	51,005				51,005
中学校高速プリンタ賃借料（令和７年度分）	46,118	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度	46,118				46,118
中学校教育用サーバ等賃借料（令和３年度分）	147,505	令和 3年度 令和 7年度	65,960	令和 8年度 令和 9年度	26,078				26,078

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
デジタル採点システム導入事業（令和６年度分）	34,682	令和 6年度 令和 7年度	7,282	令和 8年度 令和11年度	25,484				25,484
デジタル採点システム導入事業（令和７年度分）	26,946	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度	13,596				13,596
中学校無線アクセスポイント賃借料（令和７年度分）	119,121	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度	105,723				105,723
公民館ＬＥＤ照明機器賃借料	3,884	令和元年度 令和 7年度	1,846	令和 8年度 令和11年度	1,262				1,262
図書館空調設備賃借料	7,630	令和 7年度		令和 8年度 令和 9年度	3,839				3,839
中央図書館ＬＥＤ照明機器賃借料	23,070	平成29年度 令和 7年度	18,559	令和 8年度 令和 9年度	3,181				3,181
図書館情報システム再構築事業（令和６年度分）	85,800	令和 6年度 令和 7年度	8,514	令和 8年度 令和12年度	76,626				76,626
市史デジタル化業務委託料	13,973	令和 5年度 令和 7年度	12,078	令和 8年度 令和11年度	1,892				1,892
美術館ＬＥＤ照明機器賃借料	34,680	平成29年度 令和 7年度	26,115	令和 8年度 令和10年度	7,582				7,582
（仮称）歴史情報・公文書館展示システム構築事業	444,583	令和 5年度 令和 7年度	410,913	令和 8年度 令和11年度	32,430				32,430
社会教育施設公用車賃借料（令和６年度分）	3,229	令和 6年度 令和 7年度	513	令和 8年度 令和12年度	2,348				2,348

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
開成山地区体育施設整備・運営事業（ＰＦＩ事業）	10,500,000	令和 4年度 令和 7年度	7,227,851	令和 8年度 令和14年度	3,202,739				3,202,739
湖南スポーツ広場ＬＥＤ照明機器賃借料	18,880	令和 4年度 令和 7年度	4,821	令和 8年度 令和15年度	12,194				12,194
スポーツ広場ＬＥＤ照明機器賃借料（令和５年度分）	89,110	令和 5年度 令和 7年度	8,763	令和 8年度 令和15年度	35,049				35,049
郡山市総合福祉センター等指定管理料	684,971	令和 5年度 令和 7年度	269,673	令和 8年度 令和10年度	414,085				414,085
郡山市障害者福祉センター等指定管理料	386,585	令和 5年度 令和 7年度	148,860	令和 8年度 令和10年度	237,725	3,564			234,161
郡山市湖南デイ・サービスセンター等指定管理料	295,509	令和 5年度 令和 7年度	113,864	令和 8年度 令和10年度	181,645				181,645
郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘指定管理料	343,700	令和 5年度 令和 7年度	134,917	令和 8年度 令和10年度	208,783				208,783
郡山市三穂田地域交流センター等指定管理料	399,258	令和 5年度 令和 7年度	158,113	令和 8年度 令和10年度	241,145				241,145
郡山市東部地域子育て支援センター等指定管理料	148,156	令和 5年度 令和 7年度	54,442	令和 8年度 令和10年度	85,608	58,740		10,500	16,368
郡山市西部地域子育て支援センター等指定管理料	311,784	令和 5年度 令和 7年度	122,233	令和 8年度 令和10年度	185,692	79,986		10,500	95,206
八山田こども公園等指定管理料	167,137	令和 5年度 令和 7年度	66,252	令和 8年度 令和10年度	100,385	19,188			81,197

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
郡山市労働福祉会館等指定管理料	443,215	令和 5年度 令和 7年度	170,280	令和 8年度 令和10年度	266,606				266,606
郡山市農村生活中核施設黒石荘指定管理料	8,534	令和 5年度 令和 7年度	3,377	令和 8年度 令和10年度	5,100				5,100
郡山市畜産振興センター指定管理料	468,396	令和 5年度 令和 7年度	192,061	令和 8年度 令和10年度	276,244				276,244
郡山市高篠山森林公園等指定管理料	206,814	令和 5年度 令和 7年度	103,046	令和 8年度 令和 9年度	102,706				102,706
郡山ユラックス熱海等指定管理料	1,637,899	令和 5年度 令和 7年度	634,992	令和 8年度 令和10年度	952,488				952,488
郡山市磐梯熱海観光物産館指定管理料	111,066	令和 4年度 令和 7年度	54,000	令和 8年度 令和10年度	54,000				54,000
郡山カルチャーパーク指定管理料	1,014,628	令和 5年度 令和 7年度	462,999	令和 8年度 令和 9年度	468,071				468,071
２１世紀記念公園等指定管理料	827,046	令和 5年度 令和 7年度	325,218	令和 8年度 令和10年度	487,629				487,629
開成山公園等指定管理料	1,441,604	令和 3年度 令和 7年度	152,776	令和 8年度 令和24年度	1,288,828				1,288,828
郡山市営住宅指定管理料	1,635,975	令和 4年度 令和 7年度	952,266	令和 8年度 令和 9年度	661,599			661,599	
郡山市青少年会館等指定管理料	795,902	令和 5年度 令和 7年度	286,614	令和 8年度 令和10年度	434,234				434,234

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
郡山市民文化センター指定管理料	1,336,442	令和 5年度 令和 7年度	641,876	令和 8年度 令和 9年度	680,976				680,976
郡山市ふれあい科学館指定管理料	1,339,774	令和 5年度 令和 7年度	535,887	令和 8年度 令和10年度	803,887				803,887
郡山市開成館等指定管理料	995,106	令和 5年度 令和 7年度	391,893	令和 8年度 令和10年度	602,745				602,745
西部第二体育館等指定管理料	208,832	令和 5年度 令和 7年度	82,851	令和 8年度 令和10年度	125,164				125,164
郡山庭球場等指定管理料	223,644	令和 5年度 令和 7年度	88,110	令和 8年度 令和10年度	133,870				133,870
開成山屋内水泳場指定管理料	898,941	令和 6年度 令和 7年度	179,788	令和 8年度 令和11年度	719,152				719,152

（参考）　当該年度に期限が到来する債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
運営業務委託料（令和７年度分）	422,070	令和 7年度		令和 8年度	422,070				422,070
設備保守管理業務委託料（その２）（令和５年度分）	15,878	令和 5年度 令和 7年度	10,062	令和 8年度	5,269				5,269
設備保守管理業務委託料（令和７年度分）	36,948	令和 7年度		令和 8年度	36,948			1,149	35,799
機械警備業務委託料（令和７年度分）	2,195	令和 7年度		令和 8年度	2,195	439		1,756	
受付案内業務委託料（令和７年度分）	47,200	令和 7年度		令和 8年度	47,200				47,200
キャッシュレス・ＰＯＳレジサービス使用料（令和５年度分）	29,949	令和 5年度 令和 7年度	18,648	令和 8年度	9,201				9,201
キャッシュレス・ＰＯＳレジサービス使用料（令和６年度分）	2,376	令和 6年度 令和 7年度	1,188	令和 8年度	1,188				1,188
議会だより印刷製本費（令和７年度分）	13,097	令和 7年度		令和 8年度	13,097				13,097
公用車賃借料（令和元年度分）	12,374	令和元年度 令和 7年度	10,102	令和 8年度	702				702
庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託料（令和７年度分）	8,524	令和 7年度		令和 8年度	8,524				8,524

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
庁舎産業廃棄物収集運搬等業務委託料（令和７年度分）	911	令和 7年度		令和 8年度	911				911
人事給与・庶務事務システム改修業務委託料（令和７年度分）	21,771	令和 7年度		令和 8年度	20,900				20,900
職員メンタルヘルス対策業務委託料（令和７年度分）	8,347	令和 7年度		令和 8年度	8,347				8,347
行政手続オンライン化事業	119,130	令和 3年度 令和 7年度	7,392	令和 8年度	1,386				1,386
行政手続オンライン化事業（オンライン決済機能追加分）	20,543	令和 4年度 令和 7年度	5,544	令和 8年度	1,386				1,386
公共施設案内予約システム使用料（令和７年度分）	5,003	令和 7年度		令和 8年度	5,003				5,003
ＬＧＷＡＮ対応テキスト生成ＡＩサービス使用料（令和７年度分）	6,204	令和 7年度		令和 8年度	6,204				6,204
情報システム再構築事業	1,018,990	令和 3年度 令和 7年度	514,163	令和 8年度	119,746				119,746
情報システム運営業務委託料（令和７年度分）	350,531	令和 7年度		令和 8年度	350,531				350,531
広報こおりやま印刷製本費（令和７年度分）	129,411	令和 7年度		令和 8年度	129,411				129,411
文書管理・財務会計システム業務委託料（令和７年度分）	2,804	令和 7年度		令和 8年度	2,804				2,804

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
電子入札システム運営事業（令和７年度分）	27,233	令和 7年度		令和 8年度	27,233			5,832	21,401
市民公益活動総合補償保険制度保険料（令和７年度分）	3,668	令和 7年度		令和 8年度	3,668				3,668
個人住民税額シミュレーションシステム賃借料（令和５年度分）	1,089	令和 5年度 令和 7年度	792	令和 8年度	297				297
車両継続検査実施可否判断システム使用料（令和７年度分）	1,980	令和 7年度		令和 8年度	1,980				1,980
市民税等データ入力業務委託料（令和７年度分）	5,879	令和 7年度		令和 8年度	5,879				5,879
税総合システム業務委託料（令和７年度分）	92,859	令和 7年度		令和 8年度	84,480				84,480
税総合システム改修業務委託料（令和７年度分）	56,963	令和 7年度		令和 8年度	56,963				56,963
税総合システム再構築事業（令和２年度分）	1,256,880	令和 2年度 令和 7年度	873,618	令和 8年度	154,168				154,168
地方税ポータルシステム使用料（令和７年度分）	14,784	令和 7年度		令和 8年度	14,784				14,784
固定資産税データ入力業務委託料（令和７年度分）	7,711	令和 7年度		令和 8年度	7,711				7,711
被災者生活再建支援システム使用料（令和７年度分）	4,092	令和 7年度		令和 8年度	4,092				4,092

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
火葬申請書等デジタル化業務委託料（令和７年度分）	10,533	令和 7年度		令和 8年度	10,533				10,533
戸籍総合システム保守業務委託料（令和７年度分）	27,330	令和 7年度		令和 8年度	27,330				27,330
戸籍振り仮名入力等業務委託料	30,047	令和 7年度		令和 8年度	13,231				13,231
住民異動情報等入力業務委託料（令和７年度分）	28,635	令和 7年度		令和 8年度	28,635			28,635	
マイナンバーカード受付事務ＡＩ活用事業	1,584	令和 7年度		令和 8年度	1,584				1,584
マイナンバーカード交付申請等業務委託料（令和７年度分）	104,133	令和 7年度		令和 8年度	104,133	104,133			
選挙案内印刷業務委託料（令和７年度分）	11,455	令和 7年度		令和 8年度	11,455	9,158			2,297
保健福祉情報システム業務委託料（令和７年度分）	37,911	令和 7年度		令和 8年度	37,911				37,911
子どもの学習・生活支援事業業務委託料（令和７年度分）	6,911	令和 7年度		令和 8年度	6,911	3,455			3,456
国民年金システム業務委託料（令和７年度分）	4,836	令和 7年度		令和 8年度	4,836	4,836			
地域包括支援センター業務委託料（令和７年度分）	393,646	令和 7年度		令和 8年度	393,646	227,331		90,539	75,776

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
地域密着型サービス拠点整備費補助金（令和７年度分）	192,951	令和 7年度		令和 8年度	192,951	192,951			
第61回郡山市こどもまつり負担金	8,000	令和 7年度		令和 8年度	8,000				8,000
行徳小児童クラブ貸切バス運行業務委託料（令和７年度分）	6,874	令和 7年度		令和 8年度	6,874	386			6,488
ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業業務委託料（令和７年度分）	13,682	令和 7年度		令和 8年度	13,682	6,373			7,309
公立保育所寝具賃借料（令和５年度分）	138,870	令和 5年度 令和 7年度	82,464	令和 8年度	41,232				41,232
教育保育施設等給付費申請システム構築事業	4,691	令和 5年度 令和 7年度	3,411	令和 8年度	1,279				1,279
特定教育・保育施設等給付費申請システムサービス使用料（令和６年度分）	93	令和 6年度 令和 7年度	53	令和 8年度	40				40
特定教育・保育施設等給付費申請システムサービス使用料（令和７年度分）	278	令和 7年度		令和 8年度	278				278
生活保護等版レセプト管理システムサービス使用料（令和７年度分）	3,492	令和 7年度		令和 8年度	3,492	816			2,676
災害援護資金貸付システム再構築事業	941	令和 3年度 令和 7年度	792	令和 8年度	149			149	
大気常時監視測定機器保守管理業務委託料（令和７年度分）	13,095	令和 7年度		令和 8年度	13,095				13,095

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
大気常時監視システム賃借料（令和７年度分）	4,884	令和 7年度		令和 8年度	4,884				4,884
一般廃棄物収集運搬業務委託料（令和７年度分）	1,090,000	令和 7年度		令和 8年度	1,090,000				1,090,000
要援護者ごみ戸別収集業務委託料（令和７年度分）	32,000	令和 7年度		令和 8年度	32,000				32,000
公衆便所清掃業務委託料（令和７年度分）	71,000	令和 7年度		令和 8年度	71,000				71,000
富久山クリーンセンター車両誘導業務委託料（令和７年度分）	5,221	令和 7年度		令和 8年度	5,221				5,221
富久山クリーンセンターリサイクルプラザ手選別等業務委託料（令和７年度分）	71,408	令和 7年度		令和 8年度	71,408				71,408
河内クリーンセンター無停電電源装置修繕事業	19,110	令和 7年度		令和 8年度	19,074				19,074
学生Ｕターン・地元雇用促進業務委託料（令和７年度分）	6,000	令和 7年度		令和 8年度	6,000				6,000
農業振興資金利子補給金（平成29年度貸付分）	9,952	平成29年度 令和 7年度	3,362	令和 8年度	16				16
青果物価格補償事業準備金（第16業務年間分）	4,782	令和 5年度 令和 7年度		令和 8年度	4,782				4,782
創業・事業承継支援情報発信業務委託料（令和７年度分）	843	令和 7年度		令和 8年度	843				843

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
農福商工連携推進ウェブサイト運営管理業務委託料（令和７年度分）	990	令和 7年度		令和 8年度	990				990
サマーフェスタ　ＩＮ　ＫＯＲＩＹＡＭＡ 2026負担金	15,000	令和 7年度		令和 8年度	15,000				15,000
みらい創造融資利子補給金（令和５年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額	令和 5年度 令和 7年度	2,122	令和 8年度	615				615
小規模事業者経営改善資金利子補給金（令和６年度貸付分）	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分	令和 6年度 令和 7年度		令和 8年度	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分				全額
特定計量器定期検査等業務委託料（令和７年度分）	17,490	令和 7年度		令和 8年度	17,490			1,503	15,987
第62回郡山うねめまつり負担金	26,500	令和 7年度		令和 8年度	26,000				26,000
観光地仮設トイレ賃借料（令和７年度分）	487	令和 7年度		令和 8年度	487				487
日本遺産ＲＰＧアプリ制作業務委託料	2,288	令和 7年度		令和 8年度	2,288	1,716			572

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
ふくしまデスティネーションキャンペーン推進業務委託料	7,687	令和 7年度		令和 8年度	7,687				7,687
観光振興センター仮設トイレ賃借料	129	令和 7年度		令和 8年度	103				103
県営咲田橋架替事業負担金	710,896	令和 4年度 令和 7年度	519,752	令和 8年度	191,144	90,135	81,100		19,909
県営咲田橋架替事業負担金（令和６年度分）	52,741	令和 6年度 令和 7年度	7,657	令和 8年度	45,084	21,299	19,100		4,685
道路維持補修業務委託料（令和７年度分）	120,000	令和 7年度		令和 8年度	120,000				120,000
道路維持補修工事（令和７年度分）	47,000	令和 7年度		令和 8年度	47,000				47,000
道路劣化診断システム業務委託料（令和７年度分）	7,564	令和 7年度		令和 8年度	7,564				7,564
幹線道路舗装修繕工事（令和７年度分）	280,000	令和 7年度		令和 8年度	280,000		280,000		
水路側溝整備測量設計業務委託料（令和７年度分）	24,000	令和 7年度		令和 8年度	24,000		24,000		
水路側溝整備工事（令和７年度分）	204,000	令和 7年度		令和 8年度	204,000		204,000		
デマンド型乗合タクシー運行業務委託料（令和７年度分）	31,560	令和 7年度		令和 8年度	31,560				31,560

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
住宅システム保守管理業務委託料（令和７年度分）	2,033	令和 7年度		令和 8年度	2,033			2,033	
防災情報伝達システム運営事業（令和７年度分）	17,496	令和 7年度		令和 8年度	17,379				17,379
スクールバス運行業務委託料（令和７年度分）	113,549	令和 7年度		令和 8年度	113,549	1,572			111,977
学校給食調理業務委託料（令和５年度分）	2,118,503	令和 5年度 令和 7年度	1,161,705	令和 8年度	576,139				576,139
学校給食調理業務委託料（令和６年度分）	12,064	令和 6年度 令和 7年度	4,574	令和 8年度	4,574				4,574
中学校給食センター整備事業アドバイザリー等業務委託料	26,051	令和 6年度 令和 7年度	23,154	令和 8年度	2,897				2,897
小学校仮設校舎賃借料（令和５年度分）	275,345	令和 5年度 令和 7年度	96,274	令和 8年度	95,732				95,732
教育用タブレット端末管理ソフトウェア等導入業務委託料（令和４年度分）	16,226	令和 4年度 令和 7年度	11,603	令和 8年度	1,612				1,612
ＧＩＧＡスクール運営支援センター等業務委託料（令和７年度分）	40,518	令和 7年度		令和 8年度	40,518				40,518
教育用ソフトウェアライセンス使用料（令和７年度分）	5,753	令和 7年度		令和 8年度	4,261				4,261
北斎・広重 大浮世絵展実行委員会負担金	10,000	令和 7年度		令和 8年度	10,000				10,000

一般会計

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
歴史情報博物館企画展事業（令和７年度分）	4,877	令和 7年度		令和 8年度	4,877				4,877
収蔵品管理システム使用料	1,782	令和 3年度 令和 7年度	1,584	令和 8年度	198				198
第33回郡山シティーマラソン大会負担金	6,500	令和 7年度		令和 8年度	6,500				6,500
郡山市更生園等指定管理料	15,616	令和 5年度 令和 7年度	10,371	令和 8年度	5,245				5,245
放課後児童クラブ指定管理料	2,135,384千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額	令和 5年度 令和 7年度	1,939,742	令和 8年度	714,155千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額	471,468千円に左記で加算した額に国県各補助割合を乗じた額を加算した額			当該年度以降の支出予定額から左記特定財源を除いた額
放課後児童クラブ指定管理料（令和７年度開設分）	66,869千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額	令和 6年度 令和 7年度	33,074	令和 8年度	32,943千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額	19,176千円に左記で加算した額に国県各補助割合を乗じた額を加算した額			当該年度以降の支出予定額から左記特定財源を除いた額

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
放課後児童クラブ指定管理料（令和８年度開設分）	29,003千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額	令和 7年度		令和 8年度	29,003千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額	16,272千円に左記で加算した額に国県各補助割合を乗じた額を加算した額			当該年度以降の支出予定額から左記特定財源を除いた額
郡山市少年湖畔の村指定管理料	81,399	令和 5年度 令和 7年度	54,108	令和 8年度	27,214				27,214

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	48,507,077	55,366,543	8,145,600	3,694,922	59,817,221
(1) 議会		3,300			3,300
(2) 総務	878,977	1,252,640	239,400	89,723	1,402,317
(3) 民生	655,494	955,032	151,700	119,826	986,906
(4) 衛生	4,140,641	4,156,059	456,400	468,329	4,144,130
(5) 労働	6,400	6,200	20,200	801	25,599
(6) 農林水産業	3,699,313	4,003,077	202,100	393,852	3,811,325
(7) 商工	944,598	2,077,044	233,500	116,193	2,194,351
(8) 土木	15,624,265	19,865,788	2,942,500	1,200,262	21,608,026
(9) 消防	868,259	801,472	146,500	216,026	731,946
(10) 教育	19,816,014	20,291,770	3,488,800	936,628	22,843,942
(11) 公営住宅	1,873,116	1,954,161	264,500	153,282	2,065,379
2 災害復旧債	5,124,404	5,023,905	34,800	338,272	4,720,433
(1) 総務	7,900	7,407		974	6,433
(2) 民生	6,700	6,306		679	5,627
(3) 衛生	2,174,700	2,174,700		62,822	2,111,878
(4) 労働	26,500	24,700		3,268	21,432
(5) 農林水産業	316,262	315,763		4,436	311,327
(6) 商工	2,700	2,700		182	2,518
(7) 土木	513,596	514,298		25,820	488,478
(8) 文教	1,871,961	1,793,592	34,800	220,421	1,607,971

一般会計

（単位　千円）

区分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
(9) 歳入欠かん	204,085	184,439		19,670	164,769
3 その他	41,838,307	38,001,359		3,477,829	34,523,530
(1) 減税補てん	90,903	27,612		27,612	
(2) 臨時財政対策	40,934,239	37,211,044		3,399,720	33,811,324
(3) 減収補てん	813,165	762,703		50,497	712,206
合計	95,469,788	98,391,807	8,180,400	7,511,023	99,061,184

一般会計

議案第40号

令和８年度郡山市国民健康保険特別会計予算

令和８年度郡山市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,578,701千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 国民健康保険税		4,930,561
	1 国民健康保険税	4,930,561
2 国庫支出金		5,586
	1 国庫補助金	5,586
3 県支出金		19,445,643
	1 県補助金	19,445,643
4 財産収入		5,912
	1 財産運用収入	5,912
5 繰入金		2,848,126
	1 他会計繰入金	2,598,126
	2 基金繰入金	250,000
6 繰越金		250,000
	1 繰越金	250,000
7 諸収入		92,873
	1 延滞金、加算金及び過料	80,001
	2 市預金利子	1
	3 雑入	12,871
歳　入	合　計	27,578,701

国民健康保険特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 総務費		571,236
	1 総務管理費	518,751
	2 徴税費	30,742
	3 運営協議会費	1,027
	4 税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費	20,716
2 保険給付費		19,391,548
	1 療養諸費	16,870,710
	2 高額療養費	2,406,700
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	90,038
	5 葬祭諸費	24,000
3 国民健康保険事業費納付金		6,756,680
	1 医療給付費分	4,197,468
	2 後期高齢者支援金等分	1,823,885
	3 介護納付金分	571,124
	4 子ども・子育て支援納付金分	164,203
4 保健事業費		354,321
	1 特定健康診査等事業費	274,256
	2 保健事業費	80,065
5 基金積立金		255,913
	1 基金積立金	255,913
6 諸支出金		49,003
	1 償還金及び還付加算金	49,003
7 予備費		200,000
	1 予備費	200,000

国民健康保険特別会計

（単位　千円）

款	項	金　額
歳　出	合　計	27,578,701

国民健康保険特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険税	4,930,561	5,168,690	△238,129
2 国庫支出金	5,586	5,691	△105
3 県支出金	19,445,643	19,508,379	△62,736
4 財産収入	5,912	1,600	4,312
5 繰入金	2,848,126	3,042,878	△194,752
6 繰越金	250,000	250,000	0
7 諸収入	92,873	86,560	6,313
歳入合計	27,578,701	28,063,798	△485,097

国民健康保険特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	571,236	669,813	△98,577	12,800		557,593	843
2 保険給付費	19,391,548	19,435,711	△44,163	19,186,761		204,787	
3 国民健康保険事業費納付金	6,756,680	7,055,117	△298,437	116,248		1,848,617	4,791,815
4 保健事業費	354,321	402,553	△48,232	135,420			218,901
5 基金積立金	255,913	251,601	4,312			5,912	250,001
6 諸支出金	49,003	49,003	0				49,003
7 予備費	200,000	200,000	0				200,000
歳出合計	27,578,701	28,063,798	△485,097	19,451,229		2,616,909	5,510,563

国民健康保険特別会計

2 歳入

（款）　1　国民健康保険税

（項）　1　国民健康保険税

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 国民健康保険税	4,930,561	5,168,690	△ 238,129	1 医療給付費分現年課税分	2,633,869	医療給付費分現年課税分	2,633,869
				2 後期高齢者支援金等分現年課税分	1,372,666	後期高齢者支援金等分現年課税分	1,372,666
				3 介護納付金分現年課税分	403,911	介護納付金分現年課税分	403,911
				4 子ども・子育て支援納付金分現年課税分	164,203	子ども・子育て支援納付金分現年課税分	164,203
				5 医療給付費分滞納繰越分	232,886	医療給付費分滞納繰越分	232,886
				6 後期高齢者支援金等分滞納繰越分	85,025	後期高齢者支援金等分滞納繰越分	85,025
				7 介護納付金分滞納繰越分	38,001	介護納付金分滞納繰越分	38,001

国民健康保険特別会計

（款）　1　国民健康保険税

（項）　1　国民健康保険税　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
計	4,930,561	5,168,690	△ 238,129				

（款）　2　国庫支出金

（項）　1　国庫補助金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 国民健康保険災害臨時特例補助金	5,586	5,691	△ 105	1 国民健康保険災害臨時特例補助金	5,586	国民健康保険災害臨時特例補助金	5,586
計	5,586	5,691	△ 105				

（款）　3　県支出金

（項）　1　県補助金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 国民健康保険保険給付費等交付金	19,445,344	19,508,070	△ 62,726	1 普通交付金	19,162,381	療養給付費等県交付金	19,162,381
				2 特別交付金	282,963	第二号県調整交付金	57,000
						特別調整県交付金	62,289
						保険者努力支援県交付金	91,560
						特定健康診査等県補助金	72,114

（款）　3　県支出金

（項）　1　県補助金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
2 健康増進事業県補助金	299	309	△ 10	1 健康増進事業県補助金	299	健康増進事業県補助金	299
計	19,445,643	19,508,379	△ 62,736				

（款）　4　財産収入

（項）　1　財産運用収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 利子及び配当金	5,912	1,600	4,312	1 利子及び配当金	5,912	国民健康保険事業財政調整基金利子	5,912
計	5,912	1,600	4,312				

（款）　5　繰入金

（項）　1　他会計繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	2,598,126	2,792,878	△ 194,752	1 保険基盤安定繰入金	1,504,276	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	937,136 567,140

（款）　5　繰入金

（項）　1　他会計繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金				2 未就学児均等割保険税繰入金	12,366	未就学児均等割保険税繰入金	12,366
				3 職員給与費等繰入金	557,334	職員給与費等繰入金	557,334
				4 産前産後保険税繰入金	4,316	産前産後保険税繰入金	4,316
				5 出産育児一時金等繰入金	60,000	出産育児一時金等繰入金	60,000
				6 財政安定化支援事業繰入金	327,659	財政安定化支援事業繰入金	327,659
				7 その他一般会計繰入金	132,175	その他一般会計繰入金	132,175
計	2,598,126	2,792,878	△ 194,752				

（款）　5　繰入金

（項）　2　基金繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	250,000	250,000	0	1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	250,000	国民健康保険事業財政調整基金繰入金	250,000
計	250,000	250,000	0				

（款）　6　繰越金

（項）　1　繰越金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	250,000	250,000	0	1 前年度繰越金	250,000	前年度繰越金	250,000
計	250,000	250,000	0				

（款）　7　諸収入

（項）　1　延滞金、加算金及び過料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 延滞金	80,000	70,000	10,000	1 延滞金	80,000	延滞金	80,000
2 加算金	1	1	0	1 加算金	1	加算金	1

（款）　7　諸収入

（項）　1　延滞金、加算金及び過料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	80,001	70,001	10,000			

（款）　7　諸収入

（項）　2　市預金利子　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子	1
計	1	1	0				

（款）　7　諸収入

（項）　3　雑入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 第三者納付金	7,001	10,001	△ 3,000	1 第三者納付金	7,001	第三者行為損害賠償収入金	7,000
						第三者行為損害賠償収入金・滞納繰越分	1
2 返納金	5,611	6,301	△ 690	1 返納金	5,611	療養給付費返納金	5,610
						療養給付費返納金・滞納繰越分	1
3 雑入	259	256	3	1 雑入	259	雇用保険料個人負担分	259
計	12,871	16,558	△ 3,687				

3 歳出

(款)　1　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般管理費	495,636	593,014	△97,378	特定財源	495,628	1 報酬	25,200	◎職員給与費	345,466
				国・県	3,800	2 給料	152,055	◎一般管理事務費	150,170
				その他	491,828	3 職員手当等	107,255		
				一般財源	8	4 共済費	59,494		
						8 旅費	1,613		
	特定財源の内訳					10 需用費	3,856		
	(県) 第二号県調整交付金				3,800	11 役務費	41,460		
	(他) 職員給与費等繰入金				491,621	12 委託料	104,425		
	(他) 雇用保険料個人負担分				207	18 負担金補助及び交付金	278		
2 連合会負担金	23,115	21,978	1,137	特定財源	23,115	18 負担金補助及び交付金	23,115	◎連合会負担金	23,115
				その他	23,115				
	特定財源の内訳								
	(他) 職員給与費等繰入金				23,115				
計	518,751	614,992	△96,241	特定財源	518,743				
				国・県	3,800				
				その他	514,943				
				一般財源	8				

国民健康保険特別会計

（款）　1　総務費

（項）　2　徴税費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 賦課徴収費	30,701	31,340	△639	特定財源	30,524	8 旅費	109	◎賦課徴収費	30,701
				その他	30,524	10 需用費	1,432		
				一般財源	177	11 役務費	28,983		
						13 使用料及び賃借料	53		
	特定財源の内訳								
	（他）職員給与費等繰入金				30,524	18 負担金補助及び交付金	124		
2 納税奨励費	41	59	△18	特定財源	41	11 役務費	41	◎納税奨励費	41
				その他	41				
	特定財源の内訳								
	（他）職員給与費等繰入金				41				
計	30,742	31,399	△657	特定財源	30,565				
				その他	30,565				
				一般財源	177				

国民健康保険特別会計

（款）　1　総務費

（項）　3　運営協議会費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 運営協議会費	1,027	1,058	△31	特定財源	1,027	1 報酬	721	◎運営協議会費	1,027
				その他	1,027	8 旅費	185		
						10 需用費	19		
	特定財源の内訳					11 役務費	102		
	（他）職員給与費等繰入金				1,027				
計	1,027	1,058	△31	特定財源	1,027				
				その他	1,027				

（款）　1　総務費

（項）　4　税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費	20,716	22,364	△1,648	特定財源	20,058	1 報酬	6,181	◎職員給与費	10,502
				国・県	9,000	3 職員手当等	2,396	◎税適正賦課及び収納	
				その他	11,058	4 共済費	1,624	率向上特別対策事業費	10,214
				一般財源	658	8 旅費	301		
						10 需用費	1,192		
	特定財源の内訳					11 役務費	8,364		
	（県）第二号県調整交付金				9,000	13 使用料及び賃借料	658		
	（他）職員給与費等繰入金				11,006				
	（他）雇用保険料個人負担分				52				

国民健康保険特別会計

（款）　1　総務費

（項）　4　税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	20,716	22,364	△1,648	特定財源	20,058			
				国・県	9,000			
				その他	11,058			
				一般財源	658			

（款）　2　保険給付費

（項）　1　療養諸費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 療養給付費	16,653,912	16,674,877	△20,965	特定財源	16,653,912	18 負担金補助及び交付金	16,653,912	◎療養給付費（保険者負担分） 16,653,912
				国・県	16,509,125			
				その他	144,787			
	特定財源の内訳							
	（国）国民健康保険災害臨時特例補助金				4,876			
	（県）療養給付費等県交付金				16,484,745			
	（県）特別調整県交付金				19,504			
	（他）その他一般会計繰入金				132,175			
	（他）第三者行為損害賠償収入金				7,000			
	（他）第三者行為損害賠償収入金・滞納繰越分				1			
	（他）療養給付費返納金				5,610			

国民健康保険特別会計

（款）　2　保険給付費

（項）　1　療養諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 療養給付費	（他）療養給付費返納金・滞納繰越分				1			
2 療養費	153,900	145,653	8,247	特定財源	153,900	18 負担金補助及び交付金	153,900	◎療養費（保険者負担分） 153,900
				国・県	153,900			
	特定財源の内訳							
	（県）療養給付費等県交付金				153,900			
3 審査支払手数料	62,898	63,273	△375	特定財源	62,898	11 役務費	62,898	◎診療報酬審査支払手数料 62,898
				国・県	62,898			
	特定財源の内訳							
	（県）療養給付費等県交付金				62,898			
計	16,870,710	16,883,803	△13,093	特定財源	16,870,710			
				国・県	16,725,923			
				その他	144,787			

国民健康保険特別会計

（款）　2　保険給付費

（項）　2　高額療養費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 高額療養費	2,404,100	2,458,111	△54,011	特定財源	2,404,100	18 負担金補助及び交付金	2,404,100	◎高額療養費	2,404,100
				国・県	2,404,100				
	特定財源の内訳								
	（県）療養給付費等県交付金				2,404,100				
2 高額介護合算療養費	2,600	2,600	0	特定財源	2,600	18 負担金補助及び交付金	2,600	◎高額介護合算療養費	2,600
				国・県	2,600				
	特定財源の内訳								
	（県）療養給付費等県交付金				2,600				
計	2,406,700	2,460,711	△54,011	特定財源	2,406,700				
				国・県	2,406,700				

（款）　2　保険給付費

（項）　3　移送費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 移送費	100	100	0	特定財源	100	18 負担金補助及び交付金	100	◎移送費（保険者負担分）	100
				国・県	100				

国民健康保険特別会計

（款）　2　保険給付費

（項）　3　移送費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 移送費	特定財源の内訳 （県）療養給付費等県交付金			100			
計	100	100	0	特定財源 100 国・県 100			

（款）　2　保険給付費

（項）　4　出産育児諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 出産育児一時金	90,000	68,500	21,500	特定財源 90,000 国・県 30,000 その他 60,000	18 負担金補助及び交付金	90,000	◎出産育児一時金支給費 90,000
	特定財源の内訳 （県）療養給付費等県交付金 （他）出産育児一時金等繰入金			30,000 60,000			
2 支払手数料	38	29	9	特定財源 38 国・県 38	11 役務費	38	◎出産育児一時金支払手数料 38
	特定財源の内訳 （県）療養給付費等県交付金			38			

国民健康保険特別会計

（款）　2　保険給付費

（項）　4　出産育児諸費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
計	90,038	68,529	21,509	特定財源	90,038				
				国・県	30,038				
				その他	60,000				

（款）　2　保険給付費

（項）　5　葬祭諸費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 葬祭費	24,000	22,400	1,600	特定財源	24,000	18 負担金補助及び交付金	24,000	◎葬祭費支給費	24,000
				国・県	24,000				
	特定財源の内訳								
	（県）療養給付費等県交付金				24,000				
計	24,000	22,400	1,600	特定財源	24,000				
				国・県	24,000				

国民健康保険特別会計

（款）　2　保険給付費

（項）　（傷病手当金）　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
（傷病手当金）	0	168	△168				
計	0	168	△168				

（款）　3　国民健康保険事業費納付金

（項）　1　医療給付費分　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
1 医療給付費分	4,197,468	4,686,568	△489,100	特定財源 1,469,459 国・県 116,014 その他 1,353,445 一般財源 2,728,009	18 負担金補助及び交付金	4,197,468	◎医療給付費分	4,197,468
	特定財源の内訳 （国）国民健康保険災害臨時特例補助金 663 （県）第二号県調整交付金 13,000 （県）特別調整県交付金 36,236 （県）保険者努力支援県交付金 66,115 （他）保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 632,925 （他）保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 380,618 （他）未就学児均等割保険税繰入金 9,185							

国民健康保険特別会計

（款）　3　国民健康保険事業費納付金

（項）　1　医療給付費分

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 医療給付費分	（他）産前産後保険税繰入金				3,058			
	（他）財政安定化支援事業繰入金				327,659			
計	4,197,468	4,686,568	△489,100	特定財源	1,469,459			
				国・県	116,014			
				その他	1,353,445			
				一般財源	2,728,009			

（款）　3　国民健康保険事業費納付金

（項）　2　後期高齢者支援金等分

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 後期高齢者支援金等分	1,823,885	1,788,651	35,234	特定財源	366,194	18 負担金補助及び交付金	1,823,885	◎後期高齢者支援金等分　1,823,885
				その他	366,194			
				一般財源	1,457,691			
	特定財源の内訳							
	（他）保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）				219,532			
	（他）保険基盤安定繰入金（保険者支援分）				142,307			
	（他）未就学児均等割保険税繰入金				3,181			
	（他）産前産後保険税繰入金				1,174			

国民健康保険特別会計

（款）　3　国民健康保険事業費納付金

（項）　2　後期高齢者支援金等分　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
計	1,823,885	1,788,651	35,234	特定財源	366,194				
				その他	366,194				
				一般財源	1,457,691				

（款）　3　国民健康保険事業費納付金

（項）　3　介護納付金分　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 介護納付金分	571,124	579,898	△8,774	特定財源	129,212	18 負担金補助及び交付金	571,124	◎介護納付金分	571,124
				国・県	234				
				その他	128,978				
				一般財源	441,912				
	特定財源の内訳								
	（国）国民健康保険災害臨時特例補助金				47				
	（県）特別調整県交付金				187				
	（他）保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）				84,679				
	（他）保険基盤安定繰入金（保険者支援分）				44,215				
	（他）産前産後保険税繰入金				84				

国民健康保険特別会計

（款）　3　国民健康保険事業費納付金

（項）　3　介護納付金分　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	571,124	579,898	△8,774	特定財源	129,212			
				国・県	234			
				その他	128,978			
				一般財源	441,912			

（款）　3　国民健康保険事業費納付金

（項）　4　子ども・子育て支援納付金分　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 子ども・子育て支援納付金分	164,203	0	164,203	一般財源	164,203	18 負担金補助及び交付金	164,203	◎子ども・子育て支援納付金分　164,203
計	164,203	0	164,203	一般財源	164,203			

国民健康保険特別会計

（款）　4　保健事業費

（項）　1　特定健康診査等事業費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 特定健康診査等事業費	274,256	279,493	△5,237	特定財源	98,651	7 報償費	63	◎特定健康診査等事業費	274,256
				国・県	98,651	8 旅費	73		
				一般財源	175,605	10 需用費	2,198	○特定健康診査事業費★	268,666
						11 役務費	14,243		
	特定財源の内訳					12 委託料	257,371	○特定保健指導事業費★	5,590
	（県）第二号県調整交付金				10,800	13 使用料及び賃借料	308		
	（県）特別調整県交付金				3,088				
	（県）保険者努力支援県交付金				12,350				
	（県）特定健康診査等県補助金				72,114				
	（県）健康増進事業県補助金				299				
計	274,256	279,493	△5,237	特定財源	98,651				
				国・県	98,651				
				一般財源	175,605				

国民健康保険特別会計

（款）　4　保健事業費

（項）　2　保健事業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 保健事業費	80,065	123,060	△42,995	特定財源	36,769	8 旅費	56	◎保健事業費	80,065
				国・県	36,769	10 需用費	2,759	○医療費適正化推進	
				一般財源	43,296	11 役務費	16,586	事業費★	41,197
						12 委託料	39,905	○医療費通知事業費	17,948
	特定財源の内訳					27 繰出金	20,759	○保健事務費	20,920
	（県）第二号県調整交付金				20,400				
	（県）特別調整県交付金				3,274				
	（県）保険者努力支援県交付金				13,095				
計	80,065	123,060	△42,995	特定財源	36,769				
				国・県	36,769				
				一般財源	43,296				

（款）　5　基金積立金

（項）　1　基金積立金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 基金積立金	255,913	251,601	4,312	特定財源	5,912	24 積立金	255,913	◎国民健康保険事業財	
				その他	5,912			政調整基金費	255,913
				一般財源	250,001				

国民健康保険特別会計

（款）　5　基金積立金

（項）　1　基金積立金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 基金積立金	特定財源の内訳								
	（他）国民健康保険事業財政調整基金利子				5,912				
計	255,913	251,601	4,312	特定財源	5,912				
				その他	5,912				
				一般財源	250,001				

（款）　6　諸支出金

（項）　1　償還金及び還付加算金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 保険税還付金	48,000	48,000	0	一般財源	48,000	22 償還金利子及び割引料	48,000	◎税収入払戻金	48,000
2 還付加算金	1,000	1,000	0	一般財源	1,000	22 償還金利子及び割引料	1,000	◎還付加算金	1,000
3 償還金	3	3	0	一般財源	3	22 償還金利子及び割引料	3	◎県支出金返還金	3
計	49,003	49,003	0	一般財源	49,003				

（款）　7　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	200,000	200,000	0	一般財源 200,000			
計	200,000	200,000	0	一般財源 200,000			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円）年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	17	721				721		721	
	計	17	721				721		721	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	17	721				721		721	
	計	17	721				721		721	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

国民健康保険特別会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 職員手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	(28) 37	31,381	152,055	109,651	293,087	61,118	354,205	
前年度	(30) 36	30,695	146,969	103,375	281,039	61,727	342,766	
比較	(△ 2) 1	686	5,086	6,276	12,048	△ 609	11,439	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳 区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
本年度	2,832	2,211	2,951	1,068	22,020	0	
前年度	4,086	2,286	3,367	1,102	20,840	50	
比較	△ 1,254	△ 75	△ 416	△ 34	1,180	△ 50	
区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
本年度	41,584	34,307			2,640		
前年度	38,359	31,183			2,006		
比較	3,225	3,124			634		
区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
本年度	38						
前年度	96						
比較	△ 58						

国民健康保険特別会計

ア　会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	（　）37		152,055	97,725	249,780	53,060	302,840	
前年度	（　）36		146,969	92,064	239,033	54,290	293,323	
比較	（　）1		5,086	5,661	10,747	△ 1,230	9,517	

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
職員手当の内訳	本年度	2,832	2,211	2,951	1,068	22,020	0	
	前年度	4,086	2,286	3,367	1,102	20,840	50	
	比較	△ 1,254	△ 75	△ 416	△ 34	1,180	△ 50	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	35,108	28,857			2,640		
	前年度	32,220	26,011			2,006		
	比較	2,888	2,846			634		
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度	38						
	前年度	96						
	比較	△ 58						

国民健康保険特別会計

イ　会計年度任用職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	(28)	31,381		11,926	43,307	8,058	51,365	
前年度	(30)	30,695		11,311	42,006	7,437	49,443	
比較	(△ 2)	686		615	1,301	621	1,922	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
	本年度							
	前年度							
	比較							
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	6,476	5,450					
	前年度	6,139	5,172					
	比較	337	278					
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度							
	前年度							
	比較							

国民健康保険特別会計

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明	（千円）	備　　考
給　　料	5,086	給与改定に伴う増減分	4,808			
		昇給に伴う増加分	2,015			
		その他の増減分	△ 1,737			
職員手当	6,276	制度改正に伴う増減分	1,838	期末手当 勤勉手当	965 873	
		その他の増減分	4,438			

(3) 給料及び職員手当の状況　（会計年度任用職員を除く）

ア　職員１人当たり給与

区　　分		行　政　職
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	345,281
	平均給与月額（円）	388,519
	平均年齢（歳）	41.05
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	337,833
	平均給与月額（円）	378,981
	平均年齢（歳）	42.02

イ　級　別　職　員　数

区　　分	行　政　職			
	級	職　員　数 （人）		構　成　比 （%）
令　和　8　年 1 月 1 日現在	1級	（ ） 2	（ ）	5.4
	2級	（ ） 4	（ ）	10.8
	3級	（ ） 16	（ ）	43.3
	4級	（ ） 11	（ ）	29.7
	5級	（ ） 3	（ ）	8.1
	6級	（ ） 1	（ ）	2.7
	7級	（ ）	（ ）	
	8級	（ ）	（ ）	
	計	（ ） 37	（ ）	100.0
令　和　7　年 1 月 1 日現在	1級	（ ） 2	（ ）	5.6
	2級	（ ） 3	（ ）	8.3
	3級	（ ） 14	（ ）	38.9
	4級	（ ） 14	（ ）	38.9
	5級	（ ） 2	（ ）	5.6
	6級	（ ） 1	（ ）	2.7
	7級	（ ）	（ ）	
	8級	（ ）	（ ）	
	計	（ ） 36	（ ）	100.0

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ　昇　給

区分			行　政　職
本年度	職員数（A）（人）		37
	昇給に係る職員数（B）（人）		32
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	26
		5号給（人）	
		6号給（人）	2
		7号給（人）	
		8号給（人）	4
	比率（B）/（A）（%）		86.5
前年度	職員数（A）（人）		36
	昇給に係る職員数（B）（人）		33
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	32
		5号給（人）	
		6号給（人）	1
		7号給（人）	
		8号給（人）	
	比率（B）/（A）（%）		91.7

エ　特　殊　勤　務　手　当

区　　分	行　政　職
給料総額に対する比率（%）	0.4
支給対象職員の比率（%） （令和８年１月１日現在）	40.5
代表的な特殊勤務手当の名称	税務職員及び税外収入徴収事務従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 前年度以前設定債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
国民健康保険システム再構築事業（標準化）	315,955	令和 6年度 令和 7年度	95,614	令和 8年度 令和12年度	204,528			204,528	
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム再構築事業（標準化）	74,849	令和 6年度 令和 7年度	24,060	令和 8年度 令和12年度	50,389			50,389	

国民健康保険特別会計

（参考）　当該年度に期限が到来する債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
国民健康保険システム業務委託料（令和７年度分）	45,130	令和 7年度		令和 8年度	45,130			45,130	

国民健康保険特別会計

議案第41号

令和８年度郡山市後期高齢者医療特別会計予算

令和８年度郡山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,113,650千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 保険料		3,853,222
	1 後期高齢者医療保険料	3,853,222
2 繰入金		1,248,275
	1 他会計繰入金	1,248,275
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		12,152
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	12,064
	3 雑入	87
歳　入　合　計		5,113,650

後期高齢者医療特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 総務費		137,610
	1 総務管理費	107,199
	2 徴収費	30,411
2 広域連合納付金		4,963,976
	1 広域連合納付金	4,963,976
3 諸支出金		12,064
	1 償還金及び還付加算金	12,064
歳　出　合　計		5,113,650

後期高齢者医療特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料	3,853,222	3,386,789	466,433
2 繰入金	1,248,275	999,610	248,665
3 繰越金	1	1	0
4 諸収入	12,152	44,635	△32,483
歳入合計	5,113,650	4,431,035	682,615

後期高齢者医療特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	137,610	185,909	△48,299			137,610	
2 広域連合納付金	4,963,976	4,229,901	734,075			4,963,976	
3 諸支出金	12,064	10,040	2,024			12,064	
（保健事業費）	0	5,185	△5,185				
歳出合計	5,113,650	4,431,035	682,615			5,113,650	

後期高齢者医療特別会計

2 歳入

(款)　1　保険料

(項)　1　後期高齢者医療保険料　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 後期高齢者医療保険料	3,853,222	3,386,789	466,433	1 現年度分特別徴収保険料	2,327,449	現年度分特別徴収保険料	2,327,449
				2 現年度分普通徴収保険料	1,514,859	現年度分普通徴収保険料	1,514,859
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	10,914	滞納繰越分普通徴収保険料	10,914
計	3,853,222	3,386,789	466,433				

(款)　2　繰入金

(項)　1　他会計繰入金　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	1,248,275	999,610	248,665	1 事務費繰入金	43,126	事務費繰入金	43,126
				2 職員給与費等繰入金	94,397	職員給与費等繰入金	94,397
				3 保険基盤安定繰入金	1,110,752	保険基盤安定繰入金	1,110,752

（款）　2　繰入金

（項）　1　他会計繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	1,248,275	999,610	248,665			

（款）　3　繰越金

（項）　1　繰越金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金	1
計	1	1	0				

（款）　4　諸収入

（項）　1　延滞金、加算金及び過料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 延滞金	1	1	0	1 延滞金	1	延滞金	1
計	1	1	0				

（款）　4　諸収入

（項）　2　償還金及び還付加算金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 保険料還付金	12,000	10,000	2,000	1 保険料払戻金	12,000	保険料払戻金	12,000
2 還付加算金	64	40	24	1 還付加算金	64	還付加算金	64
計	12,064	10,040	2,024				

（款）　4　諸収入

（項）　3　雑入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	87	34,594	△ 34,507	1 雑入	87	雇用保険料個人負担分 雑入	86 1
計	87	34,594	△ 34,507				

3 歳出

(款)　1　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般管理費	107,199	125,531	△18,332	特定財源	107,199	1 報酬	9,546	◎職員給与費	94,483
				その他	107,199	2 給料	37,008	◎一般管理事務費	12,716
						3 職員手当等	29,616		
	特定財源の内訳					4 共済費	15,742		
	(他) 事務費繰入金				12,715	8 旅費	2,616		
	(他) 職員給与費等繰入金				94,397	10 需用費	727		
	(他) 雇用保険料個人負担分				86	11 役務費	11,573		
	(他) 雑入				1	13 使用料及び賃借料	371		
計	107,199	125,531	△18,332	特定財源	107,199				
				その他	107,199				

(款)　1　総務費

(項)　2　徴収費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 徴収費	30,411	60,378	△29,967	特定財源	30,411	8 旅費	71	◎徴収事務費	30,411
				その他	30,411	10 需用費	1,714		
						11 役務費	12,879		

後期高齢者医療特別会計

（款）　1　総務費

（項）　2　徴収費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 徴収費	特定財源の内訳				12 委託料	13,953	
	（他）事務費繰入金			30,411	13 使用料及び賃借料	1,657	
					18 負担金補助及び交付金	137	
計	30,411	60,378	△29,967	特定財源 30,411			
				その他 30,411			

（款）　2　広域連合納付金

（項）　1　広域連合納付金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明	
1 広域連合納付金	4,963,976	4,229,901	734,075	特定財源 4,963,976	18 負担金補助及び交付金	4,963,976	◎広域連合納付金	4,963,976
				その他 4,963,976				
	特定財源の内訳							
	（他）現年度分特別徴収保険料			2,327,449				
	（他）現年度分普通徴収保険料			1,514,859				
	（他）滞納繰越分普通徴収保険料			10,914				
	（他）保険基盤安定繰入金			1,110,752				
	（他）前年度繰越金			1				

後期高齢者医療特別会計

（款）　2　広域連合納付金

（項）　1　広域連合納付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 広域連合納付金	（他）延滞金			1			
計	4,963,976	4,229,901	734,075	特定財源 4,963,976 その他 4,963,976			

（款）　3　諸支出金

（項）　1　償還金及び還付加算金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 保険料還付金	12,000	10,000	2,000	特定財源 12,000 その他 12,000	22 償還金利子及び割引料	12,000	◎保険料払戻金 12,000
	特定財源の内訳 （他）保険料払戻金			12,000			
2 還付加算金	64	40	24	特定財源 64 その他 64	22 償還金利子及び割引料	64	◎還付加算金 64
	特定財源の内訳 （他）還付加算金			64			
計	12,064	10,040	2,024	特定財源 12,064 その他 12,064			

後期高齢者医療特別会計

（款）　（保健事業費）

（項）　（保健事業費）　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
（保健事業費）	0	5,185	△5,185				
計	0	5,185	△5,185				

後期高齢者医療特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給与費 給料 (千円)	給与費 職員手当 (千円)	給与費 計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
本年度	(18) 9	9,546	37,008	29,616	76,170	15,742	91,912	
前年度	(22) 11	16,530	42,354	34,409	93,293	19,398	112,691	
比 較	(△ 4) △ 2	△ 6,984	△ 5,346	△ 4,793	△ 17,123	△ 3,656	△ 20,779	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日給 (千円)	夜勤手当 (千円)
	本年度	1,368	576	0		8,750	199	
	前年度	996	936	1,253		9,590	130	
	比 較	372	△ 360	△ 1,253		△ 840	69	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	給料の特別調整額 (千円)	初任給調整手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	本年度	10,283	8,440					
	前年度	11,788	9,716					
	比 較	△ 1,505	△ 1,276					
	区 分	管理職員特別勤務手当(千円)	単身赴任手当 (千円)	災害派遣手当 (千円)	特定任期付職員業績手当(千円)	退職手当 (千円)		
	本年度							
	前年度							
	比 較							

後期高齢者医療特別会計

ア　会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	（　） 9		37,008	26,338	63,346	13,048	76,394	
前年度	（　） 11		42,354	29,668	72,022	15,545	87,567	
比較	（　） △ 2		△ 5,346	△ 3,330	△ 8,676	△ 2,497	△ 11,173	

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
職員手当の内訳	本年度	1,368	576	0		8,750	199	
	前年度	996	936	1,253		9,590	130	
	比較	372	△ 360	△ 1,253		△ 840	69	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	8,503	6,942					
	前年度	9,257	7,506					
	比較	△ 754	△ 564					
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度							
	前年度							
	比較							

後期高齢者医療特別会計

イ　会計年度任用職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	(18)	9,546		3,278	12,824	2,694	15,518	
前年度	(22)	16,530		4,741	21,271	3,853	25,124	
比較	(△ 4)	△ 6,984		△ 1,463	△ 8,447	△ 1,159	△ 9,606	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
	本年度							
	前年度							
	比較							
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	1,780	1,498					
	前年度	2,531	2,210					
	比較	△ 751	△ 712					
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度							
	前年度							
	比較							

後期高齢者医療特別会計

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明（千円）	備　　考
給　　料	△ 5,346	給与改定に伴う増減分	1,040		
		昇給に伴う増加分	610		
		その他の増減分	△ 6,996		
職員手当	△ 4,793	制度改正に伴う増減分	636	期末手当　343 勤勉手当　293	
		その他の増減分	△ 5,429		

(3) 給料及び職員手当の状況　（会計年度任用職員を除く）

ア　職員１人当たり給与

区　　分		行　政　職
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	342,667
	平均給与月額（円）	374,650
	平均年齢（歳）	42.05
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	318,582
	平均給与月額（円）	349,328
	平均年齢（歳）	39.01

イ　級　別　職　員　数

区　　分	行　政　職			
	級	職　員　数 （人）		構　成　比 （%）
令　和　8　年 1 月 1 日現在	1級	（ ） 3	（　　）	33.3
	2級	（ ）	（　　）	
	3級	（ ） 1	（　　）	11.1
	4級	（ ） 5	（　　）	55.6
	5級	（ ）	（　　）	
	6級	（ ）	（　　）	
	7級	（ ）	（　　）	
	8級	（ ）	（　　）	
	計	（ ） 9	（　　）	100.0
令　和　7　年 1 月 1 日現在	1級	（ ） 3	（　　）	27.3
	2級	（ ） 1	（　　）	9.1
	3級	（ ） 3	（　　）	27.3
	4級	（ ） 4	（　　）	36.3
	5級	（ ）	（　　）	
	6級	（ ）	（　　）	
	7級	（ ）	（　　）	
	8級	（ ）	（　　）	
	計	（ ） 11	（　　）	100.0

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ　昇　給

区分			行政職
本年度	職員数（A）（人）		9
	昇給に係る職員数（B）（人）		8
	号給数別内訳	1号給（人）	1
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	4
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	3
	比率（B）／（A）（%）		88.9
前年度	職員数（A）（人）		11
	昇給に係る職員数（B）（人）		8
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	8
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	
	比率（B）／（A）（%）		72.7

後期高齢者医療特別会計

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 前年度以前設定債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
後期高齢者医療保険料徴収システム再構築事業（標準化）	108,698	令和 6年度 令和 7年度	40,694	令和 8年度 令和12年度	67,437			67,437	

後期高齢者医療特別会計

議案第42号

令和８年度郡山市介護保険特別会計予算

令和８年度郡山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,732,393千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 保険料		6,585,030
	1 介護保険料	6,585,030
2 国庫支出金		6,033,448
	1 国庫負担金	4,804,610
	2 国庫補助金	1,228,838
3 支払基金交付金		7,428,118
	1 支払基金交付金	7,428,118
4 県支出金		3,979,465
	1 県負担金	3,812,960
	2 県補助金	166,505
5 財産収入		10,886
	1 財産運用収入	10,886
6 繰入金		4,694,559
	1 一般会計繰入金	4,518,939
	2 基金繰入金	175,620
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		886
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 市預金利子	1
	3 雑入	875
歳　　入　　合　　計		28,732,393

介護保険特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 総務費		827,775
	1 総務管理費	470,224
	2 徴収費	27,148
	3 要介護認定費	329,291
	4 運営協議会費	1,112
2 保険給付費		26,515,605
	1 介護サービス等諸費	25,114,403
	2 高額介護サービス等費	685,420
	3 特定入所者介護サービス等費	687,621
	4 その他の諸費	28,161
3 地域支援事業費		1,216,971
	1 地域支援事業費	1,213,351
	2 その他の諸費	3,620
4 基金積立金		10,886
	1 基金積立金	10,886
5 諸支出金		131,156
	1 償還金及び還付加算金	9,425
	2 介護サービス等諸費	5,224
	3 繰出金	116,507
6 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳　出　合　計		28,732,393

介護保険特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料	6,585,030	6,528,236	56,794
2 国庫支出金	6,033,448	6,034,213	△765
3 支払基金交付金	7,428,118	7,285,988	142,130
4 県支出金	3,979,465	3,892,759	86,706
5 財産収入	10,886	2,912	7,974
6 繰入金	4,694,559	4,386,278	308,281
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	886	676	210
歳入合計	28,732,393	28,131,063	601,330

介護保険特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	827,775	759,044	68,731			827,775	
2 保険給付費	26,515,605	26,076,086	439,519	9,447,508		10,649,283	6,418,814
3 地域支援事業費	1,216,971	1,135,757	81,214	560,181		437,776	219,014
4 基金積立金	10,886	6,037	4,849			10,886	
5 諸支出金	131,156	124,139	7,017	5,224		474	125,458
6 予備費	30,000	30,000	0				30,000
歳出合計	28,732,393	28,131,063	601,330	10,012,913		11,926,194	6,793,286

介護保険特別会計

2 歳入

（款） 1 保険料

（項） 1 介護保険料

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 第1号被保険者保険料	6,585,030	6,528,236	56,794	1 現年度分特別徴収保険料	5,983,151	現年度分特別徴収保険料	5,983,151
				2 現年度分普通徴収保険料	583,715	現年度分普通徴収保険料	583,715
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	18,164	滞納繰越分普通徴収保険料	18,164
計	6,585,030	6,528,236	56,794				

（款） 2 国庫支出金

（項） 1 国庫負担金

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	4,804,610	4,739,279	65,331	1 現年度分介護給付費負担金	4,804,610	現年度分介護給付費国庫負担金	4,804,610
計	4,804,610	4,739,279	65,331				

介護保険特別会計

（款）　2　国庫支出金

（項）　2　国庫補助金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 調整交付金	863,146	949,322	△ 86,176	1 現年度分調整交付金	863,146	現年度分調整交付金	863,146
2 地域支援事業交付金	283,297	269,263	14,034	1 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	198,838	現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	198,838
				2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	84,459	現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	84,459
3 保険者機能強化推進交付金	23,281	23,281	0	1 保険者機能強化推進交付金	23,281	保険者機能強化推進交付金	23,281
4 災害臨時特例補助金	3,134	3,310	△ 176	1 災害臨時特例補助金	3,134	災害臨時特例補助金	3,134
5 介護保険保険者努力支援交付金	55,718	49,344	6,374	1 介護保険保険者努力支援交付金	55,718	介護保険保険者努力支援交付金	55,718
6 介護保険事業費補助金	262	414	△ 152	1 介護保険事業費補助金	262	介護保険事業費国庫補助金	262
計	1,228,838	1,294,934	△ 66,096				

介護保険特別会計

（款）　3　支払基金交付金

（項）　1　支払基金交付金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 介護給付費交付金	7,159,213	7,040,543	118,670	1 現年度分介護給付費交付金	7,159,213	現年度分介護給付費交付金	7,159,213
2 地域支援事業支援交付金	268,905	245,445	23,460	1 現年度分地域支援事業支援交付金	268,905	現年度分地域支援事業支援交付金	268,905
計	7,428,118	7,285,988	142,130				

（款）　4　県支出金

（項）　1　県負担金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	3,812,960	3,735,447	77,513	1 現年度分介護給付費負担金	3,812,960	現年度分介護給付費県負担金	3,812,960
計	3,812,960	3,735,447	77,513				

介護保険特別会計

（款）　4　県支出金

（項）　2　県補助金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	166,505	157,312	9,193	1 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	124,275	現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金　124,275
				2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	42,230	現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金　42,230
計	166,505	157,312	9,193			

（款）　5　財産収入

（項）　1　財産運用収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	10,886	2,912	7,974	1 利子及び配当金	10,886	介護保険給付費準備基金利子　10,886
計	10,886	2,912	7,974			

（款）　6　繰入金

（項）　1　一般会計繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 介護給付費繰入金	3,314,450	3,259,510	54,940	1 現年度分介護給付費繰入金	3,314,450	現年度分介護給付費繰入金	3,314,450
2 地域支援事業繰入金	168,926	157,312	11,614	1 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	124,275	現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	124,275
				2 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	44,651	現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	44,651
3 その他一般会計繰入金	1,035,563	969,456	66,107	1 職員給与費等繰入金	381,902	職員給与費等繰入金	381,902
				2 事務費繰入金	445,419	事務費繰入金	445,419
				3 低所得者保険料軽減繰入金	208,242	低所得者保険料軽減繰入金	208,242
計	4,518,939	4,386,278	132,661				

介護保険特別会計

（款）　6　繰入金

（項）　2　基金繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 介護保険給付費準備基金繰入金	175,620	0	175,620	1 介護保険給付費準備基金繰入金	175,620	介護保険給付費準備基金繰入金	175,620
計	175,620	0	175,620				

（款）　7　繰越金

（項）　1　繰越金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金	1
計	1	1	0				

（款）　8　諸収入

（項）　1　延滞金、加算金及び過料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 延滞金	10	10	0	1 第１号被保険者延滞金	10	第１号被保険者延滞金	10
計	10	10	0				

介護保険特別会計

（款）　8　諸収入

（項）　2　市預金利子

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子	1
計	1	1	0				

（款）　8　諸収入

（項）　3　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	874	664	210	1 実費徴収金	1	複写経費実費収入	1
				2 雑入	873	雇用保険料個人負担分	452
						地域支援事業利用者負担分	419
						保険給付費過年度戻入金	1
						認定審査会委託負担金	1
2 第三者納付金	1	1	0	1 第三者納付金	1	第三者行為損害賠償収入金	1
計	875	665	210				

介護保険特別会計

3 歳出

(款)　1　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般管理費	470,224	406,992	63,232	特定財源	470,224	1 報酬	51,426	◎職員給与費	382,354
				その他	470,224	2 給料	147,215	◎一般管理事務費	87,870
						3 職員手当等	117,141		
	特定財源の内訳					4 共済費	63,894		
	(他) 職員給与費等繰入金				381,902	8 旅費	3,049		
	(他) 事務費繰入金				87,869	10 需用費	3,954		
	(他) 複写経費実費収入				1	11 役務費	16,827		
	(他) 雇用保険料個人負担分				452	12 委託料	50,403		
						13 使用料及び賃借料	16,191		
						18 負担金補助及び交付金	124		
計	470,224	406,992	63,232	特定財源	470,224				
				その他	470,224				

介護保険特別会計

（款）　1　総務費
（項）　2　徴収費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 賦課徴収費	27,148	28,783	△1,635	特定財源	27,148	10 需用費	2,692	◎賦課徴収費	27,148
				その他	27,148	11 役務費	23,506		
						13 使用料及び賃借料	658		
	特定財源の内訳								
	（他）事務費繰入金				27,148	18 負担金補助及び交付金	292		
計	27,148	28,783	△1,635	特定財源	27,148				
				その他	27,148				

（款）　1　総務費
（項）　3　要介護認定費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 要介護認定費	329,291	322,499	6,792	特定財源	329,291	1 報酬	41,200	◎介護認定審査会費	49,223
				その他	329,291	8 旅費	604	◎認定調査費	280,068
						10 需用費	2,450		
	特定財源の内訳					11 役務費	89,379		
	（他）事務費繰入金				329,290	12 委託料	188,314		
	（他）認定審査会委託負担金				1	13 使用料及び賃借料	7,326		
						26 公課費	18		

介護保険特別会計

（款）　1　総務費

（項）　3　要介護認定費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	329,291	322,499	6,792	特定財源	329,291			
				その他	329,291			

（款）　1　総務費

（項）　4　運営協議会費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 運営協議会費	1,112	770	342	特定財源	1,112	1 報酬	925	◎運営協議会費	1,112
				その他	1,112	8 旅費	126		
						11 役務費	61		
	特定財源の内訳								
	（他）事務費繰入金				1,112				
計	1,112	770	342	特定財源	1,112				
				その他	1,112				

介護保険特別会計

（款）　2　保険給付費

（項）　1　介護サービス等諸費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 介護サービス諸費	24,361,416	24,049,734	311,682	特定財源	18,464,079	18 負担金補助及び交付金	24,361,416	◎居宅介護サービス給付費	8,937,785
				国・県	8,679,971			◎地域密着型介護サービス給付費	6,311,490
				その他	9,784,108			◎施設介護サービス給付費	7,855,365
				一般財源	5,897,337			◎居宅介護サービス計画給付費	1,256,776
	特定財源の内訳								
	（国）現年度分介護給付費国庫負担金				4,406,483				
	（国）現年度分調整交付金				762,512				
	（県）現年度分介護給付費県負担金				3,510,976				
	（他）現年度分介護給付費交付金				6,577,583				
	（他）現年度分介護給付費繰入金				3,045,176				
	（他）介護保険給付費準備基金繰入金				161,349				
2 介護予防サービス諸費	752,987	662,407	90,580	特定財源	570,708	18 負担金補助及び交付金	752,987	◎介護予防サービス給付費	540,819
				国・県	268,289			◎地域密着型介護予防サービス給付費	73,637
				その他	302,419			◎介護予防サービス計画給付費	138,531
				一般財源	182,279				
	特定財源の内訳								
	（国）現年度分介護給付費国庫負担金				148,970				
	（国）現年度分調整交付金				23,568				
	（県）現年度分介護給付費県負担金				95,751				
	（他）現年度分介護給付費交付金				203,306				

介護保険特別会計

（款）　2　保険給付費

（項）　1　介護サービス等諸費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
2 介護予防サービス諸費	（他）現年度分介護給付費繰入金				94,123			
	（他）介護保険給付費準備基金繰入金				4,990			
計	25,114,403	24,712,141	402,262	特定財源	19,034,787			
				国・県	8,948,260			
				その他	10,086,527			
				一般財源	6,079,616			

（款）　2　保険給付費

（項）　2　高額介護サービス等費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 高額介護サービス費	685,420	659,682	25,738	特定財源	519,496	18 負担金補助及び交付金	685,420	◎高額介護サービス費	685,420
				国・県	244,216				
				その他	275,280				
				一般財源	165,924				
	特定財源の内訳								
	（国）現年度分介護給付費国庫負担金				137,084				
	（国）現年度分調整交付金				21,454				
	（県）現年度分介護給付費県負担金				85,678				
	（他）現年度分介護給付費交付金				185,063				

介護保険特別会計

（款）　2　保険給付費

（項）　2　高額介護サービス等費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 高額介護サービス費	（他）現年度分介護給付費繰入金				85,678			
	（他）介護保険給付費準備基金繰入金				4,539			
計	685,420	659,682	25,738	特定財源	519,496			
				国・県	244,216			
				その他	275,280			
				一般財源	165,924			

（款）　2　保険給付費

（項）　3　特定入所者介護サービス等費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 特定入所者介護サービス費	687,621	676,744	10,877	特定財源	521,164	18 負担金補助及び交付金	687,621	◎特定入所者介護サービス費　687,621
				国・県	244,999			
				その他	276,165			
				一般財源	166,457			
	特定財源の内訳							
	（国）現年度分介護給付費国庫負担金				106,581			
	（国）現年度分調整交付金				21,523			
	（県）現年度分介護給付費県負担金				116,895			
	（他）現年度分介護給付費交付金				185,658			

介護保険特別会計

（款）　2　保険給付費

（項）　3　特定入所者介護サービス等費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 特定入所者介護サービス費	（他）現年度分介護給付費繰入金				85,953			
	（他）介護保険給付費準備基金繰入金				4,554			
計	687,621	676,744	10,877	特定財源	521,164			
				国・県	244,999			
				その他	276,165			
				一般財源	166,457			

（款）　2　保険給付費

（項）　4　その他の諸費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 審査支払手数料	28,161	27,519	642	特定財源	21,344	11 役務費	28,161	◎介護給付費審査支払手数料　28,161
				国・県	10,033			
				その他	11,311			
				一般財源	6,817			
	特定財源の内訳							
	（国）現年度分介護給付費国庫負担金				5,492			
	（国）現年度分調整交付金				881			
	（県）現年度分介護給付費県負担金				3,660			

介護保険特別会計

（款）　2　保険給付費

（項）　4　その他の諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 審査支払手数料	（他）現年度分介護給付費交付金				7,603			
	（他）現年度分介護給付費繰入金				3,520			
	（他）介護保険給付費準備基金繰入金				188			
計	28,161	27,519	642	特定財源	21,344			
				国・県	10,033			
				その他	11,311			
				一般財源	6,817			

（款）　3　地域支援事業費

（項）　1　地域支援事業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	975,747	890,735	85,012	特定財源	812,079	10 需用費	319	◎介護予防・生活支援サービス事業費	890,677
				国・県	426,658	11 役務費	71	◯介護予防・生活支援サービス事業費★	890,677
				その他	385,421	12 委託料	24,748	◎介護予防ケアマネジメント事業費	85,070
				一般財源	163,668	18 負担金補助及び交付金	950,609	◯介護予防ケアマネジメント事業費★	85,070
	特定財源の内訳								
	（国）現年度分調整交付金				30,541				
	（国）現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金				195,149				

介護保険特別会計

（款）　3　地域支援事業費

（項）　1　地域支援事業費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	（国）保険者機能強化推進交付金				23,281				
	（国）介護保険保険者努力支援交付金				55,718				
	（県）現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金				121,969				
	（他）現年度分地域支援事業支援交付金				263,452				
	（他）現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金				121,969				
2 一般介護予防事業費	14,823	13,234	1,589	特定財源	11,137	7 報償費	1,061	◎一般介護予防事業費	14,823
				国・県	5,282	8 旅費	209	○一般介護予防事業費★	14,823
				その他	5,855	10 需用費	2,216		
				一般財源	3,686	11 役務費	6,415		
						12 委託料	4,922		
	特定財源の内訳								
	（国）現年度分調整交付金				464				
	（国）現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金				2,965				
	（県）現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金				1,853				
	（他）現年度分地域支援事業支援交付金				4,002				
	（他）現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金				1,853				

介護保険特別会計

（款）　3　地域支援事業費

（項）　1　地域支援事業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
3 包括的支援事業・任意事業費	222,781	228,487	△5,706	特定財源	172,021	7 報償費	10,464	◎包括的支援事業費	132,570
				国・県	126,951	8 旅費	3,201	○包括的支援事業費★	86,174
				その他	45,070	10 需用費	1,593	○認知症総合支援事業費★	28,687
				一般財源	50,760	11 役務費	1,938	○在宅医療・介護連携推進事業費★	17,709
						12 委託料	182,826	◎任意事業費	90,211
	特定財源の内訳					13 使用料及び賃借料	1,859	○認知症高齢者家族支援事業費★	4,980
	（国）現年度分包括的支援事業・任意事業交付金				84,459	17 備品購入費	578	○介護用品給付事業費★	6,067
	（国）介護保険事業費国庫補助金				262	18 負担金補助及び交付金	6,474	○シルバーハウジング生活援助員派遣事業費★	4,738
	（県）現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金				42,230	19 扶助費	13,848	○配食サービス活用事業費★	23,791
	（他）現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金				44,651			○介護サービス相談員派遣事業費★	12,483
	（他）地域支援事業利用者負担分				419				

介護保険特別会計

（款）　3　地域支援事業費

（項）　1　地域支援事業費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	1,213,351	1,132,456	80,895	特定財源	995,237			
				国・県	558,891			
				その他	436,346			
				一般財源	218,114			

（款）　3　地域支援事業費

（項）　2　その他の諸費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 審査支払手数料	3,620	3,301	319	特定財源	2,720	11 役務費	3,620	◎総合事業審査支払手数料　3,620
				国・県	1,290			
				その他	1,430			
				一般財源	900			
	特定財源の内訳							
	（国）現年度分調整交付金				113			
	（国）現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金				724			
	（県）現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金				453			
	（他）現年度分地域支援事業支援交付金				977			

介護保険特別会計

（款）　3　地域支援事業費

（項）　2　その他の諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 審査支払手数料	（他）現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金				453			
計	3,620	3,301	319	特定財源	2,720			
				国・県	1,290			
				その他	1,430			
				一般財源	900			

（款）　4　基金積立金

（項）　1　基金積立金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 基金積立金	10,886	6,037	4,849	特定財源	10,886	24 積立金	10,886	◎介護保険給付費準備基金費 10,886
				その他	10,886			
	特定財源の内訳							
	（他）介護保険給付費準備基金利子				10,886			
計	10,886	6,037	4,849	特定財源	10,886			
				その他	10,886			

介護保険特別会計

（款）　5　諸支出金

（項）　1　償還金及び還付加算金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 第１号被保険者保険料還付金	9,240	10,503	△1,263	一般財源	9,240	22 償還金利子及び割引料	9,240	◎保険料払戻金	9,240
2 第１号被保険者還付加算金	185	211	△26	一般財源	185	22 償還金利子及び割引料	185	◎還付加算金	185
計	9,425	10,714	△1,289	一般財源	9,425				

（款）　5　諸支出金

（項）　2　介護サービス等諸費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 利用者負担額軽減支援費	5,224	5,516	△292	特定財源	5,224	19 扶助費	5,224	◎利用者負担額軽減支援費	5,224
				国・県	5,224				
	特定財源の内訳								
	（国）現年度分調整交付金				2,090				
	（国）災害臨時特例補助金				3,134				
計	5,224	5,516	△292	特定財源	5,224				
				国・県	5,224				

介護保険特別会計

（款）　5　諸支出金

（項）　3　繰出金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 一般会計繰出金	116,507	107,909	8,598	特定財源	474	27 繰出金	116,507	◎一般会計繰出金	116,507
				その他	474				
				一般財源	116,033				
	特定財源の内訳 （他）現年度分地域支援事業支援交付金				474				
計	116,507	107,909	8,598	特定財源	474				
				その他	474				
				一般財源	116,033				

（款）　6　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 予備費	30,000	30,000	0	一般財源	30,000				
計	30,000	30,000	0	一般財源	30,000				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円） 年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	128	42,223				42,223		42,223	
	計	128	42,223				42,223		42,223	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	128	40,131				40,131		40,131	
	計	128	40,131				40,131		40,131	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	2,092				2,092		2,092	
	計	0	2,092				2,092		2,092	

介護保険特別会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	(30) 36	51,328	147,215	117,141	315,684	63,894	379,578	
前年度	(29) 36	48,172	142,560	109,425	300,157	63,570	363,727	
比較	(1) 0	3,156	4,655	7,716	15,527	324	15,851	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
	本年度	2,460	1,923	3,269	30	27,050	101	
	前年度	2,532	1,988	2,536	30	26,940	97	
	比較	△ 72	△ 65	733	0	110	4	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	43,853	36,420			2,006		
	前年度	40,406	32,833			2,006		
	比較	3,447	3,587			0		
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度	29						
	前年度	57						
	比較	△ 28						

介護保険特別会計

ア　会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	（　） 36		147,215	97,453	244,668	50,499	295,167	
前年度	（　） 36		142,560	91,933	234,493	51,872	286,365	
比較	（　） 0		4,655	5,520	10,175	△ 1,373	8,802	

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
	本年度	2,460	1,923	3,269	30	27,050	101	
	前年度	2,532	1,988	2,536	30	26,940	97	
	比較	△ 72	△ 65	733	0	110	4	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	33,162	27,423			2,006		
	前年度	30,908	24,839			2,006		
	比較	2,254	2,584			0		
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度	29						
	前年度	57						
	比較	△ 28						

介護保険特別会計

イ　会計年度任用職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	(30)	51,328		19,688	71,016	13,395	84,411	
前年度	(29)	48,172		17,492	65,664	11,698	77,362	
比較	(1)	3,156		2,196	5,352	1,697	7,049	

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
	本年度							
	前年度							
	比較							
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	10,691	8,997					
	前年度	9,498	7,994					
	比較	1,193	1,003					
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度							
	前年度							
	比較							

介護保険特別会計

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明	（千円）	備　　考
給　　料	4,655	給与改定に伴う増減分	4,535			
		昇給に伴う増加分	1,860			
		その他の増減分	△ 1,740			
職員手当	7,716	制度改正に伴う増減分	1,645	期末手当 勤勉手当	865 780	
		その他の増減分	6,071			

(3) 給料及び職員手当の状況　（会計年度任用職員を除く）

ア　職員１人当たり給与

区　　分		行　政　職
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	340,775
	平均給与月額（円）	377,216
	平均年齢（歳）	41.09
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	326,658
	平均給与月額（円）	364,013
	平均年齢（歳）	40.02

介護保険特別会計

イ　級　別　職　員　数

区　　分	行　政　職			
	級	職　員　数 （人）		構　成　比 （%）
令　和　8　年 1 月 1 日現在	1級	（ ）	4	（　　） 11.1
	2級	（ ）	5	（　　） 13.9
	3級	（ ）	11	（　　） 30.6
	4級	（ ）	13	（　　） 36.1
	5級	（ ）	2	（　　） 5.5
	6級	（ ）	1	（　　） 2.8
	7級	（ ）		（　　）
	8級	（ ）		（　　）
	計	（ ）	36	（　　） 100.0
令　和　7　年 1 月 1 日現在	1級	（ ）	4	（　　） 11.1
	2級	（ ）	6	（　　） 16.7
	3級	（ ）	11	（　　） 30.6
	4級	（ ）	12	（　　） 33.3
	5級	（ ）	2	（　　） 5.5
	6級	（ ）	1	（　　） 2.8
	7級	（ ）		（　　）
	8級	（ ）		（　　）
	計	（ ）	36	（　　） 100.0

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ　昇　給

区分			行政職
本年度	職員数（A）（人）		36
	昇給に係る職員数（B）（人）		33
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	1
		4号給（人）	29
		5号給（人）	
		6号給（人）	2
		7号給（人）	
		8号給（人）	1
	比率（B）/（A）（%）		91.7
前年度	職員数（A）（人）		36
	昇給に係る職員数（B）（人）		34
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	32
		5号給（人）	
		6号給（人）	2
		7号給（人）	
		8号給（人）	
	比率（B）/（A）（%）		94.4

エ　特　殊　勤　務　手　当

区　　分	行　政　職
給料総額に対する比率（%）	0.1
支給対象職員の比率（%） （令和８年１月１日現在）	2.8
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症予防作業等従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 前年度以前設定債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム再構築事業（標準化）	9,145	令和 6年度 令和 7年度	3,357	令和 8年度 令和12年度	5,686			5,686	

介護保険特別会計

（参考）　当該年度に期限が到来する債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
要介護認定調査業務委託料（令和７年度分）	173,622	令和 7年度		令和 8年度	173,622			173,622	
地域包括支援センター業務委託料（令和７年度分）	84,643	令和 7年度		令和 8年度	84,643	48,882		16,294	19,467

介護保険特別会計

議案第43号

令和８年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和８年度郡山市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,087千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
2 財産収入		324
	1 財産運用収入	324
3 繰入金		4,762
	1 一般会計繰入金	4,762
歳　　入	合　　計	5,087

公共用地先行取得事業特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 土地開発基金費		5,087
	1 土地開発基金費	5,087
歳　出　合　計		5,087

公共用地先行取得事業特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	1	1	0
2 財産収入	324	15	309
3 繰入金	4,762	5,143	△381
歳入合計	5,087	5,159	△72

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地開発基金費	5,087	5,159	△72			5,087	
歳出合計	5,087	5,159	△72			5,087	

公共用地先行取得事業特別会計

2 歳入

（款）　1　使用料及び手数料

（項）　1　使用料

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 土地開発基金使用料	1	1	0	1 土地開発基金使用料	1	土地開発基金取得敷地内電柱等設置占用料	1
計	1	1	0				

（款）　2　財産収入

（項）　1　財産運用収入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 利子及び配当金	324	15	309	1 利子及び配当金	324	土地開発基金利子	324
計	324	15	309				

（款）　3　繰入金

（項）　1　一般会計繰入金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	4,762	5,143	△ 381	1 一般会計繰入金	4,762	一般会計繰入金	4,762
計	4,762	5,143	△ 381				

3 歳出

(款)　1　土地開発基金費

(項)　1　土地開発基金費　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 土地開発基金費	5,087	5,159	△72	特定財源	5,087	8 旅費	123	◎土地開発基金費	5,087
				その他	5,087	10 需用費	265		
						11 役務費	1,186		
	特定財源の内訳					12 委託料	3,513		
	(他) 土地開発基金取得敷地内電柱等設置占用料				1				
	(他) 土地開発基金利子				324				
	(他) 一般会計繰入金				4,762				
計	5,087	5,159	△72	特定財源	5,087				
				その他	5,087				

議案第44号

令和８年度郡山市県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計予算

令和８年度郡山市の県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ255千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 保留地処分金		241
	1 保留地処分金	241
2 諸収入		14
	1 延滞金、加算金及び過料	14
歳　入　合　計		255

荒井北井土地区画整理事業特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 土地区画整理事業費		255
	1 土地区画整理事業費	255
歳　出　合　計		255

荒井北井土地区画整理事業特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保留地処分金	241	321	△80
2 諸収入	14	11	3
歳入合計	255	332	△77

荒井北井土地区画整理事業特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	255	332	△77			255	
歳出合計	255	332	△77			255	

荒井北井土地区画整理事業特別会計

2 歳入

(款) 1 保留地処分金

(項) 1 保留地処分金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 保留地処分金	241	321	△ 80	1 保留地処分金	241	保留地処分金	241
計	241	321	△ 80				

(款) 2 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 延滞金	14	11	3	1 延滞金	14	延滞金	14
計	14	11	3				

3 歳出

(款)　1　土地区画整理事業費

(項)　1　土地区画整理事業費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 事業費	255	332	△77	特定財源	255	11 役務費	7	◎土地区画整理事業費	255
				その他	255	12 委託料	38	○土地区画整理事業	
						27 繰出金	210	費	255
	特定財源の内訳								
	(他) 保留地処分金				241				
	(他) 延滞金				14				
計	255	332	△77	特定財源	255				
				その他	255				

荒井北井土地区画整理事業特別会計

議案第45号

令和８年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計予算

令和８年度郡山市の県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,019千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 保留地処分金		10,453
	1 保留地処分金	10,453
2 清算金収入		6,565
	1 清算金収入	6,565
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳　入	合　計	17,019

富田第二土地区画整理事業特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 土地区画整理事業費		17,015
	1 土地区画整理事業費	17,015
2 土地区画整理清算金		4
	1 土地区画整理清算金	4
歳　出	合　計	17,019

富田第二土地区画整理事業特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保留地処分金	10,453	154,861	△144,408
2 清算金収入	6,565	7,581	△1,016
3 諸収入	1	0	1
歳入合計	17,019	162,442	△145,423

富田第二土地区画整理事業特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	17,015	158,824	△141,809			17,015	
2 土地区画整理清算金	4	3,618	△3,614			4	
歳出合計	17,019	162,442	△145,423			17,019	

2 歳入

(款)　1　保留地処分金

(項)　1　保留地処分金　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 保留地処分金	10,453	154,861	△ 144,408	1 保留地処分金	10,453	保留地処分金	10,453
計	10,453	154,861	△ 144,408				

(款)　2　清算金収入

(項)　1　清算金収入　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 清算金収入	6,565	7,581	△ 1,016	1 土地区画整理清算金	5,991	土地区画整理清算金徴収金	5,991
				2 利子収入	574	利子収入	574
計	6,565	7,581	△ 1,016				

(款)　3　諸収入

(項)　1　雑入　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	1	0	1	1 雑入	1	消費税還付金	1
計	1	0	1				

富田第二土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款)　1　土地区画整理事業費

(項)　1　土地区画整理事業費　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 事業費	17,015	158,824	△141,809	特定財源	17,015	11 役務費	304	◎土地区画整理事業費	17,015
				その他	17,015	12 委託料	5,312	○土地区画整理事業	
						18 負担金補助及び交付金	105	費	17,015
	特定財源の内訳								
	(他) 保留地処分金				10,453	27 繰出金	11,294		
	(他) 土地区画整理清算金徴収金				5,987				
	(他) 利子収入				574				
	(他) 消費税還付金				1				
計	17,015	158,824	△141,809	特定財源	17,015				
				その他	17,015				

(款)　2　土地区画整理清算金

(項)　1　土地区画整理清算金　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 土地区画整理清算金	4	3,618	△3,614	特定財源	4	21 補償補填及び賠償金	4	◎土地区画整理清算金	4
				その他	4				
	特定財源の内訳								
	(他) 土地区画整理清算金徴収金				4				

富田第二土地区画整理事業特別会計

（款）　2　土地区画整理清算金

（項）　1　土地区画整理清算金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4	3,618	△3,614	特定財源　4 その他　4			

富田第二土地区画整理事業特別会計

議案第46号

令和８年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計予算

令和８年度郡山市の県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,119,515千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 使用料及び手数料		2
	1 使用料	1
	2 手数料	1
2 国庫支出金		168,000
	1 国庫補助金	168,000
3 繰入金		530,511
	1 一般会計繰入金	530,511
4 諸収入		2
	1 雑入	2
5 市債		421,000
	1 市債	421,000
歳　　入　　合　　計		1,119,515

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 土地区画整理事業費		1,009,002
	1 土地区画整理事業費	1,009,002
2 公債費		110,513
	1 公債費	110,513
歳　出　合　計		1,119,515

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

第２表　　地　　方　　債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
	千円			
都市計画事業	421,000	(1)　借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2)　借入資金 政府資金その他	5.00%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内 （うち据置５年以内）の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合　　計	421,000			

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	2	2	0
2 国庫支出金	168,000	280,000	△112,000
3 繰入金	530,511	513,651	16,860
4 諸収入	2	1	1
5 市債	421,000	468,000	△47,000
歳入合計	1,119,515	1,261,654	△142,139

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

（歳　出）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1,009,002	1,169,029	△160,027	168,000	421,000	420,002	
2 公債費	110,513	92,625	17,888			110,513	
歳出合計	1,119,515	1,261,654	△142,139	168,000	421,000	530,515	

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

2 歳入

(款)　1　使用料及び手数料

(項)　1　使用料

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 使用料	1	1	0	1 使用料	1	施行者管理地使用料	1
計	1	1	0				

(款)　1　使用料及び手数料

(項)　2　手数料

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 手数料	1	1	0	1 手数料	1	証明手数料	1
計	1	1	0				

(款)　2　国庫支出金

(項)　1　国庫補助金

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 事業費国庫補助金	168,000	280,000	△ 112,000	1 土地区画整理事業費国庫補助金	168,000	社会資本整備総合交付金	168,000
計	168,000	280,000	△ 112,000				

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

（款）　3　繰入金

（項）　1　一般会計繰入金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	530,511	513,651	16,860	1 一般会計繰入金	530,511	一般会計繰入金	530,511
計	530,511	513,651	16,860				

（款）　4　諸収入

（項）　1　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	2	1	1	1 実費徴収金	1	図面等実費収入	1
				2 雑入	1	消費税還付金	1
計	2	1	1				

（款）　5　市債

（項）　1　市債

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 事業債	421,000	468,000	△ 47,000	1 土地区画整理事業債	421,000	都市計画事業債	421,000
計	421,000	468,000	△ 47,000				

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款)　1　土地区画整理事業費

(項)　1　土地区画整理事業費　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 事業費	1,009,002	1,169,029	△160,027	特定財源	1,009,002	1 報酬	154	◎職員給与費	43,843
				国・県	168,000	2 給料	22,558	◎土地区画整理事業費	965,159
				市　債	421,000	3 職員手当等	13,760	◯土地区画整理事業	
				その他	420,002	4 共済費	7,525	費★	965,159
						8 旅費	69		
	特定財源の内訳					10 需用費	575		
	(国) 社会資本整備総合交付金				168,000	11 役務費	2,085		
	(市債) 都市計画事業債				421,000	12 委託料	51,300		
	(他) 施行者管理地使用料				1	14 工事請負費	326,800		
	(他) 証明手数料				1	15 原材料費	200		
	(他) 一般会計繰入金				419,998	18 負担金補助及び交付金	33		
	(他) 図面等実費収入				1				
	(他) 消費税還付金				1	21 補償補填及び賠償金	583,943		
計	1,009,002	1,169,029	△160,027	特定財源	1,009,002				
				国・県	168,000				
				市　債	421,000				
				その他	420,002				

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

（款）　2　公債費

（項）　1　公債費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 元金	89,758	79,419	10,339	特定財源	89,758	22 償還金利子及び割引料	89,758	◎本年度償還元金	89,758
				その他	89,758				
	特定財源の内訳								
	（他）一般会計繰入金				89,758				
2 利子	20,755	13,206	7,549	特定財源	20,755	22 償還金利子及び割引料	20,755	◎本年度償還利子	20,755
				その他	20,755				
	特定財源の内訳								
	（他）一般会計繰入金				20,755				
計	110,513	92,625	17,888	特定財源	110,513				
				その他	110,513				

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円） 年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	11	154				154		154	
	計	11	154				154		154	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	13	187				187		187	
	計	13	187				187		187	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	△ 2	△ 33				△ 33		△ 33	
	計	△ 2	△ 33				△ 33		△ 33	

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 職員手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	（ ）5		22,558	13,760	36,318	7,525	43,843	
前年度	（ ）5		20,808	13,073	33,881	7,639	41,520	
比較	（ ）0		1,750	687	2,437	△ 114	2,323	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳 区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
本年度	648	195	0	1	3,470		
前年度	678	329	240	1	3,510		
比較	△ 30	△ 134	△ 240	0	△ 40		
区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
本年度	5,192	4,254					
前年度	4,587	3,728					
比較	605	526					
区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
本年度							
前年度							
比較							

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明	（千円）	備　　考
給　　料	1,750	給与改定に伴う増減分	526			
		昇給に伴う増加分	206			
		その他の増減分	1,018			
職員手当	687	制度改正に伴う増減分	190	期末手当 勤勉手当	100 90	
		その他の増減分	497			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		行政職
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	367,750
	平均給与月額（円）	452,993
	平均年齢（歳）	46.07
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	328,940
	平均給与月額（円）	373,794
	平均年齢（歳）	45.10

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

イ　級　別　職　員　数

区　　分	行　政　職		
	級	職　員　数 （人）	構　成　比 （%）
令　和　8　年 1 月 1 日現在	1級	（　） 1	（　） 20.0
	2級	（　）	（　）
	3級	（　）	（　）
	4級	（　） 4	（　） 80.0
	5級	（　）	（　）
	6級	（　）	（　）
	7級	（　）	（　）
	8級	（　）	（　）
	計	（　） 5	（　） 100.0
令　和　7　年 1 月 1 日現在	1級	（　） 1	（　） 20.0
	2級	（　）	（　）
	3級	（　） 1	（　） 20.0
	4級	（　） 3	（　） 60.0
	5級	（　）	（　）
	6級	（　）	（　）
	7級	（　）	（　）
	8級	（　）	（　）
	計	（　） 5	（　） 100.0

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ　昇　給

区分			行政職
本年度	職員数（A）（人）		5
	昇給に係る職員数（B）（人）		3
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	2
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	1
	比率（B）/（A）（%）		60.0
前年度	職員数（A）（人）		5
	昇給に係る職員数（B）（人）		4
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	3
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	1
	比率（B）/（A）（%）		80.0

エ　特　殊　勤　務　手　当

区　　分	行　政　職
給料総額に対する比率（%）	0.1
支給対象職員の比率（%） （令和８年１月１日現在）	20.0
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区　　分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
都市計画事業債	1,625,360	2,107,042	421,000	89,758	2,438,284
合　　計	1,625,360	2,107,042	421,000	89,758	2,438,284

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

議案第47号

令和８年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計予算

令和８年度郡山市の県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ540,281千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 使用料及び手数料		2
	1 使用料	1
	2 手数料	1
2 国庫支出金		85,000
	1 国庫補助金	85,000
3 繰入金		367,177
	1 一般会計繰入金	367,177
4 諸収入		2
	1 雑入	2
5 市債		88,100
	1 市債	88,100
歳　　入　　合　　計		540,281

徳定土地区画整理事業特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 土地区画整理事業費		434,396
	1 土地区画整理事業費	434,396
2 公債費		105,885
	1 公債費	105,885
歳　出　合　計		540,281

第２表　　地　　方　　債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
	千円			
都市計画事業	88,100	(1)　借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2)　借入資金 政府資金その他	5.00%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内 （うち据置５年以内）の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合　　計	88,100			

徳定土地区画整理事業特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	2	2	0
2 国庫支出金	85,000	65,000	20,000
3 繰入金	367,177	261,396	105,781
4 諸収入	2	1	1
5 市債	88,100	84,700	3,400
歳入合計	540,281	411,099	129,182

徳定土地区画整理事業特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	434,396	325,468	108,928	85,000	88,100	261,296	
2 公債費	105,885	85,631	20,254			105,885	
歳出合計	540,281	411,099	129,182	85,000	88,100	367,181	

2 歳入

（款） 1 使用料及び手数料

（項） 1 使用料

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 使用料	1	1	0	1 使用料	1	施行者管理地使用料	1
計	1	1	0				

（款） 1 使用料及び手数料

（項） 2 手数料

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 手数料	1	1	0	1 手数料	1	証明手数料	1
計	1	1	0				

（款） 2 国庫支出金

（項） 1 国庫補助金

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 事業費国庫補助金	85,000	65,000	20,000	1 土地区画整理事業費国庫補助金	85,000	社会資本整備総合交付金	85,000
計	85,000	65,000	20,000				

（款）　3　繰入金

（項）　1　一般会計繰入金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	367,177	261,396	105,781	1 一般会計繰入金	367,177	一般会計繰入金	367,177
計	367,177	261,396	105,781				

（款）　4　諸収入

（項）　1　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	2	1	1	1 実費徴収金	1	図面等実費収入	1
				2 雑入	1	消費税還付金	1
計	2	1	1				

（款）　5　市債

（項）　1　市債

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 事業債	88,100	84,700	3,400	1 土地区画整理事業債	88,100	都市計画事業債	88,100
計	88,100	84,700	3,400				

3 歳出

(款)　1　土地区画整理事業費

(項)　1　土地区画整理事業費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 事業費	434,396	325,468	108,928	特定財源	434,396	1 報酬	187	◎職員給与費	38,613
				国・県	85,000	2 給料	18,496	◎土地区画整理事業費	395,783
				市　債	88,100	3 職員手当等	13,271	◯土地区画整理事業	
				その他	261,296	4 共済費	6,846	費★	395,783
						8 旅費	166		
	特定財源の内訳					10 需用費	520		
	（国）社会資本整備総合交付金				85,000	11 役務費	3,061		
	（市債）都市計画事業債				88,100	12 委託料	52,200		
	（他）施行者管理地使用料				1	14 工事請負費	92,000		
	（他）証明手数料				1	15 原材料費	200		
	（他）一般会計繰入金				261,292	18 負担金補助及び交付金	47		
	（他）図面等実費収入				1				
	（他）消費税還付金				1	21 補償補填及び賠償金	247,402		
計	434,396	325,468	108,928	特定財源	434,396				
				国・県	85,000				
				市　債	88,100				
				その他	261,296				

徳定土地区画整理事業特別会計

（款）　2　公債費

（項）　1　公債費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 元金	93,070	73,813	19,257	特定財源	93,070	22 償還金利子及び割引料	93,070	◎本年度償還元金	93,070
				その他	93,070				
	特定財源の内訳								
	（他）一般会計繰入金				93,070				
2 利子	12,815	11,818	997	特定財源	12,815	22 償還金利子及び割引料	12,815	◎本年度償還利子	12,815
				その他	12,815				
	特定財源の内訳								
	（他）一般会計繰入金				12,815				
計	105,885	85,631	20,254	特定財源	105,885				
				その他	105,885				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円） 年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	13	187				187		187	
	計	13	187				187		187	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	13	187				187		187	
	計	13	187				187		187	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

徳定土地区画整理事業特別会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	（ ）5		18,496	13,271	31,767	6,846	38,613	
前年度	（ ）5		19,605	12,383	31,988	6,869	38,857	
比較	（ ）0		△ 1,109	888	△ 221	△ 23	△ 244	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳 区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
本年度	528	576	336	1	3,640		
前年度	480	438	336	1	3,590		
比較	48	138	0	0	50		

区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
本年度	4,498	3,692					
前年度	4,274	3,264					
比較	224	428					

区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）
本年度					
前年度					
比較					

徳定土地区画整理事業特別会計

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明（千円）	備　　考
給　　料	△ 1,109	給与改定に伴う増減分	528		
		昇給に伴う増加分	454		
		その他の増減分	△ 2,091		
職員手当	888	制度改正に伴う増減分	221	期末手当　117 勤勉手当　104	
		その他の増減分	667		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		行政職
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	328,020
	平均給与月額（円）	421,366
	平均年齢（歳）	42.08
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	322,980
	平均給与月額（円）	345,624
	平均年齢（歳）	38.08

イ　級　別　職　員　数

区　　分	行　政　職		
	級	職　員　数 （人）	構　成　比 （%）
令　和　8　年 1 月 1 日現在	1級	（　） 2	（　） 40.0
	2級	（　）	（　）
	3級	（　） 1	（　） 20.0
	4級	（　） 2	（　） 40.0
	5級	（　）	（　）
	6級	（　）	（　）
	7級	（　）	（　）
	8級	（　）	（　）
	計	（　） 5	（　） 100.0
令　和　7　年 1 月 1 日現在	1級	（　） 1	（　） 20.0
	2級	（　）	（　）
	3級	（　） 2	（　） 40.0
	4級	（　） 2	（　） 40.0
	5級	（　）	（　）
	6級	（　）	（　）
	7級	（　）	（　）
	8級	（　）	（　）
	計	（　） 5	（　） 100.0

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ　昇　給

区分			行政職
本年度	職員数（A）（人）		5
	昇給に係る職員数（B）（人）		3
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	1
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	2
	比率（B）/（A）（%）		60.0
前年度	職員数（A）（人）		5
	昇給に係る職員数（B）（人）		5
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	1
		3号給（人）	
		4号給（人）	4
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	
	比率（B）/（A）（%）		100.0

エ　特　殊　勤　務　手　当

区　　分	行　政　職
給料総額に対する比率（%）	0.1
支給対象職員の比率（%） （令和８年１月１日現在）	20.0
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区　　分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
都市計画事業債	1,773,520	1,817,208	88,100	93,070	1,812,238
合　　計	1,773,520	1,817,208	88,100	93,070	1,812,238

徳定土地区画整理事業特別会計

議案第48号

令和８年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計予算

令和８年度郡山市の県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ751,107千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 使用料及び手数料		3
	1 使用料	2
	2 手数料	1
2 国庫支出金		265,000
	1 国庫補助金	265,000
3 繰入金		247,602
	1 一般会計繰入金	247,602
4 諸収入		2
	1 雑入	2
5 市債		238,500
	1 市債	238,500
歳　　入　　合　　計		751,107

大町土地区画整理事業特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 土地区画整理事業費		657,853
	1 土地区画整理事業費	657,853
2 公債費		93,254
	1 公債費	93,254
歳　出　合　計		751,107

大町土地区画整理事業特別会計

第２表　　地　　方　　債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
	千円			
都市計画事業	238,500	(1)　借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2)　借入資金 政府資金その他	5.00%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内 （うち据置５年以内）の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合　　計	238,500			

大町土地区画整理事業特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	3	3	0
2 国庫支出金	265,000	400,000	△135,000
3 繰入金	247,602	256,983	△9,381
4 諸収入	2	1	1
5 市債	238,500	360,000	△121,500
（分担金及び負担金）	0	1,038	△1,038
歳入合計	751,107	1,018,025	△266,918

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	657,853	952,967	△295,114	265,000	238,500	154,353	
2 公債費	93,254	65,058	28,196			93,254	
歳出合計	751,107	1,018,025	△266,918	265,000	238,500	247,607	

２ 歳入

（款）　１　使用料及び手数料

（項）　１　使用料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
１ 使用料	2	2	0	１ 使用料	2	行政財産使用料 施行者管理地使用料	1 1
計	2	2	0				

（款）　１　使用料及び手数料

（項）　２　手数料　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
１ 手数料	1	1	0	１ 手数料	1	証明手数料	1
計	1	1	0				

（款）　２　国庫支出金

（項）　１　国庫補助金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
１ 事業費国庫補助金	265,000	400,000	△ 135,000	１ 土地区画整理事業費国庫補助金	265,000	都市構造再編集中支援事業費国庫補助金	265,000
計	265,000	400,000	△ 135,000				

（款）　3　繰入金

（項）　1　一般会計繰入金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	247,602	256,983	△ 9,381	1 一般会計繰入金	247,602	一般会計繰入金	247,602
計	247,602	256,983	△ 9,381				

（款）　4　諸収入

（項）　1　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	2	1	1	1 実費徴収金	1	図面等実費収入	1
				2 雑入	1	消費税還付金	1
計	2	1	1				

（款）　5　市債

（項）　1　市債

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 事業債	238,500	360,000	△ 121,500	1 土地区画整理事業債	238,500	都市計画事業債	238,500
計	238,500	360,000	△ 121,500				

（款）　（分担金及び負担金）

（項）　（負担金）

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
（区画整理事業負担金）	0	1,038	△ 1,038			
計	0	1,038	△ 1,038			

大町土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款)　1　土地区画整理事業費

(項)　1　土地区画整理事業費　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 事業費	657,853	952,967	△295,114	特定財源	657,853	1 報酬	81	◎職員給与費	26,756
				国・県	265,000	2 給料	12,882	◎土地区画整理事業費	631,097
				市　債	238,500	3 職員手当等	9,058	◯土地区画整理事業	
				その他	154,353	4 共済費	4,816	費★	631,097
						8 旅費	134		
	特定財源の内訳					10 需用費	133		
	（国）都市構造再編集中支援事業費国庫補助金				265,000	11 役務費	56		
	（市債）都市計画事業債				238,500	12 委託料	3,800		
	（他）行政財産使用料				1	14 工事請負費	468,500		
	（他）施行者管理地使用料				1	15 原材料費	200		
	（他）証明手数料				1	18 負担金補助及び交付金	30		
	（他）一般会計繰入金				154,348				
	（他）図面等実費収入				1	21 補償補填及び賠償金	158,163		
	（他）消費税還付金				1				
計	657,853	952,967	△295,114	特定財源	657,853				
				国・県	265,000				
				市　債	238,500				
				その他	154,353				

大町土地区画整理事業特別会計

（款）　2　公債費

（項）　1　公債費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 元金	74,431	49,525	24,906	特定財源	74,431	22 償還金利子及び割引料	74,431	◎本年度償還元金	74,431
				その他	74,431				
	特定財源の内訳								
	（他）一般会計繰入金				74,431				
2 利子	18,823	15,533	3,290	特定財源	18,823	22 償還金利子及び割引料	18,823	◎本年度償還利子	18,823
				その他	18,823				
	特定財源の内訳								
	（他）一般会計繰入金				18,823				
計	93,254	65,058	28,196	特定財源	93,254				
				その他	93,254				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円）年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	10	81				81		81	
	計	10	81				81		81	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	9	73				73		73	
	計	9	73				73		73	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	1	8				8		8	
	計	1	8				8		8	

大町土地区画整理事業特別会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	（ ）3		12,882	9,058	21,940	4,816	26,756	
前年度	（ ）3		12,496	8,164	20,660	4,634	25,294	
比較	（ ）0		386	894	1,280	182	1,462	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
	本年度	702	261	309	1	2,210		
	前年度	636	261	309	1	1,840		
	比較	66	0	0	0	370		
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	3,095	2,480					
	前年度	2,858	2,259					
	比較	237	221					
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度							
	前年度							
	比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明	（千円）	備　　考
給　　料	386	給与改定に伴う増減分	387			
		昇給に伴う増加分	258			
		その他の増減分	△ 259			
職員手当	894	制度改正に伴う増減分	139	期末手当 勤勉手当	74 65	
		その他の増減分	755			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		行政職
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	357,833
	平均給与月額（円）	449,407
	平均年齢（歳）	42.05
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	344,300
	平均給与月額（円）	403,401
	平均年齢（歳）	41.05

イ　級　別　職　員　数

区　　分	行　政　職		
	級	職　員　数 （人）	構　成　比 （%）
令　和　8　年 1 月 1 日現在	1級	（　）	（　）
	2級	（　）　1	（　）　33.3
	3級	（　）	（　）
	4級	（　）　2	（　）　66.7
	5級	（　）	（　）
	6級	（　）	（　）
	7級	（　）	（　）
	8級	（　）	（　）
	計	（　）　3	（　）　100.0
令　和　7　年 1 月 1 日現在	1級	（　）	（　）
	2級	（　）　1	（　）　33.3
	3級	（　）	（　）
	4級	（　）　2	（　）　66.7
	5級	（　）	（　）
	6級	（　）	（　）
	7級	（　）	（　）
	8級	（　）	（　）
	計	（　）　3	（　）　100.0

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ　昇　給

区分			行政職
本年度	職員数（A）（人）		3
	昇給に係る職員数（B）（人）		3
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	2
		5号給（人）	
		6号給（人）	1
		7号給（人）	
		8号給（人）	
	比率（B）/（A）（%）		100.0
前年度	職員数（A）（人）		3
	昇給に係る職員数（B）（人）		3
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	3
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	
	比率（B）/（A）（%）		100.0

エ　特　殊　勤　務　手　当

区　　分	行　政　職
給料総額に対する比率（%）	0.1
支給対象職員の比率（%） （令和８年１月１日現在）	33.3
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

（単位　千円、％）

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源			一般財源						
					国県支出金	市債	その他							
１土地区画整理事業費	１土地区画整理事業費	郡山駅西口ペデストリアンデッキ整備事業	７	180,000	90,000	81,000	9,000			180,000		180,000		35.3
			８	330,000	165,000	148,500	16,500				330,000	330,000		64.7
			計	510,000	255,000	229,500	25,500			180,000	330,000	510,000		100.0

大町土地区画整理事業特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区　　分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
都市計画事業債	1,652,808	1,901,084	238,500	74,431	2,065,153
合　　計	1,652,808	1,901,084	238,500	74,431	2,065,153

大町土地区画整理事業特別会計

議案第49号

令和８年度郡山市駐車場事業特別会計予算

令和８年度郡山市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ196,711千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 使用料及び手数料		196,389
	1 使用料	196,386
	2 手数料	3
2 財産収入		219
	1 財産運用収入	219
3 諸収入		103
	1 雑入	103
歳　入　合　計		196,711

駐車場事業特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 駐車場事業費		196,711
	1 駐車場管理費	196,711
歳　出　合　計		196,711

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	196,389	171,111	25,278
2 財産収入	219	219	0
3 諸収入	103	119	△16
歳入合計	196,711	171,449	25,262

駐車場事業特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 駐車場事業費	196,711	171,449	25,262			196,711	
歳出合計	196,711	171,449	25,262			196,711	

2 歳入

（款） 1 使用料及び手数料

（項） 1 使用料

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 駐車場使用料	196,386	171,108	25,278	1 駐車場使用料	196,386	駐車場使用料	196,386
計	196,386	171,108	25,278				

（款） 1 使用料及び手数料

（項） 2 手数料

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 手数料	3	3	0	1 手数料	3	定期駐車場使用券再発行手数料	1
						自動車保管場所使用承諾証明手数料	1
						駐車場利用証明手数料	1
計	3	3	0				

（款） 2 財産収入

（項） 1 財産運用収入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 財産貸付収入	219	219	0	1 土地建物貸付収入	219	建物貸付収入	219
計	219	219	0				

（款）　3　諸収入

（項）　1　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	103	119	△ 16	1 雑入	103	私用光熱水料	103
計	103	119	△ 16				

3 歳出

(款)　1　駐車場事業費

(項)　1　駐車場管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 駐車場管理費	196,711	171,449	25,262	特定財源	196,711	8 旅費	21	◎駐車場管理運営費	196,711
				その他	196,711	10 需用費	62,749		
						11 役務費	1,518		
	特定財源の内訳					12 委託料	59,382		
	(他) 駐車場使用料				196,386	13 使用料及び賃借料	185		
	(他) 定期駐車場使用券再発行手数料				1				
	(他) 自動車保管場所使用承諾証明手数料				1	22 償還金利子及び割引料	409		
	(他) 駐車場利用証明手数料				1				
	(他) 建物貸付収入				219	26 公課費	13,721		
	(他) 私用光熱水料				103	27 繰出金	58,726		
計	196,711	171,449	25,262	特定財源	196,711				
				その他	196,711				

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（参考）　当該年度に期限が到来する債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
設備保守管理業務委託料（令和５年度分）	1,178	令和 5年度 令和 7年度	687	令和 8年度	383			383	

駐車場事業特別会計

議案第50号

令和８年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計予算

令和８年度郡山市の県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,886千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 財産収入		22,886
	1 財産運用収入	22,886
歳　入　合　計		22,886

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 市街地再開発事業費		22,886
	1 市街地再開発事業費	22,886
歳　出　合　計		22,886

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	22,886	25,797	△2,911
歳入合計	22,886	25,797	△2,911

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 市街地再開発事業費	22,886	25,797	△2,911			22,886	
歳出合計	22,886	25,797	△2,911			22,886	

２ 歳入

（款）　１　財産収入

（項）　１　財産運用収入

（単位　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
１財産貸付収入	22,886	25,797	△ 2,911	１土地建物貸付収入	22,886	保留床貸付収入	22,886
計	22,886	25,797	△ 2,911				

3 歳出

(款)　1　市街地再開発事業費

(項)　1　市街地再開発事業費　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 事業費	22,886	25,797	△2,911	特定財源	22,886	18 負担金補助及び交付金	2,972	◎市街地再開発事業費	22,886
				その他	22,886				
						26 公課費	1,490		
	特定財源の内訳					27 繰出金	18,424		
	(他) 保留床貸付収入				22,886				
計	22,886	25,797	△2,911	特定財源	22,886				
				その他	22,886				

議案第51号

令和８年度郡山市総合地方卸売市場特別会計予算

令和８年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ761,783千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 使用料及び手数料		274,221
	1 使用料	274,219
	2 手数料	2
2 繰入金		342,890
	1 一般会計繰入金	342,890
3 諸収入		144,672
	1 雑入	144,672
歳　入　合　計		761,783

総合地方卸売市場特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 総務費		373,252
	1 総務管理費	373,252
2 公債費		388,531
	1 公債費	388,531
歳　出　合　計		761,783

総合地方卸売市場特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	274,221	273,129	1,092
2 繰入金	342,890	524,160	△181,270
3 諸収入	144,672	137,176	7,496
歳入合計	761,783	934,465	△172,682

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	373,252	434,978	△61,726			373,252	
2 公債費	388,531	499,487	△110,956			388,531	
歳出合計	761,783	934,465	△172,682			761,783	

2 歳入

（款）　1　使用料及び手数料

（項）　1　使用料

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市場使用料	274,219	273,127	1,092	1 市場使用料	274,148	施設使用料	258,232
						建築許可施設使用料	15,916
				2 市場施設敷地使用料	71	総合地方卸売市場施設行政財産目的外使用料	71
計	274,219	273,127	1,092				

（款）　1　使用料及び手数料

（項）　2　手数料

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市場手数料	2	2	0	1 市場手数料	2	車庫証明手数料	2
計	2	2	0				

（款）　2　繰入金

（項）　1　一般会計繰入金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	342,890	524,160	△ 181,270	1 一般会計繰入金	342,890	一般会計繰入金	342,890
計	342,890	524,160	△ 181,270				

（款）　3　諸収入

（項）　1　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	144,672	137,176	7,496	1 雑入	144,672	私用電話料	1
						私用光熱水料	144,601
						雇用保険料個人負担分	70
計	144,672	137,176	7,496				

3 歳出

(款)　1　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般管理費	373,252	362,570	10,682	特定財源	373,252	1 報酬	7,005	◎職員給与費	68,263
				その他	373,252	2 給料	29,287	◎管理事務費	304,989
						3 職員手当等	20,489	◯市場利活用促進事業費★	1,703
	特定財源の内訳					4 共済費	11,296		
	(他) 建築許可施設使用料				1,703	7 報償費	227		
	(他) 一般会計繰入金				226,877	8 旅費	990		
	(他) 私用電話料				1	10 需用費	192,862		
	(他) 私用光熱水料				144,601	11 役務費	4,518		
	(他) 雇用保険料個人負担分				70	12 委託料	64,968		
						13 使用料及び賃借料	21,083		
						18 負担金補助及び交付金	5,534		
						26 公課費	14,993		
計	373,252	362,570	10,682	特定財源	373,252				
				その他	373,252				

総合地方卸売市場特別会計

（款）　1　総務費

（項）　（施設費）　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
（施設整備事業費）	0	72,408	△72,408				
計	0	72,408	△72,408				

（款）　2　公債費

（項）　1　公債費　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 元金	380,161	486,891	△106,730	特定財源	380,161	22 償還金利子及び割引料	380,161	◎本年度償還元金	380,161
				その他	380,161				
	特定財源の内訳								
	（他）施設使用料				252,739				
	（他）建築許可施設使用料				14,213				
	（他）総合地方卸売市場施設行政財産目的外使用料				71				
	（他）車庫証明手数料				2				
	（他）一般会計繰入金				113,136				
2 利子	8,370	12,596	△4,226	特定財源	8,370	22 償還金利子及び割引料	8,370	◎本年度償還利子	8,370
				その他	8,370				

総合地方卸売市場特別会計

（款）　2　公債費

（項）　1　公債費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
2 利子	特定財源の内訳							
	（他）施設使用料				5,493			
	（他）一般会計繰入金				2,877			
計	388,531	499,487	△110,956	特定財源	388,531			
				その他	388,531			

総合地方卸売市場特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円） 年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	18	584				584		584	
	計	18	584				584		584	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	18	584				584		584	
	計	18	584				584		584	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

総合地方卸売市場特別会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	(4) 6	6,421	29,287	20,489	56,197	11,296	67,493	
前年度	(6) 6	11,659	26,300	20,556	58,515	12,274	70,789	
比較	(△ 2) 0	△ 5,238	2,987	△ 67	△ 2,318	△ 978	△ 3,296	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳 区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
本年度	1,212	490	336		1,630	644	
前年度	1,038	392	0		1,420	913	
比較	174	98	336		210	△ 269	
区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
本年度	8,122	6,621			1,414		
前年度	8,471	6,869			1,414		
比較	△ 349	△ 248			0		
区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
本年度	20						
前年度	39						
比較	△ 19						

ア　会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	（　）6		27,291	17,378	44,669	9,118	53,787	
前年度	（　）6		26,300	16,086	42,386	9,350	51,736	
比較	（　）0		991	1,292	2,283	△ 232	2,051	

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
	本年度	1,212	370	336		1,630	644	
	前年度	1,038	392	0		1,420	913	
	比較	174	△ 22	336		210	△ 269	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	6,498	5,254			1,414		
	前年度	6,042	4,828			1,414		
	比較	456	426			0		
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度	20						
	前年度	39						
	比較	△ 19						

イ　会計年度任用職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	（ 4）	6,421	1,996	3,111	11,528	2,178	13,706	
前年度	（ 6）	11,659	0	4,470	16,129	2,924	19,053	
比較	（△ 2）	△ 5,238	1,996	△ 1,359	△ 4,601	△ 746	△ 5,347	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
	本年度		120					
	前年度		0					
	比較		120					
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	1,624	1,367					
	前年度	2,429	2,041					
	比較	△ 805	△ 674					
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度							
	前年度							
	比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明	（千円）	備　　考
給　　料	2,987	給与改定に伴う増減分	767			
		昇給に伴う増加分	262			
		その他の増減分	1,958			
職員手当	△ 67	制度改正に伴う増減分	927	期末手当 勤勉手当	472 455	
		その他の増減分	△ 994			

(3) 給料及び職員手当の状況　（会計年度任用職員を除く）

ア　職員１人当たり給与

区　　分		行　政　職
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	379,033
	平均給与月額（円）	433,957
	平均年齢（歳）	47.09
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	362,150
	平均給与月額（円）	410,752
	平均年齢（歳）	46.11

総合地方卸売市場特別会計

イ　級　別　職　員　数

区　　分	行　政　職		
	級	職　員　数（人）	構　成　比（%）
令　和　8　年 1 月 1 日現在	1級	（　）	（　）
	2級	（　）	（　）
	3級	（　）　2	（　）　33.3
	4級	（　）　2	（　）　33.3
	5級	（　）　1	（　）　16.7
	6級	（　）　1	（　）　16.7
	7級	（　）	（　）
	8級	（　）	（　）
	計	（　）　6	（　）　100.0
令　和　7　年 1 月 1 日現在	1級	（　）	（　）
	2級	（　）	（　）
	3級	（　）　3	（　）　50.0
	4級	（　）　1	（　）　16.6
	5級	（　）　1	（　）　16.7
	6級	（　）　1	（　）　16.7
	7級	（　）	（　）
	8級	（　）	（　）
	計	（　）　6	（　）　100.0

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ　昇　給

区分			行政職
本年度	職員数（A）（人）		6
	昇給に係る職員数（B）（人）		4
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	4
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	
	比率（B）/（A）（%）		66.7
前年度	職員数（A）（人）		6
	昇給に係る職員数（B）（人）		6
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	6
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	
	比率（B）/（A）（%）		100.0

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 前年度以前設定債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
総合地方卸売市場ＬＥＤ照明機器賃借料（令和５年度分）	120,000	令和 5年度 令和 7年度	23,599	令和 8年度 令和15年度	94,396			94,396	

総合地方卸売市場特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 総合卸売市場建設事業債	328,539	109,729		109,729	
2 総合卸売市場施設整備事業債	1,311,705	1,209,049		102,959	1,106,090
3 資本費平準化債	1,104,372	938,948		167,473	771,475
合計	2,744,616	2,257,726		380,161	1,877,565

総合地方卸売市場特別会計

議案第52号

令和８年度郡山市工業団地開発事業特別会計予算

令和８年度郡山市の工業団地開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ676,345千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 財産収入		42
	1 財産運用収入	42
2 繰入金		634,403
	1 一般会計繰入金	634,403
3 市債		41,900
	1 市債	41,900
歳　入	合　計	676,345

工業団地開発事業特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 工業団地開発事業費		87,519
	1 工業団地管理費	43,398
	2 工業団地造成事業費	44,121
2 公債費		588,826
	1 公債費	588,826
歳　出　合　計		676,345

第２表　　地　　方　　債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
	千円			
西部第一工業団地造成事業	41,900	(1)　借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2)　借入資金 政府資金その他	5.00%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内 （うち据置５年以内）の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合　　計	41,900			

工業団地開発事業特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	42	280	△238
2 繰入金	634,403	650,087	△15,684
3 市債	41,900	121,400	△79,500
（分担金及び負担金）	0	40,114	△40,114
歳入合計	676,345	811,881	△135,536

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 工業団地開発事業費	87,519	483,703	△396,184		41,900	45,619	
2 公債費	588,826	328,178	260,648			588,826	
歳出合計	676,345	811,881	△135,536		41,900	634,445	

2 歳入

（款）　1　財産収入

（項）　1　財産運用収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 財産貸付収入	42	280	△ 238	1 土地建物貸付収入	42	土地貸付収入	42
計	42	280	△ 238				

（款）　2　繰入金

（項）　1　一般会計繰入金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	634,403	650,087	△ 15,684	1 一般会計繰入金	634,403	一般会計繰入金	634,403
計	634,403	650,087	△ 15,684				

（款）　3　市債

（項）　1　市債　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 事業債	41,900	121,400	△ 79,500	1 西部第一工業団地造成事業債	41,900	西部第一工業団地造成事業債	41,900
計	41,900	121,400	△ 79,500				

（款）　　（分担金及び負担金）

（項）　　（負担金）　　（単位　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
（西部第一工業団地開発事業負担金）	0	40,114	△ 40,114			
計	0	40,114	△ 40,114			

3 歳出

(款)　1　工業団地開発事業費

(項)　1　工業団地管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 工業団地管理費	43,398	15,476	27,922	特定財源	43,398	10 需用費	80	◎西部第一工業団地管理費	43,398
				その他	43,398	12 委託料	43,318		
	特定財源の内訳								
	(他) 土地貸付収入				42				
	(他) 一般会計繰入金				43,356				
計	43,398	15,476	27,922	特定財源	43,398				
				その他	43,398				

(款)　1　工業団地開発事業費

(項)　2　工業団地造成事業費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 西部第一工業団地造成事業費	44,121	468,227	△424,106	特定財源	44,121	8 旅費	35	◎西部第一工業団地造成事業費	44,121
				市債	41,900	10 需用費	2,113		
				その他	2,221	12 委託料	41,973	○西部第一工業団地造成事業費★	44,121
	特定財源の内訳								
	(市債) 西部第一工業団地造成事業債				41,900				
	(他) 一般会計繰入金				2,221				

工業団地開発事業特別会計

（款）　1　工業団地開発事業費

（項）　2　工業団地造成事業費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
計	44,121	468,227	△424,106	特定財源	44,121				
				市債	41,900				
				その他	2,221				

（款）　2　公債費

（項）　1　公債費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 元金	540,333	279,678	260,655	特定財源	540,333	22 償還金利子及び割引料	540,333	◎本年度償還元金	540,333
				その他	540,333				
	特定財源の内訳								
	（他）一般会計繰入金				540,333				
2 利子	48,493	48,500	△7	特定財源	48,493	22 償還金利子及び割引料	48,493	◎本年度償還利子	48,493
				その他	48,493				
	特定財源の内訳								
	（他）一般会計繰入金				48,493				
計	588,826	328,178	260,648	特定財源	588,826				
				その他	588,826				

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区　　分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
西部第一工業団地造成事業債	4,878,671	5,577,994	41,900	540,333	5,079,561
合　　計	4,878,671	5,577,994	41,900	540,333	5,079,561

工業団地開発事業特別会計

議案第53号

令和８年度郡山市熱海温泉事業特別会計予算

令和８年度郡山市の熱海温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ579,054千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表継続費」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 使用料及び手数料		104,894
	1 使用料	104,893
	2 手数料	1
2 繰越金		428,655
	1 繰越金	428,655
3 諸収入		45,505
	1 市預金利子	1
	2 雑入	45,504
歳　入　合　計		579,054

熱海温泉事業特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 管理委員会費		280
	1 管理委員会費	280
2 総務費		217,376
	1 総務管理費	217,376
3 予備費		361,398
	1 予備費	361,398
歳　出	合　計	579,054

熱海温泉事業特別会計

第２表　　継　　続　　費

款	項	事　業　名	総　額	年度	年割額
			千円		千円
２　総務費	１　総務管理費	温泉供給設備高効率化改修工事	156,284	８	90,948
				９	65,336

熱海温泉事業特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	104,894	100,080	4,814
2 繰越金	428,655	437,709	△9,054
3 諸収入	45,505	108	45,397
歳入合計	579,054	537,897	41,157

熱海温泉事業特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理委員会費	280	372	△92			280	
2 総務費	217,376	119,165	98,211			150,104	67,272
3 予備費	361,398	418,360	△56,962				361,398
歳出合計	579,054	537,897	41,157			150,384	428,670

熱海温泉事業特別会計

2 歳入

（款）　1　使用料及び手数料

（項）　1　使用料

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 温泉使用料	104,893	100,079	4,814	1 温泉使用料	104,879	温泉使用料	104,879
				2 温泉施設敷地使用料	14	温泉施設行政財産目的外使用料	14
計	104,893	100,079	4,814				

（款）　1　使用料及び手数料

（項）　2　手数料

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 手数料	1	1	0	1 手数料	1	諸証明手数料	1
計	1	1	0				

（款）　2　繰越金

（項）　1　繰越金

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	428,655	437,709	△ 9,054	1 前年度繰越金	428,655	前年度繰越金	428,655
計	428,655	437,709	△ 9,054				

（款）　3　諸収入

（項）　1　市預金利子

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子	1
計	1	1	0				

（款）　3　諸収入

（項）　2　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	45,504	107	45,397	1 雑入	45,504	雇用保険料個人負担分	103
						私用光熱水料	1
						二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	45,400
計	45,504	107	45,397				

3 歳出

(款)　1　管理委員会費

(項)　1　管理委員会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 管理委員会費	280	372	△92	特定財源	280	1 報酬	195	◎管理委員会費	280
				その他	280	8 旅費	85		
	特定財源の内訳								
	(他) 温泉使用料				280				
計	280	372	△92	特定財源	280				
				その他	280				

(款)　2　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般管理費	122,395	111,465	10,930	特定財源	93,206	1 報酬	6,164	◎職員給与費	29,292
				その他	93,206	2 給料	10,497	◎管理費	6,160
				一般財源	29,189	3 職員手当等	7,300	◎施設管理費	86,943
						4 共済費	4,992		
	特定財源の内訳					8 旅費	748		
	(他) 温泉使用料				93,101	10 需用費	83,012		
	(他) 諸証明手数料				1	11 役務費	1,695		
	(他) 雇用保険料個人負担分				103	12 委託料	4,686		

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般管理費	（他）私用光熱水料				1	13 使用料及び賃借料	68		
						17 備品購入費	132		
						18 負担金補助及び交付金	30		
						26 公課費	3,071		
2 施設費	94,981	7,700	87,281	特定財源	56,898	10 需用費	2,000	◎施設整備費	94,981
				その他	56,898	12 委託料	2,033		
				一般財源	38,083	14 工事請負費	90,948		
	特定財源の内訳								
	（他）温泉使用料				11,498				
	（他）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金				45,400				
計	217,376	119,165	98,211	特定財源	150,104				
				その他	150,104				
				一般財源	67,272				

熱海温泉事業特別会計

（款）　3　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 予備費	361,398	418,360	△56,962	一般財源	361,398			
計	361,398	418,360	△56,962	一般財源	361,398			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円） 年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	8	195				195		195	
	計	8	195				195		195	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	8	260				260		260	
	計	8	260				260		260	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	△ 65				△ 65		△ 65	
	計	0	△ 65				△ 65		△ 65	

熱海温泉事業特別会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	(3) 3	6,164	10,497	7,300	23,961	4,992	28,953	
前年度	(3) 3	6,164	11,403	6,823	24,390	5,266	29,656	
比較	(0) 0	0	△ 906	477	△ 429	△ 274	△ 703	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
	本年度	0	305			720	71	
	前年度	180	375			730	69	
	比較	△ 180	△ 70			△ 10	2	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	3,312	2,679		213			0
	前年度	2,997	2,373		0			99
	比較	315	306		213			△ 99
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度							
	前年度							
	比較							

ア　会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	（　）3		10,497	5,028	15,525	3,387	18,912	
前年度	（　）3		11,403	4,653	16,056	3,785	19,841	
比較	（　）0		△ 906	375	△ 531	△ 398	△ 929	

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
職員手当の内訳	本年度	0	305			720	71	
	前年度	180	375			730	69	
	比較	△ 180	△ 70			△ 10	2	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	2,078	1,641		213			0
	前年度	1,818	1,382		0			99
	比較	260	259		213			△ 99
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度							
	前年度							
	比較							

イ　会計年度任用職員（再掲）

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
本年度	(3)	6,164		2,272	8,436	1,605	10,041	
前年度	(3)	6,164		2,170	8,334	1,481	9,815	
比較	(0)	0		102	102	124	226	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	超過勤務手当（千円）	休日給（千円）	夜勤手当（千円）
	本年度							
	前年度							
	比較							
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	特地勤務手当（千円）	寒冷地手当（千円）	給料の特別調整額（千円）	初任給調整手当（千円）	宿日直手当（千円）
	本年度	1,234	1,038					
	前年度	1,179	991					
	比較	55	47					
	区分	管理職員特別勤務手当（千円）	単身赴任手当（千円）	災害派遣手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職手当（千円）		
	本年度							
	前年度							
	比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明	（千円）	備　　考
給　　料	△ 906	給与改定に伴う増減分	370			
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	△ 1,276			
職員手当	477	制度改正に伴う増減分	418	期末手当 勤勉手当	212 206	
		その他の増減分	59			

(3) 給料及び職員手当の状況　（会計年度任用職員を除く）

ア　職員１人当たり給与

区　　分		行　政　職
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	286,150
	平均給与月額（円）	302,956
	平均年齢（歳）	60.09
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	287,900
	平均給与月額（円）	314,447
	平均年齢（歳）	63.00

イ　級　別　職　員　数

区　　分	行　政　職		
	級	職　員　数 （人）	構　成　比 （%）
令　和　8　年 1 月 1 日現在	1級	（　）	（　）
	2級	（　）	（　）
	3級	（　）　1	（　）　33.3
	4級	（　）　2	（　）　66.7
	5級	（　）	（　）
	6級	（　）	（　）
	7級	（　）	（　）
	8級	（　）	（　）
	計	（　）　3	（　）　100.0
令　和　7　年 1 月 1 日現在	1級	（　）	（　）
	2級	（　）	（　）
	3級	（　）　1	（　）　33.3
	4級	（　）　2	（　）　66.7
	5級	（　）	（　）
	6級	（　）	（　）
	7級	（　）	（　）
	8級	（　）	（　）
	計	（　）　3	（　）　100.0

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

（単位　千円、％）

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源			一般財源						
					国県支出金	市債	その他							
２総務費	１総務管理費	温泉供給設備	８	90,948			90,948				90,948	90,948		58.2
		高効率化改修	９	65,336			65,336						65,336	41.8
		工事	計	156,284			156,284				90,948	90,948	65,336	100.0

熱海温泉事業特別会計

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（参考）　当該年度に期限が到来する債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
設備保守管理業務委託料（令和７年度分）	2,790	令和 7年度		令和 8年度	2,790			2,790	

熱海温泉事業特別会計

議案第54号

令和８年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和８年度郡山市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,040千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 繰入金		163
	1 一般会計繰入金	163
2 繰越金		7,159
	1 繰越金	7,159
3 諸収入		7,718
	1 貸付金元利収入	7,715
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2
歳　　入	合　　計	15,040

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		15,040
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	15,040
歳　出	合　計	15,040

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰入金	163	160	3
2 繰越金	7,159	8,987	△1,828
3 諸収入	7,718	7,849	△131
歳入合計	15,040	16,996	△1,956

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	15,040	16,996	△1,956			7,881	7,159
歳出合計	15,040	16,996	△1,956			7,881	7,159

2 歳入

(款) 1 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	163	160	3	1 一般会計繰入金	163	一般会計繰入金	163
計	163	160	3				

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	7,159	8,987	△ 1,828	1 前年度繰越金	7,159	前年度繰越金	7,159
計	7,159	8,987	△ 1,828				

（款）　3　諸収入

（項）　1　貸付金元利収入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	7,715	7,846	△ 131	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	7,715	母子父子寡婦福祉資金貸付金収入 母子父子寡婦福祉資金貸付金利子収入・現年徴収分 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入・滞納繰越分 母子父子寡婦福祉資金貸付金利子収入・滞納繰越分	7,395 1 318 1
計	7,715	7,846	△ 131				

（款）　3　諸収入

（項）　2　市預金利子

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子	1
計	1	1	0				

（款）　3　諸収入

（項）　3　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 違約金及び延納利息	2	2	0	1 違約金	2	違約金 違約金・滞納繰越分	1 1
計	2	2	0				

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

3 歳出

(款)　1　母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(項)　1　母子父子寡婦福祉資金貸付事業費　　(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	15,040	16,996	△1,956	特定財源	7,881	10 需用費	68	◎母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	15,040
				その他	7,881	11 役務費	99		
				一般財源	7,159	20 貸付金	14,873		
	特定財源の内訳								
	（他）一般会計繰入金				163				
	（他）母子父子寡婦福祉資金貸付金収入				7,395				
	（他）母子父子寡婦福祉資金貸付金利子収入・現年徴収分				1				
	（他）母子父子寡婦福祉資金貸付金収入・滞納繰越分				318				
	（他）母子父子寡婦福祉資金貸付金利子収入・滞納繰越分				1				
	（他）市預金利子				1				
	（他）違約金				1				
	（他）違約金・滞納繰越分				1				
計	15,040	16,996	△1,956	特定財源	7,881				
				その他	7,881				
				一般財源	7,159				

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区　　分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	20,610	20,610			20,610
合　　計	20,610	20,610			20,610

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

議案第55号

令和８年度郡山市多田野財産区特別会計予算

令和８年度郡山市の多田野財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,620千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 財産収入		1,456
	1 財産運用収入	1,454
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		4,155
	1 繰越金	4,155
3 諸収入		9
	1 市預金利子	8
	2 雑入	1
歳　入　合　計		5,620

多田野財産区特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 管理会費		787
	1 管理会費	787
2 総務費		1,562
	1 総務管理費	1,562
3 農林水産業費		1,087
	1 林業費	1,087
4 諸支出金		1,133
	1 諸費	1,133
5 予備費		1,051
	1 予備費	1,051
歳　出　合　計		5,620

多田野財産区特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1,456	1,242	214
2 繰越金	4,155	3,367	788
3 諸収入	9	2	7
（繰入金）	0	5,000	△5,000
歳入合計	5,620	9,611	△3,991

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	787	1,094	△307			787	
2 総務費	1,562	2,082	△520			675	887
3 農林水産業費	1,087	1,051	36			1	1,086
4 諸支出金	1,133	3,540	△2,407				1,133
5 予備費	1,051	1,844	△793				1,051
歳出合計	5,620	9,611	△3,991			1,463	4,157

多田野財産区特別会計

２ 歳入

（款）　１　財産収入

（項）　１　財産運用収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
１ 財産貸付収入	1,188	1,089	99	１ 土地建物貸付収入	1,188	貸地料	1,188
２ 利子及び配当金	266	151	115	１ 利子及び配当金	266	多田野財産区基金利子	266
計	1,454	1,240	214				

（款）　１　財産収入

（項）　２　財産売払収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
１ 不動産売払収入	2	2	0	１ 土地売払収入	1	土地売払収入	1
				２ 立木売払収入	1	立木売払収入	1
計	2	2	0				

（款）　2　繰越金

（項）　1　繰越金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	4,155	3,367	788	1 前年度繰越金	4,155	前年度繰越金	4,155
計	4,155	3,367	788				

（款）　3　諸収入

（項）　1　市預金利子　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	8	1	7	1 市預金利子	8	市預金利子	8
計	8	1	7				

（款）　3　諸収入

（項）　2　雑入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				

（款）　（繰入金）

（項）　（基金繰入金）　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
（基金繰入金）	0	5,000	△ 5,000			
計	0	5,000	△ 5,000			

多田野財産区特別会計

3 歳出

(款)　1　管理会費

(項)　1　管理会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 管理会費	787	1,094	△307	特定財源	787	1 報酬	736	◎管理会費	787
				その他	787	8 旅費	20		
						9 交際費	5		
	特定財源の内訳					10 需用費	26		
	(他) 貸地料				787				
計	787	1,094	△307	特定財源	787				
				その他	787				

(款)　2　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般管理費	1,562	2,082	△520	特定財源	675	7 報償費	891	◎一般管理費	1,562
				その他	675	10 需用費	11		
				一般財源	887	11 役務費	7		
						12 委託料	503		
	特定財源の内訳					26 公課費	150		
	(他) 貸地料				401				
	(他) 多田野財産区基金利子				266				
	(他) 市預金利子				8				

多田野財産区特別会計

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
計	1,562	2,082	△520	特定財源	675			
				その他	675			
				一般財源	887			

（款）　3　農林水産業費

（項）　1　林業費　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 林業振興費	1,087	1,051	36	特定財源	1	7 報償費	396	◎林業振興費	1,087
				その他	1	10 需用費	26		
				一般財源	1,086	12 委託料	503		
						15 原材料費	162		
	特定財源の内訳								
	（他）立木売払収入				1				
計	1,087	1,051	36	特定財源	1				
				その他	1				
				一般財源	1,086				

多田野財産区特別会計

（款）　4　諸支出金

（項）　1　諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 一般会計繰出金	1,133	3,540	△2,407	一般財源	1,133	27 繰出金	1,133	◎一般会計繰出金	1,133
計	1,133	3,540	△2,407	一般財源	1,133				

（款）　5　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 予備費	1,051	1,844	△793	一般財源	1,051				
計	1,051	1,844	△793	一般財源	1,051				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円） 年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	736				736		736	
	計	7	736				736		736	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	736				736		736	
	計	7	736				736		736	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

多田野財産区特別会計

議案第56号

令和８年度郡山市河内財産区特別会計予算

令和８年度郡山市の河内財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,560千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 財産収入		2,929
	1 財産運用収入	2,927
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		15,602
	1 繰越金	15,602
3 諸収入		29
	1 市預金利子	28
	2 雑入	1
歳　入　合　計		18,560

河内財産区特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 管理会費		787
	1 管理会費	787
2 総務費		1,195
	1 総務管理費	1,195
3 農林水産業費		939
	1 林業費	939
4 諸支出金		1,192
	1 諸費	1,192
5 予備費		14,447
	1 予備費	14,447
歳　出　合　計		18,560

河内財産区特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	2,929	2,907	22
2 繰越金	15,602	17,507	△1,905
3 諸収入	29	2	27
歳入合計	18,560	20,416	△1,856

河内財産区特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	787	1,094	△307			787	
2 総務費	1,195	905	290			1,195	
3 農林水産業費	939	934	5			939	
4 諸支出金	1,192	3,540	△2,348			35	1,157
5 予備費	14,447	13,943	504				14,447
歳出合計	18,560	20,416	△1,856			2,956	15,604

河内財産区特別会計

２ 歳入

（款）　１　財産収入

（項）　１　財産運用収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
１ 財産貸付収入	2,878	2,878	0	１ 土地建物貸付収入	2,878	貸地料	2,878
２ 利子及び配当金	49	27	22	１ 利子及び配当金	49	河内財産区基金利子	49
計	2,927	2,905	22				

（款）　１　財産収入

（項）　２　財産売払収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
１ 不動産売払収入	2	2	0	１ 土地売払収入	1	土地売払収入	1
				２ 立木売払収入	1	立木売払収入	1
計	2	2	0				

河内財産区特別会計

（款）　2　繰越金

（項）　1　繰越金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	15,602	17,507	△ 1,905	1 前年度繰越金	15,602	前年度繰越金	15,602
計	15,602	17,507	△ 1,905				

（款）　3　諸収入

（項）　1　市預金利子　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	28	1	27	1 市預金利子	28	市預金利子	28
計	28	1	27				

（款）　3　諸収入

（項）　2　雑入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				

3 歳出

(款)　1　管理会費

(項)　1　管理会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 管理会費	787	1,094	△307	特定財源	787	1 報酬	736	◎管理会費	787
				その他	787	8 旅費	20		
						9 交際費	5		
	特定財源の内訳					10 需用費	26		
	(他) 貸地料				787				
計	787	1,094	△307	特定財源	787				
				その他	787				

(款)　2　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般管理費	1,195	905	290	特定財源	1,195	7 報償費	495	◎一般管理費	1,195
				その他	1,195	10 需用費	11		
						11 役務費	6		
	特定財源の内訳					12 委託料	503		
	(他) 貸地料				1,195	18 負担金補助及び交付金	30		
						26 公課費	150		
計	1,195	905	290	特定財源	1,195				
				その他	1,195				

（款）　3　農林水産業費

（項）　1　林業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 林業振興費	939	934	5	特定財源	939	7 報償費	248	◎林業振興費	939
				その他	939	10 需用費	26		
						12 委託料	503		
	特定財源の内訳					15 原材料費	162		
	（他）貸地料				896				
	（他）河内財産区基金利子				42				
	（他）立木売払収入				1				
計	939	934	5	特定財源	939				
				その他	939				

（款）　4　諸支出金

（項）　1　諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 一般会計繰出金	1,192	3,540	△2,348	特定財源	35	27 繰出金	1,192	◎一般会計繰出金	1,192
				その他	35				
				一般財源	1,157				
	特定財源の内訳								
	（他）河内財産区基金利子				7				
	（他）市預金利子				28				

河内財産区特別会計

（款）　4　諸支出金

（項）　1　諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
計	1,192	3,540	△2,348	特定財源	35			
				その他	35			
				一般財源	1,157			

（款）　5　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 予備費	14,447	13,943	504	一般財源	14,447			
計	14,447	13,943	504	一般財源	14,447			

給 与 費 明 細 書

１ 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円） 年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	736				736		736	
	計	7	736				736		736	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	736				736		736	
	計	7	736				736		736	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

河内財産区特別会計

議案第57号

令和８年度郡山市月形財産区特別会計予算

令和８年度郡山市の月形財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ890千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 財産収入		11
	1 財産運用収入	11
2 繰越金		877
	1 繰越金	877
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳　　入　　合　　計		890

月形財産区特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 管理会費		153
	1 管理会費	153
2 予備費		737
	1 予備費	737
歳　出　合　計		890

月形財産区特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	11	6	5
2 繰越金	877	947	△70
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	890	955	△65

月形財産区特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	153	153	0			12	141
2 予備費	737	802	△65				737
歳出合計	890	955	△65			12	878

月形財産区特別会計

2 歳入

（款） 1 財産収入

（項） 1 財産運用収入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 利子及び配当金	11	6	5	1 利子及び配当金	11	月形財産区基金利子	11
計	11	6	5				

（款） 2 繰越金

（項） 1 繰越金

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	877	947	△ 70	1 前年度繰越金	877	前年度繰越金	877
計	877	947	△ 70				

（款） 3 諸収入

（項） 1 市預金利子

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子	1
計	1	1	0				

（款）　3　諸収入

（項）　2　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入　1
計	1	1	0			

3 歳出

(款)　1　管理会費

(項)　1　管理会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 管理会費	153	153	0	特定財源	12	1 報酬	150	◎管理会費	153
				その他	12	8 旅費	3		
				一般財源	141				
	特定財源の内訳								
	(他) 月形財産区基金利子				11				
	(他) 市預金利子				1				
計	153	153	0	特定財源	12				
				その他	12				
				一般財源	141				

(款)　2　予備費

(項)　1　予備費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 予備費	737	802	△65	一般財源	737			
計	737	802	△65	一般財源	737			

月形財産区特別会計

給 与 費 明 細 書

１ 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円）年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	5	150				150		150	
	計	5	150				150		150	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	5	150				150		150	
	計	5	150				150		150	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

月形財産区特別会計

議案第58号

令和８年度郡山市舟津財産区特別会計予算

令和８年度郡山市の舟津財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,939千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 財産収入		1,303
	1 財産運用収入	1,302
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		22,420
	1 繰越金	22,420
3 諸収入		216
	1 市預金利子	40
	2 雑入	176
歳　入　合　計		23,939

舟津財産区特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 管理会費		599
	1 管理会費	599
2 総務費		165
	1 総務管理費	165
3 農林水産業費		4,702
	1 林業費	4,702
4 諸支出金		67
	1 諸費	67
5 予備費		18,406
	1 予備費	18,406
歳　出	合　計	23,939

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1,303	1,303	0
2 繰越金	22,420	24,852	△2,432
3 諸収入	216	178	38
歳入合計	23,939	26,333	△2,394

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	599	951	△352			599	
2 総務費	165	165	0				165
3 農林水産業費	4,702	3,681	1,021			744	3,958
4 諸支出金	67	61	6				67
5 予備費	18,406	21,475	△3,069				18,406
歳出合計	23,939	26,333	△2,394			1,343	22,596

舟津財産区特別会計

2 歳入

（款） 1 財産収入

（項） 1 財産運用収入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 財産貸付収入	1,302	1,302	0	1 土地建物貸付収入	1,302	貸地料	1,302
計	1,302	1,302	0				

（款） 1 財産収入

（項） 2 財産売払収入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 不動産売払収入	1	1	0	1 立木売払収入	1	立木売払収入	1
計	1	1	0				

（款） 2 繰越金

（項） 1 繰越金

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	22,420	24,852	△ 2,432	1 前年度繰越金	22,420	前年度繰越金	22,420
計	22,420	24,852	△ 2,432				

（款）　3　諸収入

（項）　1　市預金利子

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	40	2	38	1 市預金利子	40	市預金利子	40
計	40	2	38				

（款）　3　諸収入

（項）　2　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	176	176	0	1 雑入	176	雑入	176
計	176	176	0				

3 歳出

(款)　1　管理会費

(項)　1　管理会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 管理会費	599	951	△352	特定財源	599	1 報酬	477	◎管理会費	599
				その他	599	8 旅費	21		
						9 交際費	5		
	特定財源の内訳					10 需用費	26		
	(他) 貸地料				559	18 負担金補助及び交付金	70		
	(他) 市預金利子				40				
計	599	951	△352	特定財源	599				
				その他	599				

(款)　2　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 一般管理費	165	165	0	一般財源	165	12 委託料	165	◎一般管理費	165
計	165	165	0	一般財源	165				

舟津財産区特別会計

（款）　3　農林水産業費

（項）　1　林業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 林業振興費	4,702	3,681	1,021	特定財源	744	7 報償費	139	◎林業振興費	4,702
				その他	744	12 委託料	4,563		
				一般財源	3,958				
	特定財源の内訳								
	（他）貸地料				743				
	（他）立木売払収入				1				
計	4,702	3,681	1,021	特定財源	744				
				その他	744				
				一般財源	3,958				

（款）　4　諸支出金

（項）　1　諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 一般会計繰出金	67	61	6	一般財源	67	27 繰出金	67	◎一般会計繰出金	67
計	67	61	6	一般財源	67				

（款）　5　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 予備費	18,406	21,475	△3,069	一般財源	18,406			
計	18,406	21,475	△3,069	一般財源	18,406			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円）年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	477				477		477	
	計	7	477				477		477	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	477				477		477	
	計	7	477				477		477	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

舟津財産区特別会計

議案第59号

令和８年度郡山市舘財産区特別会計予算

令和８年度郡山市の舘財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,233千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 財産収入		1,786
	1 財産運用収入	1,785
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		16,408
	1 繰越金	16,408
3 諸収入		39
	1 市預金利子	38
	2 雑入	1
歳　入　合　計		18,233

館財産区特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 管理会費		435
	1 管理会費	435
2 総務費		55
	1 総務管理費	55
3 農林水産業費		10,427
	1 林業費	10,427
4 諸支出金		80
	1 諸費	80
5 予備費		7,236
	1 予備費	7,236
歳　出　合　計		18,233

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1,786	1,786	0
2 繰越金	16,408	23,678	△7,270
3 諸収入	39	3	36
歳入合計	18,233	25,467	△7,234

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	435	720	△285			435	
2 総務費	55	55	0				55
3 農林水産業費	10,427	8,581	1,846			1,389	9,038
4 諸支出金	80	72	8				80
5 予備費	7,236	16,039	△8,803				7,236
歳出合計	18,233	25,467	△7,234			1,824	16,409

舘財産区特別会計

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 財産貸付収入	1,785	1,785	0	1 土地建物貸付収入	1,785	貸地料	1,785
計	1,785	1,785	0				

(款) 1 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 不動産売払収入	1	1	0	1 立木売払収入	1	立木売払収入	1
計	1	1	0				

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	16,408	23,678	△ 7,270	1 前年度繰越金	16,408	前年度繰越金	16,408
計	16,408	23,678	△ 7,270				

（款）　3　諸収入

（項）　1　市預金利子

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	38	2	36	1 市預金利子	38	市預金利子	38
計	38	2	36				

（款）　3　諸収入

（項）　2　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				

3 歳出

(款)　1　管理会費

(項)　1　管理会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 管理会費	435	720	△285	特定財源	435	1 報酬	343	◎管理会費	435
				その他	435	8 旅費	15		
						9 交際費	5		
	特定財源の内訳					10 需用費	22		
	(他) 貸地料				397	18 負担金補助及び交付金	50		
	(他) 市預金利子				38				
計	435	720	△285	特定財源	435				
				その他	435				

(款)　2　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 一般管理費	55	55	0	一般財源	55	12 委託料	55	◎一般管理費	55
計	55	55	0	一般財源	55				

（款）　3　農林水産業費

（項）　1　林業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 林業振興費	10,427	8,581	1,846	特定財源	1,389	7 報償費	1,099	◎林業振興費	10,427
				その他	1,389	12 委託料	9,328		
				一般財源	9,038				
	特定財源の内訳								
	（他）貸地料				1,388				
	（他）立木売払収入				1				
計	10,427	8,581	1,846	特定財源	1,389				
				その他	1,389				
				一般財源	9,038				

（款）　4　諸支出金

（項）　1　諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般会計繰出金	80	72	8	一般財源	80	27 繰出金	80	◎一般会計繰出金	80
計	80	72	8	一般財源	80				

（款）　5　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 予備費	7,236	16,039	△8,803	一般財源	7,236			
計	7,236	16,039	△8,803	一般財源	7,236			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円） 年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	5	343				343		343	
	計	5	343				343		343	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	5	343				343		343	
	計	5	343				343		343	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

舘財産区特別会計

議案第60号

令和８年度郡山市浜路財産区特別会計予算

令和８年度郡山市の浜路財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ761千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 財産収入		4
	1 財産運用収入	3
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		755
	1 繰越金	755
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳　入　合　計		761

浜路財産区特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 管理会費		50
	1 管理会費	50
2 総務費		69
	1 総務管理費	69
3 農林水産業費		50
	1 林業費	50
4 予備費		592
	1 予備費	592
歳　出　合　計		761

浜路財産区特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	4	1	3
2 繰越金	755	811	△56
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	761	814	△53

浜路財産区特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	50	50	0			4	46
2 総務費	69	69	0				69
3 農林水産業費	50	495	△445			1	49
4 予備費	592	200	392				592
歳出合計	761	814	△53			5	756

浜路財産区特別会計

２ 歳入

（款）　１　財産収入

（項）　１　財産運用収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
１ 財産貸付収入	3	0	3	１ 土地建物貸付収入	3	貸地料	3
計	3	0	3				

（款）　１　財産収入

（項）　２　財産売払収入　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
１ 不動産売払収入	1	1	0	１ 立木売払収入	1	立木売払収入	1
計	1	1	0				

（款）　２　繰越金

（項）　１　繰越金　　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
１ 繰越金	755	811	△ 56	１ 前年度繰越金	755	前年度繰越金	755
計	755	811	△ 56				

（款）　3　諸収入

（項）　1　市預金利子

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子	1
計	1	1	0				

（款）　3　諸収入

（項）　2　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				

3 歳出

(款)　1　管理会費

(項)　1　管理会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 管理会費	50	50	0	特定財源	4	1 報酬	30	◎管理会費	50
				その他	4	8 旅費	15		
				一般財源	46	9 交際費	5		
	特定財源の内訳								
	(他) 貸地料				3				
	(他) 市預金利子				1				
計	50	50	0	特定財源	4				
				その他	4				
				一般財源	46				

(款)　2　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般管理費	69	69	0	一般財源	69	11 役務費	14	◎一般管理費	69
						12 委託料	55		
計	69	69	0	一般財源	69				

浜路財産区特別会計

（款）　3　農林水産業費

（項）　1　林業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 林業振興費	50	495	△445	特定財源	1	7 報償費	50	◎林業振興費	50
				その他	1				
				一般財源	49				
	特定財源の内訳 （他）立木売払収入				1				
計	50	495	△445	特定財源	1				
				その他	1				
				一般財源	49				

（款）　4　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 予備費	592	200	392	一般財源	592			
計	592	200	392	一般財源	592			

浜路財産区特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費					共済費（千円）	合計（千円）	備考
			報酬（千円）	給料（千円）	期末手当（千円）年間支給率（月分）	その他の手当（千円）	計（千円）			
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	5	30				30		30	
	計	5	30				30		30	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	5	30				30		30	
	計	5	30				30		30	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

浜路財産区特別会計

議案第61号

令和８年度郡山市横沢財産区特別会計予算

令和８年度郡山市の横沢財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,552千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 財産収入		1,176
	1 財産運用収入	1,175
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		3,356
	1 繰越金	3,356
3 諸収入		20
	1 市預金利子	19
	2 雑入	1
歳　入　合　計		4,552

横沢財産区特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 管理会費		435
	1 管理会費	435
2 総務費		55
	1 総務管理費	55
3 農林水産業費		3,596
	1 林業費	3,596
4 諸支出金		76
	1 諸費	76
5 予備費		390
	1 予備費	390
歳　出　合　計		4,552

横沢財産区特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1,176	1,176	0
2 繰越金	3,356	9,902	△6,546
3 諸収入	20	2	18
歳入合計	4,552	11,080	△6,528

横沢財産区特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	435	720	△285			435	
2 総務費	55	55	0				55
3 農林水産業費	3,596	8,828	△5,232			760	2,836
4 諸支出金	76	69	7				76
5 予備費	390	1,408	△1,018				390
歳出合計	4,552	11,080	△6,528			1,195	3,357

横沢財産区特別会計

2 歳入

（款） 1 財産収入

（項） 1 財産運用収入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 財産貸付収入	1,175	1,175	0	1 土地建物貸付収入	1,175	貸地料	1,175
計	1,175	1,175	0				

（款） 1 財産収入

（項） 2 財産売払収入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 不動産売払収入	1	1	0	1 立木売払収入	1	立木売払収入	1
計	1	1	0				

（款） 2 繰越金

（項） 1 繰越金

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	3,356	9,902	△ 6,546	1 前年度繰越金	3,356	前年度繰越金	3,356
計	3,356	9,902	△ 6,546				

（款）　3　諸収入

（項）　1　市預金利子

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	19	1	18	1 市預金利子	19	市預金利子	19
計	19	1	18				

（款）　3　諸収入

（項）　2　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				

3 歳出

(款)　1　管理会費

(項)　1　管理会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 管理会費	435	720	△285	特定財源	435	1 報酬	343	◎管理会費	435
				その他	435	8 旅費	15		
						9 交際費	5		
	特定財源の内訳					10 需用費	22		
	(他) 貸地料				416	18 負担金補助	50		
	(他) 市預金利子				19	及び交付金			
計	435	720	△285	特定財源	435				
				その他	435				

(款)　2　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 一般管理費	55	55	0	一般財源	55	12 委託料	55	◎一般管理費	55
計	55	55	0	一般財源	55				

横沢財産区特別会計

（款）　3　農林水産業費

（項）　1　林業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 林業振興費	3,596	8,828	△5,232	特定財源	760	7 報償費	594	◎林業振興費	3,596
				その他	760	12 委託料	3,002		
				一般財源	2,836				
	特定財源の内訳								
	（他）貸地料				759				
	（他）立木売払収入				1				
計	3,596	8,828	△5,232	特定財源	760				
				その他	760				
				一般財源	2,836				

（款）　4　諸支出金

（項）　1　諸費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 一般会計繰出金	76	69	7	一般財源	76	27 繰出金	76	◎一般会計繰出金	76
計	76	69	7	一般財源	76				

横沢財産区特別会計

（款）　5　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 予備費	390	1,408	△1,018	一般財源	390			
計	390	1,408	△1,018	一般財源	390			

給 与 費 明 細 書

１ 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円）年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	5	343				343		343	
	計	5	343				343		343	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	5	343				343		343	
	計	5	343				343		343	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

横沢財産区特別会計

議案第62号

令和８年度郡山市中野財産区特別会計予算

令和８年度郡山市の中野財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,300千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 財産収入		6
	1 財産運用収入	5
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		4,288
	1 繰越金	4,288
3 諸収入		6
	1 市預金利子	5
	2 雑入	1
歳　入　合　計		4,300

中野財産区特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 管理会費		234
	1 管理会費	234
2 総務費		299
	1 総務管理費	299
3 農林水産業費		70
	1 林業費	70
4 予備費		3,697
	1 予備費	3,697
歳　出　合　計		4,300

中野財産区特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	6	6	0
2 繰越金	4,288	3,128	1,160
3 諸収入	6	2	4
歳入合計	4,300	3,136	1,164

（歳　出）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	234	232	2			10	224
2 総務費	299	244	55				299
3 農林水産業費	70	60	10			1	69
4 予備費	3,697	2,600	1,097				3,697
歳出合計	4,300	3,136	1,164			11	4,289

2 歳入

（款） 1 財産収入

（項） 1 財産運用収入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 財産貸付収入	5	5	0	1 土地建物貸付収入	5	貸地料	5
計	5	5	0				

（款） 1 財産収入

（項） 2 財産売払収入

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 不動産売払収入	1	1	0	1 立木売払収入	1	立木売払収入	1
計	1	1	0				

（款） 2 繰越金

（項） 1 繰越金

（単位 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	4,288	3,128	1,160	1 前年度繰越金	4,288	前年度繰越金	4,288
計	4,288	3,128	1,160				

（款）　3　諸収入

（項）　1　市預金利子

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	5	1	4	1 市預金利子	5	市預金利子	5
計	5	1	4				

（款）　3　諸収入

（項）　2　雑入

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				

3 歳出

(款)　1　管理会費

(項)　1　管理会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 管理会費	234	232	2	特定財源	10	1 報酬	112	◎管理会費	234
				その他	10	8 旅費	21		
				一般財源	224	9 交際費	5		
						10 需用費	26		
	特定財源の内訳					18 負担金補助及び交付金	70		
	（他）貸地料				5				
	（他）市預金利子				5				
計	234	232	2	特定財源	10				
				その他	10				
				一般財源	224				

(款)　2　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 一般管理費	299	244	55	一般財源	299	11 役務費	44	◎一般管理費	299
						12 委託料	55		
						26 公課費	200		
計	299	244	55	一般財源	299				

中野財産区特別会計

（款）　3　農林水産業費

（項）　1　林業費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
1 林業振興費	70	60	10	特定財源	1	7 報償費	70	◎林業振興費	70
				その他	1				
				一般財源	69				
	特定財源の内訳								
	（他）立木売払収入				1				
計	70	60	10	特定財源	1				
				その他	1				
				一般財源	69				

（款）　4　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節 区分	節 金額	説明
1 予備費	3,697	2,600	1,097	一般財源	3,697			
計	3,697	2,600	1,097	一般財源	3,697			

給 与 費 明 細 書

１ 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円）年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	112				112		112	
	計	7	112				112		112	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	112				112		112	
	計	7	112				112		112	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

中野財産区特別会計

議案第63号

令和８年度郡山市後田財産区特別会計予算

令和８年度郡山市の後田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,188千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 繰越金		2,184
	1 繰越金	2,184
2 諸収入		4
	1 市預金利子	3
	2 雑入	1
歳　入　合　計		2,188

後田財産区特別会計

歳　出

（単位　千円）

款	項	金　額
1 管理会費		218
	1 管理会費	218
2 総務費		83
	1 総務管理費	83
3 予備費		1,887
	1 予備費	1,887
歳　出	合　計	2,188

後田財産区特別会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰越金	2,184	2,261	△77
2 諸収入	4	2	2
（財産収入）	0	15	△15
歳入合計	2,188	2,278	△90

後田財産区特別会計

（歳　出）

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	218	217	1			3	215
2 総務費	83	69	14				83
3 予備費	1,887	1,992	△105				1,887
歳出合計	2,188	2,278	△90			3	2,185

後田財産区特別会計

2 歳入

(款) 1 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	2,184	2,261	△ 77	1 前年度繰越金	2,184	前年度繰越金	2,184
計	2,184	2,261	△ 77				

(款) 2 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 市預金利子	3	1	2	1 市預金利子	3	市預金利子	3
計	3	1	2				

(款) 2 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				

（款）　（財産収入）

（項）　（財産運用収入）　（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
（財産貸付収入）	0	15	△ 15			
計	0	15	△ 15			

後田財産区特別会計

3 歳出

(款)　1　管理会費

(項)　1　管理会費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 管理会費	218	217	1	特定財源	3	1 報酬	210	◎管理会費	218
				その他	3	8 旅費	8		
				一般財源	215				
	特定財源の内訳								
	(他) 市預金利子				3				
計	218	217	1	特定財源	3				
				その他	3				
				一般財源	215				

(款)　2　総務費

(項)　1　総務管理費

(単位　千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 一般管理費	83	69	14	一般財源	83	7 報償費	70	◎一般管理費	83
						10 需用費	7		
						11 役務費	6		
計	83	69	14	一般財源	83				

後田財産区特別会計

（款）　3　予備費

（項）　1　予備費

（単位　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 予備費	1,887	1,992	△105	一般財源	1,887			
計	1,887	1,992	△105	一般財源	1,887			

給 与 費 明 細 書

１ 特 別 職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円）年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	210				210		210	
	計	7	210				210		210	
前年度	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	210				210		210	
	計	7	210				210		210	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0		0	
	計	0	0				0		0	

後田財産区特別会計

令和８年度郡山市水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和８年度郡山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	140,456戸
(2) 年間総給水量	37,594,996立方メートル
(3) 一日平均給水量	103,000立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
施設拡張改良費	5,605,068千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　水道事業収益	8,644,378千円
第１項　営業収益	6,665,232千円
第２項　営業外収益	1,979,145千円
第３項　特別利益	1千円
支出	
第１款　水道事業費用	7,983,583千円
第１項　営業費用	7,632,081千円
第２項　営業外費用	258,514千円
第３項　特別損失	42,988千円
第４項　予備費	50,000千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,581,900千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額506,198千円、当年度分損益勘定留保資金2,651,689千円、減債積立金32,784千円及び建設改良積立金2,391,229千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資　　本　　的　　収　　入	463,252千円
第１項　出　　資　　金	119,640千円
第２項　工　事　負　担　金　及　び　寄　附　金	343,601千円
第３項　固　定　資　産　売　却　代　金	11千円

支　　出

第１款　資　　本　　的　　支　　出	6,045,152千円
第１項　建　　設　　改　　良　　費	5,694,277千円
第２項　企　　業　　債　　償　　還　　金	350,875千円

（継続費）

第５条　継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事　業　名	総　額	年度	年割額
			千円		千円
１資本的支出	１建設改良費	堀口浄水場場内配水槽更新工事	350,000	８	50,000
				９	300,000
		荒井浄水場薬品注入設備更新工事	367,800	８	122,600
				９	122,600
				10	122,600

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	797,542千円
(2) 交際費	100千円

（たな卸資産購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は、71,851千円と定める。

（重要な資産の取得）

第９条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
工具器具及び備品	庁舎用電話交換機等設備	一式

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

注記

1　重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ　退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、一般会計への退職手当負担金支出見込額33,216千円及び下水道事業会計への退職手当負担金支出見込額5,373千円を合わせた額38,589千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ　賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ　貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和８年度郡山市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　（単位　千円）

款	項	目	予定額	備考
1 水道事業収益			8,644,378	
	1 営業収益		6,665,232	
		1 給水収益	6,378,755	水道料金
		2 その他の営業収益	10,468	設計審査・工事検査手数料等
		3 他会計負担金	276,009	使用料徴収事務負担金等
	2 営業外収益		1,979,145	
		1 水道加入金	98,239	水道加入金
		2 受取利息	15,438	預金利息
		3 雑収益	65,465	施設利用料等
		4 他会計負担金	1,393,881	物価高騰対応水道料金減免等分・児童手当負担金等一般会計等負担金
		5 長期前受金戻入	395,768	国庫補助金等収益化額
		6 国庫補助金	10,354	福島再生加速化交付金
	3 特別利益		1	
		1 過年度損益修正益	1	

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 水道事業費用			7,983,583	
	1 営業費用		7,632,081	
		1 原水及び浄水費	1,934,020	浄水施設等維持管理費用
		2 配水及び給水費	1,430,027	配水管及び配水施設等維持管理費用
		3 業務費	732,699	料金調定、徴収及び検針等費用
		4 総係費	487,862	管理運営等費用
		5 減価償却費	3,017,241	固定資産減価償却費
		6 資産減耗費	30,232	有形固定資産除却費
	2 営業外費用		258,514	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	53,407	企業債利息
		2 消費税及び地方消費税	205,107	
	3 特別損失		42,988	
		1 過年度損益修正損	3,804	水道料金過年度徴収分還付等費用
		2 その他特別損失	39,184	原子力災害対応費用
	4 予備費		50,000	
		1 予備費	50,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収　　入　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 資本的収入			463,252	
	1 出資金		119,640	
		1 出資金	119,640	一般会計出資金
	2 工事負担金及び寄附金		343,601	
		1 工事負担金及び寄附金	343,601	他会計等工事負担金
	3 固定資産売却代金		11	
		1 固定資産売却代金	11	メーター等売却代金

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 資本的支出			6,045,152	
	1 建設改良費		5,694,277	
		1 施設拡張改良費	5,605,068	水道施設整備費用
		2 固定資産購入費	89,209	固定資産取得費用
	2 企業債償還金		350,875	
		1 企業債償還金	350,875	企業債償還元金

令和８年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

（単位　千円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	593,480
減価償却費	3,017,241
固定資産除却費	30,050
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,667
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 2,417
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 10,756
長期前受金戻入額	△ 395,768
受取利息及び受取配当金	△ 15,438
支払利息	53,407
未収金の増減額（△は増加）	159,958
未払金の増減額（△は減少）	△ 81,664
小計	3,349,760
利息及び配当金の受取額	15,438
利息の支払額	△ 53,407
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,311,791

２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 5,177,042
有形固定資産の売却による収入	10
工事負担金による収入	343,601
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,833,431
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 350,875
他会計からの出資による収入	119,640
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 231,235
資金増加額(又は減少額)	△ 1,752,875
資金期首残高	5,591,252
資金期末残高	3,838,377

給　与　費　明　細　書

1　総　括

区分		職員数 特別職（人）	職員数 一般職（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 手当（千円）	給与費 計（千円）	法定福利費（千円）	合計（千円）
本年度	損益勘定支弁職員	14	(19) 63	316	327,445	234,740	562,501	108,980	671,481
	資本勘定支弁職員		( ) 14		64,636	39,811	104,447	21,614	126,061
	合計	14	(19) 77	316	392,081	274,551	666,948	130,594	797,542
前年度	損益勘定支弁職員	14	(21) 67	316	337,692	256,118	594,126	111,670	705,796
	資本勘定支弁職員		( ) 14		63,015	38,408	101,423	20,908	122,331
	合計	14	(21) 81	316	400,707	294,526	695,549	132,578	828,127
比較	損益勘定支弁職員	0	(△ 2) △ 4	0	△ 10,247	△ 21,378	△ 31,625	△ 2,690	△ 34,315
	資本勘定支弁職員		( ) 0		1,621	1,403	3,024	706	3,730
	合計	0	(△ 2) △ 4	0	△ 8,626	△ 19,975	△ 28,601	△ 1,984	△ 30,585

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）
	本年度	12,626	7,951	4,506	870	36,874	2,053	
	前年度	12,626	8,343	4,826	870	37,796	2,053	
	比較	0	△ 392	△ 320	0	△ 922	0	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職給付費（千円）
	本年度	90,377	71,534		10,909	679		36,172
	前年度	92,241	73,150		11,458	721		50,442
	比較	△ 1,864	△ 1,616		△ 549	△ 42		△ 14,270

水道事業会計

(1)　会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計
		特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
本年度	損益勘定支弁職員	14	(2) 63	316	294,772	221,720	516,808	100,808	617,616
	資本勘定支弁職員		( ) 14		64,636	39,811	104,447	21,614	126,061
	合計	14	(2) 77	316	359,408	261,531	621,255	122,422	743,677
前年度	損益勘定支弁職員	14	(1) 67	316	301,022	240,470	541,808	102,494	644,302
	資本勘定支弁職員		( ) 14		63,015	38,408	101,423	20,908	122,331
	合計	14	(1) 81	316	364,037	278,878	643,231	123,402	766,633
比較	損益勘定支弁職員	0	(1) △ 4	0	△ 6,250	△ 18,750	△ 25,000	△ 1,686	△ 26,686
	資本勘定支弁職員		( ) 0		1,621	1,403	3,024	706	3,730
	合計	0	(1) △ 4	0	△ 4,629	△ 17,347	△ 21,976	△ 980	△ 22,956

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）
	本年度	12,626	6,849	4,506	705	36,730	2,053	
	前年度	12,626	7,062	4,826	705	37,652	2,053	
	比較	0	△ 213	△ 320	0	△ 922	0	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職給付費（千円）
	本年度	84,082	66,220		10,909	679		36,172
	前年度	84,601	66,732		11,458	721		50,442
	比較	△ 519	△ 512		△ 549	△ 42		△ 14,270

水道事業会計

(2)　会計年度任用職員（再掲）

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計
		特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
本年度	損益勘定支弁職員		(17)		32,673	13,020	45,693	8,172	53,865
	資本勘定支弁職員		( )						
	合計		(17)		32,673	13,020	45,693	8,172	53,865
前年度	損益勘定支弁職員		(20)		36,670	15,648	52,318	9,176	61,494
	資本勘定支弁職員		( )						
	合計		(20)		36,670	15,648	52,318	9,176	61,494
比較	損益勘定支弁職員		(△ 3)		△ 3,997	△ 2,628	△ 6,625	△ 1,004	△ 7,629
	資本勘定支弁職員		( )						
	合計		(△ 3)		△ 3,997	△ 2,628	△ 6,625	△ 1,004	△ 7,629

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）
	本年度		1,102		165	144		
	前年度		1,281		165	144		
	比較		△ 179		0	0		
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職給付費（千円）
	本年度	6,295	5,314					
	前年度	7,640	6,418					
	比較	△ 1,345	△ 1,104					

水道事業会計

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳	（千円）	説　　明 （千円）	備　　考
給　　料	△ 8,626	給与改定に伴う増減分	11,390		
		昇給に伴う増加分	2,574		平均昇給率 0.69%
		その他の増減分	△ 22,590		
手　　当	△ 19,975	制度改正に伴う増減分	7,486	期末手当　4,133 勤勉手当　3,353	
		その他の増減分	△ 27,461		

３　給料及び手当の状況　（会計年度任用職員を除く）

(1)　職員１人当たり給与

区分		事務・技術
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	367,510
	平均給与月額（円）	423,144
	平均年齢（歳）	48.03
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	357,288
	平均給与月額（円）	412,266
	平均年齢（歳）	47.06

(2)　初任給

区分	事務・技術（円）	一般会計の制度
		行政職（円）
高校卒	210,600	210,600
大学卒	242,500	242,500

(3) 級 別 職 員 数

区　　分	事　　務　・　技　　術				
	級	職　員　数	(人)	構　成　比	(%)
令 和 8 年 1月1日現在	1級	( )	2	( )	2.6
	2級	( )	4	( )	5.2
	3級	(1)	25	(50.0)	32.5
	4級	(1)	31	(50.0)	40.2
	5級	( )	9	( )	11.7
	6級	( )	5	( )	6.5
	7級	( )	1	( )	1.3
	8級	( )		( )	
	計	(2)	77	(100.0)	100.0
令 和 7 年 1月1日現在	1級	( )		( )	
	2級	( )	6	( )	7.4
	3級	(1)	27	(100.0)	33.3
	4級	( )	32	( )	39.5
	5級	( )	10	( )	12.4
	6級	( )	5	( )	6.2
	7級	( )	1	( )	1.2
	8級	( )		( )	
	計	(1)	81	(100.0)	100.0

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

（級別の基準となる職務）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
事務 ・ 技術	主事 ・ 技師	高度の知識又は経験を必要とする主事・技師	主査 ・ 技査	係長	課長補佐	課長	次長	局長

(4)　昇　給

区　分			事務・技術
本年度	職員数（A）（人）		79
	昇給に係る職員数（B）（人）		55
	号給数別内訳	１号給（人）	1
		２号給（人）	1
		３号給（人）	2
		４号給（人）	48
		５号給（人）	
		６号給（人）	
		７号給（人）	
		８号給（人）	3
	比率（B）／（A）（%）		69.6
前年度	職員数（A）（人）		81
	昇給に係る職員数（B）（人）		54
	号給数別内訳	１号給（人）	
		２号給（人）	
		３号給（人）	1
		４号給（人）	52
		５号給（人）	
		６号給（人）	
		７号給（人）	
		８号給（人）	1
	比率（B）／（A）（%）		66.7

(5) 特 殊 勤 務 手 当

区　　分	事　務　・　技　術
給料総額に対する比率（%）	0.2
支給対象職員の比率（%） （令和８年１月１日現在）	13.9
代表的な特殊勤務手当の名称	危険手当 出動手当

(6) 期末手当 ・ 勤勉手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　　考
	６月（月分）	12月（月分）			
本年度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	
前年度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
一般会計の制度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	

(7)　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区　　分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備　　考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

(8)　その他の手当

区　　分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

継　続　費　に　関　す　る　調　書

（単位　千円）

款	項	事業名	全体計画 年度	全体計画 年割額	左の財源内訳 企業債	左の財源内訳 一般会計出資金	左の財源内訳 国県補助金	左の財源内訳 損益勘定留保資金等	前々年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生（見込）額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（％）	備考
１資本的支出	１建設改良費	堀口浄水場浄水池更新工事	５	100,000				100,000						0.0	逓次繰越 100,000
			６	300,000				300,000	375,480			375,480		25.0	逓次繰越 24,520
			７	600,000				600,000		624,520		624,520		41.7	
			８	500,000				500,000			500,000	500,000		33.3	
			計	1,500,000				1,500,000	375,480	624,520	500,000	1,500,000		100.0	
		熱海配水場配水池更新工事	５	50,000				50,000						0.0	逓次繰越 50,000
			６	250,000				250,000						0.0	逓次繰越 300,000
			７	300,000				300,000		600,000		600,000		81.1	
			８	140,000				140,000			140,000	140,000		18.9	
			計	740,000				740,000		600,000	140,000	740,000		100.0	

水道事業会計

（単位　千円）

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生（見込）額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（％）	備考
			年度	年割額	左の財源内訳										
					企業債	一般会計出資金	国県補助金	損益勘定留保資金等							
１資本的支出	１建設改良費	河内配水場流量調整弁更新等工事	６	300,000				300,000						0.0	逓次繰越 300,000
			７	300,000				300,000		600,000		600,000		54.5	
			８	300,000				300,000			300,000	300,000		27.3	
			９	200,000				200,000					200,000	18.2	
			計	1,100,000				1,100,000			300,000	900,000	200,000	100.0	
		堀口浄水場場内配水槽更新工事	８	50,000				50,000			50,000	50,000		14.3	
			９	300,000				300,000					300,000	85.7	
			計	350,000				350,000			50,000	50,000	300,000	100.0	

（単位　千円）

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生（見込）額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（％）	備考
			年度	年割額	左の財源内訳										
					企業債	一般会計出資金	国県補助金	損益勘定留保資金等							
１資本的支出	１建設改良費	荒井浄水場薬品注入設備更新工事	８	122,600				122,600			122,600	122,600		33.3	
			９	122,600				122,600					122,600	33.3	
			10	122,600				122,600					122,600	33.4	
			計	367,800				367,800			122,600	122,600	245,200	100.0	

債務負担行為に関する調書

１　前年度以前設定債務負担行為

（単位　千円）

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	給水収益	損益勘定留保資金	その他
料金等包括的業務委託料（令和５年度分）	2,820,870	令和 5年度 令和 7年度	561,792	令和 8年度 令和11年度	2,247,168	2,247,168		
企業会計システム再構築事業（令和５年度分）	92,395	令和 5年度 令和 7年度	13,860	令和 8年度 令和11年度	55,440	55,440		
管路管理システム等賃借料（令和６年度分）	47,880	令和 6年度 令和 7年度	4,003	令和 8年度 令和12年度	36,027	36,027		

（参考）　当該年度に期限が到来する債務負担行為　　（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	給水収益	損益勘定留保資金	その他
設備保守管理業務委託料（その２）（令和５年度分）	2,574	令和 5年度 令和 7年度	1,664	令和 8年度	872	872		
配給水業務委託料（令和７年度分）	34,012	令和 7年度		令和 8年度	34,012	34,012		
設備保守管理業務委託料（令和７年度分）	239,509	令和 7年度		令和 8年度	239,509	239,509		
電算処理入力等業務委託料（令和７年度分）	15,840	令和 7年度		令和 8年度	15,840	15,840		
浄水施設用薬品調達費（令和７年度分）	104,959	令和 7年度		令和 8年度	104,959	104,959		
施設拡張改良工事（令和７年度分）	70,000	令和 7年度		令和 8年度	70,000		70,000	
物価高騰対応水道料金等減免業務委託料（令和７年度分）	19,800	令和 7年度		令和 8年度	19,800			19,800

令和７年度郡山市水道事業予定損益計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

（単位　千円）

１ 営業収益			
(1) 給水収益	6,976,772		
(2) 受託工事収益	819		
(3) その他の営業収益	12,001		
(4) 他会計負担金	226,797	7,216,389	
２ 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,787,350		
(2) 配水及び給水費	1,126,038		
(3) 受託工事費	900		
(4) 業務費	658,876		
(5) 総係費	511,531		
(6) 減価償却費	3,024,837		
(7) 資産減耗費	72,067	7,181,599	
営業利益			34,790
３ 営業外収益			
(1) 水道加入金	75,445		
(2) 受取利息	8,727		
(3) 雑収益	40,380		
(4) 他会計負担金	99,146		
(5) 長期前受金戻入	410,208		
(6) 国庫補助金	10,297	644,203	
４ 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	60,956	60,956	583,247
経常利益			618,037

水道事業会計

5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	1		
(2) その他特別利益	10,144	10,145	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	6,117		
(2) その他特別損失	35,601	41,718	△ 31,573
7 予備費			
(1) 予備費	50,000	50,000	△ 50,000
当年度純利益			536,464
その他未処分利益剰余金変動額			5,620,675
当年度未処分利益剰余金			6,157,139

令和７年度郡山市水道事業予定貸借対照表

（令和８年３月３１日）

（単位　千円）

	資産の部			
１　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ　土地			1,270,849	
ロ　建物		6,030,083		
減価償却累計額		△ 4,107,523	1,922,560	
ハ　構築物		124,541,942		
減価償却累計額		△ 66,215,071	58,326,871	
ニ　機械及び装置		16,257,510		
減価償却累計額		△ 12,572,682	3,684,828	
ホ　車両運搬具		82,576		
減価償却累計額		△ 65,971	16,605	
ヘ　船舶		310		
減価償却累計額		△ 295	15	
ト　工具器具及び備品		318,718		
減価償却累計額		△ 232,347	86,371	
チ　建設仮勘定			3,640,935	
有形固定資産合計				68,949,034
(2) 無形固定資産				
イ　ソフトウェア			1,200	
ロ　ダム使用権			6,622,561	
ハ　電話加入権			4,854	
無形固定資産合計				6,628,615
(3) 投資その他の資産				
イ　出資金			2,467	
投資その他の資産合計				2,467
固定資産合計				75,580,116

水道事業会計

２ 流動資産			
(1) 現金預金		5,591,252	
(2) 未収金	629,619		
貸倒引当金	△ 6,161	623,458	
(3) 貯蔵品		52,285	
(4) その他流動資産		1	
流動資産合計			6,266,996
資産合計			81,847,112
負債の部			
３ 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等企業債	3,857,939		
企業債合計		3,857,939	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	773,958		
引当金合計		773,958	
固定負債合計			4,631,897
４ 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等企業債	350,875		
企業債合計		350,875	
(2) 未払金		1,436,973	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	60,012		
引当金合計		60,012	
(4) 預り金		9,579	
流動負債合計			1,857,439
５ 繰延収益			
(1) 長期前受金		18,755,902	
収益化累計額		△ 10,088,898	
繰延収益合計			8,667,004
負債合計			15,156,340

資　本　の　部

６　資本金			
(1) 資本金			
イ　固有資本金	346,344		
ロ　出資金	12,336,825		
ハ　組入資本金	44,572,436		
資本金合計		57,255,605	
資本金合計			57,255,605
７　剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ　受贈財産評価額	186,501		
資本剰余金合計		186,501	
(2) 利益剰余金			
イ　減債積立金	32,784		
ロ　建設改良積立金	3,058,743		
ハ　当年度未処分利益剰余金	6,157,139		
利益剰余金合計		9,248,666	
剰余金合計			9,435,167
資本合計			66,690,772
負債資本合計			81,847,112

令和８年度郡山市水道事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

（単位　千円）

	資産の部			
１　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ　土地			1,270,849	
ロ　建物		6,030,083		
減価償却累計額		△ 4,222,757	1,807,326	
ハ　構築物		129,418,024		
減価償却累計額		△ 68,521,243	60,896,781	
ニ　機械及び装置		16,427,577		
減価償却累計額		△ 12,900,016	3,527,561	
ホ　車両運搬具		92,435		
減価償却累計額		△ 68,363	24,072	
ヘ　船舶		310		
減価償却累計額		△ 295	15	
ト　工具器具及び備品		354,803		
減価償却累計額		△ 252,775	102,028	
チ　建設仮勘定			3,706,936	
有形固定資産合計				71,335,568
(2) 無形固定資産				
イ　ソフトウェア			800	
ロ　ダム使用権			6,377,280	
ハ　電話加入権			4,854	
無形固定資産合計				6,382,934
(3) 投資その他の資産				
イ　出資金			2,467	
投資その他の資産合計				2,467
固定資産合計				77,720,969

水道事業会計

２　流動資産			
(1) 現金預金		3,838,377	
(2) 未収金	469,661		
貸倒引当金	△ 7,828	461,833	
(3) 貯蔵品		52,285	
(4) その他流動資産		1	
流動資産合計			4,352,496
資産合計			82,073,465
負債の部			
３　固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等企業債	3,557,344		
企業債合計		3,557,344	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	771,541		
引当金合計		771,541	
固定負債合計			4,328,885
４　流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等企業債	300,596		
企業債合計		300,596	
(2) 未払金		1,355,308	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	60,368		
引当金合計		60,368	
(4) 預り金		9,579	
流動負債合計			1,725,851
５　繰延収益			
(1) 長期前受金		19,013,002	
収益化累計額		△ 10,398,165	
繰延収益合計			8,614,837
負債合計			14,669,573

資　　本　　の　　部

６　資　　本　　金			
(1) 資　　本　　金			
イ　固　有　資　本　金	346,344		
ロ　出　　資　　金	12,456,465		
ハ　組　入　資　本　金	44,572,436		
資　本　金　合　計		57,375,245	
資　本　金　合　計			57,375,245
７　剰　　余　　金			
(1) 資　本　剰　余　金			
イ　受　贈　財　産　評　価　額	186,501		
資　本　剰　余　金　合　計		186,501	
(2) 利　益　剰　余　金			
イ　建　設　改　良　積　立　金	667,514		
ロ　当年度未処分利益剰余金	9,174,632		
利　益　剰　余　金　合　計		9,842,146	
剰　余　金　合　計			10,028,647
資　　本　　合　　計			67,403,892
負　債　資　本　合　計			82,073,465

（参考資料）

令和８年度郡山市水道事業会計予算明細書

収益的収入

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 水道事業収益		8,644,378	8,586,724	57,654		
1 営業収益		6,665,232	7,934,904	△ 1,269,672		
	1 給水収益	6,378,755	7,674,449	△ 1,295,694	水道料金	6,378,755
	2 その他の営業収益	10,468	12,273	△ 1,805	手数料	9,567
					雑収益	901
	3 他会計負担金	276,009	247,282	28,727	他会計負担金	276,009
	(受託工事収益)	0	900	△ 900		
2 営業外収益		1,979,145	651,819	1,327,326		
	1 水道加入金	98,239	82,989	15,250	水道加入金	98,239
	2 受取利息	15,438	8,727	6,711	預金利息	15,438
	3 雑収益	65,465	32,160	33,305	賃貸料	33,522
					その他雑収益	31,943
	4 他会計負担金	1,393,881	107,438	1,286,443	他会計負担金	1,393,881
	5 長期前受金戻入	395,768	410,208	△ 14,440	長期前受金戻入	395,768
	6 国庫補助金	10,354	10,297	57	国庫補助金	10,354
3 特別利益		1	1	0		
	1 過年度損益修正益	1	1	0	過年度損益修正益	1
収益的収入合計		8,644,378	8,586,724	57,654		

収　益　的　支　出

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 水道事業費用		7,983,583	7,852,455	131,128		
1 営業費用		7,632,081	7,518,115	113,966		
	1 原水及び浄水費	1,934,020	1,939,000	△ 4,980	給料	95,719
					手当等	43,375
					賞与引当金繰入額	15,729
					法定福利費	29,661
					旅費	23
					報償費	1,097
					備消耗品費	26,012
					燃料費	1,721
					光熱水費	1,671
					印刷製本費	243
					通信運搬費	5,422
					委託料	732,250
					手数料	4,527
					賃借料	1,653
					修繕費	504,173
					動力費	139,569
					薬品費	106,670
					材料費	412
					負担金	223,448
					保険料	315
					公課費	330
	2 配水及び給水費	1,430,027	1,245,090	184,937	給料	72,597
					手当等	38,491

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 営業費用	2 配水及び給水費				賞与引当金繰入額	12,347
					法定福利費	23,031
					旅費	86
					備消耗品費	5,147
					燃料費	775
					光熱水費	3,218
					印刷製本費	287
					通信運搬費	6,128
					委託料	180,676
					手数料	462
					賃借料	12,546
					修繕費	989,501
					動力費	50,000
					薬品費	40
					材料費	33,104
					補償金及び賠償金	1,000
					保険料	393
					公課費	198
	3 業務費	732,699	718,708	13,991	給料	24,607
					手当等	13,837
					賞与引当金繰入額	4,252
					法定福利費	7,738
					備消耗品費	2,637
					燃料費	87
					印刷製本費	841
					通信運搬費	35,877

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 営業費用	3 業務費				委託料	586,707
					手数料	47,097
					賃借料	3,510
					修繕費	168
					負担金	30
					保険料	59
					公課費	15
					貸倒引当金繰入額	5,237
	4 総係費	487,862	517,513	△ 29,651	報酬	316
					給料	134,522
					手当等	61,915
					児童手当	9,045
					賞与引当金繰入額	16,928
					法定福利費	40,244
					旅費	1,936
					退職給付費	36,172
					報償費	110
					被服費	4,942
					備消耗品費	8,123
					燃料費	198
					光熱水費	22,616
					印刷製本費	2,893
					通信運搬費	4,039
					広告料	66
					委託料	42,154
					手数料	1,419

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 営業費用	4 総係費				賃借料	34,596
					修繕費	28,562
					負担金	16,794
					研修費	4,030
					食糧費	58
					交際費	100
					厚生費	12,952
					保険料	3,097
					公課費	35
	5 減価償却費	3,017,241	3,024,837	△ 7,596	有形固定資産減価償却費	2,771,560
					無形固定資産減価償却費	245,681
	6 資産減耗費	30,232	72,067	△ 41,835	固定資産除却費	30,232
	(受託工事費)	0	900	△ 900		
2 営業外費用		258,514	238,535	19,979		
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	53,407	60,956	△ 7,549	企業債利息	53,407
	2 消費税及び地方消費税	205,107	177,579	27,528	消費税及び地方消費税	205,107
3 特別損失		42,988	45,805	△ 2,817		
	1 過年度損益修正損	3,804	6,728	△ 2,924	過年度損益修正損	3,804
	2 その他特別損失	39,184	39,077	107	その他特別損失	39,184
4 予備費		50,000	50,000	0		
	1 予備費	50,000	50,000	0	予備費	50,000
収益的支出合計		7,983,583	7,852,455	131,128		

資　本　的　収　入

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 資本的収入		463,252	511,542	△ 48,290		
1 出資金		119,640	106,801	12,839		
	1 出資金	119,640	106,801	12,839	出資金	119,640
2 工事負担金及び寄附金		343,601	404,721	△ 61,120		
	1 工事負担金及び寄附金	343,601	404,721	△ 61,120	工事負担金及び寄附金	343,601
3 固定資産売却代金		11	20	△ 9		
	1 固定資産売却代金	11	20	△ 9	固定資産売却代金	11
資本的収入合計		463,252	511,542	△ 48,290		

資　本　的　支　出

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 資本的支出		6,045,152	6,981,837	△ 936,685		
1 建設改良費		5,694,277	6,583,588	△ 889,311		
	1 施設拡張改良費	5,605,068	6,493,600	△ 888,532	給料	64,636
					手当等	39,811
					法定福利費	21,614
					旅費	113
					備消耗品費	1,468
					燃料費	501
					印刷製本費	213
					通信運搬費	8
					委託料	257,981

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 建設改良費	1 施設拡張改良費				手数料	221
					修繕費	256
					工事請負費	5,217,135
					補償金及び賠償金	1,000
					保険料	94
					公課費	17
	2 固定資産購入費	89,209	89,988	△ 779	機械及び装置購入費	38,335
					車両運搬具購入費	11,112
					工具器具及び備品購入費	39,762
2 企業債償還金		350,875	398,249	△ 47,374		
	1 企業債償還金	350,875	398,249	△ 47,374	企業債償還金	350,875
資本的支出合計		6,045,152	6,981,837	△ 936,685		

令和８年度郡山市簡易水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和８年度郡山市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	1,065戸
(2)	年間総給水量	388,992立方メートル
(3)	一日平均給水量	1,066立方メートル
(4)	主要な建設改良事業	
	施設拡張改良費	1,188千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	
第１款	簡易水道事業収益	208,253千円
第１項	営業収益	47,269千円
第２項	営業外収益	160,984千円
	支出	
第１款	簡易水道事業費用	213,194千円
第１項	営業費用	206,105千円
第２項	営業外費用	6,799千円
第３項	特別損失	290千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額82,501千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額397千円、過年度分損益勘定留保資金13,248千円及び当年度分損益勘定留保資金68,856千円で補てんするものとする。）。

	収入	
第１款	資本的収入	1千円
第１項	固定資産売却代金	1千円

支　　出

第１款　資　　本　　的　　支　　出		82,502千円
第１項　建　　設　　改　　良　　費		4,381千円
第２項　企　　業　　債　　償　　還　　金		78,121千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職　　員　　給　　与　　費	36,973千円

（他会計からの補助金）

第８条　簡易水道事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、121,361千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、801千円と定める。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

注記

1　重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ　退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ　賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和８年度郡山市簡易水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　（単位　千円）

款	項	目	予定額	備考
1 簡易水道事業収益			208,253	
	1 営業収益		47,269	
		1 給水収益	34,992	簡易水道料金
		2 その他の営業収益	44	設計審査・工事検査手数料等
		3 他会計負担金	12,233	消火栓修繕負担金
	2 営業外収益		160,984	
		1 簡易水道加入金	209	簡易水道加入金
		2 雑収益	11	行政財産使用料等
		3 他会計負担金	8,200	物価高騰対応簡易水道料金減免分・児童手当負担金一般会計等負担金
		4 長期前受金戻入	31,203	国庫補助金等収益化額
		5 他会計補助金	121,361	一般会計補助金

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 簡易水道事業費用			213,194	
	1 営業費用		206,105	
		1 原水及び浄水費	64,368	浄水施設等維持管理費用
		2 配水及び給水費	15,036	配水管及び配水施設等維持管理費用
		3 業務費	3,266	料金調定、徴収及び検針等費用
		4 減価償却費	122,679	固定資産減価償却費
		5 資産減耗費	756	有形固定資産除却費
	2 営業外費用		6,799	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	2,736	企業債利息
		2 消費税及び地方消費税	4,063	
	3 特別損失		290	
		1 過年度損益修正損	290	簡易水道料金過年度徴収分還付等費用

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収　　入　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 資本的収入			1	
	1 固定資産売却代金		1	
		1 固定資産売却代金	1	メーター等売却代金

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 資本的支出			82,502	
	1 建設改良費		4,381	
		1 施設拡張改良費	1,188	簡易水道施設整備費用
		2 固定資産購入費	3,193	固定資産取得費用
	2 企業債償還金		78,121	
		1 企業債償還金	78,121	企業債償還元金

令和８年度郡山市簡易水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

（単位　千円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	0
減価償却費	122,679
固定資産除却費	756
賞与引当金の増減額（△は減少）	4
長期前受金戻入額	△ 31,203
支払利息	2,736
未収金の増減額（△は増加）	2,115
未払金の増減額（△は減少）	2,037
小計	99,124
利息の支払額	△ 2,736
業務活動によるキャッシュ・フロー	96,388
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,984
有形固定資産の売却による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,983

簡易水道事業会計

３　財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等企業債の償還による支出	△ 78,121
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 78,121
資金増加額(又は減少額)	14,284
資金期首残高	7,273
資金期末残高	21,557

給　与　費　明　細　書

1　総　括

区分		職員数 特別職（人）	職員数 一般職（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 手当（千円）	給与費 計（千円）	法定福利費（千円）	合計（千円）
本年度	損益勘定支弁職員		（　）4		18,880	11,854	30,734	6,239	36,973
	資本勘定支弁職員		（　）						
	合計		（　）4		18,880	11,854	30,734	6,239	36,973
前年度	損益勘定支弁職員		（　）4		17,187	11,934	29,121	5,410	34,531
	資本勘定支弁職員		（　）						
	合計		（　）4		17,187	11,934	29,121	5,410	34,531
比較	損益勘定支弁職員		（　）0		1,693	△ 80	1,613	829	2,442
	資本勘定支弁職員		（　）						
	合計		（　）0		1,693	△ 80	1,613	829	2,442

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）
	本年度	312	306	672	9	1,865		
	前年度	396	328	693	9	2,331		
	比較	△ 84	△ 22	△ 21	0	△ 466		
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職給付費（千円）
	本年度	4,356	3,682		592	60		
	前年度	4,056	3,451		610	60		
	比較	300	231		△ 18	0		

簡易水道事業会計

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳	（千円）	説　　明 （千円）	備　　考
給　　料	1,693	給与改定に伴う増減分	487		
		昇給に伴う増加分	46		
		その他の増減分	1,160		
手　　当	△ 80	制度改正に伴う増減分	377	期末手当　200 勤勉手当　177	
		その他の増減分	△ 457		

３　給料及び手当の状況

(1)　職員１人当たり給与

区分		事務・技術
令和８年１月１日現在	平均給料月額　(円)	390,725
	平均給与月額　(円)	436,595
	平均年齢　(歳)	56.04
令和７年１月１日現在	平均給料月額　(円)	354,325
	平均給与月額　(円)	377,475
	平均年齢　(歳)	48.03

(2) 級 別 職 員 数

区　　分	事　　務　・　技　　術		
	級	職　員　数（人）	構　成　比（%）
令 和 8 年 1月1日現在	1級	( )	( )
	2級	( )	( )
	3級	( ) 2	( ) 50.0
	4級	( ) 1	( ) 25.0
	5級	( ) 1	( ) 25.0
	6級	( )	( )
	7級	( )	( )
	8級	( )	( )
	計	( ) 4	( ) 100.0
令 和 7 年 1月1日現在	1級	( )	( )
	2級	( ) 1	( ) 25.0
	3級	( ) 1	( ) 25.0
	4級	( ) 1	( ) 25.0
	5級	( ) 1	( ) 25.0
	6級	( )	( )
	7級	( )	( )
	8級	( )	( )
	計	( ) 4	( ) 100.0

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

(3) 昇 給

区分			事務・技術
本年度	職員数（A）（人）		4
	昇給に係る職員数（B）（人）		1
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	1
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	
	比率（B）／（A）（%）		25.0
前年度	職員数（A）（人）		4
	昇給に係る職員数（B）（人）		2
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	2
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	
	比率（B）／（A）（%）		50.0

(4) 特 殊 勤 務 手 当

区　　分	事　務　・　技　術
給料総額に対する比率（%）	0.1
支給対象職員の比率（%） （令和８年１月１日現在）	－
代表的な特殊勤務手当の名称	危険手当 出動手当

債務負担行為に関する調書

（参考）　当該年度に期限が到来する債務負担行為　　（単位　千円）

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	給水収益	損益勘定留保資金	その他
設備保守管理業務委託料（令和７年度分）	3,796	令和 7年度		令和 8年度	3,796	3,796		

簡易水道事業会計

令和７年度郡山市簡易水道事業予定損益計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

（単位　千円）

１ 営業収益			
(1) 給水収益	34,594		
(2) その他の営業収益	55		
(3) 他会計負担金	14,074	48,723	
２ 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	64,763		
(2) 配水及び給水費	22,215		
(3) 業務費	3,142		
(4) 総係費	362		
(5) 減価償却費	121,963	212,445	
営業利益			△ 163,722
３ 営業外収益			
(1) 簡易水道加入金	190		
(2) 雑収益	11		
(3) 他会計負担金	200		
(4) 長期前受金戻入	31,203		
(5) 他会計補助金	136,875	168,479	
４ 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	4,489	4,489	163,990
経常利益			268
５ 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	268	268	△ 268

簡易水道事業会計

当年度純利益	0
その他未処分利益剰余金変動額	0
当年度未処分利益剰余金	0

令和７年度郡山市簡易水道事業予定貸借対照表

（令和８年３月３１日）

（単位　千円）

	資産の部			
１　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ　土地		10,979		
ロ　建物	15,361			
減価償却累計額	△ 4,736	10,625		
ハ　構築物	1,807,419			
減価償却累計額	△ 470,210	1,337,209		
ニ　機械及び装置	98,707			
減価償却累計額	△ 26,039	72,668		
ホ　車両運搬具	133			
減価償却累計額	0	133		
ヘ　工具器具及び備品	174			
減価償却累計額	△ 55	119		
有形固定資産合計			1,431,733	
固定資産合計				1,431,733
２　流動資産				
(1) 現金預金			7,273	
(2) 未収金			18,581	
(3) 貯蔵品			98	
流動資産合計				25,952
資産合計				1,457,685

簡易水道事業会計

負　　債　　の　　部

3　固　　定　　負　　債			
(1) 企　　業　　債			
イ　建設改良費等企業債	70,788		
企　業　債　合　計		70,788	
固　定　負　債　合　計			70,788
4　流　　動　　負　　債			
(1) 企　　業　　債			
イ　建設改良費等企業債	78,121		
企　業　債　合　計		78,121	
(2) 未　　払　　金		6,747	
(3) 引　　当　　金			
イ　賞　与　引　当　金	3,142		
引　当　金　合　計		3,142	
(4) 預　　り　　金		2,757	
流　動　負　債　合　計			90,767
5　繰　　延　　収　　益			
(1) 長　期　前　受　金		558,229	
収　益　化　累　計　額		△ 129,694	
繰　延　収　益　合　計			428,535
負　　債　　合　　計			590,090

資　　本　　の　　部			
6　資　　本　　金			
(1) 資　　本　　金			
イ　固　有　資　本　金	354,083		
ロ　出　　資　　金	512,438		
資　本　金　合　計		866,521	
資　本　金　合　計			866,521
7　剰　　余　　金			
(1) 資　本　剰　余　金			
イ　受　贈　財　産　評　価　額	1,074		
資　本　剰　余　金　合　計		1,074	
剰　余　金　合　計			1,074
資　　本　　合　　計			867,595
負　債　資　本　合　計			1,457,685

令和８年度郡山市簡易水道事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

（単位　千円）

資　　産　　の　　部

１　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ　土地		10,979		
ロ　建物	15,361			
減価償却累計額	△ 5,927	9,434		
ハ　構築物	1,807,419			
減価償却累計額	△ 582,917	1,224,502		
ニ　機械及び装置	99,817			
減価償却累計額	△ 34,802	65,015		
ホ　車両運搬具	2,250			
減価償却累計額	0	2,250		
ヘ　工具器具及び備品	174			
減価償却累計額	△ 73	101		
有形固定資産合計			1,312,281	
固定資産合計				1,312,281
２　流動資産				
(1) 現金預金			21,557	
(2) 未収金			16,466	
(3) 貯蔵品			98	
流動資産合計				38,121
資産合計				1,350,402

簡易水道事業会計

負　　債　　の　　部			
３　固　　定　　負　　債			
(1) 企　　業　　債			
イ　建設改良費等企業債	25,291		
企　業　債　合　計		25,291	
固　定　負　債　合　計			25,291
４　流　　動　　負　　債			
(1) 企　　業　　債			
イ　建設改良費等企業債	45,497		
企　業　債　合　計		45,497	
(2) 未　　払　　金		8,784	
(3) 引　　当　　金			
イ　賞　与　引　当　金	3,146		
引　当　金　合　計		3,146	
(4) 預　　り　　金		2,757	
流　動　負　債　合　計			60,184
５　繰　　延　　収　　益			
(1) 長　期　前　受　金		558,229	
収　益　化　累　計　額		△ 160,897	
繰　延　収　益　合　計			397,332
負　　債　　合　　計			482,807

資　　本　　の　　部			
6　資　　本　　金			
(1) 資　　本　　金			
イ　固　有　資　本　金	354,083		
ロ　出　　資　　金	512,438		
資　本　金　合　計		866,521	
資　本　金　合　計			866,521
7　剰　　余　　金			
(1) 資　本　剰　余　金			
イ　受　贈　財　産　評　価　額	1,074		
資　本　剰　余　金　合　計		1,074	
剰　余　金　合　計			1,074
資　　本　　合　　計			867,595
負　債　資　本　合　計			1,350,402

（参考資料）

令和８年度郡山市簡易水道事業会計予算明細書

収益的収入

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 簡易水道事業収益		208,253	217,316	△ 9,063		
1 営業収益		47,269	52,182	△ 4,913		
	1 給水収益	34,992	38,053	△ 3,061	簡易水道料金	34,992
	2 その他の営業収益	44	55	△ 11	手数料	43
					雑収益	1
	3 他会計負担金	12,233	14,074	△ 1,841	他会計負担金	12,233
2 営業外収益		160,984	165,134	△ 4,150		
	1 簡易水道加入金	209	209	0	簡易水道加入金	209
	2 雑収益	11	11	0	その他雑収益	11
	3 他会計負担金	8,200	200	8,000	他会計負担金	8,200
	4 長期前受金戻入	31,203	31,203	0	長期前受金戻入	31,203
	5 他会計補助金	121,361	133,511	△ 12,150	他会計補助金	121,361
収益的収入合計		208,253	217,316	△ 9,063		

収　益　的　支　出

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 簡易水道事業費用		213,194	223,116	△ 9,922		
1 営業費用		206,105	214,270	△ 8,165		
	1 原水及び浄水費	64,368	64,018	350	給料	18,880
					手当等	9,239
					児童手当	200
					賞与引当金繰入額	3,146
					法定福利費	5,708
					旅費	22
					報償費	676
					備消耗品費	673
					燃料費	510
					光熱水費	560
					印刷製本費	53
					通信運搬費	349
					委託料	8,941
					手数料	103
					賃借料	16
					修繕費	2,812
					動力費	7,777
					薬品費	739
					負担金	3,759
					保険料	189
					公課費	16
	2 配水及び給水費	15,036	24,436	△ 9,400	委託料	236
					修繕費	14,800

簡易水道事業会計

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 営業費用	3 業務費	3,266	3,455	△ 189	備消耗品費	241
					通信運搬費	170
					負担金	2,855
	4 減価償却費	122,679	121,963	716	有形固定資産減価償却費	122,679
	5 資産減耗費	756	0	756	固定資産除却費	756
	(総係費)	0	398	△ 398		
2 営業外費用		6,799	8,552	△ 1,753		
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	2,736	4,489	△ 1,753	企業債利息	2,736
	2 消費税及び地方消費税	4,063	4,063	0	消費税及び地方消費税	4,063
3 特別損失		290	294	△ 4		
	1 過年度損益修正損	290	294	△ 4	過年度損益修正損	290
収益的支出合計		213,194	223,116	△ 9,922		

資　本　的　収　入

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 資本的収入		1	1	0		
1 固定資産売却代金		1	1	0		
	1 固定資産売却代金	1	1	0	固定資産売却代金	1
資本的収入合計		1	1	0		

資　本　的　支　出

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 資本的支出		82,502	77,627	4,875		
1 建設改良費		4,381	1,260	3,121		
	1 施設拡張改良費	1,188	0	1,188	工事請負費	1,188
	2 固定資産購入費	3,193	1,260	1,933	機械及び装置購入費	801
					車両運搬具購入費	2,392
2 企業債償還金		78,121	76,367	1,754		
	1 企業債償還金	78,121	76,367	1,754	企業債償還金	78,121
資本的支出合計		82,502	77,627	4,875		

令和８年度郡山市下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和８年度郡山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	114,226戸
(2) 年間総処理水量	28,067,384立方メートル
(3) 一日平均処理水量	76,897立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道建設費	6,045,751千円
流域下水道建設費	229,693千円
特定環境保全公共下水道建設費	84,290千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の資産減耗費290,000千円の財源にあてるため、企業債290,000千円を借り入れる。

収入	
第１款　下水道事業収益	9,060,320千円
第１項　営業収益	5,935,988千円
第２項　営業外収益	3,121,987千円
第３項　特別利益	2,345千円
支出	
第１款　下水道事業費用	9,575,397千円
第１項　営業費用	8,833,759千円
第２項　営業外費用	738,096千円
第３項　特別損失	3,542千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,658,100千円は、当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額162,247千円及び当年度分損益勘定留保資金3,495,853千円で補てんするものとする。）。

	収　　入	
第１款	下水道事業資本的収入	7,448,167千円
第１項	企業債	3,849,500千円
第２項	他会計出資金	1,161,720千円
第３項	負担金及び分担金	62,580千円
第４項	補助金	2,374,367千円
	支　　出	
第１款	下水道事業資本的支出	11,106,267千円
第１項	建設改良費	6,674,027千円
第２項	企業債償還金	4,432,240千円

（継続費）

第５条　継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
１下水道事業資本的支出	１建設改良費	水門町ポンプ場No.1原動機改築工事	292,820	８	18,630
				９	274,190
		行合橋中継ポンプ場電気設備改築工事	770,770	８	3,600
				９	268,200
				10	498,970

款	項	事　業　名	総　額	年度	年割額
１下水道事業資本的支出	１建設改良費	湖南浄化センター電気設備改築工事	千円 768,526	８	千円 32,220
				９	357,030
				10	379,276
		湖南浄化センター弁類改修工事	156,453	８	2,970
				９	86,400
				10	67,083

（債務負担行為）

第６条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　　度　　額
水洗便所改造資金利子補給金（令和８年度貸付分）	令和８年度から 令和13年度まで	借入期間中における融資残高に対する利子相当額
水洗便所改造資金利子補給金（令和８年度貸付分） 損失補償	令和８年度から 令和13年度まで	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額

事　　項	期　　間	限　　度　　額
湖南地区特定環境保全公共下水道事業官民連携発注アドバイザリー業務委託（令和８年度分）	令和８年度から 令和９年度まで	千円 50,000

（企業債）

第７条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
下水道整備事業	千円 3,511,400	証書借入又は証券発行	5.00%以内	借入年度から据置期間を含め、30年以内に元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができる。
特別措置分	138,100			
資本費平準化債	200,000			
下水道施設等整理事業	290,000			
合　　計	4,139,500			

（一時借入金）

第８条　一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第９条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第10条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職　　員　　給　　与　　費　　714,075千円

（他会計からの補助金）

第11条　下水道事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、185,824千円である。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

注記

1　重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ　退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ　賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ　貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2　セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の２つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

（単位　千円）

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	141,118,325	5,991,098	147,109,423
セグメント負債	100,315,106	3,972,231	104,287,337

令和８年度郡山市下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 下水道事業収益			9,060,320	
	1 営業収益		5,935,988	
		1 下水道使用料	4,219,022	下水道使用料
		2 他会計負担金	1,711,535	雨水処理一般会計負担金
		3 その他の営業収益	5,431	下水道接続維持管理負担金等
	2 営業外収益		3,121,987	
		1 他会計負担金	1,469,851	汚水処理等一般会計負担金
		2 他会計補助金	185,824	汚水処理等一般会計補助金
		3 雑収益	13,156	占用料等
		4 消費税及び地方消費税還付金	18,627	
		5 長期前受金戻入	1,434,529	国庫補助金等収益化額
	3 特別利益		2,345	
		1 過年度損益修正益	1	
		2 その他特別利益	2,344	貸倒引当金戻入

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 下水道事業費用			9,575,397	
	1 営業費用		8,833,759	
		1 管渠費	378,347	管渠維持管理費用
		2 ポンプ場費	341,486	ポンプ場維持管理費用
		3 処理場費（郡山）	178,950	下水道管理センター維持管理費用
		4 処理場費（湖南）	198,737	湖南浄化センター維持管理費用
		5 普及費	6,805	普及促進費用
		6 業務費	220,820	使用料賦課収納業務費用
		7 総係費	132,335	管理運営等費用
		8 流域下水道管理費	1,715,021	流域下水道維持管理負担金
		9 給与費	420,372	職員給与費
		10 減価償却費	4,872,105	固定資産減価償却費
		11 資産減耗費	368,781	有形固定資産除却費
	2 営業外費用		738,096	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	738,096	企業債利息
	3 特別損失		3,542	
		1 過年度損益修正損	3,541	使用料過年度徴収分還付等費用
		2 その他特別損失	1	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収　　入

（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 下水道事業資本的収入			7,448,167	
	1 企業債		3,849,500	
		1 建設企業債	3,511,400	建設改良事業企業債
		2 その他企業債	338,100	企業債償還等企業債
	2 他会計出資金		1,161,720	
		1 他会計出資金	1,161,720	一般会計出資金
	3 負担金及び分担金		62,580	
		1 下水道受益者負担金	62,545	受益者負担金
		2 下水道受益者分担金	34	受益者分担金
		3 工事負担金	1	建設工事負担金
	4 補助金		2,374,367	
		1 国庫補助金	2,374,367	建設改良事業国庫補助金

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 下水道事業資本的支出			11,106,267	
	1 建設改良費		6,674,027	
		1 管渠費	5,800,214	管渠整備費用
		2 ポンプ場費	291,137	ポンプ場整備費用
		3 処理場費	38,690	処理場整備費用
		4 流域下水道費	229,693	流域下水道建設負担金
		5 固定資産購入費	8,395	固定資産取得費用
		6 建設管理費	305,898	職員給与費
	2 企業債償還金		4,432,240	
		1 企業債償還金	4,432,240	企業債償還元金

令和８年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書

（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

（単位　千円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 677,324
減価償却費	4,872,105
固定資産除却費	58,881
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 6,810
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 23,726
長期前受金戻入額	△ 1,434,529
支払利息	738,096
未収金の増減額（△は増加）	243,642
未払金の増減額（△は減少）	△ 240,978
小計	3,529,357
利息の支払額	△ 738,096
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,791,261

２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 5,877,493
無形固定資産の取得による支出	△ 208,812
国庫補助金による収入	2,374,367
受益者負担金分担金による収入	62,579
工事負担金による収入	1
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 215,012
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,864,370
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	3,849,500
その他の企業債による収入	290,000
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 4,385,001
その他の企業債の償還による支出	△ 47,239
他会計からの出資による収入	1,161,720
財務活動によるキャッシュ・フロー	868,980
資金増加額（又は減少額）	△ 204,129
資金期首残高	819,849
資金期末残高	615,720

給　与　費　明　細　書

1　総　括

区分		職員数 特別職（人）	職員数 一般職（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 手当（千円）	給与費 計（千円）	法定福利費（千円）	合計（千円）
本年度	損益勘定支弁職員	13	(15) 38	316	203,506	148,697	352,519	68,169	420,688
	資本勘定支弁職員		( ) 31		145,332	97,746	243,078	50,309	293,387
	合計	13	(15) 69	316	348,838	246,443	595,597	118,478	714,075
前年度	損益勘定支弁職員	13	(12) 38	316	192,330	120,068	312,714	65,224	377,938
	資本勘定支弁職員		( ) 31		140,170	95,804	235,974	47,859	283,833
	合計	13	(12) 69	316	332,500	215,872	548,688	113,083	661,771
比較	損益勘定支弁職員	0	(3) 0	0	11,176	28,629	39,805	2,945	42,750
	資本勘定支弁職員		( ) 0		5,162	1,942	7,104	2,450	9,554
	合計	0	(3) 0	0	16,338	30,571	46,909	5,395	52,304

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）
	本年度	13,550	5,734	3,784	1,187	39,680	1,009	
	前年度	13,304	6,217	4,456	1,187	36,800	1,009	
	比較	246	△ 483	△ 672	0	2,880	0	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職給付費（千円）
	本年度	81,518	67,036		9,920	637		22,388
	前年度	77,778	64,017		10,425	679		0
	比較	3,740	3,019		△ 505	△ 42		22,388

下水道事業会計

(1)　会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区分		職員数 特別職（人）	職員数 一般職（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 手当（千円）	給与費 計（千円）	法定福利費（千円）	合計（千円）
本年度	損益勘定支弁職員	13	（ ）38	316	173,658	136,588	310,562	60,660	371,222
	資本勘定支弁職員		（ ）31		145,332	97,746	243,078	50,309	293,387
	合計	13	（ ）69	316	318,990	234,334	553,640	110,969	664,609
前年度	損益勘定支弁職員	13	（ ）38	316	169,650	110,495	280,461	59,564	340,025
	資本勘定支弁職員		（ ）31		140,170	95,804	235,974	47,859	283,833
	合計	13	（ ）69	316	309,820	206,299	516,435	107,423	623,858
比較	損益勘定支弁職員	0	（ ）0	0	4,008	26,093	30,101	1,096	31,197
	資本勘定支弁職員		（ ）0		5,162	1,942	7,104	2,450	9,554
	合計	0	（ ）0	0	9,170	28,035	37,205	3,546	40,751

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）
	本年度	13,550	4,804	3,784	1,007	39,680	1,009	
	前年度	13,304	5,518	4,456	1,007	36,800	1,009	
	比較	246	△ 714	△ 672	0	2,880	0	
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職給付費（千円）
	本年度	75,554	62,001		9,920	637		22,388
	前年度	73,053	60,048		10,425	679		0
	比較	2,501	1,953		△ 505	△ 42		22,388

下水道事業会計

(2)　会計年度任用職員（再掲）

区分		職員数 特別職（人）	職員数 一般職（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 手当（千円）	給与費 計（千円）	法定福利費（千円）	合計（千円）
本年度	損益勘定支弁職員		(15)		29,848	12,109	41,957	7,509	49,466
	資本勘定支弁職員		( )						
	合計		(15)		29,848	12,109	41,957	7,509	49,466
前年度	損益勘定支弁職員		(12)		22,680	9,573	32,253	5,660	37,913
	資本勘定支弁職員		( )						
	合計		(12)		22,680	9,573	32,253	5,660	37,913
比較	損益勘定支弁職員		(3)		7,168	2,536	9,704	1,849	11,553
	資本勘定支弁職員		( )						
	合計		(3)		7,168	2,536	9,704	1,849	11,553

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）
	本年度		930		180			
	前年度		699		180			
	比較		231		0			
	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職給付費（千円）
	本年度	5,964	5,035					
	前年度	4,725	3,969					
	比較	1,239	1,066					

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳 （千円）		説　　明 （千円）	備　　考
給　　料	16,338	給与改定に伴う増減分	10,143		
		昇給に伴う増加分	2,215		
		その他の増減分	3,980		
手　　当	30,571	制度改正に伴う増減分	6,628	期末手当　3,518 勤勉手当　3,110	
		その他の増減分	23,943		

３　給料及び手当の状況　（会計年度任用職員を除く）

(1)　職員１人当たり給与

区分		事務・技術
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	382,433
	平均給与月額（円）	438,641
	平均年齢（歳）	49.00
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	371,556
	平均給与月額（円）	424,395
	平均年齢（歳）	47.10

(2) 級 別 職 員 数

区　　分	事　　務　・　技　　術		
	級	職　員　数（人）	構　成　比（%）
令 和 8 年 1月1日現在	1級	( ) 1	( ) 1.4
	2級	( )	( )
	3級	( ) 18	( ) 26.1
	4級	( ) 36	( ) 52.2
	5級	( ) 11	( ) 16.0
	6級	( ) 1	( ) 1.4
	7級	( ) 1	( ) 1.4
	8級	( ) 1	( ) 1.5
	計	( ) 69	( ) 100.0
令 和 7 年 1月1日現在	1級	( ) 1	( ) 1.4
	2級	( ) 1	( ) 1.4
	3級	( ) 17	( ) 24.7
	4級	( ) 35	( ) 50.8
	5級	( ) 12	( ) 17.4
	6級	( ) 1	( ) 1.4
	7級	( ) 1	( ) 1.4
	8級	( ) 1	( ) 1.5
	計	( ) 69	( ) 100.0

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

(3) 昇 給

区分			事務・技術
本年度	職員数（A）（人）		69
	昇給に係る職員数（B）（人）		50
	号給数別内訳	1号給（人）	1
		2号給（人）	
		3号給（人）	1
		4号給（人）	46
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	2
	比率（B）／（A）（%）		72.5
前年度	職員数（A）（人）		69
	昇給に係る職員数（B）（人）		52
	号給数別内訳	1号給（人）	
		2号給（人）	
		3号給（人）	
		4号給（人）	51
		5号給（人）	
		6号給（人）	
		7号給（人）	
		8号給（人）	1
	比率（B）／（A）（%）		75.4

(4) 特 殊 勤 務 手 当

区　　分	事　務　・　技　術
給料総額に対する比率（%）	0.3
支給対象職員の比率（%） （令和８年１月１日現在）	5.8
代表的な特殊勤務手当の名称	不快業務従事職員の手当

継　続　費　に　関　す　る　調　書

（単位　千円）

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生（見込）額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（％）	備考
			年度	年割額	左の財源内訳 企業債	一般会計出資金	国県補助金	損益勘定留保資金等							
１下水道事業資本的支出	１建設改良費	小原田導水管整備事業	５	220,000	99,000		110,000	11,000						0.0	逓次繰越 220,000
			６	420,000	189,000		210,000	21,000						0.0	逓次繰越 640,000
			７	140,000	63,000		70,000	7,000		780,000		780,000		77.1	
			８	232,000	190,800		29,500	11,700			232,000	232,000		22.9	
			計	1,012,000	541,800		419,500	50,700		780,000	232,000	1,012,000		100.0	

下水道事業会計

（単位　千円）

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生（見込）額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（％）	備考
			年度	年割額	左の財源内訳 企業債	左の財源内訳 一般会計出資金	左の財源内訳 国県補助金	左の財源内訳 損益勘定留保資金等							
1下水道事業資本的支出	1建設改良費	公共下水道整備事業（富田東地区・御前南地区）	6	95,700	43,000		47,850	4,850						0.0	逓次繰越 95,700
			7	1,045,400	533,600		459,480	52,320		1,141,100		1,141,100		36.3	
			8	1,682,700	875,000		723,420	84,280			1,682,700	1,682,700		53.6	
			9	204,900	194,600			10,300					204,900	6.5	
			10	112,000	106,400			5,600					112,000	3.6	
			計	3,140,700	1,752,600		1,230,750	157,350		1,141,100	1,682,700	2,823,800	316,900	100.0	
		五輪下外排水樋門遠隔操作化改修工事	6	12,000	5,400		6,000	600						0.0	逓次繰越 12,000
			7	159,630	71,800		79,815	8,015		171,630		171,630		95.5	
			8	8,000	3,600		4,000	400			8,000	8,000		4.5	
			計	179,630	80,800		89,815	9,015		171,630	8,000	179,630		100.0	

（単位　千円）

款	項	事業名	全体計画 年度	全体計画 年割額	全体計画 左の財源内訳 企業債	全体計画 左の財源内訳 一般会計出資金	全体計画 左の財源内訳 国県補助金	全体計画 左の財源内訳 損益勘定留保資金等	前々年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生（見込）額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（％）	備考
１下水道事業資本的支出	１建設改良費	水門町ポンプ場No.１原動機改築工事	８	18,630	8,300		9,315	1,015			18,630	18,630		6.4	
			９	274,190	123,300		137,095	13,795				0	274,190	93.6	
			計	292,820	131,600		146,410	14,810		0	18,630	18,630	274,190	100.0	
		行合橋中継ポンプ場電気設備改築工事	８	3,600	1,600		1,800	200			3,600	3,600		0.5	
			９	268,200	120,600		134,100	13,500					268,200	34.8	
			10	498,970	224,500		249,485	24,985					498,970	64.7	
			計	770,770	346,700		385,385	38,685		0	3,600	3,600	767,170	100.0	

（単位　千円）

款	項	事業名	全体計画 年度	全体計画 年割額	全体計画 左の財源内訳 企業債	全体計画 左の財源内訳 一般会計出資金	全体計画 左の財源内訳 国県補助金	全体計画 左の財源内訳 損益勘定留保資金等	前々年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生（見込）額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（％）	備考
１下水道事業資本的支出	１建設改良費	湖南浄化センター電気設備改築工事	８	32,220	12,800		17,721	1,699			32,220	32,220		4.2	
			９	357,030	146,200		192,928	17,902				0	357,030	46.5	
			10	379,276	153,400		206,815	19,061					379,276	49.3	
			計	768,526	312,400		417,464	38,662			32,220	32,220	736,306	100.0	
		湖南浄化センター弁類改修工事	８	2,970	1,100		1,633	237			2,970	2,970		1.9	
			９	86,400	34,500		47,520	4,380				0	86,400	55.2	
			10	67,083	26,800		36,895	3,388					67,083	42.9	
			計	156,453	62,400		86,048	8,005		0	2,970	2,970	153,483	100.0	

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

1　当該年度設定債務負担行為　　（単位　千円）

事　　項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左　の　財　源　内　訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	企 業 債	国県補助金	そ の 他
水洗便所改造資金利子補給金（令和８年度貸付分）	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			令和 8年度 令和13年度	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			全額
水洗便所改造資金利子補給金（令和８年度貸付分） 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額			令和 8年度 令和13年度				
湖南地区特定環境保全公共下水道事業官民連携発注アドバイザリー業務委託（令和８年度分）	50,000			令和 8年度 令和 9年度	50,000			50,000

下水道事業会計

２　前年度以前設定債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国県補助金	その他
水洗便所改造資金利子補給金（令和４年度貸付分）	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和 4年度 令和 7年度	183	令和 8年度 令和 9年度	23			23
水洗便所改造資金利子補給金（令和４年度貸付分） 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和 4年度 令和 7年度		令和 8年度 令和 9年度				

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国県補助金	その他
水洗便所改造資金利子補給金（令和５年度貸付分）	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和 5年度 令和 7年度	225	令和 8年度 令和10年度	80			80
水洗便所改造資金利子補給金（令和５年度貸付分） 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和 5年度 令和 7年度		令和 8年度 令和10年度				

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国県補助金	その他
水洗便所改造資金利子補給金（令和６年度貸付分）	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和 6年度 令和 7年度	126	令和 8年度 令和11年度	102			102
水洗便所改造資金利子補給金（令和６年度貸付分） 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和 6年度 令和 7年度		令和 8年度 令和11年度				

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国県補助金	その他
水洗便所改造資金利子補給金（令和７年度貸付分）	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			全額
水洗便所改造資金利子補給金（令和７年度貸付分） 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度				

（参考）　当該年度に期限が到来する債務負担行為　　（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国県補助金	その他
水洗便所改造資金利子補給金（令和３年度貸付分）	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和 3年度 令和 7年度	132	令和 8年度	4			4
水洗便所改造資金利子補給金（令和３年度貸付分） 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和 3年度 令和 7年度		令和 8年度				
設備保守管理業務委託料（令和７年度分）	15,663	令和 7年度		令和 8年度	15,663			15,663
設備保守管理業務修繕費（令和７年度分）	72,500	令和 7年度		令和 8年度	72,500			7,250
基礎杭撤去工事費（令和７年度分）	290,000	令和 7年度		令和 8年度	290,000	290,000		

令和７年度郡山市下水道事業予定損益計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

（単位　千円）

１ 営業収益			
(1) 下水道使用料	3,847,227		
(2) 他会計負担金	1,664,525		
(3) その他の営業収益	6,353	5,518,105	
２ 営業費用			
(1) 管渠費	530,839		
(2) ポンプ場費	290,484		
(3) 処理場費（郡山）	157,776		
(4) 処理場費（湖南）	134,600		
(5) 普及費	7,850		
(6) 業務費	207,594		
(7) 総係費	127,127		
(8) 流域下水道管理費	1,522,471		
(9) 給与費	385,300		
(10) 減価償却費	4,832,201		
(11) 資産減耗費	314,009	8,510,251	
営業利益			△ 2,992,146
３ 営業外収益			
(1) 他会計負担金	1,653,826		
(2) 他会計補助金	159,760		
(3) 雑収益	11,925		
(4) 長期前受金戻入	1,413,984	3,239,495	

下水道事業会計

4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	736,501		
(2) 雑支出	73,137	809,638	2,429,857
経常利益			△ 562,289
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	1		
(2) その他特別利益	223	224	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	5,880		
(2) その他特別損失	1	5,881	△ 5,657
当年度純損失			△ 567,946
その他未処分利益剰余金変動額			35,868
当年度未処分利益剰余金			△ 532,078

令和７年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

（令和８年３月３１日）

（単位　千円）

資　産　の　部

１　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ　土地		3,715,365		
ロ　建物	2,240,776			
減価償却累計額	△ 1,052,011	1,188,765		
ハ　構築物	187,504,609			
減価償却累計額	△ 59,881,320	127,623,289		
ニ　機械及び装置	15,076,669			
減価償却累計額	△ 9,546,857	5,529,812		
ホ　車両及び運搬具	23,059			
減価償却累計額	△ 9,820	13,239		
ヘ　工具器具及び備品	58,795			
減価償却累計額	△ 27,264	31,531		
ト　建設仮勘定		1,204,682		
有形固定資産合計			139,306,683	
(2) 無形固定資産				
イ　施設利用権		5,089,090		
無形固定資産合計			5,089,090	
(3) 投資その他の資産				
イ　出資金		8,384		
投資その他の資産合計			8,384	
固定資産合計				144,404,157
２　流動資産				
(1) 現金預金			819,849	
(2) 未収金		1,173,023		
貸倒引当金		△ 28,379	1,144,644	
(3) 貯蔵品			1,643	
(4) その他流動資産			15	
流動資産合計				1,966,151
資産合計				146,370,308

下水道事業会計

負　　債　　の　　部			
３　固　　定　　負　　債			
(1) 企　　業　　債			
イ　建設改良費等企業債	49,772,853		
ロ　その他の企業債	596,631		
企　業　債　合　計		50,369,484	
固　定　負　債　合　計			50,369,484
４　流　　動　　負　　債			
(1) 企　　業　　債			
イ　建設改良費等企業債	4,385,001		
ロ　その他の企業債	47,239		
企　業　債　合　計		4,432,240	
(2) 未　　払　　金		1,554,822	
(3) 引　　当　　金			
イ　賞与引当金	54,163		
引　当　金　合　計		54,163	
(4) 預　　り　　金		4,812	
流　動　負　債　合　計			6,046,037
５　繰　　延　　収　　益			
(1) 長　期　前　受　金		69,901,543	
収　益　化　累　計　額		△ 22,284,446	
繰　延　収　益　合　計			47,617,097
負　　債　　合　　計			104,032,618

資　　本　　の　　部

６　資本金			
(1) 資本金			
イ　固有資本金	10,745,295		
ロ　他会計出資金	28,561,683		
ハ　組入資本金	756,484		
資本金合計		40,063,462	
資本金合計			40,063,462
７　剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ　国庫補助金	1,131,046		
ロ　県補助金	21,676		
ハ　受益者負担金及び分担金	1,251,382		
ニ　工事負担金及び寄附金	28,857		
ホ　受贈財産評価額	370,438		
ヘ　その他資本剰余金	2,907		
資本剰余金合計		2,806,306	
(2) 利益剰余金			
イ　当年度未処理欠損金	△ 532,078		
利益剰余金合計		△ 532,078	
剰余金合計			2,274,228
資本合計			42,337,690
負債資本合計			146,370,308

令和８年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

（単位　千円）

	資産の部			
１　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ　土地		3,715,365		
ロ　建物	2,200,867			
減価償却累計額	△ 1,072,322	1,128,545		
ハ　構築物	192,181,248			
減価償却累計額	△ 63,954,994	128,226,254		
ニ　機械及び装置	14,710,369			
減価償却累計額	△ 9,688,747	5,021,622		
ホ　車両及び運搬具	23,059			
減価償却累計額	△ 10,423	12,636		
ヘ　工具器具及び備品	66,430			
減価償却累計額	△ 34,917	31,513		
ト　建設仮勘定		2,389,076		
有形固定資産合計			140,525,011	
(2) 無形固定資産				
イ　施設利用権		5,050,838		
無形固定資産合計			5,050,838	
(3) 投資その他の資産				
イ　出資金		8,384		
投資その他の資産合計			8,384	
固定資産合計				145,584,233
２　流動資産				
(1) 現金預金			615,720	
(2) 未収金		929,381		
貸倒引当金		△ 21,569	907,812	
(3) 貯蔵品			1,643	
(4) その他流動資産			15	
流動資産合計				1,525,190
資産合計				147,109,423

下水道事業会計

負　　債　　の　　部			
３　固　定　負　債			
(1) 企　業　債			
イ　建設改良費等企業債	49,507,336		
ロ　その他の企業債	840,114		
企　業　債　合　計		50,347,450	
固　定　負　債　合　計			50,347,450
４　流　動　負　債			
(1) 企　業　債			
イ　建設改良費等企業債	4,115,017		
ロ　その他の企業債	46,517		
企　業　債　合　計		4,161,534	
(2) 未　払　金		1,313,844	
(3) 引　当　金			
イ　賞与引当金	55,194		
引　当　金　合　計		55,194	
(4) 預　り　金		4,812	
流　動　負　債　合　計			5,535,384
５　繰　延　収　益			
(1) 長　期　前　受　金		72,123,478	
収　益　化　累　計　額		△ 23,718,975	
繰　延　収　益　合　計			48,404,503
負　債　合　計			104,287,337

資　　本　　の　　部

６　資本金			
(1) 資本金			
イ　固有資本金	10,745,295		
ロ　他会計出資金	29,723,403		
ハ　組入資本金	756,484		
資本金合計		41,225,182	
資本金合計			41,225,182
７　剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ　国庫補助金	1,131,046		
ロ　県補助金	21,676		
ハ　受益者負担金及び分担金	1,251,382		
ニ　工事負担金及び寄附金	28,857		
ホ　受贈財産評価額	370,438		
ヘ　その他資本剰余金	2,907		
資本剰余金合計		2,806,306	
(2) 利益剰余金			
イ　当年度未処理欠損金	△ 1,209,402		
利益剰余金合計		△ 1,209,402	
剰余金合計			1,596,904
資本合計			42,822,086
負債資本合計			147,109,423

（参考資料）

令和８年度郡山市下水道事業会計予算明細書

収益的収入

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 下水道事業収益		9,060,320	9,166,910	△ 106,590		
1 営業収益		5,935,988	5,901,507	34,481		
	1 下水道使用料	4,219,022	4,231,949	△ 12,927	公共下水道使用料	4,194,140
					特定環境保全公共下水道使用料	24,882
	2 他会計負担金	1,711,535	1,662,746	48,789	他会計負担金	1,711,535
	3 その他の営業収益	5,431	6,812	△ 1,381	手数料	1,247
					農業集落排水施設下水道接続維持管理負担金	4,184
2 営業外収益		3,121,987	3,265,402	△ 143,415		
	1 他会計負担金	1,469,851	1,647,761	△ 177,910	他会計負担金	1,469,851
	2 他会計補助金	185,824	159,636	26,188	他会計補助金	185,824
	3 雑収益	13,156	12,014	1,142	占用料	2,667
					延滞金	1
					その他雑収益	10,488
	4 消費税及び地方消費税還付金	18,627	32,007	△ 13,380	消費税及び地方消費税還付金	18,627
	5 長期前受金戻入	1,434,529	1,413,984	20,545	長期前受金戻入	1,434,529
3 特別利益		2,345	1	2,344		
	1 過年度損益修正益	1	1	0	過年度損益修正益	1
	2 その他特別利益	2,344	0	2,344	その他特別利益	2,344
収益的収入合計		9,060,320	9,166,910	△ 106,590		

収　益　的　支　出

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 下水道事業費用		9,575,397	9,561,117	14,280		
1 営業費用		8,833,759	8,818,198	15,561		
	1 管渠費	378,347	583,877	△ 205,530	旅費	143
					備消耗品費	3,908
					燃料費	393
					印刷製本費	341
					通信運搬費	2,181
					委託料	258,307
					手数料	375
					賃借料	343
					修繕費	107,961
					動力費	2,388
					材料費	1,704
					負担金	25
					保険料	166
					公課費	112
	2 ポンプ場費	341,486	319,489	21,997	旅費	21
					備消耗品費	2,949
					光熱水費	616
					通信運搬費	5,870
					委託料	141,135
					手数料	3,968
					賃借料	2
					修繕費	103,900
					動力費	82,164

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 営業費用	2 ポンプ場費				薬品費	279
					保険料	582
	3 処理場費（郡山）	178,950	173,502	5,448	旅費	21
					備消耗品費	4,694
					燃料費	337
					光熱水費	600
					印刷製本費	250
					通信運搬費	844
					委託料	137,447
					手数料	2,097
					賃借料	214
					修繕費	11,301
					動力費	19,750
					薬品費	999
					保険料	336
					公課費	60
	4 処理場費（湖南）	198,737	148,042	50,695	旅費	21
					備消耗品費	1,927
					燃料費	36
					光熱水費	630
					通信運搬費	707
					委託料	114,460
					手数料	1,238
					賃借料	10
					修繕費	46,870
					動力費	25,071

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 営業費用	4 処理場費（湖南）				薬品費	7,634
					保険料	133
	5 普及費	6,805	8,399	△ 1,594	備消耗品費	106
					燃料費	73
					印刷製本費	673
					通信運搬費	646
					手数料	305
					賃借料	2,218
					修繕費	39
					負担金	2,704
					保険料	34
					公課費	7
	6 業務費	220,820	227,239	△ 6,419	備消耗品費	700
					通信運搬費	390
					負担金	219,621
					貸倒引当金繰入額	109
	7 総係費	132,335	138,110	△ 5,775	報酬	316
					児童手当	7,455
					旅費	1,815
					報償費	28
					備消耗品費	3,844
					燃料費	519
					光熱水費	280
					印刷製本費	848
					通信運搬費	175
					手数料	266

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 営業費用	7 総係費				賃借料	352
					修繕費	443
					負担金	111,976
					研修費	3,042
					保険料	946
					公課費	30
	8 流域下水道管理費	1,715,021	1,674,718	40,303	負担金	1,715,021
	9 給与費	420,372	377,622	42,750	給料	203,506
					手当等	101,377
					賞与引当金繰入額	29,989
					法定福利費	63,112
					退職給付費	22,388
	10 減価償却費	4,872,105	4,832,201	39,904	有形固定資産減価償却費	4,625,041
					無形固定資産減価償却費	247,064
	11 資産減耗費	368,781	334,999	33,782	固定資産除却費	368,781
2 営業外費用		738,096	736,501	1,595		
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	738,096	736,501	1,595	企業債利息	738,096
3 特別損失		3,542	6,418	△ 2,876		
	1 過年度損益修正損	3,541	6,417	△ 2,876	過年度損益修正損	3,541
	2 その他特別損失	1	1	0	その他特別損失	1
収益的支出合計		9,575,397	9,561,117	14,280		

資　本　的　収　入

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 下水道事業資本的収入		7,448,167	7,438,275	9,892		
1 企業債		3,849,500	3,389,600	459,900		
	1 建設企業債	3,511,400	3,018,800	492,600	建設企業債	3,511,400
	2 その他企業債	338,100	370,800	△ 32,700	特別措置分	138,100
					資本費平準化債	200,000
2 他会計出資金		1,161,720	1,518,881	△ 357,161		
	1 他会計出資金	1,161,720	1,518,881	△ 357,161	他会計出資金	1,161,720
3 負担金及び分担金		62,580	218,899	△ 156,319		
	1 下水道受益者負担金	62,545	79,771	△ 17,226	下水道受益者負担金	62,545
	2 下水道受益者分担金	34	377	△ 343	下水道受益者分担金	34
	3 工事負担金	1	138,751	△ 138,750	工事負担金	1
4 補助金		2,374,367	2,310,895	63,472		
	1 国庫補助金	2,374,367	2,310,895	63,472	国庫補助金	2,374,367
資本的収入合計		7,448,167	7,438,275	9,892		

資　本　的　支　出

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 下水道事業資本的支出		11,106,267	11,133,917	△ 27,650		
1 建設改良費		6,674,027	6,357,170	316,857		
	1 管渠費	5,800,214	5,021,435	778,779	委託料	756,300
					工事請負費	4,882,714
					補償金及び賠償金	161,200
	2 ポンプ場費	291,137	697,541	△ 406,404	委託料	51,440
					工事請負費	224,697
					補償金及び賠償金	15,000
	3 処理場費	38,690	161,020	△ 122,330	委託料	3,000
					工事請負費	35,690
	4 流域下水道費	229,693	165,363	64,330	負担金	229,693
	5 固定資産購入費	8,395	15,619	△ 7,224	工具器具及び備品購入費	8,395
	6 建設管理費	305,898	296,192	9,706	給料	145,332
					手当等	97,746
					法定福利費	50,309
					旅費	411
					負担金	12,100
2 企業債償還金		4,432,240	4,776,747	△ 344,507		
	1 企業債償還金	4,432,240	4,776,747	△ 344,507	企業債償還金	4,432,240
資本的支出合計		11,106,267	11,133,917	△ 27,650		

令和８年度郡山市農業集落排水事業会計予算

（総則）

第１条　令和８年度郡山市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	4,304戸
(2) 年間総処理水量	771,927立方メートル
(3) 一日平均処理水量	2,115立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
農業集落排水事業建設費	203,809千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款 農業集落排水事業収益	726,711千円
第１項 営業収益	130,326千円
第２項 営業外収益	596,384千円
第３項 特別利益	1千円
支出	
第１款 農業集落排水事業費用	713,022千円
第１項 営業費用	665,027千円
第２項 営業外費用	47,509千円
第３項 特別損失	486千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額256,197千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,689千円及び当年度分損益勘定留保資金242,508千円で補てんするものとする。）。

収入	
第１款 農業集落排水事業資本的収入	311,049千円

第１項　企業債	154,700千円
第２項　他会計出資金	136,149千円
第３項　補助金	20,200千円
支出	
第１款　農業集落排水事業資本的支出	567,246千円
第１項　建設改良費	203,809千円
第２項　企業債償還金	363,437千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金利子補給金（令和８年度貸付分）	令和８年度から 令和13年度まで	借入期間中における融資残高に対する利子相当額
水洗便所改造資金利子補給金（令和８年度貸付分） 損失補償	令和８年度から 令和13年度まで	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
農業集落排水施設整備事業	154,700	証書借入又は証券発行	5.00%以内	借入年度から据置期間を含め、30年以内に元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることがで

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
				きる。
合　　計	千円 154,700			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

（他会計からの補助金）

第９条　農業集落排水事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、155,767千円である。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

注記

1　重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ　貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和８年度郡山市農業集落排水事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 農業集落排水事業収益			726,711	
	1 営業収益		130,326	
		1 農業集落排水施設使用料	130,326	農業集落排水施設使用料
	2 営業外収益		596,384	
		1 他会計負担金	290,602	汚水処理一般会計負担金
		2 他会計補助金	155,767	汚水処理一般会計補助金
		3 雑収益	13	占用料
		4 長期前受金戻入	150,002	国庫補助金等収益化額
	3 特別利益		1	
		1 過年度損益修正益	1	

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 農業集落排水事業費用			713,022	
	1 営業費用		665,027	
		1 管渠費	11,920	管渠維持管理費用
		2 処理場費	248,325	農業集落排水処理施設維持管理費用
		3 普及費	730	普及促進費用
		4 業務費	7,155	使用料賦課収納業務費用
		5 総係費	4,387	管理運営等費用
		6 減価償却費	387,525	固定資産減価償却費
		7 資産減耗費	4,985	有形固定資産除却費
	2 営業外費用		47,509	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	44,858	企業債利息
		2 消費税及び地方消費税	2,651	
	3 特別損失		486	
		1 過年度損益修正損	486	使用料過年度徴収分還付等費用

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収　　入　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 農業集落排水事業資本的収入			311,049	
	1 企業債		154,700	
		1 建設企業債	154,700	建設改良事業企業債
	2 他会計出資金		136,149	
		1 他会計出資金	136,149	一般会計出資金
	3 補助金		20,200	
		1 国庫補助金	20,200	建設改良事業国庫補助金

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1 農業集落排水事業資本的支出			567,246	
	1 建設改良費		203,809	
		1 管渠費	25,000	管渠整備費用
		2 ポンプ場費	80,069	ポンプ場整備費用
		3 処理場費	98,740	処理場整備費用
	2 企業債償還金		363,437	
		1 企業債償還金	363,437	企業債償還元金

農業集落排水事業会計

令和８年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書

（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

（単位　千円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	0
減価償却費	387,525
固定資産除却費	4,985
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 27
長期前受金戻入額	△ 150,002
支払利息	44,858
未収金の増減額（△は増加）	1,483
未払金の増減額（△は減少）	973
小計	289,795
利息の支払額	△ 44,858
業務活動によるキャッシュ・フロー	244,937

２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 185,284
国庫補助金による収入	20,200
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 1,836
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 166,920
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	154,700
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 363,437
他会計からの出資による収入	136,149
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 72,588
資金増加額(又は減少額)	5,429
資金期首残高	15,042
資金期末残高	20,471

債務負担行為に関する調書

１　当該年度設定債務負担行為　　（単位　千円）

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	企業債	国県補助金	その他
水洗便所改造資金利子補給金（令和８年度貸付分）	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			令和 8年度 令和13年度	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			全額
水洗便所改造資金利子補給金（令和８年度貸付分） 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額			令和 8年度 令和13年度				

農業集落排水事業会計

２　前年度以前設定債務負担行為　　（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国県補助金	その他
水洗便所改造資金利子補給金（令和５年度貸付分）	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和 5年度 令和 7年度	21	令和 8年度 令和10年度	9			9
水洗便所改造資金利子補給金（令和５年度貸付分） 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和 5年度 令和 7年度		令和 8年度 令和10年度				

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国県補助金	その他
水洗便所改造資金利子補給金（令和７年度貸付分）	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			全額
水洗便所改造資金利子補給金（令和７年度貸付分） 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和 7年度		令和 8年度 令和12年度				

農業集落排水事業会計

（参考）　当該年度に期限が到来する債務負担行為　　（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国県補助金	その他
設備保守管理業務委託料（令和７年度分）	667	令和 7年度		令和 8年度	667			667
農業集落排水施設修繕費（令和７年度分）	14,000	令和 7年度		令和 8年度	14,000			14,000

令和７年度郡山市農業集落排水事業予定損益計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

（単位　千円）

１ 営業収益			
(1) 農業集落排水施設使用料	118,773	118,773	
２ 営業費用			
(1) 管渠費	28,240		
(2) 処理場費	214,301		
(3) 普及費	655		
(4) 業務費	6,389		
(5) 総係費	4,791		
(6) 減価償却費	385,859		
(7) 資産減耗費	4,985	645,220	
営業利益			△ 526,447
３ 営業外収益			
(1) 他会計負担金	278,287		
(2) 他会計補助金	155,895		
(3) 雑収益	14		
(4) 長期前受金戻入	161,866	596,062	
４ 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	46,875		
(2) 雑支出	22,394	69,269	526,793
経常利益			346
５ 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	1	1	

農業集落排水事業会計

６ 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	347	347	△ 346
当年度純利益			0
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			0

令和７年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

（令和８年３月３１日）

（単位　千円）

資　　産　　の　　部

１　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ　土地		184,706		
ロ　建物	477,860			
減価償却累計額	△ 188,682	289,178		
ハ　構築物	14,468,242			
減価償却累計額	△ 5,487,104	8,981,138		
ニ　機械及び装置	2,547,571			
減価償却累計額	△ 1,875,569	672,002		
ホ　車両及び運搬具	91			
減価償却累計額	0	91		
ヘ　工具器具及び備品	145			
減価償却累計額	△ 138	7		
有形固定資産合計			10,127,122	
固定資産合計				10,127,122
２　流動資産				
(1) 現金預金			15,042	
(2) 未収金		118,743		
貸倒引当金		△ 157	118,586	
(3) 貯蔵品			346	
流動資産合計				133,974
資産合計				10,261,096

農業集落排水事業会計

負　債　の　部

３　固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等企業債	2,289,075		
企業債合計		2,289,075	
固定負債合計			2,289,075
４　流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等企業債	363,437		
企業債合計		363,437	
(2) 未払金		130,413	
(3) 預り金		45	
流動負債合計			493,895
５　繰延収益			
(1) 長期前受金		7,799,326	
収益化累計額		△ 3,388,394	
繰延収益合計			4,410,932
負債合計			7,193,902

資　　本　　の　　部

６　資本金			
(1) 資本金			
イ　固有資本金	825,063		
ロ　他会計出資金	2,099,430		
ハ　組入資本金	17,974		
資本金合計		2,942,467	
資本金合計			2,942,467
７　剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ　国庫補助金	101,156		
ロ　県補助金	16,590		
ハ　受益者負担金及び分担金	6,675		
ニ　受贈財産評価額	302		
ホ　その他資本剰余金	4		
資本剰余金合計		124,727	
(2) 利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	0		
利益剰余金合計		0	
剰余金合計			124,727
資本合計			3,067,194
負債資本合計			10,261,096

令和８年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

（単位　千円）

資　　産　　の　　部

１　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ　土地		184,706		
ロ　建物	477,860			
減価償却累計額	△ 199,070	278,790		
ハ　構築物	14,653,526			
減価償却累計額	△ 5,799,424	8,854,102		
ニ　機械及び装置	2,513,316			
減価償却累計額	△ 1,911,116	602,200		
ホ　車両及び運搬具	91			
減価償却累計額	0	91		
ヘ　工具器具及び備品	145			
減価償却累計額	△ 138	7		
有形固定資産合計			9,919,896	
固定資産合計				9,919,896
２　流動資産				
(1) 現金預金			20,471	
(2) 未収金		117,260		
貸倒引当金		△ 130	117,130	
(3) 貯蔵品			346	
流動資産合計				137,947
資産合計				10,057,843

農業集落排水事業会計

負　債　の　部

３　固定負債			
(1) 企業債			
イ　建設改良費等企業債	2,110,901		
企業債合計		2,110,901	
固定負債合計			2,110,901
４　流動負債			
(1) 企業債			
イ　建設改良費等企業債	332,874		
企業債合計		332,874	
(2) 未払金		131,386	
(3) 預り金		45	
流動負債合計			464,305
５　繰延収益			
(1) 長期前受金		7,817,690	
収益化累計額		△ 3,538,396	
繰延収益合計			4,279,294
負債合計			6,854,500

資　本　の　部

６　資本金			
(1) 資本金			
イ　固有資本金	825,063		
ロ　他会計出資金	2,235,579		
ハ　組入資本金	17,974		
資本金合計		3,078,616	
資本金合計			3,078,616
７　剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ　国庫補助金	101,156		
ロ　県補助金	16,590		
ハ　受益者負担金及び分担金	6,675		
ニ　受贈財産評価額	302		
ホ　その他資本剰余金	4		
資本剰余金合計		124,727	
(2) 利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	0		
利益剰余金合計		0	
剰余金合計			124,727
資本合計			3,203,343
負債資本合計			10,057,843

（参考資料）

令和８年度郡山市農業集落排水事業会計予算明細書

収益的収入

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 農業集落排水事業収益		726,711	733,987	△ 7,276		
1 営業収益		130,326	130,650	△ 324		
	1 農業集落排水施設使用料	130,326	130,650	△ 324	農業集落排水施設使用料	130,326
2 営業外収益		596,384	603,336	△ 6,952		
	1 他会計負担金	290,602	278,287	12,315	他会計負担金	290,602
	2 他会計補助金	155,767	155,895	△ 128	他会計補助金	155,767
	3 雑収益	13	14	△ 1	占用料	13
	4 長期前受金戻入	150,002	161,866	△ 11,864	長期前受金戻入	150,002
	（消費税及び地方消費税還付金）	0	7,274	△ 7,274		
3 特別利益		1	1	0		
	1 過年度損益修正益	1	1	0	過年度損益修正益	1
収益的収入合計		726,711	733,987	△ 7,276		

収益的支出

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 農業集落排水事業費用		713,022	718,218	△ 5,196		
1 営業費用		665,027	670,957	△ 5,930		
	1 管渠費	11,920	31,200	△ 19,280	委託料	7,000
					修繕費	4,900
					負担金	20
	2 処理場費	248,325	235,904	12,421	旅費	21
					備消耗品費	1,727
					光熱水費	386

農業集落排水事業会計

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 営業費用	2 処理場費				通信運搬費	3,238
					委託料	138,657
					手数料	858
					修繕費	37,356
					動力費	62,008
					薬品費	3,919
					保険料	155
	3 普及費	730	720	10	負担金	730
	4 業務費	7,155	7,033	122	備消耗品費	44
					通信運搬費	345
					負担金	6,766
	5 総係費	4,387	5,256	△ 869	賃借料	84
					負担金	4,184
					保険料	119
	6 減価償却費	387,525	385,859	1,666	有形固定資産減価償却費	387,525
	7 資産減耗費	4,985	4,985	0	固定資産除却費	4,985
2 営業外費用		47,509	46,875	634		
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	44,858	46,875	△ 2,017	企業債利息	44,858
	2 消費税及び地方消費税	2,651	0	2,651	消費税及び地方消費税	2,651
3 特別損失		486	386	100		
	1 過年度損益修正損	486	386	100	過年度損益修正損	486
収益的支出合計		713,022	718,218	△ 5,196		

資　本　的　収　入

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 農業集落排水事業資本的収入		311,049	343,628	△ 32,579		
1 企業債		154,700	153,400	1,300		
	1 建設企業債	154,700	153,400	1,300	建設企業債	154,700
2 他会計出資金		136,149	152,328	△ 16,179		
	1 他会計出資金	136,149	152,328	△ 16,179	他会計出資金	136,149
3 補助金		20,200	25,150	△ 4,950		
	1 国庫補助金	20,200	25,150	△ 4,950	国庫補助金	20,200
（負担金及び分担金）		0	12,750	△ 12,750		
	（工事負担金）	0	12,750	△ 12,750		
資本的収入合計		311,049	343,628	△ 32,579		

資　本　的　支　出

（単位　千円）

款　　項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較増減（△印減）	各目説明 節	各目説明 金額
1 農業集落排水事業資本的支出		567,246	588,375	△ 21,129		
1 建設改良費		203,809	223,473	△ 19,664		
	1 管渠費	25,000	0	25,000	工事請負費	25,000
	2 ポンプ場費	80,069	139,872	△ 59,803	工事請負費	80,069
	3 処理場費	98,740	83,601	15,139	委託料	44,440
					工事請負費	54,300
2 企業債償還金		363,437	364,902	△ 1,465		
	1 企業債償還金	363,437	364,902	△ 1,465	企業債償還金	363,437
資本的支出合計		567,246	588,375	△ 21,129		

（ 予 算 資 料 ）

目　　次

１　令和８年度会計別歳出予算前年度対比表 …… 713
２　一般会計歳入歳出予算前年度対比表 …… 714
３　一般会計歳出予算節別一覧表 …… 716
４　一般会計歳出予算性質別分類表 …… 717
５　会計別市債償還額調 …… 718
６　令和８年度起債充当事業一覧表 …… 719
７　借入先別市債現在高調（令和８年度末現在高見込額） …… 721
８　令和８年度市税歳入予算明細表 …… 722
９　令和８年度補助金等一覧表 …… 729

１　令和８年度会計別歳出予算前年度対比表

（単位　千円、％）

会計名		本年度予算額	前年度当初予算額	対前年度比率	比較増減額	前年度現計予算額	比較増減額
一般会計		144,720,000	140,650,000	102.9	4,070,000	154,777,375	△ 10,057,375
特別会計	国民健康保険特別会計	27,578,701	28,063,798	98.3	△ 485,097	28,596,915	△ 1,018,214
	後期高齢者医療特別会計	5,113,650	4,431,035	115.4	682,615	4,756,285	357,365
	介護保険特別会計	28,732,393	28,131,063	102.1	601,330	28,940,233	△ 207,840
	公共用地先行取得事業特別会計	5,087	5,159	98.6	△ 72	5,159	△ 72
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	255	332	76.8	△ 77	332	△ 77
	富田第二土地区画整理事業特別会計	17,019	162,442	10.5	△ 145,423	162,442	△ 145,423
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,119,515	1,261,654	88.7	△ 142,139	1,040,451	79,064
	徳定土地区画整理事業特別会計	540,281	411,099	131.4	129,182	365,979	174,302
	大町土地区画整理事業特別会計	751,107	1,018,025	73.8	△ 266,918	510,144	240,963
	駐車場事業特別会計	196,711	171,449	114.7	25,262	171,449	25,262
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,886	25,797	88.7	△ 2,911	25,797	△ 2,911
	総合地方卸売市場特別会計	761,783	934,465	81.5	△ 172,682	942,530	△ 180,747
	工業団地開発事業特別会計	676,345	811,881	83.3	△ 135,536	650,764	25,581
	熱海温泉事業特別会計	579,054	537,897	107.7	41,157	536,532	42,522
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	15,040	16,996	88.5	△ 1,956	17,787	△ 2,747
	多田野財産区特別会計	5,620	9,611	58.5	△ 3,991	11,902	△ 6,282
	河内財産区特別会計	18,560	20,416	90.9	△ 1,856	22,093	△ 3,533
	月形財産区特別会計	890	955	93.2	△ 65	1,035	△ 145
	舟津財産区特別会計	23,939	26,333	90.9	△ 2,394	27,281	△ 3,342
	舘財産区特別会計	18,233	25,467	71.6	△ 7,234	25,840	△ 7,607
	浜路財産区特別会計	761	814	93.5	△ 53	874	△ 113
	横沢財産区特別会計	4,552	11,080	41.1	△ 6,528	13,031	△ 8,479
	中野財産区特別会計	4,300	3,136	137.1	1,164	4,805	△ 505
	後田財産区特別会計	2,188	2,278	96.0	△ 90	2,472	△ 284
	水道事業会計	14,028,735	14,834,292	94.6	△ 805,557	14,628,730	△ 599,995
	簡易水道事業会計	295,696	300,743	98.3	△ 5,047	304,107	△ 8,411
	下水道事業会計	20,681,664	20,695,034	99.9	△ 13,370	21,100,654	△ 418,990
	農業集落排水事業会計	1,280,268	1,306,593	98.0	△ 26,325	1,306,593	△ 26,325
	計	102,475,233	103,219,844	99.3	△ 744,611	104,172,216	△ 1,696,983
合計		247,195,233	243,869,844	101.4	3,325,389	258,949,591	△ 11,754,358

２　一般会計歳入歳出予算前年度対比表

（歳入）　　（単位　千円、％）

款	本年度		前年度				比較増減額			
							対当初予算額		対現計予算額	
	予算額	構成率	当初予算額	構成率	現計予算額	構成率	増減額	対前年度比率	増減額	対前年度比率
1 市税	56,421,254	39.0	53,770,839	38.2	53,770,839	34.7	2,650,415	104.9	2,650,415	104.9
2 地方譲与税	1,259,633	0.9	1,278,980	0.9	1,278,980	0.8	△ 19,347	98.5	△ 19,347	98.5
3 利子割交付金	129,011	0.1	27,183	0.0	27,183	0.0	101,828	474.6	101,828	474.6
4 配当割交付金	427,869	0.3	179,400	0.1	179,400	0.1	248,469	238.5	248,469	238.5
5 株式等譲渡所得割交付金	648,613	0.4	126,707	0.1	126,707	0.1	521,906	511.9	521,906	511.9
6 法人事業税交付金	963,463	0.7	949,225	0.7	949,225	0.6	14,238	101.5	14,238	101.5
7 地方消費税交付金	9,811,205	6.8	8,690,173	6.2	8,690,173	5.6	1,121,032	112.9	1,121,032	112.9
8 ゴルフ場利用税交付金	17,029	0.0	17,080	0.0	17,080	0.0	△ 51	99.7	△ 51	99.7
9 特別地方消費税交付金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	100.0	0	100.0
10 環境性能割交付金	10,846	0.0	97,707	0.1	97,707	0.1	△ 86,861	11.1	△ 86,861	11.1
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,455	0.0	3,216	0.0	3,216	0.0	239	107.4	239	107.4
12 地方特例交付金	311,793	0.2	379,223	0.3	349,057	0.2	△ 67,430	82.2	△ 37,264	89.3
13 地方交付税	14,132,000	9.8	13,508,000	9.6	16,189,551	10.5	624,000	104.6	△ 2,057,551	87.3
14 交通安全対策特別交付金	41,000	0.0	43,000	0.0	43,000	0.0	△ 2,000	95.3	△ 2,000	95.3
15 分担金及び負担金	488,775	0.3	414,952	0.3	414,952	0.3	73,823	117.8	73,823	117.8
16 使用料及び手数料	2,453,984	1.7	2,456,437	1.8	2,461,367	1.6	△ 2,453	99.9	△ 7,383	99.7
17 国庫支出金	25,662,173	17.7	26,165,165	18.6	28,631,770	18.5	△ 502,992	98.1	△ 2,969,597	89.6
18 県支出金	11,516,791	8.0	11,093,086	7.9	11,312,858	7.3	423,705	103.8	203,933	101.8
19 財産収入	362,781	0.3	221,459	0.2	673,638	0.4	141,322	163.8	△ 310,857	53.9
20 寄附金	216,817	0.1	198,811	0.1	577,911	0.4	18,006	109.1	△ 361,094	37.5
21 繰入金	6,681,211	4.6	8,325,097	5.9	10,461,989	6.8	△ 1,643,886	80.3	△ 3,780,778	63.9
22 繰越金	1,600,000	1.1	1,600,000	1.1	6,162,191	4.0	0	100.0	△ 4,562,191	26.0
23 諸収入	3,379,896	2.3	4,171,059	3.0	4,301,680	2.8	△ 791,163	81.0	△ 921,784	78.6
24 市債	8,180,400	5.7	6,933,200	4.9	8,056,900	5.2	1,247,200	118.0	123,500	101.5
歳入合計	144,720,000	100.0	140,650,000	100.0	154,777,375	100.0	4,070,000	102.9	△ 10,057,375	93.5

（歳出）

（単位　千円、％）

款	本年度		前年度				比較増減額			
							対当初予算額		対現計予算額	
	予算額	構成率	当初予算額	構成率	現計予算額	構成率	増減額	対前年度比率	増減額	対前年度比率
1 議会費	672,760	0.5	673,930	0.5	680,491	0.4	△ 1,170	99.8	△ 7,731	98.9
2 総務費	14,762,494	10.2	13,438,098	9.6	22,357,059	14.4	1,324,396	109.9	△ 7,594,565	66.0
3 民生費	59,309,472	41.0	57,406,180	40.8	60,315,841	39.0	1,903,292	103.3	△ 1,006,369	98.3
4 衛生費	12,888,349	8.9	11,555,518	8.2	11,724,455	7.6	1,332,831	111.5	1,163,894	109.9
5 労働費	176,754	0.1	123,604	0.1	227,395	0.2	53,150	143.0	△ 50,641	77.7
6 農林水産業費	3,711,274	2.6	3,675,707	2.6	4,287,499	2.8	35,567	101.0	△ 576,225	86.6
7 商工費	5,169,081	3.6	6,009,466	4.3	5,782,041	3.7	△ 840,385	86.0	△ 612,960	89.4
8 土木費	16,155,294	11.2	19,233,227	13.7	21,746,603	14.1	△ 3,077,933	84.0	△ 5,591,309	74.3
9 消防費	4,255,373	2.9	3,932,748	2.8	3,936,988	2.5	322,625	108.2	318,385	108.1
10 教育費	19,130,015	13.2	15,520,541	11.0	15,130,280	9.8	3,609,474	123.3	3,999,735	126.4
11 災害復旧費	48,366	0.0	29,938	0.0	34,415	0.0	18,428	161.6	13,951	140.5
12 公債費	8,140,767	5.6	8,297,175	5.9	8,277,183	5.3	△ 156,408	98.1	△ 136,416	98.4
13 諸支出金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	100.0	0	100.0
14 予備費	300,000	0.2	753,867	0.5	277,124	0.2	△ 453,867	39.8	22,876	108.3
歳出合計	144,720,000	100.0	140,650,000	100.0	154,777,375	100.0	4,070,000	102.9	△ 10,057,375	93.5

3 一般会計歳出予算節別一覧表

（単位　千円）

款名 / 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	前年度当初予算額
1 報酬	275,076	505,458	306,998	150,837	1,816	69,925	8,537	38,936	97,138	1,231,331					2,686,052	2,720,659
2 給料	70,048	2,441,684	2,461,687	1,046,962	15,870	358,311	198,913	850,726	52,761	1,019,559					8,516,521	8,319,289
3 職員手当等	138,113	2,319,089	1,446,949	668,310	10,423	240,802	141,064	521,431	43,817	1,007,930					6,537,928	5,738,464
4 共済費	92,103	964,611	893,543	387,529	5,819	136,042	73,344	300,162	19,253	641,302					3,513,708	3,527,750
5 災害補償費		1,018								1,075					2,093	2,093
6 恩給及び退職年金		989													989	970
7 報償費	2,121	211,891	136,738	46,859	424	12,751	11,040	25,179	1,265	137,799	80				586,147	705,096
8 旅費	15,404	59,879	24,490	21,637	1,256	8,576	8,850	11,121	1,693	77,915	203				231,024	214,489
9 交際費	700	2,800				66				200					3,766	3,788
10 需用費	16,367	749,751	425,200	1,818,142	2,100	56,517	180,968	379,485	95,792	3,427,961	100				7,152,383	5,532,777
11 役務費	857	482,337	109,670	89,279	197	5,864	2,922	19,541	35,555	228,092					974,314	1,001,700
12 委託料	9,566	2,375,024	3,385,504	5,593,257	63,953	465,761	456,369	3,209,483	73,875	4,282,660	4,000				19,919,452	20,089,581
13 使用料及び賃借料	3,825	1,329,992	127,508	40,696	185	13,850	16,313	40,349	8,015	984,457	24				2,565,214	2,417,356
14 工事請負費		249,275	93,533	572,875	45,028	106,385	86,278	4,514,975	80,694	3,486,916	43,859				9,279,818	8,289,079
15 原材料費		810		1,608		7,112	224	61,530		654	100				72,038	74,311
16 公有財産購入費								28,757	21,630				1		50,388	55,182
17 備品購入費	189	7,374	33,785	33,600		5,602		32,361	55,055	272,987					440,953	504,321
18 負担金補助及び交付金	48,391	396,747	14,762,818	1,957,967	29,683	1,490,536	697,877	3,661,133	3,657,976	2,099,779					28,802,907	29,205,105
19 扶助費		140,465	26,713,171	302,896						189,519					27,346,051	27,536,717
20 貸付金			5,000				2,651,979								2,656,979	2,831,123
21 補償補填及び賠償金				17,150		2,000		147,721		3,720					170,591	275,547
22 償還金利子及び割引料		200,000	900	50		120,639		279		22,895		8,140,767			8,485,530	8,498,204
23 投資及び出資金				119,640		136,149		1,161,720							1,417,509	1,778,010
24 積立金		2,322,680	16,450	14,938		131,354		1	6,922	13,108					2,505,453	175,214
25 寄附金															0	0
26 公課費		620	25	4,117		142		352	3,932	156					9,344	8,962
27 繰出金			8,365,503			342,890	634,403	1,150,052							10,492,848	10,390,346
予備費														300,000	300,000	753,867
歳出合計	672,760	14,762,494	59,309,472	12,888,349	176,754	3,711,274	5,169,081	16,155,294	4,255,373	19,130,015	48,366	8,140,767	1	300,000	144,720,000	140,650,000

4 一般会計歳出予算性質別分類表

（単位　千円）

款名 / 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	前年度当初予算額
1 人件費	575,340	6,259,377	5,109,339	2,253,731	33,928	811,417	432,105	1,718,958	219,029	3,915,956					21,329,180	20,358,546
うち職員給	70,048	2,441,684	2,461,687	1,046,962	15,870	358,311	198,913	850,726	52,761	1,019,559					8,516,521	8,319,289
2 扶助費		141,165	36,418,038	338,558						189,519					37,087,280	36,990,516
3 公債費												8,140,767			8,140,767	8,297,175
4 物件費	46,908	4,495,217	3,839,095	6,268,539	67,589	478,965	490,566	2,708,690	215,202	7,833,837					26,444,608	25,689,654
5 維持補修費		31,668	152,017	1,038,108	100	42,903	1,324	851,591	4,704	219,516					2,341,931	2,082,061
6 補助費等	50,512	812,459	4,729,875	1,956,351	30,109	1,300,793	652,838	3,489,978	3,659,139	2,257,872					18,939,926	17,329,323
うち補助交付金	45,600	121,958	1,407,781	495,700	28,582	863,445	569,387	293,133	5,400	1,894,099					5,725,085	5,553,059
7 積立金		2,322,680	16,450	14,938		131,354		1	6,922	13,108					2,505,453	175,214
8 投資及び出資金				119,640		136,149		1,161,720							1,417,509	1,778,010
9 貸付金			5,000				2,651,979								2,656,979	2,831,123
10 繰出金			8,365,503			342,890	634,403	1,150,052							10,492,848	10,390,346
11 普通建設事業費		699,928	674,155	781,279	45,028	466,803	305,866	5,074,304	150,377	4,700,207			1		12,897,948	13,820,722
(1)補助事業費		2,768	507,736	53,528		223,322		1,980,347		3,066,111					5,833,812	7,542,016
(2)単独事業費		697,160	166,419	727,751	45,028	243,481	305,866	3,093,957	150,377	1,634,096			1		7,064,136	6,278,706
12 災害復旧事業費				117,205							48,366				165,571	153,443
13 失業対策事業費															0	0
14 予備費														300,000	300,000	753,867
歳出合計	672,760	14,762,494	59,309,472	12,888,349	176,754	3,711,274	5,169,081	16,155,294	4,255,373	19,130,015	48,366	8,140,767	1	300,000	144,720,000	140,650,000

５　会　計　別　市　債　償　還　額　調

（単位　千円）

会計名		前年度末現在高見込額	当該年度				当該年度末現在高見込額	備考
			元利償還金			起債見込額		
			元金	利子	計			
一般会計		98,391,807	7,511,023	629,072	8,140,095	8,180,400	99,061,184	
特別会計	伊賀河原土地区画整理事業	2,107,042	89,758	20,755	110,513	421,000	2,438,284	
	徳定土地区画整理事業	1,817,208	93,070	12,815	105,885	88,100	1,812,238	
	大町土地区画整理事業	1,901,084	74,431	18,823	93,254	238,500	2,065,153	
	総合地方卸売市場	2,257,726	380,161	8,370	388,531		1,877,565	
	工業団地開発事業	5,577,994	540,333	48,493	588,826	41,900	5,079,561	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	20,610					20,610	
	水道事業	4,208,815	350,875	53,407	404,282		3,857,940	
	簡易水道事業	148,909	78,121	2,736	80,857		70,788	
	下水道事業	54,801,724	4,432,240	738,096	5,170,336	4,139,500	54,508,984	
	農業集落排水事業	2,652,512	363,437	44,858	408,295	154,700	2,443,775	
	計	75,493,624	6,402,426	948,353	7,350,779	5,083,700	74,174,898	
合計		173,885,431	13,913,449	1,577,425	15,490,874	13,264,100	173,236,082	

６　令和８年度起債充当事業一覧表

（単位　千円）

会計区分	事業名	事業費	左の財源内訳				備考
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他		
一般会計	庁舎施設整等備事業	24,123		21,700	2,423		
	ふれあいセンター施設整備事業	242,089		217,700	23,835	554	
	老人福祉施設整備補助事業	155,296		146,700		8,596	
	災害援護資金貸付事業	5,000		5,000			
	保健衛生施設整備事業	31,384		28,100		3,284	
	保健衛生設備整備事業	1,731		1,500		231	
	一般廃棄物処理事業	557,331		426,800	124,510	6,021	
	労働施設整備事業	22,484		20,200		2,284	
	農業農村整備事業	191,115	10,640	167,500		12,975	
	林道整備事業	23,784		23,700		84	
	森林公園整備事業	12,125		10,900		1,225	
	観光振興施設整備事業	259,477		233,500	25,977		
	道路整備事業	1,824,353	330,675	1,462,700		30,978	
	河川整備事業	1,083,000	94,000	969,000		20,000	
	街路整備事業	558,000	265,300	263,400		29,300	
	公園整備事業	313,952	38,962	247,400	21,927	5,663	

（単位　千円）

会計区分	事業名	事業費	左の財源内訳				備考
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他		
一般会計	公営住宅建設事業	383,528	169,641	213,500	285	102	
	公共施設等除却事業	94,869		90,100	4,703	66	
	消防防災設備整備事業	141,212		141,100	112		
	学校教育施設等整備事業	3,218,367	526,445	2,172,900	518,496	526	
	公立学校情報機器整備事業	856,720	375,943	432,600		48,177	
	社会教育施設整備事業	942,065	25,800	777,800	138,465		
	保健体育施設整備事業	79,849		71,800	8,049		
	文教施設災害復旧事業	34,859		34,800		59	
	計	11,056,713	1,837,406	8,180,400	868,782	170,125	
特別会計	伊賀河原土地区画整理事業	695,800	168,000	421,000	106,800		
	徳定土地区画整理事業	185,500	85,000	88,100	12,400		
	大町土地区画整理事業	530,000	265,000	238,500	26,500		
	工業団地開発事業	41,973		41,900	73		
	下水道事業	6,279,614	2,190,097	3,801,400	288,117		
	農業集落排水事業	199,769	20,200	154,700	24,869		
	計	7,932,656	2,728,297	4,745,600	458,759		

7 借入先別市債現在高調（令和８年度末現在高見込額）

（単位　千円）

会計名 ＼ 借入先名		財務省等	県・振興基金	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	地方公共団体金融機構	共済組合等	市中銀行等	計	備考
一般会計		69,934,086	272,479	139,561	386,774	1,060,938	27,267,346	99,061,184	
特別会計	伊賀河原土地区画整理事業	1,043,319			4,573		1,390,392	2,438,284	
	徳定土地区画整理事業	1,399,250					412,988	1,812,238	
	大町土地区画整理事業	1,978,772					86,381	2,065,153	
	総合地方卸売市場				983,525		894,040	1,877,565	
	工業団地開発事業						5,079,561	5,079,561	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	20,610						20,610	
	水道事業	3,454,503			403,437			3,857,940	
	簡易水道事業	67,010					3,778	70,788	
	下水道事業	42,571,512		4,293,081	4,598,461		3,045,930	54,508,984	
	農業集落排水事業	1,826,724			614,462		2,589	2,443,775	
	計	52,361,700		4,293,081	6,604,458		10,915,659	74,174,898	
合計		122,295,786	272,479	4,432,642	6,991,232	1,060,938	38,183,005	173,236,082	

8 令和8年度市税歳入予算明細表

（単位　千円）

目	節	区分	令和8年度（当初予算額） 算出根拠等 賦課額	徴収率	収入見込額	令和7年度（当初予算額） 算出根拠等 賦課額	徴収率	収入見込額	収入額対比率	備考
市民税	個人	現年課税分	19,352,413	98.70 %	19,100,832	18,511,641	98.76 %	18,281,619	104.5 %	
			(1) 均等割			(1) 均等割				
			納税義務者数		173,773 人	納税義務者数		171,509 人		
			税率		3,000 円	税率		3,000 円		
			賦課額		521,319	賦課額		514,527		
			徴収率		98.70 %	徴収率		98.78 %		
			収入見込額		514,542	収入見込額		508,240		
			(2) 所得割			(2) 所得割				
			納税義務者数		156,882 人	納税義務者数		154,540 人		
			(ｱ)給与所得者の所得金額		441,659,212	(ｱ)給与所得者の所得金額		423,637,251		
			(ｲ)営業所得者の所得金額		19,171,818	(ｲ)営業所得者の所得金額		17,834,889		
			(ｳ)農業所得者の所得金額		4,258,954	(ｳ)農業所得者の所得金額		1,335,889		
			(ｴ)その他の所得者の所得金額		37,894,679	(ｴ)その他の所得者の所得金額		33,409,052		
			(ｵ)分離課税の譲渡所得金額		27,216,993	(ｵ)分離課税の譲渡所得金額		21,577,137		
			合計所得金額		530,201,656	合計所得金額		497,794,218		
			所得控除額		190,840,100	所得控除額		177,810,841		
			課税標準額		339,361,556	課税標準額		319,983,377		
			算出税額		19,125,906	算出税額		18,266,838		
			特別徴収前年課税分		2,299,307	特別徴収前年課税分		2,257,419		
			特別徴収翌年課税分		△ 2,442,101	特別徴収翌年課税分		△ 2,352,195		
			住宅取得控除減額分		△ 307,018	住宅取得控除減額分		△ 329,948		
			賦課額		18,676,094	賦課額		17,842,114		
			徴収率		98.70 %	徴収率		98.78 %		
			収入見込額		18,431,875	収入見込額		17,624,125		
						定額減税分		△ 5,196		
						定額減税後収入見込額		17,618,929		
			(3) 退職所得の分離課税による所得割額			(3) 退職所得の分離課税による所得割額				
			賦課額		110,000	賦課額		110,000		
			徴収率		100.00 %	徴収率		100.00 %		

（単位　千円）

目	節	区分	令和8年度（当初予算額）算出根拠等			令和7年度（当初予算額）算出根拠等			収入額対比率	備考
			賦課額	徴収率	収入見込額	賦課額	徴収率	収入見込額		
市民税	個人	現年課税分	収入見込額		110,000	収入見込額		110,000		
			(4) 過年度新規分 賦課額 45,000 徴収率 98.70 % 収入見込額 44,415			(4) 過年度新規分 賦課額 45,000 徴収率 98.78 % 収入見込額 44,450				
		滞納繰越分	772,108	21.50 %	166,003	738,821	21.50 %	158,847	104.5 %	
		計	20,124,521		19,266,835	19,250,462		18,440,466	104.5 %	
	法人	現年課税分	3,890,558	99.40 %	3,867,215	3,571,288	99.50 %	3,553,432	108.8 %	
			(1) 均等割 税率(円) 税額 第1号法人 7,933 × 50,000 = 396,650 第2号法人 90 × 120,000 = 10,800 第3号法人 1,706 × 130,000 = 221,780 第4号法人 149 × 150,000 = 22,350 第5号法人 565 × 160,000 = 90,400 第6号法人 79 × 400,000 = 31,600 第7号法人 723 × 410,000 = 296,430 第8号法人 28 × 1,750,000 = 49,000 第9号法人 78 × 3,000,000 = 234,000 計 11,351 社 賦課額 1,353,010 徴収率 99.40 % 収入見込額 1,344,892			(1) 均等割 税率(円) 税額 第1号法人 7,831 × 50,000 = 391,550 第2号法人 89 × 120,000 = 10,680 第3号法人 1,684 × 130,000 = 218,920 第4号法人 143 × 150,000 = 21,450 第5号法人 557 × 160,000 = 89,120 第6号法人 77 × 400,000 = 30,800 第7号法人 713 × 410,000 = 292,330 第8号法人 28 × 1,750,000 = 49,000 第9号法人 78 × 3,000,000 = 234,000 計 11,200 社 賦課額 1,337,850 徴収率 99.50 % 収入見込額 1,331,161				
			(2) 法人税割 賦課額 2,457,548 徴収率 99.40 % 収入見込額 2,442,803			(2) 法人税割 賦課額 2,153,438 徴収率 99.50 % 収入見込額 2,142,671				

（単位　千円）

区分 / 目 / 節	令和８年度（当初予算額） 算出根拠等			令和７年度（当初予算額） 算出根拠等			収入額対比率	備考
	賦課額	徴収率	収入見込額	賦課額	徴収率	収入見込額		
市民税 法人 現年課税分	(3) 過年度新規分 賦課額 80,000 徴収率 99.40 % 収入見込額 79,520			(3) 過年度新規分 賦課額 80,000 徴収率 99.50 % 収入見込額 79,600				
滞納繰越分	44,125	18.00 %	7,943	47,417	18.00 %	8,535	93.1 %	
計	3,934,683		3,875,158	3,618,705		3,561,967	108.8 %	
固定資産税 現年課税分	23,088,736	99.10 %	22,880,937	21,859,748	99.10 %	21,663,010	105.6 %	
	(1) 現年度分 課税標準額 （土地） 573,609,357 （家屋） 736,899,701 （償却資産） 368,659,143 計 1,679,168,201 税率 1.4 % 算出税額 23,508,355 軽減額等 △ 419,619 過年度課税分 △ 500 賦課額 23,088,236 徴収率 99.10 % 収入見込額 22,880,441			(1) 現年度分 課税標準額 （土地） 555,661,500 （家屋） 720,516,709 （償却資産） 314,648,286 計 1,590,826,495 税率 1.4 % 算出税額 22,271,571 軽減額等 △ 411,823 過年度課税分 △ 500 賦課額 21,859,248 徴収率 99.10 % 収入見込額 21,662,514				
	（参考） ・前年度当初予算に対する現年度分の課税標準額の増減内容 ・土地の増減 17,947,857 ・家屋の増減 16,382,992 ・償却資産の増減 54,010,857 計 88,341,706			（参考） ・前年度当初予算に対する現年度分の課税標準額の増減内容 ・土地の増減 16,184,214 ・家屋の増減 8,173,676 ・償却資産の増減 15,190,056 計 39,547,946				

（単位　千円）

区分 / 目	節	令和８年度（当初予算額） 算出根拠等			令和７年度（当初予算額） 算出根拠等			収入額対比率	備考
		賦課額	徴収率	収入見込額	賦課額	徴収率	収入見込額		
固定資産税	現年課税分	(2) 過年度新規分 賦課額 500 徴収率 99.10 % 収入見込額 496			(2) 過年度新規分 賦課額 500 徴収率 99.10 % 収入見込額 496				
	滞納繰越分	561,546	20.50 %	115,117	587,984	20.50 %	120,537	95.5 %	
	計	23,650,282		22,996,054	22,447,732		21,783,547	105.6 %	
国有資産等所在市町村交付金	現年課税分	93,165	100.00 %	93,165	98,465	100.00 %	98,465	94.6 %	
		国有資産等所在市町村交付金 (ｱ)福島県 63,030 (ｲ)国の出先機関（８官庁） 30,135 計 93,165			国有資産等所在市町村交付金 (ｱ)福島県 63,767 (ｲ)国の出先機関（８官庁） 34,698 計 98,465				
軽自動車税 環境性能割	現年課税分	15,372	100.00 %	15,372	59,030	100.00 %	59,030	26.0 %	
		賦課額 15,372 徴収率 100.00 % 収入見込額 15,372			賦課額 59,030 徴収率 100.00 % 収入見込額 59,030				
軽自動車税 種別割	現年課税分	997,343	98.10 %	978,393	975,155	98.00 %	955,652	102.4 %	
		種別 / 台数（台） / 税率（円） / 税額			種別 / 台数（台） / 税率（円） / 税額				
		二輪の小型 5,681 6,000 34,086			二輪の小型 5,723 6,000 34,338				
		軽三輪 0 1,000～4,600 0			軽三輪 0 1,000～4,600 0				
		軽四輪乗用 73,632 2,700～12,900 799,133			軽四輪乗用 73,047 2,700～12,900 775,794				
		同上営業用 74 1,800～8,200 559			同上営業用 58 1,800～8,200 430				
		軽四輪貨物 19,899 1,300～6,000 106,007			軽四輪貨物 20,191 1,300～6,000 106,733				
		同上営業用 873 1,000～4,500 3,328			同上営業用 848 1,000～4,500 3,225				
		軽二輪 4,604 3,600 16,574			軽二輪 4,604 3,600 16,574				

（単位　千円）

目	節	区分	令和８年度（当初予算額） 算出根拠等			令和７年度（当初予算額） 算出根拠等			収入額対比率	備考
			賦課額	徴収率	収入見込額	賦課額	徴収率	収入見込額		
軽自動車税	種別割	現年課税分	農耕作業用 4,105	2,400	9,852	農耕作業用 4,130	2,400	9,912		
			その他の小型特殊 1,299	5,900	7,664	その他の小型特殊 1,298	5,900	7,658		
			ミニカー 220	3,700	814	ミニカー 242	3,700	895		
			第二種の甲 2,373	2,400	5,695	第二種の甲 2,373	2,400	5,695		
			第二種の乙 976	2,000	1,952	第二種の乙 817	2,000	1,634		
			第一種 5,838	2,000	11,676	第一種 6,132	2,000	12,264		
			雪上車 1	3,600	3	雪上車 1	3,600	3		
			計 119,575			計 119,464				
			賦課額		997,343	賦課額		975,155		
			徴収率		98.10 %	徴収率		98.00 %		
			収入見込額		978,393	収入見込額		955,652		
		滞納繰越分	54,455	21.00 %	11,436	57,903	22.00 %	12,739	89.8 %	
		計	1,051,798		989,829	1,033,058		968,391	102.2 %	
市たばこ税		現年課税分	2,973,950	100.00 %	2,973,950	2,890,080	100.00 %	2,890,080	102.9 %	
			売り渡し本数 税率 453,899,573 本 × 6,552 ／ 1,000 ＝ 2,973,950			売り渡し本数 税率 441,098,946 本 × 6,552 ／ 1,000 ＝ 2,890,080				
			計		2,973,950	計		2,890,080		
入湯税		現年課税分	58,165	98.90 %	57,525	58,026	98.00 %	56,865	101.2 %	
			入湯税課税対象者 税率(円) 税額 宿泊 339,700 人 × 150 ＝ 50,955 日帰り 72,100 人 × 100 ＝ 7,210 計 411,800 人 58,165 （対前年比 1.0 %増） 徴収率 98.90 % 収入見込額 57,525 入湯税特別徴収義務者数 47 人			入湯税課税対象者 税率(円) 税額 宿泊 344,794 人 × 150 ＝ 51,719 日帰り 63,070 人 × 100 ＝ 6,307 計 407,864 人 58,026 （対前年比 0.9 %増） 徴収率 98.00 % 収入見込額 56,865 入湯税特別徴収義務者数 48 人				
		滞納繰越分	2,413	15.50 %	374	2,686	15.50 %	416	89.9 %	
		計	60,578		57,899	60,712		57,281	101.1 %	

（単位　千円）

区分 / 目 / 節	令和８年度（当初予算額）算出根拠等			令和７年度（当初予算額）算出根拠等			収入額対比率	備考
	賦課額	徴収率	収入見込額	賦課額	徴収率	収入見込額		
事業所税 現年課税分	2,202,029	99.30 %	2,186,615	2,077,499	99.36 %	2,064,203	105.9 %	
	納税義務者数 749 人 賦課額（軽減後） （資産割） 1,915,765 （従業者割） 286,264 計 2,202,029 徴収率 99.30 % 収入見込額 2,186,615 （参考） ・資産割の内訳 納税義務者数 735 人 課税標準 3,238,920 ㎡ 税率 ㎡当たり 600 円 算出税額 1,943,352 軽減額等 △ 27,587 ・従業者割の内訳 納税義務者数 131 人 課税標準 114,998,000 税率 0.25 % 算出税額 287,495 軽減額等 △ 1,231			納税義務者数 752 人 賦課額（軽減後） （資産割） 1,807,424 （従業者割） 270,075 計 2,077,499 徴収率 99.36 % 収入見込額 2,064,203 （参考） ・資産割の内訳 納税義務者数 737 人 課税標準 3,066,597 ㎡ 税率 ㎡当たり 600 円 算出税額 1,839,958 軽減額等 △ 32,534 ・従業者割の内訳 納税義務者数 127 人 課税標準 108,678,000 税率 0.25 % 算出税額 271,695 軽減額等 △ 1,620				
滞納繰越分	23,563	15.50 %	3,652	30,032	15.50 %	4,655	78.5 %	
計	2,225,592		2,190,267	2,107,531		2,068,858	105.9 %	

（単位　千円）

区分 / 目 / 節		令和８年度（当初予算額）算出根拠等 賦課額	徴収率	収入見込額	令和７年度（当初予算額）算出根拠等 賦課額	徴収率	収入見込額	収入額対比率	備考
都市計画税	現年課税分	3,977,455	99.10 %	3,941,658	3,855,253	99.10 %	3,820,556	103.2 %	
		課税標準額			課税標準額				
		（土地）		668,462,333	（土地）		642,382,000		
		（家屋）		658,701,453	（家屋）		644,440,126		
		計		1,327,163,786	計		1,286,822,126		
		税率		0.3 %	税率		0.3 %		
		算出税額		3,981,491	算出税額		3,860,466		
		軽減額等		△ 4,036	軽減額等		△ 5,213		
		賦課額		3,977,455	賦課額		3,855,253		
		徴収率		99.10 %	徴収率		99.10 %		
		収入見込額		3,941,658	収入見込額		3,820,556		
	滞納繰越分	102,764	20.50 %	21,067	108,285	20.50 %	22,198	94.9 %	
	計	4,080,219		3,962,725	3,963,538		3,842,754	103.1 %	
合計	現年課税分	56,649,186	99.02 %	56,095,662	53,956,185	99.05 %	53,442,912	105.0 %	
	滞納繰越分	1,560,974	20.86 %	325,592	1,573,128	20.85 %	327,927	99.3 %	
	計	58,210,160		56,421,254	55,529,313		53,770,839	104.9 %	

９　令和８年度補助金等一覧表

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
1　議会費	1　議会費	1　議会費	政務活動費交付金	45,600	45,600	0
2　総務費	1　総務管理費	1　総務法務費	平和を考える市民の集い実行委員会負担金	7,162	6,990	172
			郡山ザベリオ学園教育振興補助金	1,000	1,000	0
			私立高等学校・専修学校・各種学校振興補助金	3,150	3,450	△ 300
			県私学振興大会開催費補助金	100	200	△ 100
		2　秘書事務費	新春賀詞交歓会補助金	300	300	0
		3　人事管理費	職員自己啓発費用助成金	600	1,200	△ 600
			職員大学等修学費用助成金	100	200	△ 100
		4　職員厚生費	職員互助会補助金	9,292	9,176	116
		6　政策開発費	学びと絆補助金	238	0	238
		7　選ばれるまち推進費	ＵＩＪターン支援補助金	77,200	77,200	0
			就職学生支援補助金	246	3,432	△ 3,186

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
2 総務費	1 総務管理費	13 市民協働推進費	未来に続く みんなのまちづくり補助金	1,600	0	1,600
			市自治会連合会運営費補助金	6,100	6,100	0
			地域集会所敷借地料補助金	7,056	9,344	△ 2,288
			地域集会所借家料補助金	2,269	2,905	△ 636
			地域集会所整備費補助金	18,680	19,645	△ 965
		14 ダイバーシティ推進費	郡山人権擁護委員協議会負担金	634	639	△ 5
			市国際交流協会運営費補助金	5,228	4,871	357
		15 市民安全費	私道用防犯灯設置事業費補助金	30	150	△ 120
			公衆街路灯電気料補助金	4,173	3,872	301
			防犯協会連合会運営費補助金	6,100	6,100	0
			郡山商工団体暴力追放対策懇談会補助金	250	250	0
			市交通対策協議会運営費補助金	2,500	2,500	0
			交通安全協会運営費補助金	2,200	2,200	0
			市交通安全母の会運営費補助金	1,000	1,000	0

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
2 総務費	1 総務管理費	15 市民安全費	市セーフコミュニティ推進協議会負担金	200	200	0
	5 統計調査費	1 統計調査費	市統計調査員協議会連合会等補助金	518	518	0
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	民生児童委員協議会連合会補助金	15,457	15,457	0
			民生委員協議会負担金	4,676	4,676	0
			地域福祉推進事業費補助金	2,817	2,823	△ 6
			市遺族会補助金	700	700	0
			(福)郡山市社会福祉協議会補助金	111,867	117,275	△ 5,408
			郡山地区保護司会補助金	250	250	0
			(福)郡山市社会福祉事業団法人管理費補助金	65,511	63,618	1,893
	2 心身障害者福祉費	1 障害福祉費	ふれあいピック大会実行委員会負担金	350	0	350
			介護資格取得支援助成金	260	0	260
	3 老人福祉費	1 健康長寿費	高齢者スポーツ大会実行委員会負担金	767	767	0
			高齢者作品展実行委員会負担金	573	573	0
			単位老人クラブ活動費補助金	8,510	9,109	△ 599

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
3　民生費	3　老人福祉費	1　健康長寿費	老人クラブ連合会補助金	4,457	3,525	932
			敬老会補助金	6,060	5,440	620
			軽費老人ホーム事務費補助金	158,400	155,716	2,684
		3　介護保険事業費	介護資格取得支援助成金	2,600	1,200	1,400
			特別地域等利用者負担軽減対策事業費負担金	247	239	8
			社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金	3,575	3,704	△ 129
			地域密着型サービス拠点整備費補助金	365,565	148,476	217,089
			老人福祉施設等整備費補助金	139,200	163,400	△ 24,200
	4　児童福祉費	1　こども総務企画費	こどもの居場所づくり支援補助金	10,300	2,500	7,800
			結婚新生活スタートアップ支援補助金	36,000	0	36,000
			ベビーファースト活動支援補助金	4,000	2,000	2,000
			市補導員会運営費補助金	150	150	0
			郡山地区更生保護女性会補助金	200	200	0
			ボーイスカウト郡山地区協議会育成補助金	70	70	0

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
3　民生費	4　児童福祉費	1　こども総務企画費	市子ども会育成連絡協議会育成補助金	450	450	0
			市こどもまつり実行委員会負担金	8,000	8,000	0
			市青少年親善交流事業負担金	1,700	700	1,000
			市青少年健全育成推進協議会活動費補助金	15,228	16,288	△ 1,060
			民間放課後児童クラブ運営費補助金	298,108	278,973	19,135
		3　こども家庭費	高等職業訓練促進等給付金	28,263	33,119	△ 4,856
			自立支援教育訓練給付金	1,805	2,086	△ 281
			ひとり親家庭学び直し支援給付金	300	300	0
			公正証書作成等支援事業補助金	1,274	843	431
			家賃等低廉化事業費補助金	37,740	32,700	5,040
			養育費保証契約支援補助金	150	2,500	△ 2,350
		4　保育費	保育補助者雇上強化事業費補助金	111,891	123,391	△ 11,500
			保育体制強化事業費補助金	42,759	31,604	11,155
			保育士宿舎借り上げ事業費補助金	32,205	25,323	6,882

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
3 民生費	4 児童福祉費	4 保育費	特定教育・保育施設等補助金	44,621	37,578	7,043
			認可保育所等施設整備費補助金	138,931	0	138,931
			認可保育所等施設開設準備経費補助金	3,240	0	3,240
			認可保育所等障害児保育補助金	131,482	135,369	△ 3,887
			第一子保育料無料化・軽減事業費補助金	14,352	15,705	△ 1,353
			多子世帯保育料軽減補助金	15,410	14,646	764
			事業所内保育事業実施認可外保育施設保育遊具等購入支援補助金	1,000	0	1,000
			私立保育園運営費補助金	9,049	10,015	△ 966
			私立保育園職員研修費補助金	400	400	0
			実費徴収補足給付事業費補助金	9,564	13,761	△ 4,197
			一時預かり事業費補助金	63,607	59,369	4,238
			病児・病後児保育事業費補助金	70,743	71,867	△ 1,124
			病児・病後児保育利用支援事業費補助金	760	1,120	△ 360
			病児保育広域運営支援事業費補助金	3,600	3,600	0

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
3　民生費	4　児童福祉費	4　保育費	医療的ケア児保育支援補助金	15,575	16,950	△ 1,375
			私立幼稚園運営費補助金	24,274	45,420	△ 21,146
			私立幼稚園教職員研修費補助金	700	700	0
		5　児童障害福祉費	児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金	1,288	552	736
4　衛生費	1　保健衛生費	1　保健所総務費	市保健委員会補助金	11,142	11,486	△ 344
			市献血推進協会補助金	1,000	1,200	△ 200
			骨髄移植ドナー助成事業費補助金	420	420	0
			(公財)郡山市健康振興財団事業費補助金	80,001	86,301	△ 6,300
			(公財)郡山市健康振興財団法人管理費補助金	37,999	36,604	1,395
		2　保健所健康政策費	(一社)郡山医師会補助金	881	881	0
			助産師修学資金貸与支援事業補助金	936	234	702
			感染管理認定看護師就学支援事業補助金	50	2,596	△ 2,546
			感染管理認定看護師重点育成支援事業補助金	4,000	0	4,000
			救急告示病院等運営費補助金	158,000	105,246	52,754

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
4 衛生費	1 保健衛生費	3 保健所保健・感染症費	結核予防事業費補助金	7,510	7,497	13
		4 保健所健康づくり費	こおりやま健康ウオーク実行委員会負担金	1,500	1,500	0
			(一社)郡山歯科医師会補助金	200	200	0
			若年がん患者在宅療養支援事業費補助金	468	468	0
		5 保健所生活衛生費	飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金	640	520	120
		9 環境政策費	次世代自動車導入補助金	10,000	12,000	△ 2,000
			エネルギー３Ｒ推進事業補助金	30,800	30,800	0
			燃料電池自動車用水素供給設備新規需要創出活動補助金	1,000	1,000	0
		11 浄化槽対策費	浄化槽維持管理費補助金	41,445	42,275	△ 830
			浄化槽設置整備事業補助金	39,456	36,532	2,924
	2 清掃費	1 ごみ減量推進費	５Ｒフェスティバル実行委員会負担金	1,500	1,500	0
			電動式生ごみ処理機購入費補助金	1,750	5,000	△ 3,250
5 労働費	1 労働諸費	1 労働諸費	高年齢者就業機会確保事業補助金	7,870	7,870	0
			大学生等インターンシップ支援助成金	100	175	△ 75

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
5　労働費	1　労働諸費	1　労働諸費	求職者職業訓練支援助成金	500	400	100
			奨学金代理返還支援制度導入促進補助金	1,000	0	1,000
			勤労者互助会補助金	12,602	12,602	0
			労働団体補助金	510	524	△ 14
			勤労感謝の集い実行委員会負担金	1,000	1,000	0
			職業能力開発推進事業補助金	6,000	6,000	0
6　農林水産業費	1　農業費	1　農業委員会費	郡山農業青年会議所補助金	120	170	△ 50
			郡山市民食糧問題懇話会補助金	240	240	0
		2　農業政策費	農業経営基盤強化資金利子補給金	5	7	△ 2
			農業振興資金利子補給金	3,404	3,403	1
			農学実践型教育プログラム事業負担金	2,000	2,000	0
			国営郡山東部地区営農推進協議会事業費補助金	115	115	0
			市葉たばこ振興協議会事業費補助金	15	15	0
			郡山ふるさと田舎体験協議会事業費補助金	595	595	0

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	中山間地域等直接支払交付金	124,601	127,611	△ 3,010
			こおりやま産業博実行委員会負担金	3,000	3,000	0
			機構集積協力金	108,290	14,894	93,396
			遊休農地等再生対策支援事業費補助金	1,500	1,265	235
			経営所得安定対策導入推進事業費補助金	4,064	4,237	△ 173
			農業次世代人材投資事業費補助金	600	2,400	△ 1,800
			新規就農者育成総合対策事業費補助金	56,625	78,000	△ 21,375
			新規就農者等住居費支援事業補助金	360	360	0
			農業でふくしまぐらし支援事業補助金	1,000	1,000	0
			産地担い手育成支援事業費補助金	350	250	100
			アグリテック普及推進事業費補助金	2,000	3,000	△ 1,000
			新規就農者等マーケットメイキング事業補助金	970	561	409
			担い手づくり総合支援事業費補助金	5,454	19,662	△ 14,208
			地域計画担い手確保支援事業補助金	5,254	3,219	2,035

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
6　農林水産業費	1　農業費	3　農業振興費	市農作物生産対策協議会負担金	70	70	0
			生産高度化土壌条件整備事業費補助金	800	800	0
			環境保全型農業直接支援対策交付金事業費補助金	4,247	4,778	△ 531
			こおりやま食のブランド推進協議会負担金	2,000	2,000	0
			ふくしま逢瀬ワイナリーイベント実行委員会負担金	2,000	500	1,500
			ふくしまフードフェス実行委員会負担金	1,500	1,500	0
			こおりやま農福連携協議会負担金	1,634	1,634	0
			鳥獣被害防止対策事業費補助金	4,318	6,584	△ 2,266
			狩猟による地域環境保全対策推進事業費補助金	1,440	1,080	360
			有害鳥獣捕獲狩猟者活動支援事業費補助金	2,326	2,326	0
			狩猟技術向上等支援事業費補助金	370	370	0
			農業用使用済プラスチック適正処理推進事業費補助金	200	200	0
			果樹農業６次産業化プロジェクト産地形成事業費補助金	7,744	62	7,682
			園芸作物基盤強化支援事業費補助金	1,158	1,138	20

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
6　農林水産業費	1　農業費	3　農業振興費	産地生産基盤パワーアップ事業補助金	16,355	0	16,355
			産地生産力強化総合対策事業費補助金	2,397	0	2,397
			内水面漁業振興事業費補助金	100	100	0
			鯉料理学校給食地産地消推進事業費補助金	3,535	3,535	0
			酪農ヘルパー事業費補助金	1,000	1,000	0
			肉用牛改良増殖事業費補助金	1,600	1,530	70
			優良乳用雌牛導入奨励事業費補助金	1,700	1,600	100
			肉用牛肥育経営安定事業費補助金	3,000	3,250	△ 250
			肉用牛優良牛群整備推進事業費補助金	300	300	0
			畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金	125,000	0	125,000
			(公財)郡山市観光交流振興公社運営事業費補助金	44,100	50,931	△ 6,831
		4　農地費	土地改良区等育成事業費補助金	6,500	6,500	0
			国営造成施設管理体制整備支援事業費補助金	66,916	68,674	△ 1,758
			かんがい用水路改修事業費補助金	6,000	6,000	0

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
6　農林水産業費	1　農業費	4　農地費	水利施設長寿命化対策事業費補助金	1,300	0	1,300
			多面的機能支払交付金事業費補助金	277,357	287,610	△ 10,253
			経営体育成促進事業費補助金	1,976	1,186	790
	2　林業費	1　林業振興費	森林整備事業費補助金	4,375	3,208	1,167
			森林病害虫対策補助金	10,000	0	10,000
7　商工費	1　商工費	1　商工振興費	商店街等照アップ事業費補助金	12,028	13,571	△ 1,543
			商店街等賑わいづくり事業費補助金	4,303	4,412	△ 109
			商工街並み整備事業費補助金	6,945	1,195	5,750
			小規模事業指導費補助金	45,121	46,566	△ 1,445
			商工団体等ステップアップ事業費補助金	393	387	6
			人材育成補助金	1,070	1,779	△ 709
			ジェトロ福島貿易情報センター運営費負担金	2,571	2,571	0
			こおりやま産業博実行委員会負担金	10,000	10,000	0
			中小企業等振興支援事業費補助金	165	225	△ 60

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	創業・事業承継支援事業費補助金	4,000	5,700	△ 1,700
			ふるさと起業家支援事業費補助金	1,000	0	1,000
			ＢＣＰ策定等支援補助金	100	450	△ 350
			ＢＣＰ等計画策定集団指導事業費補助金	100	300	△ 200
			中小企業等向け専門家活用支援事業費補助金	400	3,000	△ 2,600
			中小企業等省力化支援事業費補助金	1,000	0	1,000
			価格転嫁対策支援事業費補助金	100	0	100
			農福商工連携イノベーション推進補助金	5,000	5,000	0
			サマーフェスタ実行委員会負担金	15,000	15,000	0
			中小企業等海外展示会出展費補助金	900	1,200	△ 300
			信用保証料等補助金	45,285	60,920	△ 15,635
			小規模事業者経営改善資金利子補給金	2,586	3,000	△ 414
			郡山まちづくり推進協議会負担金	250	250	0
			市商店街連合会運営費補助金	3,500	3,500	0

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	たばこ環境整備等推進補助金	1,952	2,000	△ 48
		2 観光物産費	郡山湖南まつり実行委員会負担金	3,805	4,100	△ 295
			郡山うねめまつり実行委員会負担金	26,000	26,500	△ 500
			こおりやまビッグツリーページェントフェスタ実行委員会負担金	4,000	4,000	0
			磐梯熱海温泉つるりんこ祭実行委員会負担金	1,000	1,000	0
			こおりやま広域観光協議会負担金	4,100	4,100	0
			日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会負担金	579	579	0
			(一社)磐梯熱海温泉観光協会運営費補助金	3,000	2,700	300
			地域活性化起業人制度活用事業負担金	5,900	5,600	300
			(一社)郡山市観光協会運営費補助金	59,221	52,456	6,765
			(公財)郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金	36,596	34,624	1,972
			こおりやまＳＡＫＥ＆発酵まつり実行委員会負担金	2,500	2,500	0
			郡山美味しい街づくり推進協議会運営費補助金	1,200	1,200	0
			(公財)郡山コンベンションビューロー運営費補助金	34,633	34,315	318

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
7 商工費	1 商工費	3 産業創出費	医療関連製品開発補助金	1,000	1,000	0
			新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金	500	500	0
			ＤＸ推進補助金	2,000	2,000	0
			大学発ベンチャー等研究開発支援補助金	1,000	1,000	0
			オープンファクトリーＫＯＲＩＹＡＭＡ実行委員会負担金	1,500	0	1,500
			郡山地域テクノポリス市町村協議会負担金	1,111	1,111	0
			市工業団地会等運営補助金	1,000	1,000	0
			郡山地域高度技術産業集積活性化事業費補助金	3,000	3,000	0
			インキュベーションセンター運営費補助金	3,000	3,000	0
			企業立地補助金	205,355	224,187	△ 18,832
			操業補助金	45,730	93,926	△ 48,196
			雇用促進補助金	23,700	15,650	8,050
		4 工業用水道費	工業用水道関連支援事業補助金	58,393	66,472	△ 8,079
8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	木造住宅耐震改修促進事業補助金	8,050	8,000	50

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	ブロック塀等安全対策事業費補助金	2,000	2,000	0
			建築物耐震化促進事業補助金	128,333	172,480	△ 44,147
	2 道路橋りょう費	1 道路建設費	郡山地域道路整備促進期成同盟会補助金	200	200	0
			私道整備事業費補助金	3,000	0	3,000
		2 道路維持費	私道用道路反射鏡設置事業費補助金	250	500	△ 250
	4 都市計画費	2 都市計画費	まちなかリノベーション支援補助金	5,440	0	5,440
		5 公園費	緑あふれるまちづくり事業費補助金	2,204	2,223	△ 19
		8 公共交通対策費	市福島空港活用促進協議会負担金	1,790	2,000	△ 210
			バス運行対策費補助金	117,762	122,842	△ 5,080
			総合都市交通戦略協議会負担金	107	106	1
			公共交通運転手確保支援事業費補助金	3,000	0	3,000
	5 住宅費	1 住宅費	危険空家除却費補助金	4,000	0	4,000
			空家地域活用改修費補助金	800	0	800
			空家活用支援事業費補助金	750	0	750

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
9 消防費	1 消防費	1 消防防災費	女性消防協力会補助金	100	100	0
			郡山地方消防防災協会負担金	200	200	0
			消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金	500	500	0
			自主防災連絡協議会補助金	3,900	3,930	△ 30
			防災士資格取得助成金	900	900	0
10 教育費	2 小中学校費	1 学校教育推進費	公立小・中学校教育研究事業補助金	745	745	0
			全国音楽祭参加支援事業費補助金	27,802	0	27,802
			こども音楽コンクール東北大会実行委員会負担金	1,000	0	1,000
			奨学資金給与交付金	27,360	25,080	2,280
		2 学校管理費	小学校遠距離通学費補助金	241	269	△ 28
			中学校遠距離通学費補助金	815	645	170
			県学校保健会郡山支部補助金	200	200	0
			中学校体育大会参加費補助金	16,000	17,000	△ 1,000
			学校給食費補助金	1,696,240	1,647,060	49,180

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
10 教育費	2 小中学校費	2 学校管理費	市中学校給食会運営補助金	9,920	9,990	△ 70
	3 社会教育費	1 生涯学習費	市婦人団体協議会育成補助金	500	500	0
			市ＰＴＡ連合会育成補助金	300	300	0
			郡山自主夜間中学育成補助金	100	100	0
			明るいまちづくり推進委員会協議会負担金	7,440	5,910	1,530
			公民館共催事業負担金	8,873	8,905	△ 32
		3 文化振興費	市文化団体連絡協議会運営補助金	1,200	1,200	0
			市音楽連盟育成補助金	1,800	1,800	0
			市美術連盟育成補助金	190	190	0
			郡山地方史研究団体連絡協議会育成補助金	180	180	0
			芸術文化に関する全国大会等参加補助金	1,700	1,700	0
			日本宇宙少年団こおりやま分団活動補助金	100	100	0
			安積野開拓顕彰会運営費補助金	100	100	0
			久米賞・百合子賞実行委員会負担金	500	500	0

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
10 教育費	3 社会教育費	3 文化振興費	市音楽の日実行委員会負担金	500	0	500
			(公財)郡山市文化・学び振興公社法人運営費補助金	57,125	53,792	3,333
			(公財)郡山市文化・学び振興公社退職手当補助金	15,371	14,690	681
			指定文化財保護補助金	16,264	8,420	7,844
		4 美術館費	企画展覧会負担金	35,080	28,600	6,480
	4 保健体育費	1 スポーツ振興費	市スポーツ協会補助金	13,000	13,000	0
			市スポーツ・レクリエーション協会育成補助金	1,200	1,200	0
			市スポーツ少年団補助金	646	587	59
			市長旗争奪軟式野球大会負担金	300	300	0
			ＣＹＣＬＥ　ＡＩＤ　ＪＡＰＡＮツール・ド・猪苗代湖実行委員会負担金	5,000	5,000	0
			郡山サッカーフェスティバル大会実行委員会負担金	300	0	300
			郡山カップ福島県フットサル選手権大会実行委員会負担金	3,000	0	3,000
			市町村対抗福島県軟式野球大会補助金	200	200	0
			市町村対抗福島県ソフトボール大会補助金	200	200	0

（単位　千円）

款	項	目	補助金等名称	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減額
10 教育費	4 保健体育費	1 スポーツ振興費	スポーツコンベンション開催支援補助金	3,000	3,000	0
			日独スポーツ少年団同時交流事業派遣参加補助金	200	0	200
			市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会補助金	1,400	0	1,400
			郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金	6,500	6,500	0

議案第68号

郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（休暇の種類） 第10条　職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。 （子育て部分休暇） 第13条の４　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、１日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ⑴　満６歳に達する日後の最初の４月１日から満９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子 ⑵　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第４条第１項に規定する障害者又は同条第２項に規定する障害児である子で、満９歳に達する日後の最初の４月１日から満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるもの ２　子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、一の年度ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。 ⑴　１日につき２時間を超えない範囲内 ⑵　一の年度において市長が規則で定める時間を超えない範囲内 ３　前項の規定による申出をした職員は、市長が規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。	（休暇の種類） 第10条　職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

４　前２項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。 ５　子育て部分休暇については、郡山市職員の給与に関する条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について１時間につき、給料の月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を給与の額から減額する。	
（療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認） 第14条　療養休暇、特別休暇（市長が規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、市長が規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	（療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第14条　療養休暇、特別休暇（市長が規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、市長が規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年郡山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第19条　（略） ２　職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため１日の勤務時間の一	（給与の減額） 第19条　（略） ２　職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため１日の勤務時間の

部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が満６歳に達する日後の最初の４月１日から満９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第４条第１項に規定する障害者若しくは同条第２項に規定する障害児である子で、満９歳に達する日後の最初の４月１日から満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるものを養育するため、１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
３　（略）	３　（略）

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年郡山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第18条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者	（給与の減額） 第18条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護

の介護をするため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が満６歳に達する日後の最初の４月１日から満９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第４条第１項に規定する障害者若しくは同条第２項に規定する障害児である子で、満９歳に達する日後の最初の４月１日から満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるものを養育するため、１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	者の介護をするため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第４条　郡山市職員の育児休業等に関する条例（平成４年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（第１号部分休業の承認） 第23条　（略） ２　労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）、勤務時間条例第13条の３第１項の規定による介護時間又は勤務時間条例第13条の４第２項第１号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第１号子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該第１号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間、育児休	（第１号部分休業の承認） 第23条　（略） ２　労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第13条の３第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児

業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条の２第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）又は第１号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間、当該介護をするための時間又は当該第１号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条の２第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。
４　第１号子育て部分休暇の承認を得て勤務しない職員に対する育児休業法第19条第１項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第１号部分休業である場合に限り行うものとする。	
（第２号部分休業の承認） 第23条の２　（略）	（第２号部分休業の承認） 第23条の２　（略）
２　勤務時間条例第13条の４第２項第２号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第２号子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員に対する育児休業法第19条第１項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第２号部分休業である場合に限り行うものとする。	
（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第23条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。	（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第23条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
(1) 非常勤職員以外の職員　77時間30分（第２号子育て部分休暇を与えられている職員にあっては、１年につき77時間30分から当該第２号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）	(1) 非常勤職員以外の職員　77時間30分
(2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間（第２号子育て部分休暇を与えられている非常勤職員にあっては、１年につき当該時間から当該第２号子育て部分休暇の承認を	(2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

受けて勤務しない時間を減じた時間）	

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提　案　要　旨）

子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う。

議案第69号

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例の一部を改正する条例

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例（平成29年郡山市条例第８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第１条　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第１項第３号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「高年齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の２の23及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第52条の規定に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。	（設置） 第１条　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第１項第３号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「高年齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の２の21及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第52条の規定に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

附　則

この条例は、令和８年９月24日から施行する。

（提　案　要　旨）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

議案第70号

郡山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

郡山市行政財産使用料条例（昭和42年郡山市条例第86号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第２条関係）

区分	使用の種類	使用料
土地	建物、施設、工作物、物件、駐車場等の用地等として使用する場合（次に掲げるものを除く。）	期間が１月以上の場合にあっては、次の算式により算出される額 期間が１月に満たない場合にあっては、次の算式により算出される額に100分の110を乗じて得た額 （当該土地の適正な価格×３×使用許可日数×使用許可面積）／（公有財産の登録面積×100×365（又は366））
	（略）	
建物		市有地の上にある建物にあっては、次の算式(1)により算出される額に100分の110を乗じて得た額 市有地以外の土地の上にある建物にあっては、次の算式(1)及び(2)により算出される額の合計額に100分の110を乗じて得た額 (1)　（当該建物の適正な価格×６×使用許可日数×使用許可面積）／（公有財産の登録面積×100×365（又は366）） (2)　（略）

備考　（略）

改正前

別表第１（第２条関係）

区分	使用の種類	使用料
土地	建物、施設、工作物、物件、駐車場等の用地等として使用する場合（次に掲げるものを除く。）	期間が１月以上の場合にあっては、次の算式により算出される額 期間が１月に満たない場合にあっては、次の算式により算出される額に100分の110を乗じて得た額 （公有財産の登録価格×３×使用許可日数×使用許可面積）／（公有財産の登録面積×100×365（又は366））
	（略）	
建物		市有地の上にある建物にあっては、次の算式(1)により算出される額に100分の110を乗じて得た額 市有地以外の土地の上にある建物にあっては、次の算式(1)及び(2)により算出される額の合計額に100分の110を乗じて得た額 (1)　（公有財産の登録価格×６×使用許可日数×使用許可面積）／（公有財産の登録面積×100×365（又は366）） (2)　（略）

備考　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の郡山市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（提　案　要　旨）

行政財産使用料の算出に係る算式の見直しに伴い、所要の改正を行う。

議案第71号

郡山市公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（郡山市立学校施設使用に関する条例の一部改正）

第１条　郡山市立学校施設使用に関する条例（昭和40年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（使用料）
第７条　使用者は、屋外運動場夜間照明設備の使用については、別表に定める使用料を前納しなければならない。
別表（第７条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>一般</td><td>30分</td><td>700円</td></tr><tr><td>高校生・学生及び中学生以下</td><td>30分</td><td>350円</td></tr></table>備考
１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。
３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。</td><td>（使用料）
第７条　使用者は、屋外運動場夜間照明設備の使用については、30分につき500円を使用料として前納しなければならない。</td></tr>
</table>

（郡山市図書館条例の一部改正）

第２条　郡山市図書館条例（昭和40年郡山市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後

（使用の許可）

第９条　郡山市中央図書館の視聴覚ホール、会議室及び研修室（以下「視聴覚ホール等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

２　（略）

（使用時間）

第９条の２　視聴覚ホール等の使用時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

別表第２（第12条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
視聴覚ホール	7,600円	7,600円	7,600円	15,200円	15,200円	22,800円
会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
研修室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第９条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間に満たないときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端

改正前

（使用の許可）

第９条　郡山市中央図書館の視聴覚ホール及び会議室（以下「視聴覚ホール等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

２　（略）

別表第２（第12条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
視聴覚ホール	5,800円	7,800円	7,000円	12,300円	13,400円	17,300円
会議室	400円	600円	500円	900円	1,000円	1,300円

数を１時間として計算する。

３　視聴覚ホールの冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

４　施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	施設使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	施設使用料の額の100分の200に相当する額
営利目的加算料		施設使用料の額の100分の60に相当する額

備考

１　種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「営利目的加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

⑴　入場料徴収加算料　視聴覚ホールを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に施設使用料に加算される使用料

⑵　営利目的加算料　入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、施設使用料に加算される使用料

２　入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する

２　加算使用料

冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

。

３　特別使用料の算定に用いる施設使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

４　特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　設備等使用料

種別	単位	使用料
ピアノ（セミコンサート）	１式１回	1,500円
プロジェクター	１式１回	500円
（略）		

３　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ピアノ（セミコンサート）		１式１回	1,500円（調律料は別途実費）
（略）			
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え２キロワット以下の場合	１回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が２キロワットを超え５キロワット以下の場合	１回	700円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が５キロワットを超える場合　１回　1,300円

備考

１・２　（略）

３　ピアノの使用料には、調律料は含まない。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

１・２　（略）

（郡山市立公民館条例の一部改正）

第３条　郡山市立公民館条例（昭和40年郡山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後

（使用者の賠償責任）

第12条　使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表第２（第８条関係）

１　郡山市立中央公民館

(1) 多目的ホール以外の施設

ア　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１講義室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円
第２講義室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
第３講義室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
第４講義室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
第５講義室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円

改正前

（使用者の賠償責任）

第12条　教育委員会は、使用者が、建物又は付属物件を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額の賠償をさせるものとする。

別表第２（第８条関係）

１　郡山市立中央公民館

(1) 多目的ホール以外の施設

ア　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
第２講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
第３講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
第４講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
第５講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円

第６講義室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
第７講義室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
第８講義室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
第９講義室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
第10講義室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
第１和室	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円	7,500円
第２和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
第３和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
調理室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
工作室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
音楽室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
講師控室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
金透分室会議室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
堤下分室第１会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
堤下分室第２会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
堤下分室第３会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第７条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

第６講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第７講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第８講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第９講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第10講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第１和室	1,400円	1,900円	2,400円	3,000円	3,900円	4,800円
第２和室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
第３和室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
調理室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
工作室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
音楽室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
講師控室	500円	800円	1,000円	1,200円	1,700円	2,000円
金透分室会議室	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
堤下分室第１会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
堤下分室第２会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
堤下分室第３会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円

備考

１　使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

２　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ　設備等使用料

種別	単位	使用料
ピアノ	１式１回	800円

備考　（略）

１～３　（略）

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

⑵　多目的ホール

ア　施設使用料

室名	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで

イ　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ピアノ		１式１回	500円
プロジェクター		１式１回	500円
展示用パネル		１枚１日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考　（略）

１～３　（略）

⑵　多目的ホール

ア　施設使用料

室名	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで

多目的ホール	10,000円	13,400円	10,000円	23,400円	23,400円	33,400円

備考

1　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2　（略）

3　第７条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

4　前２項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ　特別使用料

種別	使用料の額

多目的ホール	5,400円	10,500円	9,900円	15,900円	20,400円	25,800円

備考

1　使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

2　午前６時から午前９時までの使用に係る使用料は、１時間につき、午前９時から正午までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の20に相当する額を加算した額とする。

3　午後９時から午前６時までの使用に係る使用料は、１時間につき、午後６時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の20に相当する額を加算した額とする。

4　使用時間が１時間に満たないときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

5　（略）

6　施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

イ　特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合にあっては、施設使用料の額

入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	施設使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	施設使用料の額の100分の200に相当する額
準備使用料		（略）

備考

1　種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「準備使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料　使用者が多目的ホールを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に施設使用料に加算される使用料

(2) 準備使用料　入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを多目的ホールで行う場合であって、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料

2　（略）

3　特別使用料の算定に用いる施設使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。この場合において、同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料を適用するものとする。

4　（略）

ウ　設備等使用料

種別	単位	使用料
フルコンサートピアノ	1式1回	10,000円

	の100分の50に相当する額
	入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあっては、施設使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,000円以上の場合にあっては、施設使用料の額の100分の200に相当する額
準備等使用料	（略）

備考

1　この表において「入場料徴収加算料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料　使用者が多目的ホールを使用するに際し、入場料を徴収する場合に加算される使用料

(2) 準備等使用料　多目的ホールを準備又は練習のために使用する場合の使用料

2　（略）

3　入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、この表における最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。

4　（略）

ウ　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
フルコンサートピアノ		1式1回	8,000円

プロジェクター	１式１回	1,000円

備考

１～３　（略）

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　公民館（郡山市立中央公民館を除く。）

(1) 施設使用料

		午前９時	午後１時	午後５時	午前９時	午後１時	午前９時

プロジェクター		１式１回	500円
展示用パネル		１枚１日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え２キロワット以下の場合	１回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が２キロワットを超え５キロワット以下の場合	１回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が５キロワットを超える場合	１回	1,300円

備考

１～３　（略）

２　公民館（郡山市立中央公民館を除く。）

(1) 施設使用料

		午前９時	午後１時	午後５時	午前９時	午後１時	午前９時

名称	室名	から午後１時まで	から午後５時まで	から午後９時まで	から午後５時まで	から午後９時まで	から午後９時まで
郡山市立清水台地域公民館	第１会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第２会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第３会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第４会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第１集会室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第２集会室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	第３集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
郡山市立小原田地域公民館	会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	第１和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第２和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市立芳賀地域公民館	会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	小会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第１和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第２和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

名称	室名	から午後１時まで	から午後５時まで	から午後９時まで	から午後５時まで	から午後９時まで	から午後９時まで
郡山市立清水台地域公民館	第１会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第３会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第４会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第３集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
郡山市立小原田地域公民館	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市立芳賀地域公民館	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	小会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市立開成地域公民館	会議室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第１和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第２和室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市立名倉地域公民館	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第１和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第２和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市立桑野地域公民館	研修室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	大集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	小集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第１和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第２和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第３和室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市立久留米地域公民館	会議室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第１和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第２和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市立桃見	第１会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円

	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市立開成地域公民館	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市立名倉地域公民館	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市立桑野地域公民館	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	大集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	小集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第３和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市立久留米地域公民館	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市立桃見	第１会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

台地域公民館	第２会議室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	第１和室	400円	400円	400円	800円	800円	
	第２和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市立大島地域公民館	会議室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	和室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市立薫地域公民館	会議室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	第１和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第２和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
郡山市立赤木地域公民館	会議室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	小会議室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	第１和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第２和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市立東部地域公民館	会議室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	第１和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第２和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市	会議室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

台地域公民館	第２会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市立大島地域公民館	会議室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市立薫地域公民館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
郡山市立赤木地域公民館	会議室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	小会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市立東部地域公民館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市	会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円

立橘地域公民館	第１和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第２和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市立中央公民館針生分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	研修室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
郡山市立富田公民館	会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第１和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	第２和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第３和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	町内分室会議室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	町内分室和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	町内分室実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市立富田東地域公民館	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市立大成地域公	会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	小会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円

立橘地域公民館	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市立中央公民館針生分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立富田公民館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第２和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第３和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	町内分室会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	町内分室和室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	町内分室実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市立富田東地域公民館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市立大成地域公	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	小会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

民館	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市	会議室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
立小山	第１和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
田地域	第２和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
公民館	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市	第１会議	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
立大槻	室						
東地域	第２会議	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
公民館	室						
	第１和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第２和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市	安積分室	400円	400円	400円	800円	800円	
立安積	第１会議						
公民館	室						
	安積分室	400円	400円	400円	800円	800円	
	第２会議						
	室						
	安積分室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第３会議						
	室						
	安積分室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	研修室						
	安積分室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	大集会室						
	安積分室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

民館	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
立小山	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
田地域	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
公民館	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市	第１会議	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
立大槻	室						
東地域	第２会議	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
公民館	室						
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市	安積分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	
立安積	第１会議						
公民館	室						
	安積分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	
	第２会議						
	室						
	安積分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第３会議						
	室						
	安積分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	研修室						
	安積分室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	大集会室						
	安積分室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円

	小集会室						
	安積分室 実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
郡山市立柴宮地域公民館	会議室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	小会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市立安積南地域公民館	会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	小会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市立永盛地域公民館	会議室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第１和室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	第２和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市立安積公民館笹川分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
郡山市立安積公民館牛庭分館	会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市立三穂	第１会議室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

	小集会室						
	安積分室 実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
郡山市立柴宮地域公民館	会議室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	小会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市立安積南地域公民館	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	小会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市立永盛地域公民館	会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第１和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市立安積公民館笹川分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立安積公民館牛庭分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立三穂	第１会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円

田公民館	第２会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円
	和室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	実習室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
郡山市立三穂田公民館芦ノ口分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市立三穂田公民館富岡分館	研修室	300円	300円	300円	600円	600円	（略）
	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	会議室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
郡山市立三穂田公民館鍋山分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	研修室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市立逢瀬公民館	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
	久保田分室会議室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	久保田分室講習室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	久保田分室実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円

田公民館	第２会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市立三穂田公民館芦ノ口分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立三穂田公民館富岡分館	集会室	300円	300円	400円	600円	700円	（略）
	和室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立三穂田公民館鍋山分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立逢瀬公民館	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
	久保田分室会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	久保田分室講習室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	久保田分室実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

郡山市立喜久田公民館	畑田分室研修室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	喜久田体育館	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
郡山市立日和田公民館	会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	研修室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	実習室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	ホール	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	文化体育館	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
	高倉体育館	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
郡山市立日和田公民館高倉分館	和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市立日和田公民館宮下分館	第１集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第２集会室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市立日和田公民館久留	第１集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第２集会室	200円	200円	200円	400円	400円	600円

郡山市立喜久田公民館	畑田分室研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	喜久田体育館	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
郡山市立日和田公民館	会議室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	研修室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	実習室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	ホール	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	文化体育館	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
	高倉体育館	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
郡山市立日和田公民館高倉分館	和室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
	実習室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立日和田公民館宮下分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立日和田公民館久留		300円	300円	400円	600円	700円	900円

米分館	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市立日和田公民館梅沢分館	第１集会室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第２集会室	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	第３集会室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市立日和田公民館八丁目分館	第1和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第2和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
郡山市立行徳地域公民館	第１会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第２会議室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市立八山田地域公民館	第１集会室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	第２集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市立富久山公民館久保	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第3和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円

米分館							
郡山市立日和田公民館梅沢分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立日和田公民館八丁目分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立行徳地域公民館	第１会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市立八山田地域公民館	第１集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第２集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市立富久山公民館久保		300円	300円	400円	600円	700円	900円

田分館								田分館							
郡山市立富久山公民館福原分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市立富久山公民館福原分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
郡山市立富久山公民館小泉分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市立富久山公民館小泉分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	第１和室	100円	100円	100円	200円	200円	300円								
	第２和室	100円	100円	100円	200円	200円	300円								
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円								
郡山市立湖南公民館	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円	郡山市立湖南公民館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円		集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	第１和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円		第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）		第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円			実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	
郡山市立熱海公民館安子島分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市立熱海公民館安子島分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
郡山市立熱海公民館高玉分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市立熱海公民館高玉分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円

立熱海公民館玉川分館	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円	立熱海公民館玉川分館									
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円										
郡山市立熱海公民館中山分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市立熱海公民館中山分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円		
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円										
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円										
郡山市立田村公民館	第１会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円	郡山市立田村公民館	第１会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円		
	第２会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円		第２会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円		
	集会室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円		集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円		
	第１和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円		第１和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円		
	第２和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円		第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円		
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）		実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）		
	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円		大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円		
郡山市立高瀬地域公民館	会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	郡山市立高瀬地域公民館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円		
	第１和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円		第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円		
	第２和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円		第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円		
	第３和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円		第３和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円		
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円		実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円		
郡山市立二瀬地域公民館	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円	郡山市立二瀬地域公民館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円		
	集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円		集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円		
	和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円		和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円		
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）		実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）		

郡山市立田村公民館田母神分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市立田村公民館田母神分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円								
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
郡山市立田村公民館谷田川分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市立田村公民館谷田川分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	第１和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
	第２和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円								
郡山市立西田公民館高野分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市立西田公民館高野分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	研修室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
	和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円								
郡山市立西田公民館根木屋分館	第１和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	郡山市立西田公民館根木屋分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	第２和室	100円	100円	100円	200円	200円	300円								
	第３和室	100円	100円	100円	200円	200円	300円								
郡山市立中田公民館宮城分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市立中田公民館宮城分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
	研修室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								
郡山市立中田	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	郡山市立中田		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円								

公民館牛縊分館	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
郡山市立中田公民館中津川分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市立中田公民館下枝分館	会議室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

備考

1　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2　大ホール及び体育館の冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

3　第７条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

4　前２項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があ

公民館牛縊分館							
郡山市立中田公民館中津川分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立中田公民館下枝分館	会議室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
	和室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
	実習室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
	集会室	300円	300円	400円	600円	700円	900円

備考

1　使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

2　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

るときは、これを10円に切り上げる

５　２分の１面利用を可能とするネットを有する大ホール又は体育館において、アリーナの２分の１面を利用する場合は施設使用料の100分の50の額とする。

６　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものものとする。

(2) 設備等使用料

種別	単位	使用料	摘要
ピアノ（電子ピアノを除く。）	（略）		

備考

１～３　（略）

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものものとする。

(2) 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	摘要
ピアノ		（略）		（略）
プロジェクター		１式１回	500円	
展示用パネル		１枚１日	50円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円	

備考

１～３　（略）

（郡山市保育所条例の一部改正）

第４条　郡山市保育所条例（昭和40年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第２（第５条関係）

名称	単位	金額
延長保育料	１回１時間	200円

備考　（略）

改正前

別表第２（第５条関係）

名称	単位	金額
延長保育料	１回１時間につき	100円

備考　（略）

（郡山市公会堂条例の一部改正）

第５条　郡山市公会堂条例（昭和40年郡山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正後

（使用の制限）

第５条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、公会堂の使用を許可しない。

(1)・(2)　（略）

(3) 販売、営利を目的とする勧誘その他これに類する行為をするおそれがあると認めたとき

(4) 前３号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めたとき。

別表（第７条関係）

１　施設使用料

区分	使用料
午前　午前９時から午後１時まで	4,800円
午後　午後１時から午後５時まで	4,800円
夜間　午後５時から午後９時まで	4,800円
午前・午後　午前９時から午後５時まで	9,600円
午後・夜間　午後１時から午後９時まで	9,600円
全日　午前９時から午後９時まで	14,400円

改正前

（使用の制限）

第５条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、公会堂の使用を許可しない。

(1)・(2)　（略）

(3) 営利的興行又これに類するものを行うとき。

別表（第７条関係）

１　施設使用料

区分	使用料
午前　午前９時から午後１時まで	2,600円
午後　午後１時から午後５時まで	5,700円
夜間　午後５時から午後９時まで	5,100円
午前・午後　午前９時から午後５時まで	7,500円
午後・夜間　午後１時から午後９時まで	9,800円
全日　午前９時から午後９時まで	11,200円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

３　第10条ただし書により、やむを得ずの使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの項使用料の欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

４　前２項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	施設使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	施設使用料の額の100分の200に相当する額

備考

１　この表において「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者が公会堂を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に施設使用料に加算される使用料をいう。

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

２　入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

３　特別使用料の算定に用いる施設使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

４　特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　設備等使用料

種別	単位	使用料
（略）		

備考

１・２　（略）

３　ピアノの使用料には、調律料は含まない。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
（略）			
展示用パネル		１枚１日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え２キロワット以下の場合	１回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が２キロワットを超え５キロワット以下の場合	１回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が５キロワットを超える場合	１回	1,300円

備考

１・２　（略）

る時間を含むものとする。	

（郡山市熱海温泉事業条例の一部改正）

第６条　郡山市熱海温泉事業条例（昭和40年郡山市条例第108号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（温泉使用料）	（温泉使用料）
第11条　（略）	第11条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　温泉使用料で市長が必要と認めたときは、第１項の規定にかかわらず第25条に規定する管理委員会に諮って使用料を減免することができる。	３　温泉使用料で市長が必要と認めたときは、第１項の規定にかかわらず第25条に規定する管理委員会にはかって使用料を減免することができる。
（使用料の納入期限）	（使用料の納入期限）
第12条　第14条の規定による検針により算出された温泉使用料の納入期限は、当該検針の日の属する月の翌月の末日とする。ただし、特別の場合は、納入通知書に指定する期限とする。	第12条　第14条の規定による検針により算出された温泉使用料の納入期限は、当該検針の日の属する月の翌月15日とする。ただし、特別の場合は、納入通知書に指定する期限とする。
（使用料の計算）	（使用料の計算）
第13条　温泉使用料の計算にあっては、検針を行った月の検針量から前月の検針量の差をもって１か月の温泉使用量とし、第11条第1項の規定に基づき算定する。	第13条　温泉使用料の計算にあっては、検針から当該検針の直前の検針までの期間をもって１か月とする。
２・３　（略）	２・３　（略）
（権利譲渡の制限）	（名義の変更）
第18条　権利者は、給湯を受ける権利（次項において「権利」という。）を譲渡することはできない。	第18条　権利者が譲渡、相続その他の事由で名義を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、権利を譲り受けようとする者が市長の許可を受けたときは、権利者は権利を譲渡することができる。	２　名義を変更しようとする者が譲渡によるときは、温泉使用料等市に対するすべての債務を履行しないときは、前項の規定による許可をしない。
	３　譲渡の理由により第１項の規定による許可の申請をする新たな名義人となろうとする者は、手数料として権利量１リットルにつき1,000円を納入しなければならない。
３　前項の許可を受けようとする者は、手数料として3,000円を納入しなけ	４　譲渡以外の理由により第１項の規定による許可の申請をする新たな名義

ればならない。 ４　前項に規定する手数料は、当該許可に係る申請の際に納入しなければならない。 ５　既納の手数料は、これを返還しない。 （違背処分） 第21条　（略） ２　市長は、前項第３号及び第６号の規定に該当する場合で特に悪質と認めたときは、第25条に規定する管理委員会に諮って、給湯の権利を取り消すことができる。この場合市は、一切の損害を補償しない。 ３　（略）	人となろうとする者は、手数料として3,000円を納入しなければならない。 ５　前２項の規定による手数料は、申請の際に納入しなければならない。この場合において、既納の手数料は、返還しない。 （違背処分） 第21条　（略） ２　市長は、前項第３号及び第６号の規定に該当する場合で特に悪質と認めたときは、第25条に規定する管理委員会にはかって、給湯の権利を取り消すことができる。この場合市は、一切の損害を補償しない。 ３　（略）

第７条　郡山市熱海温泉事業条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（権利金） 第10条　第５条の許可を得た者は、納入通知書に指定する期限までに次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める権利金を納入しなければならない。 ⑴　営業用　権利量１リットルにつき143,000円 ⑵　自家用　権利量１リットルにつき220,000円 ２・３　（略） （温泉使用料） 第11条　（略） ２　第６条第４項の規定により徴収する加算金は、超過１か所につき月額3,300円とする。 ３　（略） （管理料）	（権利金） 第10条　第５条の許可を得た者は、許可の日から５日以内に次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める権利金を納入しなければならない。 ⑴　営業用　権利量１リットルにつき136,500円 ⑵　自家用　権利量１リットルにつき210,000円 ２・３　（略） （温泉使用料） 第11条　（略） ２　第６条第４項の規定により徴収する加算金は、超過１か所につき月額3,150円とする。 ３　（略） （管理料）

第14条の２　市長は、使用した給湯量が無く、かつ、温泉の使用を中止している権利者から、管理料として権利量１リットルにつき月額110円を徴収する。 ２　（略）	第14条の２　市長は、使用した給湯量が無く、かつ、温泉の使用を中止している権利者から、管理料として権利量１リットルにつき月額105円を徴収する。 ２　（略）

（郡山市都市公園条例の一部改正）

第８条　郡山市都市公園条例（昭和40年郡山市条例第112号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第６条の２関係）

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の名称
（略）	
大槻公園	（略） バーベキュー広場
開成山公園	（略）
荒井中央公園	ふれあい交流施設
平成記念郡山こどものもり公園	もりの館
浄土松公園	バーベキュー広場

別表第２（第６条の３関係）

有料公園施設の供用日及び供用時間

有料公園施設の区分	供用日	供用時間
郡山カルチャーパークドリームランド	（略）	
郡山カルチャーパークプール（個人使用に限る。）		
郡山カルチャーパークカルチャーセンター		
21世紀記念公園交流施設		

改正前

別表第１（第６条の２関係）

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の名称
（略）	
大槻公園	（略）
開成山公園	

別表第２（第６条の３関係）

有料公園施設の供用日及び供用時間

有料公園施設の区分	供用日	供用時間
ドリームランド	（略）	
カルチャーパークプール（個人使用に限る。）		
カルチャーセンター		
交流施設		

21世紀記念公園くつろぎ施設 大槻公園スーパースライダー		
大槻公園バーベキュー広場	１月４日から12月28日までの日で、休場日以外の日	午前９時から午後４時30分まで
（略）		
開成山野外音楽堂	（略）	
荒井中央公園ふれあい交流施設	１月５日から12月27日までの日で、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）以外の日	午前９時から午後５時まで
平成記念郡山こどものもり公園もりの館	(1) １月５日から12月27日までの日で、休場日以外の日 (2) ７月21日から８月24日までの日	午前９時から午後５時まで
浄土松公園バーベキュー広場	１月４日から12月28日までの日で、休場日以外の日	午前９時から午後４時30分まで

備考　（略）

別表第４（第10条関係）

有料公園施設の使用料

１　郡山カルチャーパークドリームランドの使用料

種別	単位	使用料	摘要
ジェットコースター ゴーカート	１人１回	大人400円 こども300円	４歳未満の者は、無料とする。
グレートポセイドン パラトルーパー サイクルモノレール	１人１回	大人300円 こども200円	

くつろぎ施設 スーパースライダー	（略）	
（略）		
開成山野外音楽堂	（略）	

備考　（略）

別表第４（第10条関係）

有料公園施設の使用料

１　ドリームランドの使用料

種別	単位	使用料	摘要
ジェットコースター ゴーカート	１人１回	大人300円 子供200円	(1) 100円券11枚つづりは、1,000円とする。
グレートポセイドン パラトルーパー サイクルモノレール	１人１回	大人200円 子供100円	(2) ４歳未満の者は、無料とする。

豆汽車			
コーヒーカップ			
チェーンタワー	１人１回	200円	
メリーゴーランド			
観覧車			
ミラーハウス			

備考　「大人」とは15歳以上の者（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒を除く。）を、「こども」とは４歳以上15歳未満の者をいう。

２　郡山カルチャーパークプールの使用料

種別		単位	使用料
個人使用		１人１回	大人450円
			高校生・学生270円
			中学生及び小学生180円
			幼児130円
貸切使用	25ｍプール	１レーン１時間	700円
		全レーン１時間	4,900円
	50ｍプール	１レーン１時間	1,800円
		全レーン１時間	14,400円
	飛込プール	１時間	7,000円

備考

１　「幼児」とは４歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

２　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこ

豆汽車			
コーヒーカップ			
チェーンタワー	１人１回	100円	
メリーゴーランド			
観覧車			
ミラーハウス			

備考　「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは４歳以上15歳未満の者をいう。

２　カルチャーパークプールの使用料

種別	単位	使用料	摘要
個人使用	１人１回	大人300円	回数券（６回券）は、1,500円とする。
		子供150円	回数券（６回券）は、750円とする。
貸切使用	午前９時から午後０時30分まで	18,500円	入場料を徴収して競泳プール及び飛込プールを使用する場合は、それぞれについて左記金額を加算する。
	午後０時30分から午後４時30分まで	37,000円	
	午前９時から午後４時30分まで	55,500円	

備考

１　「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは４歳以上15歳未満の者をいう。

２　「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。

れらに準ずる者をいう。

３　「中学生」とは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒を、「小学生」は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童をいう。

４　（略）

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

３　郡山カルチャーパークカルチャーセンターの使用料

(1) アリーナの使用料

ア　貸切使用料

区分	使用目的	対象	A 午前９時から正午まで	B 正午から午後３時まで	C 午後３時から午後５時まで	D 午後５時から午後７時まで	E 午後７時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	3,800円	3,800円	2,500円	2,500円	2,500円	15,100円
		高校生・学生	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		中学生以下	1,300円	1,300円	800円	800円	800円	5,000円
	その他	営利目的	18,300円	18,300円	12,200円	12,200円	12,200円	73,200円
		その	9,100円	9,100円	6,100円	6,100円	6,100円	36,500円

３　（略）

３　カルチャーセンターの使用料

(1) アリーナの使用料

ア　全面貸切使用料

区分	使用目的	対象	A 午前９時から正午まで	B 正午から午後３時まで	C 午後３時から午後５時まで	D 午後５時から午後７時まで	E 午後７時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
		生徒等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
		一般	2,200円	2,200円	1,800円	2,400円	2,400円	11,000円
	その他		16,400円	16,400円	13,400円	17,900円	17,900円	82,000円

		他						
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	12,800円	12,800円	8,500円	8,500円	8,500円	51,100円
		高校生・学生	4,400円	4,400円	2,900円	2,900円	2,900円	17,500円
		中学生以下	3,200円	3,200円	2,100円	2,100円	2,100円	12,700円
	その他（興行等）		109,200円	109,200円	72,800円	72,800円	72,800円	436,800円

備考

1　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

3　（略）

4　「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。

使用者が入場料を徴する場合	興行を目的としない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
			生徒等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
			一般	7,900円	7,900円	6,500円	8,600円	8,600円	39,500円
		その他		47,700円	47,700円	37,200円	52,100円	52,100円	236,800円
	興行を目的とする場合			80,400円	80,400円	64,300円	88,500円	88,500円	402,100円

備考

1　「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。

2　「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

3　（略）

4　暖房を使用した場合は、全面貸切使用料の100分の20の額を加算する。

５　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

６　第６条の３ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、使用時間の区分Ｆの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

７　前項の規定により加算した貸切使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

８　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（ア）　一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
アリーナ	２分の１面	貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の２分の１の額

（イ）　貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			Ａ又はＢ	Ｃ、Ｄ又はＥ	Ｆ
アマチュアスポ	ステージ	全面	200円	100円	700円

イ　一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	アリーナ	２分の１面	１回につき全面貸切使用料の２分の１の額（Ｆ欄を除く。）	１日につき全面貸切使用料のＦ欄の２分の１の額
	ステージ	全面	１回につき400円	１日につき2,000円
その他	ステージ	全面	１回につき2,500円	１日につき12,500円

備考　「１回」とは午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの、「１日」とは午前９時から午後９時までの使用時間の区分をいう。

ーツを目的に使用する場合					
その他	ステージ	全面	1,600円	1,000円	6,200円

備考

１　時間帯区分のＡからＦまでは、別表第４中３（１）ア貸切使用料の使用時間の区分をいう。

２　時間外に一部貸切又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第４中３（１）ア貸切使用料の表の備考第６項及び第７項の規定を準用する。

３　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ　個人使用料

対象	単位	使用料
一般	１人１回	200円
高校生・学生	１人１回	120円
中学生以下	１人１回	80円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　（略）

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

⑵　会議室等の使用料

ア　会議室等使用料

ウ　個人使用料

対象	使用料
児童等	１回につき50円
生徒等	１回につき70円
一般	１回につき100円

備考

１　「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

２　「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

３　（略）

⑵　会議室等の使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１会議室	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円
第２会議室	1,300円	1,300円	1,300円	2,600円	2,600円	3,900円
工作室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第１和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
第２和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
展示室	7,900円	7,900円	7,900円	15,800円	15,800円	23,700円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ　特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が500円以下の場合	会議室等使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が501円以上の場合	会議室等使用料の額の100分の40に相当する額
営利目的加算料		会議室等使用料の額の100分の

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１会議室	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円	3,000円	3,600円
第２会議室	1,400円	2,100円	2,600円	3,200円	4,300円	5,200円
工作室	800円	1,100円	1,400円	1,800円	2,300円	2,800円
第１和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
第２和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
展示室	１日につき14,200円					

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。

(3)　電気使用料

使用区分	使用料
アリーナ	１時間につき800円
ステージ	１時間につき700円

備考　アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

	60に相当する額

備考

１　種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「営利目的加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料　使用者が展示室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に会議室等使用料に加算される使用料

(2) 営利目的加算料　入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、会議室等使用料に加算される使用料

２　入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

３　特別使用料の算定に用いる会議室等使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

４　営利目的加算料が適用される場合には、入場料徴収加算料は適用しないものとする。

５　特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　交流施設の使用料

(1) 21世紀記念公園交流施設の施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
体験学習室１	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
体験学習室２	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円

４　交流施設の使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
体験学習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

(2) 21世紀記念公園くつろぎ施設の施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１和室	2,700円	2,700円	2,700円	5,400円	5,400円	8,100円
第２和室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第３和室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第４和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
小間	2,400円	2,400円	2,400円	4,800円	4,800円	7,200円
立礼席	3,700円	3,700円	3,700円	7,400円	7,400円	11,100円

(3) 荒井中央公園ふれあい交流施設の施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午前９時から午後５時まで
ホール	1,400円	1,400円	2,800円
調理室	200円	200円	400円

(4) 平成記念郡山こどものもり公園もりの館の施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午前９時から午後５時まで
体験学習室	1,400円	1,400円	2,800円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、施設使用料の100分の60

５　くつろぎ施設の使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１和室	1,800円	2,400円	2,700円	3,800円	4,600円	5,800円
第２和室	1,400円	1,900円	2,100円	3,000円	3,600円	4,500円
第３和室	1,400円	1,900円	2,100円	3,000円	3,600円	4,500円
第４和室	1,000円	1,400円	1,600円	2,200円	2,700円	3,400円
小間	1,500円	2,000円	2,300円	3,200円	3,900円	4,900円
立礼席	2,500円	3,300円	3,700円	5,300円	6,300円	8,000円

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。

に相当する額（次項において「営利目的加算」という。）を加算する。

３　営利目的加算の算定に用いる施設使用料の額は、当該営利目的加算に係る行為を行う交流施設における使用時間の区分による。

４　使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

５　大槻公園スーパースライダーの使用料

種別	単位	使用料
スーパースライダー	１人１回	大人250円
		こども150円

備考　「大人」とは15歳以上の者（中学生を除く。）を、「こども」とは４歳以上15歳未満の者をいう。

６　大槻公園バーベキュー広場及び浄土松公園バーベキュー広場の使用料

種別	単位	使用料
バーベキュー広場	１基１日	600円
	１区画１日	400円

備考

１　「１基」とは、野外炉の使用をいう。

２　「１日」とは、午前９時から午後４時30分までの使用をいう。

７　（略）

８　（略）

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

６　スーパースライダーの使用料

種別	単位	使用料	摘要
スーパースライダー	１人１回	大人150円	回数券（５回券）は、600円とする。
		子供100円	回数券（５回券）は、400円とする。

備考　「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは４歳以上15歳未満の者をいう。

７　（略）

８　（略）

る時間を含むものとする。

別表第５（第10条関係）

設備及び器具の使用料

１　（略）

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　郡山カルチャーパークカルチャーセンターの設備等使用料

(1) アリーナ

種別	午前９時から正午まで	正午から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
放送設備	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	6,000円
電光掲示板	1,200円	1,200円	800円	800円	800円	4,800円

別表第５（第10条関係）

設備及び器具の使用料

１　（略）

２　カルチャーセンターの設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
温水シャワー		１人１回	150円
フロアシート		10平方メートル１日	10円
展示用パネル		１枚１日	50円
会議室の放送設備		１式１回	200円
アリーナの放送設備		１式１時間	500円
電光掲示板		１組１時間	400円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考

１　この表において「１回」とあるのは、アリーナの使用に係る場合にあっては午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの使用時間の区分における使用を、アリーナ以外の使用に係る場合にあっては午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回（アリーナの使用に係る場合にあっては、５回）の使用として、この表の規定を適用する。

３　フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

⑵　シャワー

種別	区分		単位	使用料
シャワー	個人使用		１人１使用	300円
	貸切使用	男子更衣室	１日１室（４基）	2,000円
		女子更衣室	１日１室（４基）	2,000円

⑶　会議室

種別	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
放送設備	200円	200円	200円	400円	400円	600円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

３　荒井中央公園ふれあい交流施設の設備等使用料

種別	単位	使用料
調理台	１台１時間	100円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計１キロワット当たり１時間（持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワット以下の場合を除く。）	50円

備考　持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超える場合において、１キロワット未満の端数があるときは、これを１キロワットとして算定する。

４　交流施設の設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
映像装置		１式１回	500円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

1　この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2　午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3　21世紀記念公園くつろぎ施設の器具使用料

種別	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	摘要
茶道具	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円	（略）

備考

1　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4　大槻公園スポーツ広場の夜間照明設備使用料

設備	対象	単位	使用料
夜間照明設備	一般	30分	700円

5　くつろぎ施設の器具使用料

種別	使用料	摘要
茶道具	1式1回につき500円	（略）
華道具	1式1回につき200円	

備考

1　この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2　午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。

6　大槻公園スポーツ広場の夜間照明設備使用料

設備	使用料
夜間照明設備	30分につき500円

高校生・学生及び中学生以下	30分	350円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（郡山市水道事業給水条例の一部改正）

第９条　郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（手数料） 第31条　手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際、指定給水装置工事事業者指定手数料及び法第25条の３の２第１項の更新に対する指定給水装置工事事業者更新手数料については申請の際にそれぞれ徴収する。 (1)・(2)　(略) (3) 各種証明手数料　１件につき300円 (4)・(5)　(略)	（手数料） 第31条　手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際、指定給水装置工事事業者指定手数料及び法第25条の３の２第１項の更新に対する指定給水装置工事事業者更新手数料については申請の際にそれぞれ徴収する。 (1)・(2)　(略) (3) 各種証明手数料　１件につき250円 (4)・(5)　(略)

（郡山市老人福祉センター条例の一部改正）

第10条　郡山市老人福祉センター条例（昭和41年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第９条関係） 施設使用料	別表（第９条関係） １　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１教養娯楽室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	（略）
第２教養娯楽室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	
和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	
学習室	2,300円	2,300円	2,300円	4,600円	4,600円	6,900円
作業室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
集会室	10,800円	10,800円	10,800円	21,600円	21,600円	32,400円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１教養娯楽室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	（略）
第２教養娯楽室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	
和室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	
学習室	1,800円	2,600円	3,500円	4,000円	5,500円	6,600円
作業室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	5,100円
集会室	5,200円	7,700円	10,300円	11,700円	16,200円	19,300円

備考　冷暖房実施期間中は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
音声装置		１式１回	1,000円
16ミリ映写機		１式１回	2,500円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考

１　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

（郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正）

第11条　郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（手数料） 第29条　手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際にそれぞれ徴収する。 (1)・(2)　(略) (3) 各種証明手数料　１件につき300円	（手数料） 第29条　手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際にそれぞれ徴収する。 (1)・(2)　(略) (3) 各種証明手数料　１件につき250円

（郡山市下水道条例の一部改正）

第12条　郡山市下水道条例（昭和45年郡山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（手数料） 第28条の２　各種証明に係る手数料は、１件当たり300円とする。	（手数料） 第28条の２　手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次に掲げるとおりとする。 (1) 各種証明　１件当たり250円 (2) 公簿又は図面の閲覧又は縦覧　公簿１冊又は図面１葉当たり250円

	２　前項第２号の公簿又は図面の閲覧又は縦覧のうち次に掲げるものに係る手数料は、徴収しない。 (1)　公共下水道台帳の閲覧 (2)　法第９条の図面の閲覧 (3)　下水道受益者負担金賦課区域図の閲覧
２　前項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第３条第１項、第４条及び第10条の規定を準用する。	３　第１項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第３条第１項、第４条及び第10条の規定を準用する。

（郡山市労働福祉会館条例の一部改正）

第13条　郡山市労働福祉会館条例（昭和47年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用許可の制限） 第６条　市長は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用許可をしない。 (1)・(2)　(略) (3)　営利を目的とする行為その他これに類する行為をするおそれがあると認めたとき。 (4)　(略) ２　(略) （使用料の免除） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1)・(2)　(略) (3)　指定管理者が行う会館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。 (4)　(略) 別表（第７条関係）	（使用許可の制限） 第６条　市長は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用許可をしない。 (1)・(2)　(略) (3)　入場料等を徴収するとき。 (4)　(略) ２　(略) （使用料の免除） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1)・(2)　(略) (3)　指定管理者が主催して行う事業であって、市長が認めるものに使用するとき。 (4)　(略) 別表（第７条関係）

基本使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
大ホール	6,400円	6,400円	6,400円	12,800円	12,800円	19,200円
中ホール	3,400円	3,400円	3,400円	6,800円	6,800円	10,200円
第１会議室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第２会議室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第３会議室	1,300円	1,300円	1,300円	2,600円	2,600円	3,900円
第４会議室	1,300円	1,300円	1,300円	2,600円	2,600円	3,900円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　大ホールにおいて、冷房又は暖房の設備を使用する場合は、基本使用料の100分の20の額を加算する。

３　第３条により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

１　基本使用料

室名		午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで	延長１時間につき
大ホール	平日	4,100円	5,200円	6,200円	8,400円	10,300円	13,000円	1,300円
	土・日・祝日	5,200円	7,200円	9,300円	11,200円	14,900円	18,100円	1,800円
中ホール	平日	2,100円	2,600円	3,100円	4,300円	5,200円	6,600円	700円
	土・日・祝日	2,600円	3,600円	4,600円	5,600円	7,400円	9,000円	900円
第１会議室		1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円
第２会議室		1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円
第３会議室		1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円
第４会議室		1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、基本使用料（大ホール及び中ホールにあっては、平日の基本使用料とする。）の100分の20の額を加算する。

４　前２項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。 ５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。	

２　器具使用料

種別	区分	単位	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考

１　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

（郡山市体育施設条例の一部改正）

第14条　郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第１（第８条関係） 郡山総合体育館使用料	別表第１（第８条関係） 郡山総合体育館の使用料

１　貸切使用料

区分	使用目的	使用区分	対象	時間帯区分					
				A	B	C	D	E	F
				午前９時から正午まで	正午から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館	一般	6,100円	6,100円	4,100円	4,100円	4,100円	24,500円
			高校生・学生	2,700円	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	10,800円
			中学生以下	2,100円	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	8,400円
		小体育館、剣道場及び柔道場	一般	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
			高校生・学生	1,100円	1,100円	700円	700円	700円	4,300円
			中学生以下	700円	700円	400円	400円	400円	2,600円
	その他	大体育館	営利目的	37,100円	37,100円	24,700円	24,700円	24,700円	148,300円
			その他	18,500円	18,500円	12,300円	12,300円	12,300円	73,900円
		小体育館、剣道場及び柔道場	営利目的	11,100円	11,100円	7,400円	7,400円	7,400円	44,400円
			その他	5,500円	5,500円	3,700円	3,700円	3,700円	22,100円

１　各館貸切使用料

区分	使用目的	使用区分	対象	A	B	C	D	E	F
				午前９時から正午まで	正午から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館	児童等	1,500円	1,500円	1,200円	1,500円	1,500円	7,200円
			生徒等	1,500円	1,500円	1,200円	1,500円	1,500円	7,200円
			一般	3,300円	3,300円	2,700円	3,600円	3,600円	16,500円
		小体育館、剣道場及び柔道場	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
			生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
			一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
	その他	大体育館		24,600円	24,600円	20,100円	26,700円	26,700円	122,700円
		小体育館、剣道場及び柔道場		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館	一般	20,600円	20,600円	13,700円	13,700円	13,700円	82,300円
			高校生・学生	7,300円	7,300円	4,800円	4,800円	4,800円	29,000円
			中学生以下	6,200円	6,200円	4,100円	4,100円	4,100円	24,700円
		小体育館、剣道場及び柔道場	一般	6,400円	6,400円	4,200円	4,200円	4,200円	25,400円
			高校生・学生	2,200円	2,200円	1,400円	1,400円	1,400円	8,600円
			中学生以下	1,900円	1,900円	1,200円	1,200円	1,200円	7,400円
	その他	大体育館	興行等	222,700円	222,700円	148,500円	148,500円	148,500円	890,900円
		小体育館、剣道場及び柔道場	興行等	66,700円	66,700円	44,500円	44,500円	44,500円	266,900円

備考

1　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

使用が場を入場料を徴する場合	興行を目的としない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館	児童等	3,900円	3,900円	3,300円	4,200円	4,200円	19,500円
				生徒等	3,900円	3,900円	3,300円	4,200円	4,200円	19,500円
				一般	12,000円	12,000円	9,600円	12,900円	12,900円	59,400円
			小体育館、剣道場及び柔道場	児童等	1,200円	1,200円	900円	1,300円	1,300円	5,900円
				生徒等	1,200円	1,200円	900円	1,300円	1,300円	5,900円
				一般	3,300円	3,300円	2,700円	3,900円	3,900円	17,100円
		その他	大体育館		71,400円	71,400円	55,800円	78,300円	78,300円	355,200円
			小体育館、剣道場及び柔道場		26,800円	26,800円	22,300円	31,300円	31,300円	138,500円
	興行を目的とする場合		大体育館		120,600円	120,600円	96,600円	132,600円	132,600円	603,000円
			小体育館、剣道場及び柔道場		40,200円	40,200円	33,500円	46,900円	46,900円	207,700円

備考

1　「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教

	育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。	２　「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
３　「使用者が入場料を徴する場合」とは、使用者が大体育館、小体育館、剣道場及び柔道場を使用するに際し、入場料（入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価として徴収するものいう。以下同じ。）を徴収する場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。	３　「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。（以下同じ。）
４　「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。	４　土曜日、日曜日又は祝日法による休日（以下「土曜日等」という。）に使用する場合は、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。
５　第３条第１項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後９時から翌日の午前９時までをいう。以下別表第１において同じ。）の使用に係る使用料は、１時間につき、時間帯区分Ｆの欄に掲げる額の12分の１に相当する額にその額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。	５　午前６時から午前９時までの使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ａの欄に掲げる額の３分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算する。
	６　午後９時以後又は午前６時以前の使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ｅの欄に掲げる額の２分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算する。
６　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。	７　前３項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。
７　時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。	
８　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す	

る時間を含むものとする。

２　一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
大体育館フロア	３分の１面	別表第１中１貸切使用料の時間帯区分に規定する額の３分の１の額
小体育館、剣道場及び柔道場	２分の１面	別表第１中１貸切使用料の時間帯区分に規定する額の２分の１の額

２　一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館フロア	３分の１面	１回につき各館貸切使用料の３分の１の額（Ｆ欄を除く。）	１日につき各館貸切使用料のＦ欄の３分の１の額
	小体育館、剣道場及び柔道場	２分の１面	１回につき各館貸切使用料の２分の１の額（Ｆ欄を除く。）	１日につき各館貸切使用料のＦ欄の２分の１の額
	２階多目的室	１室	１回につき3,000円	１日につき15,000円
	１階多目的室、更衣室、会議室及びミーティングルーム	１室	１回につき200円	１日につき1,000円
	屋外バルコニー及びホール	全面（ホールに限り通路部分を除く。）	１回につき600円	１日につき3,000円
	メディアスペース	全面	１回につき200円	１日につき1,000円
その他	２階多目的室	１室	１回につき3,000円	１日につき15,000円
	１階多目的室、更衣室、会議室及びミーティングルーム	１室	１回につき1,200円	１日につき6,000円

	屋外バルコニー及びホール	全面（ホールに限り通路部分を除く。）	１回につき3,700円	１日につき18,500円
	メディアスペース	全面	１回につき1,200円	１日につき6,000円

備考

１　一部貸切使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

２　時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第１中１貸切使用料の表の備考第５項及び第６項の規定を準用する。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

３　個人使用料

対象	単位	使用料
一般	１人１回	200円
高校生・学生	１人１回	120円
中学生以下	１人１回	80円

備考

１　「１回」とは、各館貸切使用料の表に掲げる時間区分の単位を（以下この表において同じ。）、「１日」とは午前９時から午後９時までをいう。

２　時間外（午後９時から翌日の午前９時までをいう。以下同じ。）又は土曜日等に大体育館フロア、小体育館、剣道場及び柔道場を使用する場合の使用料は、各館貸切使用料の表の備考第４項から第６項までの規定を準用する。

３　時間外又は土曜日等に２階多目的室、１階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム、屋外バルコニー、ホール及びメディアスペースを使用する場合は、当該使用料に４分の１に相当する額を加算する。

４　前２項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　個人使用料

対象	使用料
児童等	１回につき50円
生徒等	１回につき70円
一般	１回につき100円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　「１回」とは、別表第１中１貸切使用料の表に規定するＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥの時間帯区分における使用をいう。

４　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

４　附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			Ａ又はＢ	Ｃ、Ｄ又はＥ	Ｆ
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	２階多目的室	１室	1,200円	800円	4,800円
	１階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム及びメディアスペース	１室	500円	300円	1,900円
	屋外バルコニー	全面	1,400円	900円	5,500円
	２階ホール	全面（通路部分を除く。）	200円	100円	700円
	１階ホール	全面（通路部分を除く。）	600円	400円	2,400円
	エントランス	全面（通路部	1,100円	700円	4,300円

備考

１　「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

２　「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

	ホール	分を除く。）			
その他	２階多目的室	１室	3,800円	2,500円	15,100円
	１階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム及びメディアスペース	１室	2,200円	1,500円	8,900円
	屋外バルコニー	全面	6,300円	4,200円	25,200円
	２階ホール	全面（通路部分を除く。）	1,200円	800円	4,800円
	１階ホール	全面（通路部分を除く。）	2,900円	1,900円	11,500円
	エントランスホール	全面（通路部分を除く。）	5,000円	3,300円	19,900円

備考

１　時間帯区分のＡからＦまでは、別表第１中１貸切使用料の表の時間帯区分における使用時間をいう。

２　時間外に附属室又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第１中１貸切使用料の表の備考第５項及び第６項の規定を準用する。

３　時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

５　設備等使用料

種別		単位	使用料
冷暖房設	大体育館	１時間	12,800円

４　設備等使用料

種別		使用料
冷暖房	大体育館	１時間につき12,000円

備	小体育館		１時間	1,600円
	剣道場		１時間	500円
	柔道場		１時間	500円
温水シャワー	個人使用の場合		１人１使用	300円
	貸切使用の場合	大体育館	１日１室（５基）	2,500円
		小体育館	１日１室（２基）	1,000円
		剣道場	１日１室（３基）	1,500円
		柔道場	１日１室（１基）	500円
放送設備	大体育館		１式１時間	700円
	小体育館		１式１時間	200円
	剣道場		１式１時間	200円
	柔道場		１式１時間	200円
映像設備	大型映像装置	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	１時間	3,300円
			１日	16,500円
		その他	１時間につき	11,000円
			１日	55,000円
		小体育館	１時間につき1,500円	
		剣道場	１時間につき500円	
		柔道場	１時間につき500円	
温水シャワー	大体育館及びランニングステーション		１基10分につき100円	１室１時間につき600円
	小体育館、剣道場及び柔道場		１室１時間につき100円	
フロアシート			10平方メートル１日につき10円	
平台			１枚１日につき200円	
放送設備	大体育館		１式１時間につき500円	
	小体育館		１式１時間につき100円	
	剣道場		１式１時間につき100円	
	柔道場		１式１時間につき100円	
映像設備	大型映像装置	興行を目的としない場合	１時間につき3,300円	１日につき16,500円
		興行を目的とする場合	１時間につき11,000円	１日につき55,000円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合		１回につき100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合		１回につき200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下		１回につき300円	

	の場合	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回につき400円

備考　フロアシートおよび平台は、アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用の時は、無料とする。

５　電気使用料

使用区分		使用料
大体育館	全館	１時間につき2,400円
	体育館フロア及び２階観覧席	１時間につき1,200円
	体育館フロア	１時間につき1,000円
	特殊電源装置	１時間につき800円
小体育館		１時間につき700円
柔道場及び剣道場		１時間につき200円
ホール		１時間につき300円

備考　アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

６　（略）

別表第２（第８条関係）

東部体育館、西部体育館、西部第二体育館、ふるさとの森スポーツパーク体育館及び磐梯熱海スポーツパーク体育館使用料

１　貸切使用料

(1)　東部体育館貸切使用料

６　（略）

別表第２（第８条関係）

東部体育館の使用料

１　貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前９時から正午まで	正午から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
使用者がアマチュアスポーツを目的に使用する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
		高校生・学生	1,100円	1,100円	700円	700円	700円	4,300円
		中学生以下	700円	700円	400円	400円	400円	2,600円
	その他	営利目的	8,900円	8,900円	5,900円	5,900円	5,900円	35,500円
		その他	4,400円	4,400円	2,900円	2,900円	2,900円	17,500円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	6,200円	6,200円	4,100円	4,100円	4,100円	24,700円
		高校生・学生	2,100円	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	8,400円
		中学生以下	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
	その他（興行等）		53,700円	53,700円	35,800円	35,800円	35,800円	214,800円

使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
		午前９時から正午まで	正午から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
その他		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

(2) 西部体育館及び西部第二体育館貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前９時から正午まで	正午から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さない	アマチュアスポーツを目的に使用する場	一般	4,100円	4,100円	2,700円	2,700円	2,700円	16,300円
		高校生・学生	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
		中学生以下	1,400円	1,400円	900円	900円	900円	5,500円

備考

１　「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

２　「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

３　土曜日等に使用する場合は、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

４　午前６時から午前９時までの使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の３分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算する。

５　午後９時以後又は午前６時以前の使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Eの欄に掲げる額の２分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算する。

６　前３項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

場合	合							
	その他	営利目的	20,500円	20,500円	13,600円	13,600円	13,600円	81,800円
		その他	10,200円	10,200円	6,800円	6,800円	6,800円	40,800円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	13,700円	13,700円	9,100円	9,100円	9,100円	54,700円
		高校生・学生	4,800円	4,800円	3,200円	3,200円	3,200円	19,200円
		中学生以下	3,400円	3,400円	2,200円	2,200円	2,200円	13,400円
	その他（興行等）		123,200円	123,200円	82,100円	82,100円	82,100円	492,700円

(3) ふるさとの森スポーツパーク体育館、磐梯熱海スポーツパーク体育館貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前９時から正午まで	正午から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さないする場	アマチュアスポーツを目的に使用する場	一般	2,700円	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	10,800円
		高校生・学生	1,600円	1,600円	1,000円	1,000円	1,000円	6,200円
		中学生以下	1,000円	1,000円	700円	700円	700円	4,100円

場合	合							
	その他	営利目的	13,500円	13,500円	9,000円	9,000円	9,000円	54,000円
		その他	6,700円	6,700円	4,500円	4,500円	4,500円	26,900円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	9,500円	9,500円	6,300円	6,300円	6,300円	37,900円
		高校生・学生	4,200円	4,200円	2,800円	2,800円	2,800円	16,800円
		中学生以下	2,800円	2,800円	1,900円	1,900円	1,900円	11,300円
	その他（興行等）		81,400円	81,400円	54,200円	54,200円	54,200円	325,400円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　「使用者が入場料を徴する場合」とは、使用者が体育館を使用するに際し、入場料を徴収する場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

４　「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。

５　第３条第１項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認めら

れたときの時間外（午後９時から翌日の午前９時までをいう。以下別表第２において同じ。）の使用に係る使用料は、１時間につき、時間帯区分Ｆの欄に掲げる額の12分の１に相当する額にその額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

６　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

７　時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

８　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
体育館	２分の１面	別表第２中１貸切使用料の表の時間帯区分に規定する額の２分の１の額

備考

１　時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第２中１貸切使用料の表の備考第５項及び第６項の規定を準用する。

２　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

３　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

２　一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育館	２分の１面	１回につき貸切使用料の２分の１の額（Ｆ欄を除く。）	１日につき貸切使用料のＦ欄の２分の１の額
	会議室	１室	１回につき200円	１日につき1,000円
その他	会議室	１室	１回につき800円	１日につき4,000円

備考

１　「１回」とは、貸切使用料の表に掲げる時間区分の単位を（以下この表において同じ。）、「１日」とは午前９時から午後９時までをいう。

２　時間外又は土曜日等に体育館を使用する場合の使用料は、貸切使用料の表の備考第３項から第５項までの規定を準用する。

３　時間外又は土曜日等に会議室を使用する場合は、当該使用料の４分

る時間を含むものとする。

３　個人使用料

対象	単位	使用料
一般	１人１回	200円
高校生・学生	１人１回	120円
中学生以下	１人１回	80円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　「１回」とは、別表第２中１貸切使用料の表のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥの時間帯区分における使用をいう。

４　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

４　附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分		単位	時間帯区分		
				Ａ又はＢ	Ｃ、Ｄ又はＥ	Ｆ
アマチュアスポーツを目的に使用	東部体育館 西部体育館 西部第二体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館	会議室	１室	500円	300円	1,900円

の１に相当する額を加算する。

４　前２項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　個人使用料

対象	使用料
児童等	１回につき50円
生徒等	１回につき70円
一般	１回につき100円

備考

１　「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

２　「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

する場合	西部体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館	ステージ	全面	1,000円	600円	3,800円
その他	東部体育館	会議室	１室	1,500円	1,000円	6,000円
	西部体育館 西部第二体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館	会議室	１室	2,200円	1,500円	8,900円
	西部体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館	ステージ	全面	4,300円	2,900円	17,300円

備考

１　時間帯区分のＡからＦまでは、別表第２中１貸切使用料の表の時間帯区分における使用時間をいう。

２　時間外に附属室又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第２中１貸切使用料の表の備考第５項及び第６項の規定を準用する。

３　時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

５　設備等使用料

種別		単位	使用料
暖房設備	西部体育館	１時間	5,200円
	西部第二体育館		
	磐梯熱海スポーツパーク体育館		
温水シャワー	個人使用の場合	１人１使用	300円

４　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
温水シャワー		１室１時間	300円

	貸切使用の場合	東部体育館	１日１室（３基）	1,500円
		西部体育館	１日１室（４基）	2,000円
		西部第二体育館	１日１室（５基）	2,500円
		磐梯熱海スポーツパーク体育館	１日１室（５基）	2,500円
		ふるさとの森スポーツパーク体育館	１日１室（２基）	1,000円
放送設備	東部体育館		１式１時間	500円
	西部体育館			
	西部第二体育館			
	磐梯熱海スポーツパーク体育館			
	ふるさとの森スポーツパーク体育館			

備考

フロアシート		10平方メートル１日	10円
放送設備		１式１時間	300円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考　フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場合は、無

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

料とする。

５　電気使用料

使用区分	使用料
体育館	１時間につき700円

備考　アマチュアスポーツを目的に使用する場合は、無料とする。

別表第３（第８条関係）

西部体育館、西部第二体育館、ふるさとの森スポーツパーク体育館及び磐梯熱海スポーツパーク体育館の使用料

１　全館貸切使用料

区分	使用目的	対象	A 午前９時から正午まで	B 正午から午後３時まで	C 午後３時から午後５時まで	D 午後５時から午後７時まで	E 午後７時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
		生徒等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
		一般	2,200円	2,200円	1,800円	2,400円	2,400円	11,000円
	その他		16,400円	16,400円	13,400円	17,900円	17,900円	82,000円
使用者が入場的とを目興行を目的とアマチュアスポーツ		児童等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
		生徒等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円

料をしない場合	ポーツを目的に使用する場合	等						
徴する場合		一般	7,900円	7,900円	6,500円	8,600円	8,600円	39,500円
		その他	47,700円	47,700円	37,200円	52,100円	52,100円	236,800円
	興行を目的とする場合		80,400円	80,400円	64,300円	88,500円	88,500円	402,100円

備考

１　「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

２　「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

３　土曜日等に使用する場合は、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

４　午前６時から午前９時までの使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ａの欄に掲げる額の３分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算する。

５　午後９時以後又は午前６時以前の使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ｅの欄に掲げる額の２分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算する。

６　前３項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

２　一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育館フロア	２分の１面	１回につき全館貸切使用料の２分の１の額（Ｆ欄を除く。）	１日につき全館貸切使用料のＦ欄の２分の１の額
	ステージ	全面	１回につき400円	１日につき2,000円
	会議室	１室	１回につき200円	１日につき1,000円
その他	ステージ	全面	１回につき2,500円	１日につき12,500円
	会議室	１室	１回につき1,200円	１日につき6,000円

備考

１　「１回」とは、全館貸切使用料の表に掲げる時間区分の単位を（以下この表において同じ。）、「１日」とは午前９時から午後９時までをいう。

２　時間外又は土曜日等に体育館フロアを使用する場合の使用料は、全館貸切使用料の表の備考第３項から第５項までの規定を準用する。

３　時間外又は土曜日等に会議室及びステージを使用する場合は、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

４　前２項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　個人使用料

対象	使用料
児童等	１回につき50円
生徒等	１回につき70円
一般	１回につき100円

備考

１　「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

２　「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

４　設備等使用料

種別	区分	使用料
暖房		１時間につき1,750円に重油使用量による実費相当額を加算した額
温水シャワー（磐梯熱海スポーツパーク体育館を除く。）		１室１時間につき300円
温水シャワー（磐梯熱海スポーツパーク体育館）		１回（10分以内）100円
フロアシート		10平方メートル１日につき10円
放送設備		１式１時間につき500円
電光掲示板		１組１時間につき400円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回につき300円
	持込電気器具に表示されている	１回につき400円

	消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合		

備考　フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

５　電気使用料

使用区分	使用料
全館	１時間につき1,600円
体育館フロア及び２階観覧席	１時間につき800円
体育館フロア	１時間につき700円
ステージ	１時間につき700円
特殊電源装置	１時間につき800円

備考　アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

別表第３（第８条関係）

開成山野球場使用料

１　貸切使用料

区分	使用区分	使用目的	対象	単位	使用料
使用者が入場料を徴さない場合	グラウンド	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	１時間	2,700円
			高校生・学生及び中学生以下	１時間	1,500円
		その他		１時間	13,200円
使用者が入場料を徴する場合	グラウンド	入場料が1,000円以下の場合		１時間	9,000円
		入場料が1,001円以上3,000円以下の場合		１時間	18,000円
		入場料が3,001円以上5,000円以下の場合		１時間	36,000円
		入場料が5,001円以上の場合		１時間	72,000円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　使用者が入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

４　使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

５　第３条第１項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後９時から翌日の午前９時までをいう。）の使用に係る使用料は、１時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

６　前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

７　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

８　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　附属室使用料

使用目的	使用区分	単位	使用料
アマチュアスポ	屋内練習場	１面１時間	1,100円

ーツを目的に使用する場合	会議室	１室１時間	400円
その他	屋内練習場	１面１時間	3,300円
	会議室	１室１時間	1,200円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

３　設備等使用料

種別	区分		単位	使用料
放送設備			１時間	700円
夜間照明設備	アマチュアスポーツを目的に使用する場合		全灯 １時間	25,800円
			３分の２灯 １時間	17,200円
			２分の１灯 １時間	12,900円
			３分の１灯 １時間	8,600円
	その他		１時間	129,400円
スコアボード			１時間	1,400円
球速測定器			１時間	400円
バッティングゲージ			１時間	400円
温水シャワー	個人利用の場合		１人１使用	300円
	貸切使用の場合	１塁側及び３塁側	１日１室（４基）	2,000円

		審判室	１日１室（１基）	500円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第４（第８条関係）

西部サッカー場使用料

１　貸切使用料

使用区分	区分		単位	使用料
メインコート	使用者が入場料を徴さない場合		１時間	2,200円
	使用者が入場料を徴する場合	入場料が1,000円以下の場合	１時間	7,700円
		入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	１時間	15,400円
		入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	１時間	30,800円
		入場料が5,001円以上の場合	１時間	61,600円
サブコート	１時間につきメインコートの各区分の２分の１の額			

備考

１　使用者が入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

２　第３条第１項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後６時から翌日の午前９時までをいう。）の使用に係る使用料は、１時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時

間未満のときはこれを１時間として、１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　附属室使用料

使用区分	単位	使用料
会議室	１室１時間	300円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

３　設備等使用料

種別	区分		単位	使用料
放送設備			１式１時間	400円
スコアボード			１時間	400円
温水シャワー	個人使用		１人１使用	300円
	貸切使用	男子更衣室	１日１室（８基）	4,000円
		女子更衣室	１日１室（４基）	2,000円
		審判控室	１日１室（１基）	500円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第５（第８条関係）

郡山総合運動場等使用料

１　貸切使用料

施設名	単位	使用料
開成山陸上競技場	１時間	2,200円
開成山陸上競技場補助競技場	１時間	1,100円
開成山弓道場	１時間	1,100円
開成山屋内水泳場（25メートルプール）	全コース１時間	12,800円
	１コース１時間	1,800円

別表第４（第８条関係）

郡山総合運動場等（開成山野球場及び磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場を除く。）の使用料

１　個人使用料

施設名	使用者別	１回使用料	年間使用料	摘要
開成山陸上競技場 開成山弓道場 郡山庭球場 郡山相撲場	一般	１人100円	5,200円	１回の使用時間は、２時間とする。
	高校生	１人70円	2,600円	
	中学生以下	１人50円	1,000円	
開成山屋内水泳場	一般	１人600円		
	高校生	１人400円		
	小学生及び中学生	１人300円		
	幼児	１人200円		

備考

１　「中学生」とは、中学校の生徒をいう。以下同じ。

２　「小学生」とは、小学校の児童をいう。以下同じ。

３　「幼児」とは、４歳以上の者で小学校就学前のものをいう。

２　貸切使用料

施設名	使用料	
開成山陸上競技場	１時間につき1,600円	
開成山陸上競技場補助競技場	１時間につき800円	
開成山弓道場	１時間につき800円	
開成山屋内水泳場	25メートルプール	全コース１時間につき10,000円
		１コース１時間につき1,300円

開成山屋内水泳場（50メートルプール）	全コース１時間	23,100円
	１コース１時間	2,600円
郡山庭球場	１面１時間	600円
日和田野球場	１時間	1,100円
磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	１時間	1,100円
磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場	１時間	2,200円
郡山相撲場	１時間	1,100円
郡山市熱海フットボールセンター	全面１時間	2,800円
	２分の１面１時間	1,400円

備考

１　第３条第１項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後６時から翌日の午前９時までをいう。ただし、開成山弓道場、開成山屋内水泳場、郡山庭球場、磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド、郡山相撲場及び郡山市熱海フットボールセンターについては、午後９時から翌日の午前９時までをいう。以下別表第５において同じ。）の使用に係る使用料は、１時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

	50メートルプール	全コース１時間につき20,000円
		１コース１時間につき2,300円
郡山庭球場	１面１時間につき300円	
日和田野球場	１時間につき800円	
磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	１時間につき800円	
西部サッカー場	メインコート	１時間につき1,600円
	サブコート	１時間につき800円
磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場	１時間につき1,600円	
郡山相撲場	１時間につき800円	
郡山市熱海フットボールセンター	全面	１時間につき2,000円
	２分の１面	１時間につき1,000円

備考

１　使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分（開成山陸上競技場、開成山屋内水泳場、日和田野球場、西部サッカー場及び郡山市熱海フットボールセンターに限る。）を加算する。

２　開場時間以外（午後６時から翌日の午前９時までをいう。ただし、開成山弓道場、開成山屋内水泳場、郡山庭球場、磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド、郡山相撲場及び郡山市熱海フットボールセン

２　前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	別表第５中１貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	別表第５中１貸切使用料の額の100分の200に相当する額

備考

１　種別の欄中「入場料徴収加算料」とは、使用者が別表第５中１貸切使用料の表に定める施設を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。

２　入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

３　使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　個人使用料

施設名	対象	単位	使用料	摘要
開成山陸上競技場	一般	１人１回	200円	１回の使用時間
				ターについては、午後９時から翌日の午前９時までをいう。）の使用に係る使用料は、１時間につき、貸切使用料に掲げる額の４分の１に相当する額を加算する。
				３　土曜日等に使用する場合（開成山屋内水泳場に限る。）は、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。
				４　前３項の規定により加算した使用料の額に、100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

開成山弓道場	高校生・学生	１人１回	120円	は、２時間とする。
郡山庭球場 郡山相撲場	中学生以下	１人１回	80円	
開成山屋内水泳場	一般	１人１回	840円	１回とは、出入口の通過回数１回限りをいう。
	高校生・学生	１人１回	500円	
	小学生及び中学生	１人１回	330円	
	幼児	１人１回	250円	

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

４　「幼児」とは、４歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

５　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

６　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

４　附属室使用料

施設	使用区分	単位	使用料
開成山陸上競技場	会議室	１室１時間	400円
	特別会議室	１室１時間	400円
開成山弓道場	会議室１	１室１時間	400円
	会議室２	１室１時間	300円
開成山屋内水泳場	会議室	１室１時間	400円
郡山市熱海フットボールセンター	会議室	１室１時間	300円

備考

１　時間外に附属室を使用する場合の使用料は、別表第５中１貸切使用料の表の備考第１項及び第２項の規定を準用する

２　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

３　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

５　設備等使用料

種別	区分		単位	使用料
放送設備			１式１時間	400円
郡山庭球場夜間照明設備	個人使用		１人１時間	200円
	貸切使用	一般	１面１時間	600円
		高校生・学生及び中学生以下	１面１時間	300円
スポーツ広場及び磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド夜間照明設備	一般		30分	700円
	高校生・学生及び中学生以下		30分	350円
郡山市熱海フットボールセンター夜間照明設備	全灯	一般	１時間	2,200円
		高校生・学生及び中学生以下	１時間	1,100円
	２分の１灯	一般	１時間	1,100円
		高校生・学生及び中学生以下	１時間	550円
磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンドスコアボード			１時間	400円

３　設備等使用料

種別	区分		使用料
附属設備	放送設備		１時間につき300円
	郡山庭球場夜間照明設備	個人使用	１人１時間につき100円
		貸切使用	１面１時間につき300円
	スポーツ広場及び磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド夜間照明設備		30分につき500円
	郡山市熱海フットボールセンター夜間照明設備	全灯	１時間につき1,600円
		２分の１灯	１時間につき800円
	スコアボード		１時間につき300円

温水シャワー（個人使用）			１人１使用	300円
温水シャワー（貸切使用）	開成山陸上競技場		１日１室（３基）	1,500円
	郡山庭球場	男子更衣室	１日１室（５基）	2,500円
		女子更衣室	１日１室（４基）	2,000円
	磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場		１日１室（２基）	1,000円
	郡山市熱海フットボールセンター		１日１室（２基）	1,000円
開成山屋内水泳場大型電光表示盤			１時間	1,400円
競泳用自動計測装置			１式１日	6,500円

	温水シャワー	開成山陸上競技場	１基10分につき100円
		郡山庭球場	１室１時間につき300円
		西部サッカー場	１室１時間につき500円
		磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場	１室１時間につき500円
		郡山市熱海フットボールセンター	１室１時間につき500円
	開成山屋内水泳場大型電光表示盤		１時間につき1,000円
	競泳用自動計測装置		１式１日につき5,000円
	会議室		１室１時間につき200円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合		１時間につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合		１時間につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合		１時間につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合		１時間につき400円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

６　（略）

４　（略）

別表第５（第８条関係）

開成山野球場の使用料

１　貸切使用料

使用区分	使用目的	対象	使用日	摘要
グラウンド	野球に使用する場合	一般	平日	１時間につき2,000円
			土曜日等	１時間につき2,500円
		高校生以下	平日	１時間につき1,000円
			土曜日等	１時間につき1,300円
	野球以外に使用する場合		平日	１時間につき10,000円
			土曜日等	１時間につき12,500円
屋内練習場				１面１時間につき1,000円
会議室				１室１時間につき200円

備考

１　平日に使用者が入場者を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分（対象が高校生以下のときは、100人分とする。）を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分を加算する。

２　土曜日等に使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分（対象が高校生以下のときは、150人分とする。）を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の400人分を加算する。

３　開場時間以外（午後９時から翌日の午前９時までをいう。）の使用に係る使用料は、１時間につき、貸切使用料に掲げる額の４分の１に相当する額を加算する。

４　前３項の規定により加算した使用料の額に、100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

２　設備等使用料

種別	区分		使用料
附属設備	放送設備（ポータブル式を除く。）		１時間につき500円
	放送設備（ポータブル式）		１時間につき100円
	照明設備	夜間アマチュアスポーツを目的に使用する場合	全灯１時間につき27,000円
			３分の２灯１時間につき18,000円
			２分の１灯１時間につき13,500円
			３分の１灯１時間につき7,000円
		プロスポーツを目的に使用する場合	１時間につき135,000円
		スポーツ以外を目的に使用する場合	１時間につき135,000円
	スコアボード		１時間につき1,000円
	球速測定器		１時間につき200円
	バッティングゲージ		１時間につき200円
	温水シャワー		１基10分につき100円

持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１時間につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１時間につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１時間につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１時間につき400円

別表第６（第８条関係）

磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場の使用料

１　冬期の使用料

別表第６（第８条関係）

磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場使用料

１　貸切使用料

(1)　冬期の使用料

使用区分	使用目的	単位	使用料
スケート場	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	１時間	15,900円
	その他	１時間	79,400円

(2)　夏期の使用料

使用区分	使用目的	単位	使用料
スケート場	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	１時間	8,400円
	その他	１時間	39,700円

備考

１　第３条第２項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（冬期においては午後５時から翌日の午前10時まで、夏期においては午後５時から翌日の午前９時までをいう。以下別表第６において同じ。）の使用に係る使用料は、１時間につき、貸切使

用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

２　使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

３　前２項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	別表第６中１貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	別表第６中１貸切使用料の額の100分の200に相当する額

備考

１　種別の欄中「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者がスケート場を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。

２　入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

３　加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　個人使用料

(1)　冬期の使用料

対象	単位	使用料	摘要
一般	１人１回	600円	１回とは、出入口の通過回数１回限りをいう。
高校生・学生	１人１回	360円	
中学生以下	１人１回	240円	

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

(2)　夏期の使用料

(1)　個人使用料

使用者別	単位	金額	摘要
一般	１人１回につき	400円	回数券（６回券）は、2,000円とする。
高校生	１人１回につき	300円	回数券（６回券）は、1,500円とする。
中学生以下	１人１回につき	200円	回数券（６回券）は、1,000円とする。

備考

１　この表は、アイススケート場として使用する場合に適用する。

２　「１回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2)　貸切使用料

使用目的	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	１時間につき12,400円
その他	１時間につき61,800円

備考

１　使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分を、その他の場合にあっては最高入場料の300人分を加算する。

２　土曜日等に使用する場合は、１時間につき、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

３　開場時間以外（午後５時から翌日の午前10時までをいう。）の使用に係る使用料は、１時間につき、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

４　前３項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

２　夏期の使用料

対象	単位	金額	摘要
一般	１人１回	400円	１回とは、出入口の通過回数１回限りをいう。
高校生・学生	１人１回	240円	
中学生以下	１人１回	160円	

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

４　附属室等使用料

使用区分	単位	使用料

(1)　個人使用料

使用者別	単位	金額	摘要
一般	１人１回につき	200円	回数券（６回券）は、1,000円とする。
高校生	１人１回につき	150円	回数券（６回券）は、750円とする。
中学生以下	１人１回につき	100円	回数券（６回券）は、500円とする。

備考

１　この表は、ローラースケート場として使用する場合に適用する。

２　「１回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2)　貸切使用料

使用目的	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	１時間につき6,200円
その他	１時間につき30,900円

備考

１　使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分を、その他の場合にあっては最高入場料の300人分を加算する。

２　土曜日等に使用する場合は、１時間につき、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

３　開場時間以外（午後５時から翌日の午前９時までをいう。）の使用に係る使用料は、１時間につき、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

４　前３項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

会議室	１室１時間	700円

備考

１　時間外の使用に係る使用料は、１時間につき、附属室等使用料の表に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。

２　前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

５　設備等使用料

種別	対象	単位	使用料
放送設備		１時間	400円
夜間照明設備	一般	１時間	5,200円
	高校生・学生及び中学生以下	１時間	2,600円
ロッカー		１回	50円
貸靴		１回	300円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第７（第８条関係）

磐梯熱海アイスアリーナ使用料

１　貸切使用料

(1)　冬期の使用料

３　設備等使用料

種別	使用料
放送設備	１時間につき300円
夜間照明設備	１時間につき4,000円
ロッカー	１回につき50円
貸靴	１回につき300円

別表第７（第８条関係）

磐梯熱海アイスアリーナの使用料

１　冬期の使用料

使用区分	使用目的	単位	使用料
アリーナ	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	１時間	15,900円
	その他	１時間	79,400円

(2) 夏期の使用料

使用区分	使用目的	単位	A 午前９時から正午まで	B 正午から午後３時まで	C 午後３時から午後５時まで	D 午後５時から午後７時まで	E 午後７時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
アリーナ	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	全面	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		２分の１面	1,200円	1,200円	800円	800円	800円	4,800円
		３分の１面	800円	800円	500円	500円	500円	3,100円
	その他		18,400円	18,400円	12,200円	12,200円	12,200円	73,400円

備考

１　夏期の貸切使用において冷房設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。

２　第３条第３項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたとき、時間外（冬期においては午後９時から翌日の午前10時まで、夏期においては午後９時から翌日の午前９時までをいう。以下別表第７において同じ。）の使用に係る使用料は、１時間につき、貸切使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その

他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

４　前３項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

５　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

６　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	別表第７中１貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	別表第７中１貸切使用料の額の100分の200に相当する額

備考

１　種別の欄中「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者がアリーナを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。

２　入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

３　加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　個人使用料（冬期の使用料）

対象	単位	使用料	摘要
一般	１人１回	600円	１回とは、出入口の通過回数１回限
高校生・学生	１人１回	360円	

(1)　個人使用料

使用者別	単位	金額	摘要
一般	１人１回につき	400円	回数券（６回券）は、2,000円とする。
高校生	１人１回につき	300円	回数券（６回券）は、1,500円とする。

中学生以下	１人１回	240円	りをいう。

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

中学生以下	１人１回につき	200円	回数券（６回券）は、1,000円とする。

備考

１　この表は、アイススケート場として使用する場合に適用する。

２　「１回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

⑵　貸切使用料

使用目的	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	１時間につき12,400円
その他	１時間につき61,800円

備考

１　使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の100人分を、その他の場合にあっては最高入場料の200人分を加算する。

２　土曜日等に使用する場合は、１時間につき、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

３　開場時間以外（午後９時から翌日の午前10時までをいう。）の使用に係る使用料は、１時間につき、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

４　前３項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

２　夏期の貸切使用料

使用目的	単位	A	B	C	D	E	F
		午前９時から正午まで	正午から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
アマチュア	全面	900円	900円	900円	1,000円	1,000円	4,700円

アスポーツを目的に使用する場合	2分の1面	500円	500円	500円	500円	500円	2,500円
	3分の1面	300円	300円	300円	400円	400円	1,700円
その他		11,300円	11,300円	9,300円	12,400円	12,400円	56,700円

備考

1　冷房実施期間中は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。

2　使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の100人分を、その他の場合にあっては最高入場料の200人分を加算する。

3　土曜日等に使用する場合は、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

4　午前６時から午前９時までの使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ａの欄に掲げる額の３分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算する。

5　午後９時以後又は午前６時以前の使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ｅの欄に掲げる額の２分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算する。

6　前各項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　附属室等使用料

使用区分	単位	使用料
選手控室	１室１時間	600円
会議室	１室１時間	300円

備考

1　時間外の使用に係る使用料は、１時間につき、附属室等使用料の表

に掲げる額の100分の25に相当する額を加算する。

２　前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

５　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
放送設備		１時間	400円
ロッカー		１回	50円
貸靴		１回	300円
温水シャワー	個人使用	１人１使用	300円
	貸切使用	１日１室（３基）	1,500円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

３　設備等使用料

種別	使用料
放送設備	１時間につき300円
電光掲示板	１時間につき400円
選手控室	１室１時間につき400円
会議室	１時間につき200円
ロッカー	１回につき50円
貸靴	１回につき300円

（郡山市少年湖畔の村条例の一部改正）

第15条　郡山市少年湖畔の村条例（昭和52年郡山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用時間） 第６条　少年湖畔の村の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号	（使用時間） 第６条　少年湖畔の村の使用時間は、使用しようとする日の午後１時から翌

に定めるとおりとする。

⑴ 宿泊使用　使用開始日の午後１時から使用終了日の午前10時まで

⑵ 日帰り使用　午前９時から午後７時まで

（使用料）

第11条　使用者は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。

（使用料の免除）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

⑴・⑵　（略）

⑶ 指定管理者が行う少年湖畔の村の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

⑷ その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。

別表（第11条関係）

１　施設使用料

施設使用区分等			使用者の区分	使用料
市内	宿　泊 使　用	宿泊室	中学生以下	１人１泊につき300円
			一般（指導者を含む。）	１人１泊につき600円
		キャンプ	中学生以下	１人１泊につき200円

日の正午までとする。ただし、日帰り使用の場合は午前９時から午後７時までとする。

２　前項の使用時間をもって、第11条に規定する１日とする。

（使用料）

第11条　使用者は、次の表に定めるところにより使用料を使用前までに納付しなければならない。

使用者の区分		使用料
市内	中学生以下	無料
	一般（指導者を含む。）	１人１日につき　200円
市外	中学生以下	１人１日につき　200円
	一般（指導者を含む。）	１人１日につき　400円

備考　「中学生」とは、中学校の生徒をいう。

（使用料の免除）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

⑴・⑵　（略）

⑶ その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。

		エリア	一般（指導者を含む。）	１人１泊につき400円
	日帰り使用		中学生以下	１人につき100円
			一般（指導者を含む。）	１人につき200円
市外	宿　泊	宿泊室	中学生以下	１人１泊につき600円
	使　用		一般（指導者を含む。）	１人１泊につき1,200円
		キャンプ	中学生以下	１人１泊につき400円
		エリア	一般（指導者を含む。）	１人１泊につき800円
	日帰り使用		中学生以下	１人につき200円
			一般（指導者を含む。）	１人につき400円

備考　「中学生」とは、中学校の生徒をいう。

２　設備等使用料

種別	単位	使用料
シャワー	１人１使用	300円

（郡山市文化施設条例の一部改正）

第16条　郡山市文化施設条例（昭和59年郡山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（休館日） 第６条　文化施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、文化施設の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。 ⑴　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日） ⑵　１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日 （使用料） 第10条　使用者は、別表第１から別表第４までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。ただし、超過使用料については、使用終了時	（休館日） 第６条　文化施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、文化施設の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。 ⑴　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。） ⑵　１月１日から１月３日まで及び12月28日から12月31日までの日 （使用料） 第10条　使用者は、別表第１から別表第４までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。ただし、夜間超過使用料については、使用終

に納入するものとする。

（使用料の免除）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)・(2)　(略)

(3) 指定管理者が行う文化施設の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

(4)　(略)

（利用料金）

第24条　使用者は、指定管理者に対し、文化施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用前までに納付（超過使用料に相当する利用料金にあっては、使用終了時に納入）しなければならない。この場合において、第10条の規定は適用しない。

２～５　(略)

別表第１（第10条関係）

郡山市民文化センター使用料

１　基本使用料（その１）

室名	使用日	午前	午後	夜間	午前＋午後	午後＋夜間	全日
		９時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	９時から17時まで	13時から22時まで	９時から22時まで
大ホール	平日	41,200円	55,000円	55,000円	96,200円	110,000円	151,200円
	土曜日及び休日等	49,500円	66,000円	66,000円	115,500円	132,000円	181,500円
中ホール	平日	20,500円	27,400	27,400	47,900	54,800	75,300

了時に納入するものとする。

（使用料の免除）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)・(2)　(略)

(3) 市が文化施設の設置の目的に寄与する事業を委託する場合であって、市長が認めるものに使用するとき。

(4)　(略)

（利用料金）

第24条　使用者は、指定管理者に対し、文化施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用前までに納付（夜間超過使用料に相当する利用料金にあっては、使用終了時に納入）しなければならない。この場合において、第10条の規定は適用しない。

２～５　(略)

別表第１（第10条関係）

郡山市民文化センター使用料

(1) 基本使用料

施設名	使用日	午前	午後	夜間	午前＋午後	午後＋夜間	全日
		９時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	９時から17時まで	13時から22時まで	９時から22時まで
大ホール	平日	21,300円	42,100円	53,000円	63,400円	95,100円	116,400円
	土曜日及び休日等	25,500円	50,600円	63,600円	76,100円	114,200円	139,700円
中ホール	平日	10,600円	21,100	26,400	31,700	47,500	58,100

					円	円	円	円	円
			土曜日及び休日等	24,700円	32,900円	32,900円	57,600円	65,800円	90,500円
ホール附属室	リハーサル室			11,800円	15,800円	15,800円	27,600円	31,600円	43,400円
	大ホール楽屋	１号楽屋		1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円
		２号楽屋		1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円
		３号楽屋		900円	1,300円	1,300円	2,200円	2,600円	3,500円
		４号楽屋		900円	1,300円	1,300円	2,200円	2,600円	3,500円
		５号楽屋		1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円
		６号楽屋		1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円
		７号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
		１号浴室							1,600円
	中ホール楽屋	１号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
		２号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
		３号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円

					円	円	円	円	円
			土曜日及び休日等	12,800円	25,300円	31,700円	38,100円	57,000円	69,800円
ホール附属室	リハーサル室			5,200円	10,300円	12,400円	15,500円	22,700円	27,900円
	大ホール楽屋	１号楽屋		500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円
		２号楽屋		500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円
		３号楽屋		300円	500円	700円	800円	1,200円	1,500円
		４号楽屋		300円	500円	700円	800円	1,200円	1,500円
		５号楽屋		500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円
		６号楽屋		500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円
		７号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
		１号浴室							1,000円
	中ホール楽屋	１号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
		２号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
		３号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円

		４号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
		５号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
		６号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
		７号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
		２号浴室							1,600円
展示室			平日	12,100円	16,200円	16,200円	28,300円	32,400円	44,500円
			土曜日及び休日等	14,600円	19,400円	19,400円	34,000円	38,800円	53,400円

	４号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	５号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	６号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	７号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	２号浴室							1,000円
展示室								41,200円
練習室	第１練習室		900円	1,900円	2,400円	2,800円	4,300円	5,200円
	第２練習室		500円	1,100円	1,400円	1,600円	2,500円	3,000円
会議室	第１会議室		900円	1,900円	2,300円	2,800円	4,200円	5,100円
	第２会議室		700円	1,400円	2,000円	2,100円	3,400円	4,100円
	第３会議室		2,400円	4,700円	6,200円	7,100円	10,900円	13,300円
	第４会議室		1,600円	3,100円	3,800円	4,700円	6,900円	8,500円
	特別会議		2,300円	4,400円	5,700円	6,700円	10,100	12,400

室						円	円
集会室		4,400円	8,900円	11,400円	13,300円	20,300円	24,700円
和室		900円	1,900円	2,400円	2,800円	4,300円	5,200円

２　基本使用料（その２）

室名	A 午前９時から午前11時まで	B 午前11時から午後１時まで	C 午後１時から午後３時まで	D 午後３時から午後５時まで	E 午後５時から午後７時まで	F 午後７時から午後10時まで
第１練習室	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	2,300円
第２練習室	900円	900円	900円	900円	900円	1,400円
第１会議室	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	2,100円
第２会議室	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,700円
第３会議室	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	3,900円
第４会議室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	3,300円
第１控室	500円	500円	500円	500円	500円	800円
第２控室	400円	400円	400円	400円	400円	600円
集会室	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	8,700円
和室	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	2,000円
特別会議室	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	4,300円
応接室	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	3,700円

３　特別使用料

種別			使用料の額
入場料徴収加算料	大ホール、中ホール及び展示室	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	基本使用料の額の100分の100に相当する額
		入場料が3,001円以上の場合	基本使用料の額の100分の200に相当する額

(2)　特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	大ホール及び中ホール	入場料が1,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の50に相当する額
		入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の100に相当する額

営利目的加算料	大ホール及び中ホール	基本使用料の額の100分の200に相当する額
	展示室、練習室、会議室及び集会室	基本使用料の額の100分の60に相当する額
準備使用料	大ホール及び中ホール	基本使用料の額の100分の70に相当する額
冷暖房加算料	大ホール、中ホール、展示室及び集室	（略）
超過使用料		１時間につき、全日又はＦ欄の基本使用料の額の時間割計算による額に、その額の100分の25に相当する額を加算した額

備考

１　（略）

２　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

３　種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」、「準備使用料」、「冷暖房加算料」及び「超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

⑴　入場料徴収加算料　使用者がこの表に掲げる貸出室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

⑵　営利目的加算料　入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的を

		入場料が3,000円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の200に相当する額
	展示室	入場料が1,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の20に相当する額
		入場料が1,000円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の40に相当する額
冷暖房加算料		（略）
夜間超過使用料		１時間につき、夜間に係る基本使用料の額の４分の１に相当する額の100分の120に相当する額
準備等使用料		基本使用料の額の100分の70に相当する額

備考

１　（略）

２　「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう（以下この表において同じ。）。

もって使用する場合に、基本使用料に加算される使用料 ⑶ 準備使用料　入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを大ホール又は中ホールで行う場合であって、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料 ⑷ 冷暖房加算料　冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料 ⑸ 超過使用料　第５条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときに使用する場合の使用料	
４　（略）	３　（略）
５　超過使用料を除き、特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。	４　入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって大ホール又は中ホールを使用する場合は、特別使用料の表中大ホール又は中ホールの最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。
６　超過使用料は、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。	５　使用者が展示室を商業宣伝等の目的をもって使用する場合には、基本使用料の額の100分の60に相当する額を加算する。
７　同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料又は営利目的加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料又は営利目的加算料を適用するものとする。	６　特別使用料の種別の欄中「入場料徴収加算料」、「冷暖房加算料」、「夜間超過使用料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。 ⑴ 入場料徴収加算料　使用者が、当該施設を使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料 ⑵ 冷暖房加算料　冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料 ⑶ 夜間超過使用料　夜間又は全日に引き続き午後10時以降に使用する場合の使用料 ⑷ 準備等使用料　大ホール、中ホール、展示室又は楽屋を準備又は練習のため使用する場合の使用料

８　使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

９　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第２（第10条関係）

郡山市民文化センター特殊器具及び設備の使用料

１　大ホール

区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞　台 設　備	（略）			
	毛せん	（略）		
	（略）			
	演奏者用椅子	１式	10,000円	
	（略）			

７　使用する時間が使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあっては、１時間）に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあっては、１時間）に切り上げて計算する。

８　使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

別表第２（第10条関係）

郡山市民文化センター特殊器具及び設備の使用料

(1)　大ホール

区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞　台 設　備	（略）			（略）
	セミコンサートピアノ	１式１回	3,000円	
	ピアノ演奏用椅子	１脚１回	500円	椅子のみ使用の場合
	（略）			
	ベース用椅子	１脚１回	100円	
	（略）			
	平台	１台１回	400円	
	（略）			
	屏風	１双１回	2,000円	
	緋毛せん	（略）		
	（略）			
	長机	１脚１回	100円	
	折りたたみ椅子	１脚１回	50円	
	バレエマット	１式１回	1,000円	
	（略）			
	地ガスリ	１枚１回	1,500円	

			（略）			
			フォッグマシン	１台１回	2,000円	
			（略）			
映　写 設　備	（略）	映　写 設　備	35・16ミリ兼用映写機	１式１回	15,000円	スクリーンを含む。
			（略）			
照　明 設　備	（略）	照　明 設　備	（略）			
			調光記憶装置	１式１回	3,000円	
			（略）			
			ランプピンスポットライト	１台１回	1,000円	
			（略）			
			フットライト	１列１回	500円	
			（略）			
			ストリップライト	１本１回	500円	
			（略）			
			ライトスタンド	１本１回	300円	ライトスタンドのみ使用の場合
			（略）			
			カラーフィルター	１枚	600円	
音　響 設　備	（略）	音　響 設　備	（略）			
			マイクロホン	１本１回	1,000円	スタンド付
			レコードプレーヤー	１台１回	2,000円	
			テープレコーダー	１台１回	2,000円	
			ステージスピーカー	１組１回	1,500円	
			マイクスタンド	１本１回	300円	マイクスタンドのみ使用の場合
			（略）			
			エフェクター	１基１回	2,000円	

その他	（略）

2　中ホール

区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞台設備	（略）			
	毛せん	（略）		
	（略）			
映写設備	（略）			
照明	（略）			

	（略）			
その他	中継設備	1式1回	500円	
	（略）			

(2)　中ホール

区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞台設備	（略）			
	ピアノ演奏用椅子	1脚1回	500円	椅子のみ使用の場合
	（略）			
	ベース用椅子	1脚1回	100円	
	（略）			
	平台	1台1回	400円	
	（略）			
	屏風	1双1回	2,000円	
	緋毛せん	（略）		
	（略）			
	長机	1脚1回	100円	
	折りたたみ椅子	1脚1回	50円	
	バレエマット	1式1回	1,000円	
	（略）			
	地ガスリ	1枚1回	1,500円	
	（略）			
	フォッグマシン	1台1回	2,000円	
	（略）			
映写設備	（略）			
照明	（略）			

設　備	
音　響 設　備	（略）
そ の 他	（略）

設　備	調光記憶装置	1式1回	2,000円	
	（略）			
	ランプピンスポットライト	1台1回	1,000円	
	（略）			
	フットライト	1列1回	500円	
	（略）			
	ストリップライト	1本1回	500円	
	（略）			
	ライトスタンド	1本1回	300円	ライトスタンドのみ使用の場合
	（略）			
	カラーフィルター	1枚	600円	
音　響 設　備	（略）			
	マイクロホン	1本1回	1,000円	スタンド付
	レコードプレーヤー	1台1回	2,000円	
	テープレコーダー	1台1回	2,000円	
	ステージスピーカー	1組1回	1,500円	
	マイクスタンド	1本1回	300円	マイクスタンドのみ使用の場合
	（略）			
そ の 他	中継設備	1式1回	500円	
	（略）			

3　展示室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
持込電気器具	1キロワット当り1回	300円	

(3)　展示室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
拡声装置	1式1日	1,000円	
展示用スポットライト	1灯1日	50円	
持込電気器具	1キロワット当り1日	600円	

4　リハーサル室、第１練習室及び第２練習室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
（略）			

5　集会室、和室及び会議室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
（略）			

備考

1　この表において、「１回」とあるのは、それぞれ次に掲げる回数の使用をいう。

⑴　大ホール、中ホール及び展示室に係るもの　別表第１中１基本使用料（その１）の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前＋午後又は午後＋夜間の使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあっては３回の使用としてこの表の規定を適用する。

⑵　前項に規定する以外のもの　別表第１中２基本使用料（その２）

長机	１脚１回	100円	
折りたたみ椅子	１脚１回	50円	
展示パネル	１枚１日	200円	
展示ケース	１ケース１日	200円	

⑷　リハーサル室、第１練習室及び第２練習室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
（略）			
拡声装置	１式１回	500円	
（略）			

⑸　集会室、和室及び会議室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
16ミリ映写機	１式１回	3,000円	移動用スクリーンを含む。
ビデオプロジェクター	１式１回	3,000円	
スライド	１式１回	2,000円	
オーバーヘッドプロジェクター	１式１回	2,000円	
拡声装置	１式１回	500円	集会室及び第３会議室
（略）			

備考

1　この表において、「１回」とあるのは、別表第１の（１）基本使用料の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前＋午後又は午後＋夜間の使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

の表に規定するＡからＦまでの使用時間の区分における使用をいい、１区分を１回の使用としてこの表の規定を適用する。

２～４　（略）

５　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

６　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第３（第10条関係）

郡山市音楽・文化交流館使用料

１　基本使用料

室名	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	Ｆ
	午前９時から午前11時まで	午前11時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後10時まで
大ホール	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	3,300円
中ホール	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,700円
小ホール	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円
練習室１	600円	600円	600円	600円	600円	900円
練習室２	400円	400円	400円	400円	400円	600円
練習室３	400円	400円	400円	400円	400円	600円
練習室４	700円	700円	700円	700円	700円	1,000円
練習室５	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円
和室	500円	500円	500円	500円	500円	800円
多目的室	500円	500円	500円	500円	500円	800円

２～４　（略）

別表第３（第10条関係）

郡山市音楽・文化交流館使用料

(1)　基本使用料（その１）

室名	午前	午後	夜間	午前＋午後	午後＋夜間	全日
	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から10時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
大ホール	2,300円	4,800円	6,000円	6,400円	9,800円	10,900円
中ホール	1,200円	2,600円	3,200円	3,500円	5,300円	5,900円
小ホール	1,100円	2,300円	2,900円	3,100円	4,700円	5,300円
練習室１	400円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,000円
練習室２	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
練習室３	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
和室１	400円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,000円
和室２	400円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,000円
多目的室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

(2)　基本使用料（その２）

室名	午前Ａ	午前Ｂ	午後Ａ	午後Ｂ	夜間Ａ	夜間Ｂ	午前＋午後	午後＋夜間	全日
	午前９時から午前11時まで	午前11時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
練習室４	300円	300円	600円	600円	600円	900円	1,700円	2,500円	2,800円
練習室５	500円	500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	2,700円	4,100円	4,600円

２　特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	基本使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	基本使用料の額の100分の200に相当する額
営利目的加算料		基本使用料の額の100分の60に相当する額
冷暖房加算料	大ホール	（略）
超過使用料		１時間につき、Ｆ欄の基本使用料の額の時間割計算による額に、その額の100分の25に相当する額を加算した額

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

(3)　特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が1,000円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の100に相当する額
冷暖房加算料	（略）
夜間超過使用料	基本使用料（その１）に係る使用にあっては、１時間につき、夜間に係る基本使用料の額の５分の１に相当する額
	基本使用料（その２）に係る使用にあっては、１時間につき、夜間Ｂに係る基本使用料の額の３分の１に相当する額

備考

げて計算する。	
２　種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」、「冷暖房加算料」及び「超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。 ⑴　入場料徴収加算料　使用者が音楽・文化交流館の貸出室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料 ⑵　営利目的加算料　入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、基本使用料に加算される使用料 ⑶　冷暖房加算料　冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料 ⑷　超過使用料　第５条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときに使用する場合の使用料	１　「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう（以下この表において同じ。）。
３　（略）	２　（略）
４　超過使用料を除き、特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。	３　入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合又は使用者が商業宣伝等の目的をもって使用する場合には、特別使用料の表中最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。
５　超過使用料は、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。	４　特別使用料の種別の欄中「入場料徴収加算料」、「冷暖房加算料」及び「夜間超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。 ⑴　入場料徴収加算料　使用者が、当該施設を使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料 ⑵　冷暖房加算料　冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料 ⑶　夜間超過使用料　夜間、午後＋夜間又は全日に引き続き午後10時

６　使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

７　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第４（第10条関係）

郡山市音楽・文化交流館設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
（略）			

以降に使用する場合の使用料

５　使用する時間が使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあっては、１時間）に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあっては、１時間）に切り上げて計算する。

６　使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

別表第４（第10条関係）

(1)　郡山市音楽・文化交流館設備等使用料（その１）

種別	区分	単位	使用料
（略）			
展示用パネル		１枚１日	50円
プロジェクター		１式１回	500円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え２キロワット以下の場合	１回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の	１回	700円

	合計が２キロワットを超え５キロワット以下の場合		
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が５キロワットを超える場合	１回	1,300円

備考

１　この表において「１回」とあるのは、別表第３中１基本使用料の表に規定するＡからＦまでの使用時間の区分における使用をいい、１区分を１回の使用としてこの表の規定を適用する。

２　（略）

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

１　この表は、別表第３の（１）基本使用料（その１）の表に規定する施設に係る設備等の使用について適用する。

２　この表において「１回」とあるのは、別表第３の（１）基本使用料（その１）の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前＋午後又は午後＋夜間の使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

３　（略）

⑵　郡山市音楽・文化交流館設備等使用料（その２）

種別	区分	単位	使用料
ドラム・アンプセット		１式１回	1,000円
展示用パネル		１枚１日	50円
プロジェクター		１式１回	300円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	100円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え２キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が２キロワットを超え５キロワット以下の場合	１回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が５キロワットを超える場合	１回	700円

備考

１　この表は、別表第３の（２）基本使用料（その２）の表に規定する施設に係る設備等の使用について適用する。

２　この表において「１回」とあるのは、別表第３の（２）基本使用料（その２）の表に規定する午前Ａ、午前Ｂ、午後Ａ、午後Ｂ、夜間Ａ又は夜間Ｂの使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前＋午後又は午後＋夜間の使用時間の区分における使用にあっては４回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあっては６回の使用として、この表の規定を適用する。

（郡山市コミュニティセンター条例の一部改正）

第17条　郡山市コミュニティセンター条例（昭和62年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用時間） 第２条の２　コミュニティセンターの使用時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。	
（使用者の賠償責任） 第11条　使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、	（使用者の賠償責任） 第11条　使用者は、建物又はこれに附属する設備を汚損し、損傷し、又は滅

その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表（第７条関係）

施設使用料

名称	室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
郡山市湖南コミュニティセンター	第１会議室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第２会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第１和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第２和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市逢瀬コミュニティセンター	大集会室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	中集会室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	小集会室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第１談話室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第２談話室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	児童集会室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第２条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを

失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

別表（第６条関係）

１　施設使用料

名称	室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
郡山市湖南コミュニティセンター	第１会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市逢瀬コミュニティセンター	大集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	中集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	小集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１談話室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第２談話室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	児童集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	摘要
ピアノ		１式１回	500円	設備を有
プロジェクター		１式１回	500円	するセン
展示用パネル		１枚１日	50円	ター
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円	

備考

１　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。

	２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

（郡山市高齢者文化休養センター条例の一部改正）

第18条　郡山市高齢者文化休養センター条例（昭和63年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第４条、第９条関係）

１　基本使用料

使用者別	宿泊する場合（１泊２食付）				日帰りする場合
	宿泊料	朝食	夕食	合計	
高齢者	1,100円	900円	1,800円	3,800円	（略）
大人（他市町村の65歳以上の者を含む。）	3,700円	900円	1,800円	6,400円	500円
こども	400円	900円	1,800円	3,100円	（略）

備考

１　「高齢者」とは本市の住民で65歳以上の者をいう。

２　「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の３月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。

３　「こども」とは、４歳以上12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。

４　食事（宿泊する場合に含まれる朝食及び夕食を除く。）を伴う場合は、食事加算料として１回につき500円を徴収する。

２　専用使用料

改正前

別表（第４条、第９条関係）

１　基本使用料

使用者別	宿泊する場合（１泊２食付）				日帰りする場合
	宿泊料	朝食	夕食	合計	
老人	800円	700円	1,300円	2,800円	（略）
大人（他市町村の60歳以上の者を含む。）	2,900円	700円	1,400円	5,000円	450円
子供	200円	700円	1,300円	2,200円	（略）

備考

１　「老人」とは本市の住民で60歳以上のものを、「子供」とは４歳以上12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。

２　浴衣使用料は、１枚につき100円とする。

３　食事（宿泊する場合に含まれる朝食及び夕食を除く。）を伴う場合は、食事加算料として１回につき250円を徴収する。

２　専用使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
健康増進室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
教養娯楽室	900円	700円		1,600円		

備考

１　（略）

２　（略）

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
健康増進室	300円	500円	500円	800円	900円	1,100円
教養娯楽室	300円	400円		700円		

備考

１　（略）

２　冷暖房設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、専用使用料の100分の20の額を加算する。

３　（略）

３　器具使用料

種別	区分	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回につき400円

備考

１　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで（教養娯楽室にあっては、午後４時まで）

	又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。 ２　午前９時から午後５時まで（教養娯楽室にあっては、午後４時まで）又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。 ３　器具使用料は、宿泊する者が電気器具を持ち込むときは、無料とする。

（郡山市コミュニティ消防施設条例の一部改正）

第19条　郡山市コミュニティ消防施設条例（平成元年郡山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第６条関係）

名称	室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
郡山市富久山コミュニティ消防センター	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第１和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第２和室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	
郡山市白岩コミュニティ消防センター	会議室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
	第１和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	第２和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第３和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

改正前

別表（第６条関係）

名称	室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
郡山市富久山コミュニティ消防センター	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	
郡山市白岩コミュニティ消防センター	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第３和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（郡山市緑地等管理中央センター条例の一部改正）

第20条　郡山市緑地等管理中央センター条例（平成元年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第９条関係）

多目的ホール等の使用料

１　貸切使用料

使用目的	使用区分	対象	A 午前９時から午後１時まで	B 午後１時から午後５時まで	C 午後５時から午後９時まで	D 午前９時から午後５時まで	E 午後１時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
第３条の事業に該当するもの	多目的ホール	一般	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
		高校生・学生	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
		中学生以下	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	研修室		400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
その他	多目的ホール		13,100円	13,100円	13,100円	26,200円	26,200円	39,300円
	研修室		1,900円	1,900円	1,900円	3,800円	3,800円	5,700円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義

改正前

別表第１（第９条関係）

多目的ホール等の使用料

１　貸切使用料

使用目的	対象	A 午前９時から午後１時まで	B 午後１時から午後５時まで	C 午後５時から午後９時まで	D 午前９時から午後５時まで	E 午後１時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
第３条の事業に該当するもの	児童等	400円	700円	800円	1,000円	1,400円	1,700円
	生徒等	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	一般	900円	1,300円	1,600円	2,000円	2,700円	3,300円
その他		8,000円	11,900円	14,200円	18,000円	23,500円	28,400円

備考

１　「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。

２　「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　多目的ホールの暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

５　第４条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、使用時間の区分Ｆの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

６　前２項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

７　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料
第３条の事業に該当するもの	多目的ホール	２分の１面	貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の２分の１の額

３　土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に使用する場合は、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

４　午前６時から午前９時までの使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ａの欄に掲げる額の４分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算した額とする。

５　午後９時以後又は午前６時以前の使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ｃの欄に掲げる額の４分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算した額とする。

６　暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

７　使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

２　一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料		
第３条の事業に該当するもの	多目的ホール	２分の１面	貸切使用料の２分の１の額		
	研修室	１室	１回につき	半日につき	１日につき
			200円	400円	600円
その他	研修室	１室	１回につき	半日につき	１日につき

			1,200円	2,200円	3,300円

備考

1　第４条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められた場合の使用料については、別表第１中１貸切使用料の表の備考第５項及び第６項の規定を準用する。

2　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3　個人使用料

対象	単位	使用料
一般	１人１回	200円
高校生・学生	１人１回	120円
中学生以下	１人１回	80円

備考

1　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３・４　（略）

5　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

備考

1　「１回」とは午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの、「半日」とは午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの、「１日」とは午前９時から午後９時までの使用時間の区分をいう。

2　多目的ホールを時間外（午後９時から午前９時までをいう。以下同じ。）又は休日等に使用する場合の使用料については、貸切使用料の表の備考第３項から第５項までの規定を準用する。

3　研修室を時間外又は休日等に使用する場合は、当該使用料の４分の１に相当する額を加算する。

4　暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

5　使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

3　個人使用料

対象	使用料
児童等	１回につき50円
生徒等	１回につき70円
一般	１回につき100円

備考

1　「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

2　「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

３・４　（略）

げて計算する。

６　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

４　設備等使用料

区分	使用料
マイクロフォン	１本１時間につき100円
フロアシート	10平方メートル１日につき10円
シャワー使用料	１室１時間につき100円

備考　使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

別表第２（第９条関係）

そば加工調理室の使用料

A	B	C	D	E	F
午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第４条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、使用時間の区分Ｆの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

別表第２（第９条関係）

そば加工調理室の使用料

A	B	C	D	E	F
午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

備考

１　休日等に使用する場合は、使用料の４分の１に相当する額を加算する。

２　午前６時から午前９時までの使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ａの欄に掲げる額の４分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算した額とする。

３　午後９時以後又は午前６時以前の使用に係る使用料は、１時間につ

３　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。 ４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。	き、時間区分Ｃの欄に掲げる額の４分の１に相当する額にその額の４分の１に相当する額を加算した額とする。 ４　使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

（郡山市観光振興センター条例の一部改正）

第21条　郡山市観光振興センター条例（平成元年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第９条関係）

施設使用料

１　多目的ホール使用料

(1) 貸切使用料

使用目的	対象	A 午前９時から午後１時まで	B 午後１時から午後５時まで	C 午後５時から午後９時まで	D 午前９時から午後５時まで	E 午後１時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
展示会、大会その他の催しに使用する場合		46,100円	46,100円	46,100円	92,200円	92,200円	138,300円
アマチュアスポーツ及びレクリエー	一般	11,500円	11,500円	11,500円	23,000円	23,000円	34,500円
	高校生・学生	6,900円	6,900円	6,900円	13,800円	13,800円	20,700円
	中学生	4,600円	4,600円	4,600円	9,200円	9,200円	13,800円

改正前

別表第１（第９条関係）

施設使用料

１　多目的ホール使用料

(1) 貸切使用料

使用目的	使用日	A 午前９時から午後１時まで	B 午後１時から午後５時まで	C 午後５時から午後９時まで	D 午前９時から午後５時まで	E 午後１時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
展示会、大会、興行その他の催しに使用する場合	平日	24,100円	42,800円	54,800円	60,300円	87,900円	100,800円
	土曜日及び休日等	29,100円	51,100円	65,800円	72,200円	105,300円	121,000円
アマチュアスポーツ、レクリエーシ	平日	6,000円	10,700円	13,600円	15,100円	21,900円	25,200円
	土曜日及び休日等	7,200円	12,800円	16,400円	18,000円	26,300円	30,200円

ションン活動に使用する場合	以下						

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。

５　第４条ただし書により、やむを得ず時間外（午後９時から午前９時までをいう。以下同じ。）の使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、使用時間の区分Ｆの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

ョン活動等に使用する場合							

備考

１　使用日の欄中「平日」及び「休日等」とあるのは、それぞれ次に掲げる日をいう。

⑴　平日　土曜日及び休日等以外の日

⑵　休日等　日曜日又は休日

２　使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

３　午前６時から午前９時までの使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ａの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。

４　午後９時から午前６時までの使用に係る使用料は、１時間につき、時間区分Ｃの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。

５　使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

６　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。

６　（略）

７　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

ア　展示会、大会その他の催しに使用する場合

使用区分	単位	時間帯区分		
		Ａ、Ｂ又はＣ	Ｄ又はＥ	Ｆ
１階フロア	全面	32,300円	64,600円	96,900円
	２分の１面	16,150円	32,300円	48,450円
	４分の１面	8,080円	16,150円	24,230円
	６分の１面	5,390円	10,770円	16,150円

７　（略）

(2) 一部貸切使用料

対象	単位	使用料	摘要
１階フロア	全面	１時間につき貸切使用料における使用目的の区分に応じ、時間区分Ａ、Ｂ又はＣの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の４分の１、時間区分Ｄ又はＥの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の８分の１、時間区分Ｆの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の12分の１に相当する額	バスケットボール、テニス、バレーボール、バドミントン
	２分の１面	１時間につき全面の２分の１の額	バスケットボール、バレーボール、バドミントン
	４分の１面	１時間につき全面の４分の１の額	家庭用バレーボール
	６分の１面	１時間につき全面の６分の１の額	バドミントン
２階フロア	全面	１階フロア２分の１面と同額	バドミントン、卓球
	バドミントン	１階フロア６分の１面と同額	

イ　アマチュアスポーツ及びレクリエーション活動に使用する場合

使用区分	単位	対象	時間帯区分		
			Ａ、Ｂ又はＣ	Ｄ又はＥ	Ｆ
１階フロア	全面	一般	8,000円	16,000円	24,000円
		高校生・学生	4,800円	9,600円	14,400円
		中学生以下	3,200円	6,400円	9,600円
	２分の１面	一般	4,000円	8,000円	12,000円
		高校生・学生	2,400円	4,800円	7,200円
		中学生以下	1,600円	3,200円	4,800円
	４分の１面	一般	2,000円	4,000円	6,000円
		高校生・学生	1,200円	2,400円	3,600円
		中学生以下	800円	1,600円	2,400円
	６分の１面	一般	1,340円	2,680円	4,020円
		高校生・学生	800円	1,600円	2,400円
		中学生以下	540円	1,080円	1,620円
２階フロア	全面	一般	4,000円	8,000円	12,000円
		高校生・学生	2,400円	4,800円	7,200円
		中学生以下	1,600円	3,200円	4,800円
	バドミントン１面又は卓球１面	一般	1,340円	2,680円	4,020円
		高校生・学生	800円	1,600円	2,400円
		中学生以下	540円	1,080円	1,620円
	１回				
	卓球１台	１時間につき400円			
ステージ	全面	１時間につき800円			
事務局室	１室	１日につき3,000円			
控室	１室	１日につき3,000円			
応接室	１室	１日につき5,000円			

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　時間帯区分のＡからＦまでは、別表第１中１（１）貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。

４　第４条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第１中１（１）貸切使用料の表の備考第５項及び第６項の規定を準用する。

５　時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

６　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	貸切使用料の額の100分の200に相当する額
営利目的加算料		貸切使用料又は一部貸切使用料の額の100分の60に相当する額
準備使用料		貸切使用料の額の100分の70に相当する額

備考

１　「１日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　１階フロア及び２階フロアを時間外（午後９時から午前９時までをいう。以下同じ。）に使用する場合の使用料については、（１）貸切使用料の表備考第３項及び第４項の規定を準用する。

３　ステージ、事務局室、控室及び応接室を時間外に使用する場合の使用料は、１時間につき、ステージについては当該使用料の100分の125に相当する額とし、事務局室、控室及び応接室については使用料の時間割計算による額の100分の125に相当する額とする。

４　使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

５　事務局室、控室及び応接室の使用時間が１日に満たないときの使用料は、時間割計算による額とする。

６　使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(3) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合にあっては、貸切使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあっては、貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,000円以上の場合にあっては、貸切使用料の額の100分の200に相当する額
準備等使用料	貸切使用料の額の100分の70に相当する額

備考

1　種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」及び「準備使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料　使用者が多目的ホールを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料

(2) 営利目的加算料　入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、貸切使用料又は一部貸切使用料に加算される使用料

(3) 準備使用料　入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを多目的ホールで行う場合であって、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料

2　（略）

3　特別使用料の算定に用いる貸切使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。この場合において、同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料又は営利目的加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料又は営利目的加算料を適用するものとする。

4　（略）

(4) 附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A、BまたはC	DまたはE	F
展示会、大会そ	ステージ	全面	4,400円	8,800円	13,200円

備考

1　種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料　多目的ホールの使用者が、当該ホールを使用するに際し、入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料

(2) 準備等使用料　多目的ホールを準備又は練習のため使用する場合の使用料

2　（略）

3　入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、貸切使用料の額の100分の60に相当する額を加算する。

4　（略）

の他の催しに使	事務局室	１室	1,300円	2,600円	3,900円
用 す る 場 合	控室	１室	1,300円	2,600円	3,900円
	応接室	１室	2,100円	4,200円	6,300円
アマチュアスポ	ステージ	全面	1,100円	2,200円	3,300円
ーツ及びレクリ	事務局室	１室	300円	600円	900円
エーション活動	控室	１室	300円	600円	900円
に使用する場合	応接室	１室	500円	1,000円	1,500円

備考

１　時間帯区分のＡからＦまでは、別表第１中１（１）貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。

２　第４条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第１中１（１）貸切使用料の表の備考第５項及び第６項の規定を準用する。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

⑸　個人使用料

対象	単位	使用料
一般	１人１回	200円
高校生・学生	１人１回	120円
中学生以下	１人１回	80円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　「１回」とは午前９時から午前11時まで、午前11時から午後１時まで、午後１時から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの使用時間の区分をいう。

４　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　会議室使用料

室名	A	B	C	D	E	F
	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
大会議室	12,600円	12,600円	12,600円	25,200円	25,200円	37,800円
第１小会議室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第２小会議室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円
第３小会議室	4,100円	4,100円	4,100円	8,200円	8,200円	12,300円
第４小会議室	4,100円	4,100円	4,100円	8,200円	8,200円	12,300円
特別会議室	9,400円	9,400円	9,400円	18,800円	18,800円	28,200円

備考

１　入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、会議室使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

２　会議室使用料

室名	A	B	C	D	E	F
	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
大会議室	5,900円	10,300円	13,100円	14,600円	21,100円	24,300円
第１小会議室	900円	1,600円	1,900円	2,300円	3,200円	3,700円
第２小会議室	1,300円	2,400円	2,900円	3,400円	4,800円	5,500円
第３小会議室	1,800円	3,100円	4,000円	4,500円	6,400円	7,400円
第４小会議室	1,800円	3,100円	4,000円	4,500円	6,400円	7,400円
特別会議室	4,000円	7,200円	9,100円	10,100円	14,700円	16,900円

備考

１　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、会議室使用料の100分の20に相当する額を加算する。

２　入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないで営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、会議室使用料の100分の60に相当する額を加算する。

２　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

３　第４条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第１中１（１）貸切使用料の表の備考第５項及び第６項の規定を準用する。

４　（略）

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

３　健康温泉使用料

使用者別	１日使用料	１回使用料
大人	1,500円	600円
小学生及び中学生	480円	240円
幼児	360円	180円

備考

１・２　（略）

３　「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

４　「幼児」とは、４歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

５　（略）

４　温水プール使用料

(1)　個人使用料

使用者別	単位	使用料
大人	１回２時間	600円
高校生・学生	１回２時間	360円
小学生及び中学生	１回２時間	240円
幼児	１回２時間	180円

３　使用する時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

４　時間外に使用する場合の使用料については、１多目的ホール使用料の表（１）貸切使用料の表備考第３項から第５項までの規定を準用する。

５　（略）

３　健康温泉使用料

使用者別	１日使用料	１回使用料
大人	1,000円	400円
中学生	600円	300円
小学生以下	400円	200円

備考

１・２　（略）

３　「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。以下同じ。

４　「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童をいう。以下同じ。

５　（略）

４　温水プール使用料

(1)　個人使用料

使用者別	使用料
大人	１回２時間につき500円
小学生及び中学生	１回２時間につき300円
幼児	１回２時間につき100円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

３　「幼児」とは、４歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

(2)　貸切使用料

区分	使用料
コース専用	１コース１時間につき800円
全部専用	１時間につき2,400円

備考

１　１時間につき個人使用料の使用者別の使用料の２分の１の額に、使用人数を乗じて得た額を加算する。

２　使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第２（第９条関係）

特殊器具及び設備使用料

１　多目的ホール

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
舞台設備	フルコンサートピアノ	１式１回	5,200円	
	舞台幕	１式１回	2,800円	

備考　「幼児」とは、小学校就学前の幼児で３歳以上のものをいう。

(2)　貸切使用料

区分	使用料
コース専用	１コース１時間につき700円
全部専用	１時間につき2,000円

備考　１時間につき個人使用料の使用者別の使用料の２分の１の額に、使用人数を乗じて得た額を加算する。

別表第２（第９条関係）

特殊器具及び設備使用料

１　多目的ホール

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
舞台設備	フルコンサートピアノ	１式１回	4,000円	
	演台	１式１回	500円	花台を含む。
	舞台幕	１式１回	2,000円	
	仮設舞台用平台	１台１回	200円	箱足等を含む。

映写設備	ビデオプロジェクター	１式１回	3,900円	
照明設備	調光操作卓	１式１回	3,200円	
	ボーダーライト	１列１回	1,400円	
	アッパーホリゾントライト	１列１回	2,200円	
	ロアーホリゾントライト	１列１回	1,800円	
	サスペンションスポットライト	１列１回	2,500円	
	シーリングスポットライト	１列１回	2,800円	
音響設備	音声調整卓	１式１回	3,200円	

映写設備	ビデオプロジェクター	１式１回	3,000円	
照明設備	調光操作卓	１式１回	2,500円	
	ボーダーライト	１列１回	1,000円	
	アッパーホリゾントライト	１列１回	1,600円	
	ロアーホリゾントライト	１列１回	1,300円	
	サスペンションスポットライト	１列１回	1,800円	
	シーリングスポットライト	１列１回	2,000円	
	センターフォロースポットライト	１台１回	1,000円	
	スポットライト	１台１回	300円	レンズスポット
	スポットライト	１台１回	500円	カッター及びフォロースポット
	各種特殊効果器具	１基１回	1,000円	
音響設備	音声調整卓	１式１回	2,500円	
	マイクロフォン	１本１回	500円	スタンドを含む。
	ワイヤレスマイク装置	１式１回	1,500円	
	ワゴン卓	１式１回	3,000円	
	コンプレッサーリミッター	１台１回	1,000円	
	ステージスピーカー	１組１回	1,000円	２ウェイ
	ステージスピーカー	１組１回	1,500円	３ウェイ
スポーツ用具	バレーボール用具	１式１回	500円	
	バスケットボール用具	１式１回	500円	
	バドミントン用具	１式１回	300円	
	卓球用具	１式１回	300円	一部貸切使用で、２階フロアを「卓球１台」で使用す

その他	電動移動席	１階部分 １回	13,000円	
		２階部分 １回	13,000円	

				る場合を除く。
その他	電動移動席	１階部分 １回	10,000円	
		２階部分 １回	10,000円	
	長机	１台１回	100円	
	椅子	１脚１回	30円	
	フロアシート	10平方メートル１日	10円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え２キロワット以下の場合	１回	400円	
	持込電気器具に表示されて	１回	700円	

	いる消費電力の合計が２キロワットを超え５キロワット以下の場合			
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が５キロワットを超える場合	１回	1,300円	

２　会議室

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	ビデオプロジェクター	１式１回	3,900円	大会議室
	ワゴン卓	１式１回	3,900円	
	グランドピアノ	１式１回	2,800円	

２　会議室

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	ビデオプロジェクター	１式１回	3,000円	大会議室
	マイク装置	１式１回	500円	
	ワイヤレスマイク装置	１式１回	800円	
	ワゴン卓	１式１回	3,000円	
	グランドピアノ	１式１回	2,000円	
	ビデオ	１式１回	800円	第１小会議室、第２小会議室、第３小会議室、第４小会議室、特別会議室
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円	
	持込電気器具に表示されて	１回	300円	

	いる消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合			
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円	

３　温水プール

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	ワイヤレスアンプ	１式１回	800円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円	

４　その他

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	展示用パネル	１枚１日	50円	

持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円	

備考

１～３　（略）

４　（略）

５　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

６　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

１～３　（略）

４　多目的ホールを大会又は集会に使用する場合は、椅子の使用料は２分の１に減額して算定する。

５　（略）

（郡山市総合福祉センター条例の一部改正）

第22条　郡山市総合福祉センター条例（平成２年郡山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

別表（第11条関係）

施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
視聴覚室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円
栄養指導室	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円	6,000円
研修室（洋室）	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円
研修室（和室）	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	（略）
会議室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表（第11条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
視聴覚室	1,600円	2,300円	3,100円	3,600円	4,900円	5,900円
栄養指導室	1,200円	1,900円	2,500円	2,800円	4,000円	4,700円
研修室（洋室）	1,700円	2,500円	3,300円	3,800円	5,300円	6,300円
研修室（和室）	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	（略）
会議室	1,000円	1,600円	2,100円	2,400円	3,400円	4,000円

備考　冷暖房実施期間中は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ビデオプロジェクター		１式１回	500円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考

１　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

（郡山市地域交流センター条例の一部改正）

第23条　郡山市地域交流センター条例（平成２年郡山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用料） 第８条　使用者は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。	（使用料） 第８条　本市に住所を有する60歳以上の者がセンターを利用する場合は、使用料は無料とする。 ２　前項に規定するもの以外の者がセンターを使用する場合は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。
（使用料の徴収の特例） 第８条の２　市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であって、第10条第１号、第２号、第４号又は第５号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。	（使用料の徴収の特例） 第８条の２　市長は、使用者が前条第２項に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であって、第10条第１号、第２号、第４号又は第５号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。

（利用料金）

第21条　（略）

２　（略）

３　利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

４・５　（略）

別表（第８条関係）

１　施設使用料

名称	室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
郡山市西田地域交流センター	研修室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	作業室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	健康増進室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
郡山市三穂田地域交流センター	研修室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	調理実習室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	健康増進室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
郡山市田村地域交流センター	集会室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	健康増進室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

（利用料金）

第21条　（略）

２　（略）

３　利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。ただし、第８条第１項に規定する者については、無料とする。

４・５　（略）

別表（第８条関係）

１　施設使用料

名称	室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
郡山市西田地域交流センター	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	作業室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	健康増進室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
郡山市三穂田地域交流センター	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	調理実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	健康増進室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市田村地域交流センター	集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	健康増進室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

郡山市中田地域交流センター	研修室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	調理実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	健康増進室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
郡山市日和田地域交流センター	研修室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第１集会室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第２集会室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
	調理実習室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	健康増進室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

郡山市中田地域交流センター	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	調理実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	健康増進室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
郡山市日和田地域交流センター	研修室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第１集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第２集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	調理実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	健康増進室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

備考　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

２　器具使用料

種別	区分	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が	１回につき300円

	1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円

備考

1　この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2　午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。

2　入浴料

区分	1回使用料
高齢者	200円
大人（他市町村の65歳以上の者を含む。）	400円
こども	200円

備考

1　（略）

2　「高齢者」とは、本市の住民で65歳以上の者をいう。

3　「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。

4　「こども」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

5　（略）

3　入浴料

区分	本市に住所を有する者	左に掲げる者以外のもの
高齢者	無料	300円
大人	300円	300円
子供	無料	150円

備考

1　（略）

2　「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。

3　「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、60歳未満の者をいう。

4　「子供」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

5　（略）

（郡山市一時預かり事業に関する条例の一部改正）

第24条　郡山市一時預かり事業に関する条例（平成3年郡山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

（一時預かり保育料の納入） 第６条　前条第１項の規定による利用の許可を受けた乳幼児の保護者は、利用１日につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める一時預かり保育料を納入しなければならない。 (1) 利用時間が４時間30分以内の場合　700円 (2) 利用時間が４時間30分を超えて９時間以内の場合　1,400円 (3) 利用時間が９時間を超える場合　1,800円 ２・３　（略）	（一時預かり保育料の納入） 第６条　前条第１項の規定による利用の許可を受けた乳幼児の保護者は、利用１日につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める一時預かり保育料を納入しなければならない。 (1) 利用時間が４時間30分以内の場合　500円 (2) 利用時間が４時間30分を超えて９時間以内の場合　1,000円 (3) 利用時間が９時間を超える場合　1,300円 ２・３　（略）

（郡山市市民福祉センター条例の一部改正）

第25条　郡山市市民福祉センター条例（平成３年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第８条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後８時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後８時まで	午前９時から午後８時まで
研修室	500円	500円	400円	1,000円	900円	1,400円
健康増進室	800円	800円	600円	1,600円	1,400円	2,200円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

改正前

別表（第８条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後８時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後８時まで	午前９時から午後８時まで
研修室	1,300円	2,000円	1,900円	3,000円	3,600円	4,500円
健康増進室	300円	500円	300円	800円	800円	1,000円

備考　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

２　器具使用料

種別	区分	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回につき100円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回につき400円

備考

１　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後８時までの使用時間の区分における使用をいう。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後８時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後８時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

２　温泉使用料

使用者別	１回使用料
高齢者	200円
大人（他市町村の65歳以上の者を含む。）	400円
こども	200円

備考

１　（略）

２　「高齢者」とは、本市の住民で65歳以上の者をいう。

３　「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の３月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。

４　「こども」とは、４歳以上12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。

３　温泉使用料

使用者別	１日使用料	１回使用料
老人	150円	無料
大人（他市町村の60歳以上の者を含む。）	450円	200円
子供	300円	150円

備考

１　（略）

２　「老人」とは本市の住民で60歳以上のものを、「子供」とは４歳以上12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。

３　「１日使用料」とは、入浴回数に制限がなく、２階大広間を使用する場合の使用料をいう。

４　「１回使用料」とは、入浴回数が１回限りで、２階大広間を使用しない場合の使用料をいう。

	５　浴衣使用料は、１枚につき100円とする。

（郡山市農業集落排水施設条例の一部改正）

第26条　郡山市農業集落排水施設条例（平成４年郡山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（手数料） 第19条の４　各種証明に係る手数料は、１件当たり300円とする。 ２　前項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第３条第１項、第４条及び第10条の規定を準用する。	（手数料） 第19条の４　手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　各種証明　１件当たり250円 ⑵　公簿又は図面の閲覧又は縦覧　公簿１冊又は図面１葉当たり250円 ２　前項第２号の公簿又は図面の閲覧又は縦覧のうち公共下水道台帳の閲覧に係る手数料は、徴収しない。 ３　第１項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第３条第１項、第４条及び第10条の規定を準用する。

（郡山市立美術館条例の一部改正）

第27条　郡山市立美術館条例（平成４年郡山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第５条関係）

常設展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	１人１回につき170円	１人１回につき130円
一般	１人１回につき350円	１人１回につき260円

備考

１　（略）

２　中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう

改正前

別表第１（第５条関係）

常設展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	１人１回につき100円	１人１回につき70円
一般	１人１回につき200円	１人１回につき150円

備考

１　（略）

２　65歳以上の者は、無料とする。

。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第２（第５条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	１人１回につきそのつど市長が定める額	
一般		

備考　（略）

別表第２（第５条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	１人１回につき　1,500円の範囲内でそのつど市長が定める額	
一般		

備考　（略）

（郡山市勤労者研修センター条例の一部改正）

第28条　郡山市勤労者研修センター条例（平成５年郡山市条例第９号）の一部を次のように改正する。

改正後

（使用料の免除）

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)・(2)　（略）

(3)　指定管理者が行うセンターの設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

(4)　（略）

別表（第６条関係）

施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１研修室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第２研修室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
第３研修室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円

改正前

（使用料の免除）

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)・(2)　（略）

(3)　指定管理者が主催して行う事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

(4)　（略）

別表（第６条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１研修室	900円	1,300円	1,700円	2,000円	2,700円	3,300円
第２研修室	600円	800円	1,000円	1,300円	1,700円	2,100円
第３研修室	600円	800円	1,000円	1,300円	1,700円	2,100円
和室	800円	1,200円	1,500円	1,800円	2,500円	3,000円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第３条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
プロジェクター		１式１回	500円
放送設備		１式１回	300円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電	１回	400円

	力の合計が1.5キロワットを超える場合		

備考

１　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

（郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

第29条　郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成５年郡山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録証明書交付手数料） 第16条　第10条の登録証明書の交付を受ける登録者は、その交付の際に１通につき300円の手数料を納付しなければならない。	（登録証明書交付手数料） 第16条　第10条の登録証明書の交付を受ける登録者は、その交付の際に１通につき250円の手数料を納付しなければならない。

（郡山市農産加工センター条例の一部改正）

第30条　郡山市農産加工センター条例（平成６年郡山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第６条関係）

実習室及び附属設備使用料

実習室及び附属設備の名称		使用料		
		午前８時30分から午後０時30分まで	午後１時から午後５時まで	午前８時30分から午後５時まで
第１実習	みそ製造設備	1,600円	1,600円	3,200円

改正前

別表（第６条関係）

実習室及び附属設備使用料

実習室及び附属設備の名称		使用料		
		午前８時30分から午後０時30分まで	午後１時から午後５時まで	午前８時30分から午後５時まで
第１実習	みそ製造設備	1,300円	1,300円	2,500円

室				
第２実習室	漬物加工設備	600円	600円	1,200円
	ジュース製造設備	1,300円	1,300円	2,600円
	ジャム製造設備	1,300円	1,300円	2,600円

室				
第２実習室	漬物加工設備	500円	500円	900円
	ジュース製造設備	1,100円	1,100円	2,100円
	ジャム製造設備	1,100円	1,100円	2,100円

（郡山市開成館条例の一部改正）

第31条　郡山市開成館条例（平成６年郡山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（休館日）	（休館日）
第６条　開成館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開成館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。	第６条　開成館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開成館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。
(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日）	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）
(2) １月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日	(2) １月１日から１月４日まで及び12月28日から12月31日までの日
（観覧料）	（観覧料）
第７条　開成館の常設展（庭園及び資料品等の常設展示をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、別表第１に定める常設展観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展を観覧する場合は、常設展観覧料を無料とする。	第７条　開成館に入館しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。
２　開成館の企画展（常設展以外の展示をいう、以下同じ。）を観覧しようとする者は、別表第２に定める企画展観覧料を納入しなければならない。	
（観覧料の免除）	（観覧料の免除）
第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は	第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は

一部を免除することができる。

(1)　(略)

(2)　指定管理者が行う開成館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧するとき。

(3)　(略)

別表第１（第７条関係）

常設展観覧料

区分	観覧料（１人１回につき）
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	170円
一般	350円

備考　中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第２（第７条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料（１人１回につき）
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	そのつど市長が定める額
一般	

一部を免除することができる。

(1)　(略)

(2)　(略)

別表（第５条関係）

区分	観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	100円	70円
一般	200円	150円

備考

１　「団体」とは、20人以上をいう。

２　65歳以上の者は、無料とする。

（郡山市青少年会館条例の一部改正）

第32条　郡山市青少年会館条例（平成６年郡山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第11条関係） １　会議室、研修室等使用料 (1) 青少年団体が使用する場合	別表（第11条関係） １　会議室、研修室等使用料 (1) 青少年団体が使用する場合

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後６時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後６時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
会議室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第１研修室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第２研修室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第３研修室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第４研修室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第１和室	900円	1,100円	900円	2,000円	2,000円	2,900円
第２和室	900円	1,100円	900円	2,000円	2,000円	2,900円
第３和室	900円	1,100円	900円	2,000円	2,000円	2,900円
第４和室	900円	1,100円	900円	2,000円	2,000円	2,900円
音楽室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
プレーホール	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円

(2) 青少年団体以外の者が使用する場合

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後６時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後６時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
会議室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
第１研修室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
第２研修室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
第３研修室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
第４研修室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
第１和室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第２和室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第３和室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第４和室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後６時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後６時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
会議室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
第１研修室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
第２研修室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
第３研修室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
第４研修室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
第１和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
第２和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
第３和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
第４和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
音楽室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
プレーホール	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円

(2) 青少年団体以外の者が使用する場合

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後６時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後６時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
会議室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
第１研修室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
第２研修室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
第３研修室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
第４研修室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
第１和室	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円	2,700円
第２和室	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円	2,700円
第３和室	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円	2,700円
第４和室	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円	2,700円

音楽室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
プレーホール	1,900円	2,400円	1,900円	4,300円	4,300円	6,200円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第６条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更を認めたときは、１時間につき、午前９時から午後10時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　宿泊料

室名	単位	未就学児	青少年		一般
			小学生及び中学生	その他	
洋室	１人１	1,100円	1,400円	2,100円	3,600円
和室	泊につ	1,000円	1,100円	1,700円	3,300円
特別室	き			3,300円	5,000円

備考

１　「未就学児」とは、小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。以下同じ。）就学前の者をいう。なお、保護者が未就学児と添い寝で使用する場合は、未就学児の宿泊料は無料とする。

２　「青少年」とは、小学生から25歳までの者又は青少年団体の構成員をいう。

音楽室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
プレーホール	1,700円	1,800円	2,200円	3,200円	3,600円	4,800円

２　宿泊料

室名	青少年		一般
	小学生及び中学生	その他	
洋室	1,000円	1,550円	2,800円
和室	800円	1,250円	2,600円
特別室		2,600円	3,900円

備考

１　「青少年」とは、小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。以下同じ。）から25歳までの者又は青少年団体の構成員をいう。

３　「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

４　「一般」とは、未就学児及び青少年以外の者をいう。

２　「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

３　「一般」とは、青少年以外の者をいう（小学生未満の者を除く。）。

３　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ピアノ		１式１回	500円
テレビ		１式１回	500円
プロジェクター		１式１回	500円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え２キロワット以下の場合	１回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が２キロワットを超え５キロワット以下の場合	１回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が５キロワットを超える場合	１回	1,300円

備考

１　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後６時まで又は午後６時から午後10時までの使用時間の区分における使用をいう。

２　午前９時から午後６時まで又は午後１時から午後10時までの使用時

	間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後10時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

（郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部改正）

第33条　郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成７年郡山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第３（第43条関係） （略） 犬、猫等の死体の処分手数料　１件につき　1,100円	別表第３（第43条関係） （略） 犬、猫等の死体の処分手数料　１件につき　1,030円

（郡山市畜産振興センター条例の一部改正）

第34条　郡山市畜産振興センター条例（平成７年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第１（第８条関係）			別表第１（第８条関係）		
区分	施設利用料		区分	施設利用料	
	個人	団体		個人	団体
小学生及び中学生	１人１回につき220円	１人１回につき180円	小学生及び中学生	１人１回につき150円	１人１回につき120円
一般	１人１回につき450円	１人１回につき360円	一般	１人１回につき300円	１人１回につき250円
備考　（略）			備考　（略）		

（郡山市森林公園条例の一部改正）

第35条　郡山市森林公園条例（平成７年郡山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
（名称及び位置） 第２条　森林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。		（名称及び位置） 第２条　森林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
郡山市高篠山森林公園	（略）	郡山市高篠山森林公園	（略）
郡山市東部森林公園	郡山市田村町金沢字大六地内	郡山市東部森林公園	郡山市田村町金沢字大六、田村町金沢字西ノ田、田村町下道渡字後田及び中田町下枝

（行為の制限）

第５条　森林公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第15条の規定により指定管理者（法第244条の２第３項に規定する指定管理者という。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条、第７条、第８条（第４号を除く。）、第11条（第５号を除く。）及び第13条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

⑴　露店その他これに類する行為

⑵　興行

⑶　競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポート、募金その他これらに類する催しのために森林公園の全部又は一部を独占して利用する行為

２　前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

３　第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項及び理由を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

４　市長は、第１項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないときは、第１項又は前項の許可を与えることができる。

⑴　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

⑵　施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

⑶　公衆の森林公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。

⑷　入会、寄附等の勧誘その他これらに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的

	字猫ノ田地内

第５条　削除

不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。	
⑹ 管理運営上支障があると認めるとき。	
⑺ 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。	
５ 市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、第１項又は第３項の許可に条件を付することができる。	
（行為の禁止）	（行為の禁止）
第６条 森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第１項又は第３項の許可に係るものについては、この限りでない。	第６条 森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。
	⑴ 公益を害し、又は風俗を乱すこと。
⑴ 森林公園を損傷し、又は汚損すること。	⑵ 施設、設備等を損傷すること。
⑵ 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。	⑶ 樹木を損傷し、若しくは伐採し、又は植物を採取すること。
⑶ （略）	⑷ （略）
⑷ 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。	⑸ 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
	⑹ 指定された場所以外で火気を使用すること。
⑸ 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。	⑺ 営利又はこれに類する行為（市長が特に認めたものを除く。）をすること。
⑹ 立入り禁止区域に立ち入ること。	
⑺ 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。	
⑻ 危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の森林公園の利用に支障のある行為並びに近隣住民及び周辺環境に迷惑を及ぼす行為をすること。	
⑼ 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。	
⑽ 森林公園をその用途外に使用すること。	
⑾ 前各号に掲げるもののほか、森林公園の設置の目的に支障を及ぼすこと。	⑻ 前各号に掲げるもののほか、設置の目的に支障を及ぼすこと。
（有料施設等の使用許可）	（使用許可）
第７条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなけれ	第７条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長（第15条の規定によ

ばならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。	り指定管理者（法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条、次条及び第13条の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
２　市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めたときは、前項の許可をしない。	２　市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めたときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）をしない。
３　市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、第１項の許可に条件を付することができる。	３　市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。
（使用許可の取消し等）	（使用許可の取消し等）
第８条　市長は、第５条第１項若しくは第３項の許可又は前条第１項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。	第８条　市長は、有料施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
(3) 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。	(3) 使用許可後において第６条各号のいずれかに該当したとき。
(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。	
（使用料）	（使用料）
第９条　使用者（第５条第１項又は第３項の許可を受けた者は除く。第11条において同じ。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。	第９条　使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。
（使用者の原状回復義務）	（使用者の原状回復義務）
第13条　使用者は、使用許可を受けた行為が終了したとき若しくは当該行為を停止されたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、市長に引渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。	第13条　使用者は、有料施設等の使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、市長に引渡さなければならない。
（管理の代行）	（管理の代行）
第15条　市長は、森林公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。	第15条　市長は、森林公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

改正後	改正前
(1)　(略)	(1)　(略)
(2) 使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務	(2) 有料施設等の使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務
(3) ・(4)　(略)	(3) ・(4)　(略)

第36条　郡山市森林公園条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（有料施設の使用許可）	（有料施設等の使用許可）
第７条　森林公園の施設、設備等のうち、別表第１の施設（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。	第７条　森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
２　市長は、有料施設を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めたときは、前項の許可をしない。	２　市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めたときは、前項の許可をしない。
３　(略)	３　(略)
第８条　市長は、第５条第１項若しくは第３項の許可又は前条第１項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。	第８条　市長は、第５条第１項若しくは第３項の許可又は前条第１項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。
(1)～(4)　(略)	(1)～(4)　(略)
（使用料）	（使用料）
第９条　使用者は、別表第１及び別表第２に定める使用料を前納しなければならない。	第９条　使用者（第５条第１項又は第３項の許可を受けた者は除く。第11条において同じ。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。
別表第１（第７条、第９条関係）	別表（第７条、第９条関係）
有料施設の使用料	有料施設等の使用料

森林公園名	施設		使用料
郡山市高篠山森林公園	バンガロー		１棟１泊につき5,400円
			１棟日帰りにつき2,700円
	テントサイト	大区画	１区画１泊につき2,800円
			１区画日帰りにつき1,400円

森林公園名	施設及び用具		使用料
郡山市高篠山森林公園	バンガロー		１棟１泊につき4,200円
			１棟日帰りにつき2,100円
	テントサイト	大区画	１区画１泊につき2,000円
			１区画日帰りにつき1,000円

		中区画	１区画１泊につき2,100円
			１区画日帰りにつき1,050円
		小区画	１区画１泊につき1,400円
			１区画日帰りにつき700円
郡山市東部森林公園	バーベキューエリア		１区画日帰りにつき400円

備考　（略）

別表第２（第９条関係）

第５条第１項に掲げる行為の使用料

区分		単位	金額
露店その他これに類する行為	使用面積が35平方メートル以下のもの	１店につき１日	1,100円
	使用面積が35平方メートルを超えるもの	１店につき１日	1,100円に35平方メートルを超えた使用面積１平方メートルにつき30円を加算した額
興行		１平方メートルにつき１日	30円
第５条第１項第３号に掲げる行為		１平方メートルにつき１日	15円

		中区画	１区画１泊につき1,500円
			１区画日帰りにつき750円
		小区画	１区画１泊につき1,000円
			１区画日帰りにつき500円
	貸しテント		５人用１張１泊につき500円
			５人用１張日帰りにつき250円
			８人用１張１泊につき800円
			８人用１張日帰りにつき400円

備考　（略）

（郡山市ふれあいセンター条例の一部改正）

第37条　郡山市ふれあいセンター条例（平成８年郡山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

（使用時間）

第２条の２　ふれあいセンターの使用時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

別表（第６条関係）

１　施設使用料

名称	室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
郡山市片平ふれあいセンター	第１和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第２和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第３和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
郡山市河内ふれあいセンター	集会室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
	第１和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第２和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
郡山市喜久田ふれあいセンター	第１和室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	第２和室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	第３和室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	第４和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	研修室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
郡山市緑ケ丘ふれ	会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円

別表（第６条関係）

１　施設使用料

名称	室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
郡山市片平ふれあいセンター	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第３和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
郡山市河内ふれあいセンター	集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
郡山市喜久田ふれあいセンター	第１和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	第２和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	第３和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	第４和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市緑ケ丘ふれ	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

あいセンター	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
郡山市富田西ふれあいセンター	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
郡山市三穂田ふれあいセンター	会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第１研修室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第２研修室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
郡山市中田ふれあいセンター	第１会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	第２会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	別棟第１和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	別棟第２和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	別棟大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
郡山市西田ふれあいセンター	会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第１研修室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	第２研修	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円

あいセンター	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
郡山市富田西ふれあいセンター	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
郡山市三穂田ふれあいセンター	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
郡山市中田ふれあいセンター	第１会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第２会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	別棟第１和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	別棟第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	別棟大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
郡山市西田ふれあいセンター	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第１研修室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第２研修	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円

	室						
	和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
郡山市大槻ふれあいセンター	第１研修室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第２研修室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第１和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第２和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	（略）
	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　大ホールの冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

３　第２条の２ただし書により、使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

４　前２項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

５　２分の１面利用を可能とするネットを有する大ホールにおいて、アリーナの２分の１面を利用する場合は施設使用料の100分の50の額と

	室						
	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
郡山市大槻ふれあいセンター	第１研修室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第２研修室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	（略）
	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

する。

６　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　設備等使用料

種別	単位	使用料	摘要
シャワー	１人１使用	300円	（略）
ピアノ（電子ピアノを除く）	（略）		

備考

１・２　（略）

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	摘要
温水シャワー		１人１時間	150円	（略）
ピアノ		（略）		
プロジェクター		１式１回	500円	
展示用パネル		１枚１日	50円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円	

備考

１・２　（略）

（郡山市農村交流センター条例の一部改正）

第38条　郡山市農村交流センター条例（平成８年郡山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後

（使用時間）

第２条の２　センターの使用時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

（賠償責任）

第11条　使用者は、センターの施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表（第６条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１洋室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
第２洋室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
第１和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
第２和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第２条の２ただし書により、使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とし、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間

改正前

（賠償責任）

第11条　使用者は、センターの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

別表（第６条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１洋室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
第２洋室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
第１和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
第２和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　設備等使用料

種別	単位	使用料
（略）		

備考

１・２　（略）

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
（略）			
プロジェクター		１式１回	500円
展示用パネル		１枚１日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考

１・２　（略）

（郡山市印鑑条例の一部改正）

第39条　郡山市印鑑条例（平成８年郡山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（手数料） 第23条　第８条の印鑑登録証の交付、第９条の印鑑登録証の引替交付又は第18条の印鑑登録の証明を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 印鑑登録証交付手数料　１件につき300円 (2) 印鑑登録証の引替交付手数料　１件につき300円 (3) 印鑑登録証明手数料　１通につき300円 ２　（略）	（手数料） 第23条　第８条の印鑑登録証の交付、第９条の印鑑登録証の引替交付又は第18条の印鑑登録の証明を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 印鑑登録証交付手数料　１件につき250円 (2) 印鑑登録証の引替交付手数料　１件につき250円 (3) 印鑑登録証明手数料　１通につき250円 ２　（略）

（郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第40条　郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成８年郡山市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録申請手数料等） 第17条　第２条第１項の登録、第２条第３項の更新の登録、第４条第３項の登録簿の謄本の交付、第７条の登録証の書換え又は第８条第１項の登録証の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を前納しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3) 登録簿の謄本の交付手数料　１件につき　300円 (4)・(5)　（略）	（登録申請手数料等） 第17条　第２条第１項の登録、第２条第３項の更新の登録、第４条第３項の登録簿の謄本の交付、第７条の登録証の書換え又は第８条第１項の登録証の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を前納しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3) 登録簿の謄本の交付手数料　１件につき　250円 (4)・(5)　（略）

（郡山市保健所設置条例の一部改正）

第41条　郡山市保健所設置条例（平成８年郡山市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第４条関係）				別表（第４条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考

（略）			
６　水道水等の試験	（略）		
	基準検査	(1) 給水施設セット	（略）
		(2) 準簡易専用水道セット	
		(3) 飲用井戸等セット	
		(4) 食品簡易項目セット	

（略）			
６　水道水等の試験	（略）		
	基準検査	(1) 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の表１の項、２の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの水質検査	（略）
		(2) 省令の表１の項、２の項、38の項及び46の項から51の項までの水質検査	
		(3) 飲用井戸等に係る省令の表１の項、２の項、11の項、34の項、38の項から40の項まで及び46の項から51の項までの水質検査	
		(4) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別	

		(5)・(6)　(略)	
(略)			

		表第17の４のロに規定する水質検査	
		(5)・(6)　(略)	
(略)			

第42条　郡山市保健所設置条例の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第４条関係）

区分			単位	金額	備考
１ 細菌学的検査	便の細菌検査	(1) 腸内細菌４項目セット	１件	1,200円	
		(2) 腸管出血性大腸菌O157等	１項目	1,100円	
		(3) 腸内細菌５項目セット	１件	1,800円	
２ 食品等の検査	定性　比較的簡易なもの	(1) 大腸菌等	１項目	3,100円	
		(2) サルモネラ属菌等	１項目	7,400円	
		(3) シアン化合物	１件	4,400円	
	定性　複雑なもの	(1) 着色料	１件	12,000円	
		(2) 嫌気性菌等	１項目	9,100円	(略)

改正前

別表（第４条関係）

区分			単位	金額	備考
１ 細菌学的・臨床病理学的検査	虫卵検査		１件	240円	
	便の細菌検査	(1) 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌及びサルモネラ菌の検査	１件	1,090円	
		(2) （１）の検査に他の検査を追加する場合	１項目	660円	
		(3) （１）の検査以外の検査を単独で行う場合	１項目	1,060円	
２ 食品等の試験	定性　比較的簡易なもの	(1) 大腸菌等	１項目	3,000円	
		(2) サルモネラ菌等	１項目	7,280円	
		(3) シアン化合物等の指定成分	１成分	4,330円	
	定性　複雑なもの	(1) 着色料等の添加物	１成分	11,590円	
		(2) 嫌気性菌の検査	１項目	8,880円	(略)
		(3) 抗生物質等の検	１項目	21,060円	

	高度に複雑なもの	腸管出血性大腸菌	１項目	8,900円	
定量	比較的簡易なもの	酸価等	１項目	8,500円	
	複雑なもの	(1) 発色剤等	１項目	12,000円	
		(2) 保存料等	１項目	16,700円	
	高度に複雑なもの	(1) 重金属	１項目	16,000円	
		(2) 防カビ剤等	１項目	24,500円	
おしぼり		おしぼり検査セット	１件	5,600円	

		査			
	高度に複雑なもの	酸化防止剤等の添加物	１成分	23,020円	
定量	比較的簡易なもの	酸価等の指定成分	１成分	8,370円	
	複雑なもの	(1) 脂肪等の指定成分	１成分	11,600円	
		(2) 漂白剤等の添加物	１成分	11,400円	
		(3) 保存料等の添加物	１成分	16,480円	
	高度に複雑なもの	(1) 重金属の指定成分	１成分	15,720円	
		(2) 甘味料等の添加物	１成分	24,110円	
		(3) ビタミン等の微量成分	１成分	22,140円	
		(4) 一般成分	１成分	45,330円	
	特殊なもの	(1) 残留農薬等の化学性有害物質	１成分	68,670円	
		(2) 麻痺性貝毒	１件	20,130円	
		(3) 下痢性貝毒	１件	37,450円	
おしぼり		(1) 変色、臭気、大	１件	5,500円	

	検査					検査		腸菌群、黄色ブドウ球菌及び一般細菌数の検査 (2) （１）の検査のうち大腸菌群、黄色ブドウ球菌及び一般細菌数の検査を単独で行う場合	１項目	2,750円	
						３　食品添加物試験		規格適否試験	１件	32,100円	
						４　器具・容器・包装・おもちゃの試験	定性	比較的簡易なもの	フェノール等の指定成分	１成分	8,650円	
								複雑なもの	重金属等の指定成分	１成分	3,360円	
							定量	比較的簡易なもの	過マンガン酸カリウム消費量等の指定成分	１成分	7,700円	
								複雑なもの	重金属等の指定成分	１成分	21,630円	
								特殊なもの	ビスフェノールＡ等の指定成分	１成分	22,820円	

							５家庭用品等の試験	定性	簡易なもの	漏水試験等の指定項目	１項目	1,180円	
									比較的簡易なもの	圧縮変形試験	１項目	3,360円	
								定量		(1) 塩化水素等の指定成分	１成分	3,120円	
										(2) ホルムアルデヒド等の指定成分	１成分	11,090円	
３水道水等の検査	定量	簡易なもの	ｐＨ等	１項目	1,200円		６水道水等の試験	定量	簡易なもの	ｐＨ等の指定成分	１成分	1,160円	
		比較的簡易なもの	(1) 硬度等	１項目	2,600円				比較的簡易なもの	(1) 容量分析等による指定成分	１成分	2,550円	
			(2) 一般細菌	１件	2,200円					(2) 一般細菌	１件	2,130円	
			(3) 大腸菌等	１項目	3,000円					(3) 大腸菌等	１件	2,900円	
		複雑なもの	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	１件	3,100円				複雑なもの	(1) 比色等による分析	１成分	2,550円	
										(2) 侵食性遊離炭酸等の指定成分	１成分	3,850円	
										(3) 有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	１件	3,080円	
		高度に複	(1) 亜硝酸態窒素等	１項目	8,600円				高度に複	(1) フッ素等の指定成分	１成分	8,520円	

		雑なもの	(2) 鉄等の重金属	１項目	8,100円			雑なもの	(2) 水銀等の重金属	１成分	8,060円	
								特殊なもの	(1) トリクロロエチレン等の指定成分	１成分	19,160円	
									(2) ホルムアルデヒド等の指定成分	１成分	22,210円	
									(3) トリクロロエチレン等	１件	102,180円	一斉分析の場合に限る。
	水質検査		(1) 給水施設セット	１件	10,400円		基準検査		(1) 給水施設セット	１件	10,320円	
			(2) 準簡易専用水道セット	１件	9,700円				(2) 準簡易専用水道セット	１件	9,640円	
			(3) 飲用井戸等セット	１件	15,600円				(3) 飲用井戸等セット	１件	15,520円	
			(4) 食品簡易項目セット	１件	10,400円				(4) 食品簡易項目セット	１件	10,320円	
									(5) ビル管セット	１件	20,210円	
									(6) 食品全項目	１件	47,410円	
							７用排水等の試験	定性		腸管出血性大腸菌Ｏ157	１件	5,390円	
								定量	簡易なもの	(1) 透視度等の指定成分	１項目	1,160円	
										(2) ｐＨ等の指定成分	１項目	2,830円	
									比較	(1) 細菌学的検査	１項目	3,000円	

						的簡易なもの	(2) ＣＯＤ等の指定成分	１成分	4,690円	
						複雑なもの	(1) 大腸菌群の最確数の測定	１件	4,000円	
							(2) 亜硝酸イオン、ＢＯＤ等の指定成分	１成分	8,610円	
							(3) 重金属等の指定成分	１成分	8,210円	
							(4) レジオネラ属菌数	１件	8,670円	
						高度に複雑なもの	ｎ―ヘキサン抽出物質等の指定成分	１成分	9,800円	
						特殊なもの	(1) アルキル水銀等の指定成分	１成分	19,540円	
							(2) ダイアジノン等の指定成分	１件	43,060円（３成分を超える場合には、１成分を増すごとに5,100円を加算した額）	
							(3) チウラム等の指	１件	24,020円	高速液

									定成分			体クロマトグラフィー使用の場合に限る。
4 公衆浴場等の検査	維持管理基準検査	(1) 公衆浴場浴槽水セット	1件	6,400円		8 公衆浴場・プール水の検査	維持管理基準検査	(1) 公衆浴場の浴槽水	1件	3,330円		細菌学的検査を除く。
		(2) 公衆浴場浴槽水以外セット	1件	8,500円				(2) 公衆浴場の浴槽水以外	1件	5,420円		細菌学的検査を除く。
								(3) プール水等	1件	4,380円		細菌学的検査を除く。
	細菌学的検査	レジオネラ属菌	1件	10,000円			細菌学的検査	(1) 一般細菌数	1件	3,000円		
								(2) 大腸菌	1件	3,000円		
								(3) レジオネラ属菌数	1件	8,670円		
5 文書交付手数料		(略)				9 文書交付手数料		(略)				
		(2) 診断書、身体検査書等の文書	1通	1,700円				(2) 診断書、身体検査書等の文書	1通	1,640円		

（郡山市駐車場条例の一部改正）

第43条　郡山市駐車場条例（平成10年郡山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第５条関係）

種類	駐車料金の単位	金額
普通駐車料金	入場後30分までごとに１台	100円（１日当たり1,200円を限度とする。）
定期駐車料金	１箇月につき１台（最長６箇月）	20,000円

改正前

別表（第５条関係）

種類	駐車料金の区分及び単位			金額
普通駐車料金	基本料金	入場後30分までごとに１台	当該30分の起算時刻が午前８時から午後９時前までである場合	100円
	夜間料金	入場後30分までごとに１台	当該30分の起算時刻が午後９時から翌午前８時前までである場合	50円
定期駐車料金	定期料金	１箇月につき１台		13,620円
		３箇月につき１台		38,760円
		６箇月につき１台		76,480円
		12箇月につき１台		136,190円

備考　普通駐車料金は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 入場した日　この表の規定により算定するものとし、当該算定した額が1,000円を超えたときは、1,000円とする。

(2) 継続して駐車した場合の２日目以降の各日　この表の規定により算定するものとし、当該算定した額が800円を超えたときは、800円とする。

（郡山市こおりやま文学の森資料館条例の一部改正）

第44条　郡山市こおりやま文学の森資料館条例（平成11年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後

（休館日）

第６条　資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、資料館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

改正前

（休館日）

第６条　資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、資料館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日） ⑵　１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日	に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。） ⑵　１月１日から１月４日まで及び12月28日から12月31日までの日 ⑶　館内整理日（毎月の末日。ただし、その月の末日が前２号に定める日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その月内においてその月の末日に最も近いこれらの日以外の日とする。）
（観覧料） 第７条　資料館の常設展（資料品等の常設展示をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、別表第１に定める常設展観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展を観覧する場合は、常設展観覧料を無料とする。 ２　資料館の企画展（常設展以外の展示をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、別表第２に定める企画展観覧料を納入しなければならない。	（観覧料） 第７条　文学資料等の観覧のため資料館に入館しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。
（観覧料の免除） 第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。 ⑴　（略） ⑵　指定管理者が行う資料館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧するとき。 ⑶　その他市長が観覧料の免除を適当と認めるとき。	（観覧料の免除） 第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。 ⑴　（略） ⑵　その他市長が観覧料の免除を適当と認めるとき。
（利用料金） 第19条　資料館を観覧しようとする者は、指定管理者に対し、資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。この場合において、第７条の規定は適用しない。 ２～５　（略）	（利用料金） 第19条　文学資料等の観覧のため資料館に入館しようとする者は、指定管理者に対し、資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。この場合において、第７条の規定は適用しない。 ２～５　（略）
別表第１（第７条関係） 常設展観覧料	別表（第７条関係）

区分	観覧料（１人１回につき）

区分	観覧料（１人１回につき）

高校生、大学生又はこれらに準ずる者	170円
一般	350円

備考

1　資料館のうち１館への入館につき常設展観覧料を納入した場合は、他の１館への入館に係る常設展観覧料の納入は要しない。

2　中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第２（第７条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料（１人１回につき）
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	そのつど市長が定める額
一般	

備考　資料館のうち１館への入館につき企画展観覧料を納入した場合は、他の１館への入館に係る企画展観覧料の納入は要しない。

	個人	団体
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	100円	70円
一般	200円	150円

備考

1　資料館のうち１館への入館につき観覧料を納入した場合は、他の１館への入館に係る観覧料の納入は要しない。

2　「団体」とは、20人以上をいう。

3　65歳以上の者は、無料とする。

（郡山市手数料条例の一部改正）

第45条　郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第２条、第３条、第８条関係）

法令に基づく事務に係る手数料

号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
（略）				
124	建築基準法第52条第10項、第11項若しくは第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	（略）		

改正前

別表第１（第２条、第３条、第８条関係）

法令に基づく事務に係る手数料

号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
（略）				
124	建築基準法第52条第10項、第11項若しくは第14項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第１	（略）		

（略）		
138	建築基準法第59条の２第１項又はマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第１項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	（略）
（略）		

備考　（略）

	項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	
（略）		
138	建築基準法第59条の２第１項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	（略）
（略）		

備考　（略）

第46条　郡山市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第２条、第３条、第８条関係）

法令に基づく事務に係る手数料

号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
１	地方自治法第260条の２第12項に基づく証明書の交付	認可地縁団体告示事項に関する証明書交付手数料	１件	300円
２	地方税法第20条の10第１項の規定に基づく納税証明書の交付（同法第382条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）	納税に関する証明書交付手数料	１納税義務者１年度	300円
３	地方税法第382条の２第１項の規定	固定資産課税台帳	１納税義	300円

改正前

別表第１（第２条、第３条、第８条関係）

法令に基づく事務に係る手数料

号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
１	地方自治法第260条の２第12項に基づく証明書の交付	認可地縁団体告示事項に関する証明書交付手数料	１件	250円
２	地方税法第20条の10第１項の規定に基づく納税証明書の交付（同法第382条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）	納税に関する証明書交付手数料	１納税義務者１年度	250円
３	地方税法第382条の２第１項の規定	固定資産課税台帳	１納税義	250円

	に基づく固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（同法第382条の４に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載したものの閲覧を含み、同法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。）	の閲覧手数料	務者１年度	
４	地方税法第382条の３の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第382条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載したものの交付を含む。）	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	１納税義務者１年度	300円
（略）				
16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の２第１項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務	住民基本台帳の閲覧手数料	１世帯	300円
17	住民基本台帳法第12条第１項、第12条の２第１項、第12条の３第１項若しくは第２項又は第12条の４第１項の規定に基づく住民票の写	住民票の写しの交付手数料	１通	300円

	に基づく固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（同法第382条の４に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載したものの閲覧を含み、同法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。）	の閲覧手数料	務者１年度	
４	地方税法第382条の３の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第382条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載したものの交付を含む。）	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	１納税義務者１年度	250円
（略）				
16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の２第１項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務	住民基本台帳の閲覧手数料	１世帯	250円
17	住民基本台帳法第12条第１項、第12条の２第１項、第12条の３第１項若しくは第２項又は第12条の４第１項の規定に基づく住民票の写	住民票の写しの交付手数料	１通	250円

	しの交付			
18	住民基本台帳法第12条第１項、第12条の２第１項又は第12条の３第１項若しくは第２項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票記載事項証明書交付手数料	１通	300円
19	住民基本台帳法第15条の４第１項から第４項までの規定に基づく住民票の除票の写しの交付	住民票の除票の写しの交付手数料	１通	300円
20	住民基本台帳法第15条の４第１項から第４項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付	除票記載事項証明書の交付手数料	１通	300円
21	住民基本台帳法第20条第１項から第４項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	１通	300円
22	住民基本台帳法第21条の３第１項から第４項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の交付手数料	１通	300円
（略）				
94	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築等に関する証明書の交付	開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料	１件	300円
（略）				
196	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第３号)第88条の規定に基づく、盛土規制	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定	１件	300円

	しの交付			
18	住民基本台帳法第12条第１項、第12条の２第１項又は第12条の３第１項若しくは第２項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票記載事項証明書交付手数料	１通	250円
19	住民基本台帳法第15条の４第１項から第４項までの規定に基づく住民票の除票の写しの交付	住民票の除票の写しの交付手数料	１通	250円
20	住民基本台帳法第15条の４第１項から第４項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付	除票記載事項証明書の交付手数料	１通	250円
21	住民基本台帳法第20条第１項から第４項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	１通	250円
22	住民基本台帳法第21条の３第１項から第４項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の交付手数料	１通	250円
（略）				
94	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築に関する証明書等の交付	開発行為又は建築に関する証明書等の交付手数料	１件	250円
（略）				
196	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号）第88条の規定に基づく、盛土規	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定	１件	250円

	法第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定に適合していることを証する書面の交付	に基づく証明書の交付手数料		

備考　（略）

別表第３（第２条、第７条関係）

その他の手数料

号	手数料を徴収する事務	単位	金額
１	住民税課税台帳に基づく証明	１納税義務者１年度	300円
２	固定資産課税台帳に基づく証明（地方税法第382条の３に規定するものを除く。）	１納税義務者１年度	300円
３	身分に関する証明	１件	300円
４	埋火葬に関する証明	１件	300円
５	土地に関する証明	１筆	300円
６	土地に関する証明に係る実地調査	１路線又は１筆	350円
７	建物に関する証明	１棟	300円
８	上記の証明以外の証明	１件	300円
９	公簿又は図面の閲覧又は縦覧	公簿１冊又は図面１葉	300円

備考　（略）

	制法第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定に適合していることを証する書面の交付	に基づく証明書の交付手数料		

備考　（略）

別表第３（第２条、第７条関係）

その他の手数料

号	手数料を徴収する事務	単位	金額
１	住民税課税台帳に基づく証明	１納税義務者１年度	250円
２	固定資産課税台帳に基づく証明（地方税法第382条の３に規定するものを除く。）	１納税義務者１年度	250円
３	身分に関する証明	１件	250円
４	埋火葬に関する証明	１件	250円
５	土地に関する証明	１筆	250円
６	土地に関する証明に係る実地調査	１路線又は１筆	300円
７	建物に関する証明	１棟	250円
８	上記の証明以外の証明	１件	250円
９	公簿又は図面の閲覧又は縦覧	公簿１冊又は図面１葉	250円

備考　（略）

（郡山市自転車等駐車場設置条例の一部改正）

第47条　郡山市自転車等駐車場設置条例（平成12年郡山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第８条関係）

使用の種類		使用区分	使用料	
			自転車	原動機付自転車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車
定期使用	一般	１か月	1,400円	1,500円

改正前

別表（第８条関係）

使用の種類	使用区分	使用料
定期使用	１か月	1,000円

		３か月	3,700円	4,300円
		６か月	7,000円	8,100円
		12か月	11,700円	13,500円
	学生	１か月	1,000円	1,000円
		３か月	2,900円	2,900円
		６か月	5,400円	5,400円
		12か月	9,000円	9,000円
一時使用		１回	100円	150円

備考

１　この表において「学生」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第１項に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に在学している者をいい、「一般」とは学生以外の者をいう。

２～４　（略）

	３か月	2,900円
	６か月	5,400円
	12か月	9,000円
一時使用	１回	50円

備考

１～３　（略）

（郡山市民ふれあいプラザ条例の一部改正）

第48条　郡山市民ふれあいプラザ条例（平成13年郡山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用時間） 第２条の２　ふれあいプラザの使用時間は、午前10時から午後７時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。 （休館日） 第２条の３　ふれあいプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。 ⑴　月曜日 ⑵　１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日まで	

（賠償責任）

第11条　使用者は、ふれあいプラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表（第６条関係）

(1) 基本使用料

室名	午前10時から午後２時まで	午後３時から午後７時まで	午前10時から午後７時まで
展示室全室	7,800円	7,800円	15,600円
展示室１	2,400円	2,400円	4,800円
展示室２	2,400円	2,400円	4,800円
展示室３	3,000円	3,000円	6,000円
第１控室	500円	500円	1,000円
第２控室	500円	500円	1,000円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第１控室及び第２控室については、展示室を使用しない場合は、使用することができない。

３　第２条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前10時から午後７時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

４　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるとき

（賠償責任）

第11条　使用者は、ふれあいプラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

別表（第６条関係）

(1) 基本使用料

室名	使用料
展示室全室	１日につき　10,000円
展示室１	１日につき　3,000円
展示室２	１日につき　3,000円
展示室３	１日につき　4,000円
第１控室	１日につき　500円
第２控室	１日につき　500円

備考　第１控室及び第２控室については、展示室を使用しない場合は、使用することができない。

は、これを10円に切り上げる。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2)　特別使用料

種別		使用料
入場料徴収加算料	入場料が500円以下の場合	基本使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が501円以上の場合	基本使用料の額の100分の40に相当する額
販売宣伝加算料		（略）

備考

１　種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「販売宣伝加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1)　入場料徴収加算料　使用者がふれあいプラザを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2)　販売宣伝加算料　使用者がふれあいプラザを使用するに際し、作品の販売又は作品の展示を通じた宣伝をする場合に基本使用料に加算される使用料

２　（略）

３　特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

(2)　加算使用料

種別	使用料
入場料徴収加算使用料	入場料が500円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が500円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の40に相当する額
販売宣伝加算使用料	（略）

備考

１　「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。

２　（略）

３　「入場料徴収加算使用料」とは、使用者がふれあいプラザを使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料をいう。

４　「販売宣伝加算使用料」とは、使用者がふれあいプラザを使用するに際し、作品の販売又は作品の展示を通じた宣伝をする場合に基本使用料に加算される使用料をいう。

４　（略） ５　特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。	５　（略） (3) 附属設備及び器具使用料 設備及び器具名 / 使用単位 / 使用料 スポットライト / １台１日 / 50円 持込電気器具 / １台当たり１日 / 300円

郡山市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

第49条　郡山市民交流プラザ条例（平成13年郡山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用時間） 第２条の２　交流プラザの使用時間は、午前10時から午後９時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。 （休館日） 第２条の３　交流プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。 (1) 月曜日 (2) １月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日まで （賠償責任） 第11条　使用者は、交流プラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 別表（第６条関係） １　施設使用料 午前10時 / 午後１時 / 午後６時 / 午前10時 / 午後１時 / 午前10時	（賠償責任） 第11条　使用者は、交流プラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。 別表（第６条関係） １　施設使用料 午前10時 / 午後１時 / 午後６時 / 午前10時 / 午後１時 / 午前10時

室名	から正午まで	から午後５時まで	から午後９時まで	から午後５時まで	から午後９時まで	から午後９時まで
大会議室全室	2,800円	5,600円	4,200円	8,400円	9,800円	12,600円
大会議室１	1,400円	2,800円	2,100円	4,200円	4,900円	6,300円
大会議室２	1,400円	2,800円	2,100円	4,200円	4,900円	6,300円
第１会議室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	4,200円	5,400円
第２会議室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	4,200円	5,400円
第３会議室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	4,200円	5,400円
特別会議室	1,900円	3,900円	2,900円	5,800円	6,800円	8,700円
和室全室	1,200円	2,600円	2,000円	3,800円	4,600円	5,800円
和室１	600円	1,300円	1,000円	1,900円	2,300円	2,900円
和室２	600円	1,300円	1,000円	1,900円	2,300円	2,900円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第２条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前10時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　設備使用料

種別	単位	使用料	摘要

室名	から正午まで	から午後５時まで	から午後９時まで	から午後５時まで	から午後９時まで	から午後９時まで
大会議室全室	2,000円	3,600円	3,600円	5,600円	7,200円	9,200円
大会議室１	1,000円	1,800円	1,800円	2,800円	3,600円	4,600円
大会議室２	1,000円	1,800円	1,800円	2,800円	3,600円	4,600円
第１会議室	800円	1,500円	1,500円	2,300円	3,000円	3,800円
第２会議室	800円	1,500円	1,500円	2,300円	3,000円	3,800円
第３会議室	800円	1,500円	1,500円	2,300円	3,000円	3,800円
特別会議室	1,500円	2,500円	2,500円	4,000円	5,000円	6,500円
和室全室	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
和室１	500円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
和室２	500円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	摘要

コントロール卓	１式１回	2,100円	（略）
（略）			

備考

１～３　（略）

４　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

コントロール卓		１式１回	2,000円	（略）
（略）				
ビデオプロジェクター		１式１回	1,000円	
オーバーヘッドプロジェクター		１式１回	500円	
マイク装置		１式１回	100円	
ワイヤレスマイク装置		１式１回	200円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円	

備考

１～３　（略）

（郡山市ふれあい科学館条例の一部改正）

第50条　郡山市ふれあい科学館条例（平成13年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（休館日） 第６条　科学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、展望ロビーは、市長が特に支障がないと認めるときは、科学館の休館日に入館することができる。 ⑴　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日） ⑵　１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日 ２　（略） （観覧料及び使用料） 第７条　科学館の常設展示（資料、装置等の常設展示をいう。以下同じ。）又は宇宙劇場の天体運行等の映像を観覧しようとする者は、別表第１に定める常設展示観覧料又は別表第２に定める宇宙劇場観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展示を観覧する場合は、常設展示観覧料を無料とする。 ２　科学館の企画展示（常設展示以外の展示をいう。以下同じ）を観覧しようとする者は、別表第３に定める企画展示観覧料を納入しなければならない。 ３　科学館の附属設備を使用しようとする者は、別表第４に定める附属設備使用料を納入しなければならない。 （観覧料及び使用料の免除） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。 ⑴　市（市の機関を含む。）が主催する事業の活動として観覧又は使用するとき。	（休館日） 第６条　科学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、展望ロビーは、市長が特に支障がないと認めるときは、科学館の休館日に入館することができる。 ⑴　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。） ⑵　１月１日から１月４日まで及び12月28日から12月31日までの日 ２　（略） （観覧料等） 第７条　科学館の常設展示室又は宇宙劇場に入場し、展示物又は天体運行等の映像を観覧しようとする者は、別表第１に定める観覧料を納入しなければならない。 ２　科学館の附属設備等を使用しようとする者は、別表第２に定める使用料を納入しなければならない。 （観覧料の免除） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。 ⑴　市（市の機関を含む。）が主催する事業の活動として観覧するとき。

⑵ 指定管理者が行う科学館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧又は使用するとき。

⑶ その他市長が特に観覧料等を免除する必要があると認めるとき。

（観覧料等の不返還）

第９条　既納の観覧料等は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

⑴・⑵　（略）

別表第１（第７条関係）

常設展示観覧料

区分	観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体
小学生及び中学生	240円	190円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	360円	290円
一般	600円	480円

備考

１　（略）

２　「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。

３　「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

４　小学生未満の者及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第２（第７条関係）

宇宙劇場観覧料

区分	観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体

⑵ その他市長が特に観覧料を免除する必要があると認めるとき。

（観覧料等の不返還）

第９条　既納の観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

⑴・⑵　（略）

別表第１（第７条関係）

普通観覧料

⑴ 常設展示観覧料

区分	観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体
小学生及び中学生	200円	160円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	300円	240円
一般	400円	320円

備考

１　（略）

２　「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。以下同じ。

３　「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。以下同じ。

４　65歳以上の者は、無料とする。

⑵ 宇宙劇場観覧料

区分	観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体

幼児	180円	140円
小学生及び中学生	240円	190円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	360円	290円
一般（65歳以上の者）	200円	160円
一般（上記以外の者）	600円	480円

備考

１・２　（略）

３　「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。

４　「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

別表第３（第７条関係）

企画展示観覧料

区分	観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体
小学生及び中学生	そのつど市長が定める額	
高校生、大学生及びこれらに準ずる者		
一般（65歳以上の者）		
一般（上記以外の者）		

備考

１　「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の

幼児	100円	80円
小学生及び中学生	200円	160円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	300円	240円
一般（65歳以上の者）	100円	80円
一般（上記以外の者）	400円	320円

備考

１・２　（略）

定期観覧料（常設展示・宇宙劇場共用）

区分	観覧料（同一人が１年間観覧する場合）
小学生及び中学生	2,000円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	3,000円
一般	4,000円

児童をいう。

２　「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

別表第４（第７条関係）

附属設備使用料

設備等の区分	使用料（１回につき）
（略）	

別表第２（第７条関係）

附属設備等使用料

設備等の区分	使用料（１回につき）
（略）	
ロッカー	100円

備考　ロッカーについては、１回の使用が翌日以後にわたるときは、その使用した日数に１回の使用料を乗じて得た額を徴収する。

（郡山市男女共同参画センター条例の一部改正）

第51条　郡山市男女共同参画センター条例（平成14年郡山市条例第３号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第９条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
研修室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
調理実習室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
交流室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
会議室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
和室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円
集会室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

改正前

別表（第９条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
研修室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
調理実習室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
交流室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
会議室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
集会室	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　設備使用料

種別	単位	使用料
（略）		

備考

１・２　（略）

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
（略）			
ビデオプロジェクター		１式１回	500円
展示用パネル		１枚１日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考

１・２　（略）

（郡山市水防センター条例の一部改正）

第52条　郡山市水防センター条例（平成14年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後

（開館時間）

第２条の２　センターの開館時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

（休館日）

第２条の３　センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1)　第３日曜日

(2)　１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日まで

別表（第６条関係）

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第２条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

改正前

別表（第６条関係）

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。

る時間を含むものとする。	

（郡山市野鳥の森学習館条例の一部改正）

第53条　郡山市野鳥の森学習館条例（平成14年郡山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第８条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
研修室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　設備等使用料

種別	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
映像装置	300円	300円	300円	600円	600円	900円
音声装置	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円

改正前

別表（第８条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
研修室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
和室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
映像装置		１式１回	500円
音声装置		１式１回	200円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計	１回	300円

	が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合		
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

１　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

（郡山市障害者福祉センター条例の一部改正）

第54条　郡山市障害者福祉センター条例（平成15年郡山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後

（使用料の免除）

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)・(2)　(略)

(3)　指定管理者が行うセンターの設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

(4)～(7)　(略)

別表（第９条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで

改正前

（使用料の免除）

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)・(2)　(略)

(3)～(6)　(略)

別表（第９条関係）

１　施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで

研修室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円
和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	（略）
会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	
調理実習室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円
作業室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
訓練室	2,600円	2,600円	2,600円	5,200円	5,200円	7,800円
体育室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円

備考

１　体育室において冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

２　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

３　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　個人使用料（体育室のみ）

対象	単位	使用料
一般	１人１時間	100円
高校生・学生	１人１時間	60円
中学生以下	１人１時間	40円

備考

１　「高校生・学生」とは高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

研修室	1,000円	1,600円	2,100円	2,400円	3,400円	4,000円
和室	500円	1,000円	1,600円	1,400円	2,400円	（略）
会議室	500円	1,000円	1,600円	1,400円	2,400円	
調理実習室	1,200円	1,800円	2,300円	2,700円	3,700円	4,500円
作業室	1,000円	1,600円	2,100円	2,400円	3,400円	4,000円
訓練室	1,200円	1,800円	2,300円	2,700円	3,700円	4,500円
体育室	2,100円	2,600円	3,100円	4,300円	5,200円	6,600円
	個人使用料　１人１時間につき50円					

備考　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 ４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。	２　器具使用料 <table><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="4">持込電気器具</td><td>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合</td><td>１回につき100円</td></tr><tr><td>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合</td><td>１回につき200円</td></tr><tr><td>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合</td><td>１回につき300円</td></tr><tr><td>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合</td><td>１回につき400円</td></tr></table>備考 １　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。 ２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

（郡山市総合学習センター条例の一部改正）

第55条　郡山市総合学習センター条例（平成17年郡山市条例第81号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用時間） 第３条の２　学習センターの使用時間は、午前９時から午後９時までとする	

。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

別表第１（第７条関係）

郡山市安積総合学習センターの使用料

１　会議室等の使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
特別会議室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第１会議室	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円	7,500円
第２会議室	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円
第３会議室	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円
調理実習室	3,400円	3,400円	3,400円	6,800円	6,800円	10,200円
工芸実習室	2,800円	2,800円	2,800円	5,600円	5,600円	8,400円
音楽室	4,000円	4,000円	4,000円	8,000円	8,000円	12,000円
和室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
茶室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円
集会室	7,200円	7,200円	7,200円	14,400円	14,400円	21,600円
軽運動室	3,500円	3,500円	3,500円	7,000円	7,000円	10,500円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第３条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を

別表第１（第７条関係）

郡山市安積総合学習センターの使用料

１　会議室等の使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
特別会議室	1,700円	2,400円	3,100円	3,700円	5,000円	6,100円
第１会議室	1,600円	2,200円	2,700円	3,500円	4,500円	5,500円
第２会議室	1,200円	1,600円	2,000円	2,600円	3,300円	4,100円
第３会議室	1,200円	1,600円	2,000円	2,600円	3,300円	4,100円
調理実習室	2,000円	2,900円	3,600円	4,500円	5,900円	7,200円
工芸実習室	1,600円	2,200円	2,700円	3,500円	4,500円	5,500円
音楽室	2,300円	3,200円	4,100円	5,000円	6,600円	8,100円
和室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
茶室	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
集会室	3,700円	5,300円	6,800円	8,100円	10,900円	13,200円

備考　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室等の使用料の100分の20の額を加算する。

１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　軽運動室及びトレーニング室の個人使用料

使用区分	単位	使用料
軽運動室	１人１回２時間	200円
トレーニング室	１人１回２時間	200円

備考

１　この表における「１回」とは、午前９時から午後９時までの時間内での２時間の使用をいう。

２　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

３　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　軽運動室の使用料

(1)　貸切使用料

午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
1,800円	2,600円	3,200円	4,000円	5,300円	6,400円

備考　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

(2)　個人使用料

１回２時間につき150円

３　トレーニング室の使用料

3　体育館の使用料

(1) 貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分 A 午前９時から正午まで	B 正午から午後３時まで	C 午後３時から午後５時まで	D 午後５時から午後７時まで	E 午後７時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	3,800円	3,800円	2,500円	2,500円	2,500円	15,100円
		高校生・学生	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		中学生以下	1,300円	1,300円	800円	800円	800円	5,000円
	その他		9,100円	9,100円	6,100円	6,100円	6,100円	36,500円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	12,800円	12,800円	8,500円	8,500円	8,500円	51,100円
		高校生・学生	4,400円	4,400円	2,900円	2,900円	2,900円	17,500円
		中学生以下	3,200円	3,200円	2,100円	2,100円	2,100円	12,700円

１回２時間につき150円

4　体育館の使用料

(1) 全館貸切使用料

区分	使用目的		対象	A 午前９時から正午まで	B 正午から午後３時まで	C 午後３時から午後５時まで	D 午後５時から午後７時まで	E 午後７時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合		児童等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
			生徒等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
			一般	2,200円	2,200円	1,800円	2,400円	2,400円	11,000円
	その他			16,400円	16,400円	13,400円	17,900円	17,900円	82,000円
使用者が入場料を徴する場合	興行を目的としない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
			生徒等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
			一般	7,900円	7,900円	6,500円	8,600円	8,600円	39,500円

	その他（興行等）	109,200円	109,200円	72,800円	72,800円	72,800円	436,800円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。

３　「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

４　使用時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

６　第３条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの時間帯区分の欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるとき

合	その他	47,700円	47,700円	37,200円	52,100円	52,100円	236,800円
興行を目的とする場合		80,400円	80,400円	64,300円	88,500円	88,500円	402,100円

備考

１　「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

２　「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

３　暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、全館貸切使用料の100分の20の額を加算する。

はその端数を１時間として計算する。

７　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

８　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

ア　体育館

使用区分	単位	使用料
体育館	２分の１面	別表第１中３（１）貸切使用料の時間帯区分に規定する額の２分の１の額

イ　体育館ステージ

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			Ａ又はＢ	Ｃ、Ｄ又はＥ	Ｆ
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	ステージ	全面	1,000円	600円	3,800円
その他			4,300円	2,900円	17,300円

備考

１　時間帯区分のＡからＦまでは、別表第１中３（１）貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。

２　時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表１中３（１）貸切使用料の表の備考第６項及び第７項の規定を準用する。

(2) 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育館フロア	２分の１面	１回につき全館貸切使用料の２分の１の額（Ｆ欄を除く。）	１日につき全館貸切使用料のＦ欄の２分の１の額
	ステージ	全面	１回につき400円	１日につき2,000円
その他	ステージ	全面	１回につき2,500円	１日につき12,500円

備考　「１回」とは午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの、「１日」とは午前９時から午後９時までの使用時間の区分をいう。

３　時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

⑶　個人使用料

使用区分		単位	使用料
体育館	一般	１人１回	200円
	高校生・学生	１人１回	120円
	中学生以下	１人１回	80円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　この表における「１回」とは、午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの使用時間の区分をいう。

４　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

⑶　個人使用料

対象	使用料
児童等	１回につき50円
生徒等	１回につき70円
一般	１回につき100円

備考

１　「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「１回」とは、午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの使用時間の区分をいう。

⑷　電気使用料

使用区分	使用料
全館	１時間につき1,600円
体育館フロア及び２階観覧席	１時間につき800円
体育館フロア	１時間につき700円

ステージ	１時間につき700円

備考　アマチュアスポーツを目的とする場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

４　テニスコート使用料

１面１時間につき400円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

５　テニスコート使用料

１面１時間につき200円

５　設備等使用料

種別	単位	使用料	摘要
サウナ	１人１時間	400円	シャワーを含む。
シャワー	１人１使用	300円	
ピアノ	１式１回	500円	

６　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
サウナ	温水シャワーを含む。	１人１時間	300円
温水シャワー		１人１時間	150円
ピアノ		１式１回	500円
プロジェクター		１式１回	500円
フロアシート		10平方メートル１日	10円
展示用パネル		１枚１日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロ	１回	300円

	ワット以下の場合		
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考

１　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第２（第７条関係）

郡山市富久山総合学習センターの使用料

１　会議室等の使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
特別会議室	1,900円	1,900円	1,900円	3,800円	3,800円	5,700円
会議室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円

備考

１　この表において「１回」とあるのは、体育館以外の使用に係る場合にあっては午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用を、体育館の使用に係る場合にあっては午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回（体育館の使用に係る場合にあっては、５回）の使用として、この表の規定を適用する。

３　フロアシートは、アマチュアスポーツを目的とする場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

別表第２（第７条関係）

郡山市富久山総合学習センターの使用料

１　会議室等の使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
特別会議室	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円	3,500円	4,300円
会議室	1,600円	2,200円	2,700円	3,500円	4,500円	5,500円

第１和室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
第２和室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
集会室	4,300円	4,300円	4,300円	8,600円	8,600円	12,900円
調理実習室	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円	6,000円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第３条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　トレーニング室の個人使用料

使用区分	単位	使用料
トレーニング室	１人１回２時間	200円

備考

１　この表における「１回」とは、午前９時から午後９時までの時間内での２時間の使用をいう。

２　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

３　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

第１和室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
第２和室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
集会室	2,100円	3,100円	4,100円	4,700円	6,500円	7,800円
調理実習室	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円	3,500円	4,300円

備考　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室等の使用料の100分の20の額を加算する。

３　体育室の使用料

(1) 貸切使用料

区分	使用目的	対象	A 午前９時から正午まで	B 正午から午後３時まで	C 午後３時から午後５時まで	D 午後５時から午後７時まで	E 午後７時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		高校生・学生	1,000円	1,000円	600円	600円	600円	3,800円
		中学生以下	600円	600円	400円	400円	400円	2,400円
	その他		3,900円	3,900円	2,600円	2,600円	2,600円	15,600円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	5,700円	5,700円	3,800円	3,800円	3,800円	22,800円
		高校生・学生	2,000円	2,000円	1,300円	1,300円	1,300円	7,900円
		中学生以下	1,400円	1,400円	900円	900円	900円	5,500円
	その他（興行等）		45,300円	45,300円	30,200円	30,200円	30,200円	181,200円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等

２　体育室の使用料

(1) 貸切使用料

使用目的	対象	A 午前９時から正午まで	B 正午から午後３時まで	C 午後３時から午後５時まで	D 午後５時から午後７時まで	E 午後７時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
その他		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

備考

１　「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

４　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　（略）

６　第３条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、使用時間の区分Ｆの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

７　前２項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

８　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2)　一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
体育室	２分の１面	別表第２中３（１）貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の２分の１の額

備考

１　時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第２中３（１）貸切使用料の表の備考第３項及び第４項の規定を準用する。

２　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　（略）

(2)　一部貸切使用料

使用目的	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育室の２分の１面	１回につき、貸切使用料の２分の１の額（Ｆ欄を除く。）	１日につき、貸切使用料のＦ欄の２分の１の額

備考　「１回」とは午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの、「１日」とは午前９時から午後９時までの使用時間の区分をいう。

３　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

使用区分		単位	使用料
体育室	一般	１人１回	200円
	高校生・学生	１人１回	120円
	中学生以下	１人１回	80円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　この表における「１回」とは、午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの使用時間の区分をいう。

４　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

４　設備等使用料

種別	単位	使用料
シャワー	１人１使用	300円
（略）		

(3) 個人使用料

対象	使用料
児童等	１回につき50円
生徒等	１回につき70円
一般	１回につき100円

備考

１　「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「１回」とは、午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの使用時間の区分をいう。

３　トレーニング室の使用料

１回２時間につき100円

４　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
温水シャワー		１人１時間	150円
（略）			

プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

1　この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2　午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

備考

1　この表において「1回」とあるのは、体育室以外の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育室の使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2　午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回（体育館の使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第３（第７条関係）

郡山市富久山総合学習センター別館の使用料

１　会議室の使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１会議室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円
第２会議室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　第３条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　体育ホールの使用料

(1)　貸切使用料

別表第３（第７条関係）

郡山市富久山総合学習センター別館の使用料

１　会議室の使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
第２会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円

備考　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室の使用料の100分の20の額を加算する。

２　体育ホールの使用料

(1)　貸切使用料

区分	使用目的	対象	A 午前９時から正午まで	B 正午から午後３時まで	C 午後３時から午後５時まで	D 午後５時から午後７時まで	E 午後７時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		高校生・学生	1,000円	1,000円	600円	600円	600円	3,800円
		中学生以下	600円	600円	400円	400円	400円	2,400円
	その他		3,900円	3,900円	2,600円	2,600円	2,600円	15,600円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	5,700円	5,700円	3,800円	3,800円	3,800円	22,800円
		高校生・学生	2,000円	2,000円	1,300円	1,300円	1,300円	7,900円
		中学生以下	1,400円	1,400円	900円	900円	900円	5,500円
	その他（興行等）		45,300円	45,300円	30,200円	30,200円	30,200円	181,200円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

使用目的	対象	A 午前９時から正午まで	B 正午から午後３時まで	C 午後３時から午後５時まで	D 午後５時から午後７時まで	E 午後７時から午後９時まで	F 午前９時から午後９時まで
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
その他		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

備考

１　「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

３　「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

４　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

５　（略）

６　第３条の２ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、使用時間の区分Ｆの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

７　前２項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

８　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

⑵　一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
体育ホール	２分の１面	別表第３中２（１）貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の２分の１の額

備考

１　時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第３中２（１）貸切使用料の表の備考第３項から第４項までの規定を準用する。

２　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

２　（略）

⑵　一部貸切使用料

使用目的	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育ホールの２分の１面	１回につき、貸切使用料の２分の１の額（Ｆ欄を除く。）	１日につき、貸切使用料のＦ欄の２分の１の額

備考　「１回」とは午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの、「１日」とは午前９時から午後９時までの使用時間の区分をいう。

げて計算する。

3　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

使用区分		単位	使用料
体育ホール	一般	1人1回	200円
	高校生・学生	1人1回	120円
	中学生以下	1人1回	80円

備考

1　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

3　(略)

4　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3　設備等使用料

種別	単位	使用料
(略)		

(3) 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

1　「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2　(略)

3　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
(略)			
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	１回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考 １　この表において「１回」とあるのは、午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。 ２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回の使用として、この表の規定を適用する。 ３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 ４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。	備考 １　この表において「１回」とあるのは、会議室の使用に係る場合にあっては午前９時から午後１時まで、午後１時から午後５時まで又は午後５時から午後９時までの使用時間の区分における使用を、体育ホールの使用に係る場合にあっては午前９時から正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までの使用時間の区分における使用をいう。 ２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては２回の使用と、午前９時から午後９時までの使用時間の区分における使用にあっては３回（体育ホールの使用に係る場合にあっては、５回）の使用として、この表の規定を適用する。

（郡山市農村公園条例の一部改正）

第56条　郡山市農村公園条例（平成23年郡山市条例第９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

（行為の制限）

第４条　農村公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第11条の規定により指定管理者（法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条、第６条（第４号を除く。）及び第８条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

⑴　露店その他これに類する行為

⑵　興行

⑶　競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポート、募金その他これらに類する催しのために農村公園の全部又は一部を独占して利用する行為

２　前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

３　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項及び理由を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

４　市長は、第１項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないときは、使用許可又は前項の許可を与えることができる。

⑴　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

⑵　施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認める

（行為の禁止）

第４条　農村公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

⑴　農村公園を汚損し、又は損傷すること。

⑵　樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

⑶　土地の形質を変更し、又は土石類を採取すること。

⑷　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

⑸　貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。

⑹　立入り禁止区域に立ち入ること。

⑺　指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。

⑻　危険のおそれのある遊戯をし、又は他の農村公園の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼす行為をすること。

⑼　営利又はこれに類する行為をすること。

⑽　前各号に掲げるもののほか、農村公園の設置の目的に支障を及ぼす行為をすること。

とき。 ⑶ 公衆の農村公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。 ⑷ 入会、寄附等の勧誘その他これらに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。 ⑸ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。 ⑹ 管理運営上支障があると認めるとき。 ⑺ 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。 ５ 市長は、農村公園の管理運営上必要があるときは、使用許可又は第３項の許可に条件を付することができる。	
（行為の禁止） 第５条 農村公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、使用許可又は前条第３項の許可に係るものについては、この限りでない。 ⑴ 農村公園を汚損し、又は損傷すること。 ⑵ 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 ⑶ 土地の形質を変更し、又は土石類を採取すること。 ⑷ 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 ⑸ 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。 ⑹ 立入り禁止区域に立ち入ること。 ⑺ 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。 ⑻ 危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の農村公園の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼす行為をすること。 ⑼ 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。 ⑽ 農村公園をその用途外に使用すること。 ⑾ 前各号に掲げるもののほか、農村公園の設置の目的に支障を及ぼす行為をすること。	（行為の制限） 第５条 農村公園内において、競技会、展示会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために農村公園の全部又は一部を独占して利用する行為をしようとする者は、市長（第11条の規定により指定管理者（法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条、次条（第４号を除く。）及び第８条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

	２　前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 ３　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項及び理由を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。 ４　市長は、第１項に規定する行為が公衆の農村公園の利用に支障を及ぼすことなく、かつ、公益及び風致を害するおそれがないと認める場合に限り、使用許可又は前項の許可を与えることができる。 ５　市長は、農村公園の管理運営上必要があるときは、使用許可又は第３項の許可に条件を付することができる。
（原状回復） 第８条　使用者は、使用許可を受けた行為が終了したとき若しくは行為を停止されたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに農村公園を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。	（原状回復） 第８条　使用者は、使用許可を受けた行為が終了したとき又は行為を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに農村公園を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
（管理の代行） 第11条　市長は、規則で定める農村公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。 (1)　第４条の規定による行為の許可に関する業務 (2)・(3)　(略)	（管理の代行） 第11条　市長は、規則で定める農村公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。 (1)　第５条の規定による行為の許可に関する業務 (2)・(3)　(略)

第57条　郡山市農村公園条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（行為の制限） 第４条　農村公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第14条の規定により指定管理者（法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理	（行為の制限） 第４条　農村公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第11条の規定により指定管理者（法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者

者。以下この条、第６条（第４号を除く。）、第９条（第５号を除く。）及び第11条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。 ⑴～⑶　（略） ２～５　（略） （使用料） 第７条　使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 （使用料の免除） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 ⑴　市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が主催して行う事業等に使用するとき。 ⑵　公共的団体等と市が共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用するとき。 ⑶　指定管理者が行う農村公園の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。 ⑷　その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めたとき。 （使用料の不返還） 第９条　既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料の全部又は一部を返還することができる。 ⑴　使用者の責めによらない理由により使用ができなくなったとき。 ⑵　使用者が使用を開始する７日前に、使用の取りやめの申し出をし、市長がこれを承認したとき。 ⑶　使用者が使用を開始する７日前までに使用の変更の申請をし、市長がこれを許可した場合において、既納の使用料に過納金を生じたとき。 ⑷　使用者が使用を開始する前に、使用許可を取り消されたとき。	。以下この条、第６条（第４号を除く。）及び第８条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。 ⑴～⑶　（略） ２～５　（略）

⑸ その他市長が特別な理由があると認めたとき。	
第10条～第20条　（略）	第７条～第17条　（略）
（利用料金）	
第21条　使用者は、指定管理者に対し、農村公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第７条の規定は適用しない。	
２　利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。	
３　利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。	
４　指定管理者は、第８条の規定、郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成11年郡山市条例第24号）の規定及びこれらの規定に基づく規則の規定並びに第９条の規定及びこれに基づく規則の規定に準じて、利用料金の免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。	
５　指定管理者は、第３項の規定により利用料金の額を定めたときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受する旨及びその額又は算出方法等について農村公園を使用する者の見やすい方法により公表しなければならない。	
（指定等の公告）	（指定等の公告）
第22条　市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。	第18条　市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。
⑴ 第18条第１項の規定により指定管理者を指定したとき。	⑴ 第15条第１項の規定により指定管理者を指定したとき。
⑵ 前条第３項の規定により利用料金の額を承認したとき。	
⑶　（略）	⑵　（略）
⑷ 前３号の規定により公告した事項に変更があったとき。	
	第19条　削除
（事業計画書等の内容の変更等）	（事業計画書等の内容の変更等）
第23条　指定管理者は、第16条第１項の規定により提出した事業計画書その	第20条　指定管理者は、第13条第１項の規定により提出した事業計画書その

改正後	改正前
他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。 ２　（略） 第24条～第28条　（略） 別表（第７条関係）	他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。 ２　（略） 第21条～第25条　（略）

区分		単位	金額
露店その他これに類する行為	使用面積が35平方メートル以下のもの	１店につき１日	1,100円
	使用面積が35平方メートルを超えるもの	１店につき１日	1,100円に35平方メートルを超えた使用面積１平方メートルにつき30円を加算した額
興行		１平方メートルにつき１日	30円
第４条第１項第３号に掲げる行為		１平方メートルにつき１日	15円

（郡山市元気な遊びのひろば条例の一部改正）

第58条　郡山市元気な遊びのひろば条例（平成23年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（事業） 第３条　ひろばの事業は、次に掲げるとおりとする。 ⑴ 屋内における子どもとその保護者の遊び場（以下「遊び場」という。）の提供 ⑵ 子どもの食育の推進に関する活動をする場（以下「食育の場」という。）の提供 ⑶ 子育てに資する活動、研修等に使用するための施設（以下「セミナー	（事業） 第３条　ひろばの事業は、次に掲げるとおりとする。 ⑴ 屋内における子どもの遊び場の提供 ⑵ 子育てに関する情報の収集及び提供 ⑶ 子育てに資する活動、研修等に使用するための施設、設備等の提供

室」という。）の提供 ⑷ 子育てに関する情報の収集及び提供 ⑸ 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業	⑷ 前３号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業
（使用者の範囲） 第４条　ひろばを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ⑴ 遊び場及び食育の場においては、小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）以下の者及びその保護者 ⑵ セミナー室においては、子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体 ⑶ （略）	（利用者の範囲） 第４条　ひろばを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ⑴ 小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）以下の者及びその保護者 ⑵ 子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体 ⑶ （略）
	（使用者の範囲） 第６条　セミナー室を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ⑴ 市内で子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体 ⑵ その他市長が適当と認める者
第６条・第７条　（略）	第７条・第８条　（略）
（使用料） 第８条　遊び場の使用料は、１回の使用（１入場当たりの規則で定める使用時間内での使用をいう。）につき、１人当たり200円とする。 ２　前項の規定にかかわらず、満１歳に満たない者は無料とする。	（使用料） 第９条　ひろばの使用料は、無料とする。
（使用料の不返還） 第９条　既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料の全部又は一部を返還することができる。 ⑴ 使用者の責めに帰することができない理由により、遊び場の使用ができなくなったとき。	

改正後	改正前
(2) その他市長が特別な理由があると認めたとき。 （使用料の免除） 第10条　市長は、公用又は公益上特に必要があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 第11条～第15条　（略）	第10条～第14条　（略）

（郡山市熱海多目的交流施設条例の一部改正）

第59条　郡山市熱海多目的交流施設条例（平成29年郡山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後

（賠償責任）

第15条　使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表（第３条、第６条、第９条関係）

１　施設使用料

施設名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１会議室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
第２会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
第３会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1.800円
第４会議室	400円	400円	400円	800円	800円	（略）
調理室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
多目的ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

改正前

（賠償責任）

第15条　使用者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表（第３条、第６条、第９条関係）

１　施設使用料

施設名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
第２会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
第３会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
第４会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	（略）
調理室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
多目的ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円

備考　冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

２　多目的ホールの冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

３　第４条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

４　前２項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

５　多目的ホールにおいて、アリーナの２分の１面を利用する場合は施設使用料の100分の50の額とする。

６　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　設備等使用料

種別	単位	使用料
（略）		

２　設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
（略）			
プロジェクター		１式１回	500円
展示用パネル		１枚１日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	１回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え１キロワット以下の場合	１回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が１キロワットを超え1.5キロワ	１回	300円

	ット以下の場合		
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	１回	400円

備考

１・２　（略）

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

１・２　（略）

（郡山市教育研修センター条例の一部改正）

第60条　郡山市教育研修センター条例（平成31年郡山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第４条、第11条関係）

施設名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
大規模研修室	6,300円	6,300円	6,300円	12,600円	12,600円	（略）
201研修室	2,100円	2,100円		4,200円		
202研修室	1,500円	1,500円		3,000円		
203研修室	1,500円	1,500円		3,000円		
301研修室	2,100円	2,100円		4,200円		
302研修室	1,500円	1,500円		3,000円		
303研修室	1,500円	1,500円		3,000円		
304研修室	2,100円	2,100円		4,200円		

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

改正前

別表（第４条、第11条関係）

施設名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
大規模研修室	5,100円	7,400円	9,800円	11,500円	15,500円	（略）
201研修室	1,400円	2,000円		3,100円		
202研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
203研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
301研修室	1,400円	2,000円		3,100円		
302研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
303研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
304研修室	2,000円	2,800円		4,500円		

備考　冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、使用料の100分の20（大規模研修室を除く。）の額を加算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。	

（郡山市放課後児童クラブ条例の一部改正）

第61条　郡山市放課後児童クラブ条例（令和４年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用料等） 第11条　（略） ２　（略） ３　通常使用料の額は、児童１人につき、月額6,200円とする。 ４　夏季使用料の額は、夏季入所児童１人につき6,200円とする。 ５～７　（略） （延長使用料等） 第13条　（略） ２　延長使用料の額は、児童１人につき、１日当たり400円に延長利用した日数を乗じて得た額とする。 ３・４　（略） （延長使用料の多子軽減） 第14条　前条第２項の規定にかかわらず、児童クラブに２人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に２人目以降の児童の延長使用料の額は、児童１人につき、１日当たり200円に延長利用した日数を乗じて得た額とする。	（使用料等） 第11条　（略） ２　（略） ３　通常使用料の額は、児童１人につき、月額4,800円とする。 ４　夏季使用料の額は、夏季入所児童１人につき4,800円とする。 ５～７　（略） （延長使用料等） 第13条　（略） ２　延長使用料の額は、児童１人につき、１日当たり200円に延長利用した日数を乗じて得た額とする。 ３・４　（略） （延長使用料の多子軽減） 第14条　前条第２項の規定にかかわらず、児童クラブに２人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に２人目以降の児童の延長使用料の額は、児童１人につき、１日当たり100円に延長利用した日数を乗じて得た額とする。

（郡山市歴史情報博物館条例の一部改正）

第62条　郡山市歴史情報博物館条例（令和６年郡山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第１（第４条関係） 常設展観覧料	別表第１（第４条関係） 常設展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	１人１回につき170円	１人１回につき130円
一般	１人１回につき350円	１人１回につき260円

備考

１　（略）

２　中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第２（第４条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	１人１回につきそのつど市長が定める額	
一般		

備考　（略）

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	１人１回につき100円	１人１回につき70円
一般	１人１回につき200円	１人１回につき150円

備考

１　（略）

２　65歳以上の者は、無料とする。

別表第２（第４条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	１人１回につき　1,500円の範囲内でそのつど市長が定める額	
一般		

備考　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第６条、第35条、第41条、第45条及び第56条の規定は令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例のそれぞれの施行の日以後の施設の使用等に係る使用料、手数料、観覧料、保育料その他の料金（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の施設の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

３　この条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされている施設の使用に係る許可等は、新条例の規定によりなされた許可等とみなす。

４　旧条例の規定により発行された施設の使用に係る使用券、回数券、定期券その他の書類の取扱いについては、なお従前の例による。

（準備行為）

５　新条例の規定による許可、使用料の徴収等を行うために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正）

６　郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成11年郡山市条例第24条）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第２条関係）

公の施設	使用料
（略）	
郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘	郡山市高齢者文化休養センター条例（昭和63年郡山市条例第15号）第９条に規定する使用料（宿泊する場合、食事加算料を除く。）
郡山市地域交流センター	郡山市地域交流センター条例（平成２年郡山市条例第25号）第８条に規定する使用料
サニー・ランド湖南	郡山市市民福祉センター条例（平成３年郡山市条例第10号）第８条に規定する使用料
（略）	
郡山市高篠山森林公園	郡山市森林公園条例（平成７年郡山市条例第16号）第９条に規定する使用料
郡山市東部森林公園	
（略）	
都市公園	郡山市都市公園条例（昭和40年郡山市条例第112号）第10条に規定する使用料のうち同条例第３条第１項に掲げる行為に係るもの及び第６条の２の有料公園施設に係るもの

改正前

別表（第２条関係）

公の施設	使用料
（略）	
郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘	郡山市高齢者文化休養センター条例（昭和63年郡山市条例第15号）第９条に規定する使用料（宿泊する場合、浴衣使用料及び食事加算料を除く。）
郡山市地域交流センター	郡山市地域交流センター条例（平成２年郡山市条例第25号）第８条第２項に規定する使用料
サニー・ランド湖南	郡山市市民福祉センター条例（平成３年郡山市条例第10号）第８条に規定する使用料（浴衣使用料を除く。）
（略）	
郡山市高篠山森林公園	郡山市森林公園条例（平成７年郡山市条例第16号）第９条に規定する使用料
（略）	
都市公園	郡山市都市公園条例（昭和40年郡山市条例第112号）第10条に規定する使用料のうち同条例第３条第１項第３号に掲げる行為に係るもの及び第６条の２の有料公園施設に係るもの

（略）		（略）
郡山市農村交流センター	郡山市農村交流センター条例（平成８年郡山市条例第21号）第６条に規定する使用料	
郡山市荒池農村公園	郡山市農村公園条例（平成23年郡山市条例第９号）第７条に規定する使用料	
郡山市山ノ井農村公園		
郡山市鹿嶋池農村公園		
郡山市宝沢沼農村公園		
郡山市赤沼農村公園		
郡山市元気な遊びのひろば	郡山市元気な遊びのひろば条例（平成23年郡山市条例第32条）第９条に規定する使用料	

（提　案　要　旨）

公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直しに伴い、所要の改正を行う。

議案第72号

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例の一部を改正する条例

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例（令和７年郡山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（施設） 第２条　乳児等通園支援事業を行う施設（以下「施設」という。）は、郡山市富久山保育所及び郡山市鶴見坦保育所とする。	（施設） 第２条　乳児等通園支援事業を行う施設（以下「施設」という。）は、郡山市鶴見坦保育所とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提　案　要　旨）

事業を実施する施設を追加するため、所要の改正を行う。

議案第73号

郡山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
第１節　利用定員に関する基準（第３条）
第２節　運営に関する基準（第４条―第32条）
第３章　雑則（第33条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の３において準用する同法第46条第３項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第２条　特定乳児等通園支援事業者（法第54条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を

設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、１時間当たりの利用定員（法第54条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の３において準用する法第54条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに

対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第１項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第１項に規定する特定教育・保育及び法第29条第１項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第５項（法第30条の21第３項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

⑴　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

⑵　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
⑸　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
４　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
５　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第３項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。
２　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
２　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第18条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴ 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

⑵ その提供する特定乳児等通園支援の内容

⑶ 職員の職種、員数及び職務の内容

⑷ 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

⑸ 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

⑹ 第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員

⑺ 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

⑻ 緊急時等における対応方法

⑼ 非常災害対策

⑽ 虐待の防止のための措置に関する事項

⑾ その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第20条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第21条　特定乳児等通園支援事業者は、第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第22条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示すると

ともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小

学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第１項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

⑶　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第31条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第32条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

⑵　第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

⑶　第18条の規定による市への通知に係る記録

⑷　第28条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第30条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第33条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する

方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴ 第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

⑵ ファイルへの記録の方式

５　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

６　第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提　案　要　旨）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める。

議案第74号

郡山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

郡山市敬老祝金支給条例（昭和53年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（支給要件） 第２条　祝金は、88歳又は100歳になる誕生の日の属する月の初日において、引き続き６月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に対して支給する。 （祝金の額） 第３条　祝金の額は、次の各号に掲げる年齢の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 88歳　年額　30,000円 (2)　（略） （支給の申出） 第４条　祝金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。 （支給の決定） 第５条　市長は、前条の規定による申出に基づき支給を決定する。 （支給の時期） 第６条　市長は、前条の規定により祝金の支給を決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに祝金を支給するものとする。	（受給資格） 第２条　祝金は、77歳、88歳又は100歳になる誕生の日の属する月（第６条において「誕生の月」という。）の初日において、引き続き６月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に対して支給する。 （祝金の額） 第３条　祝金の額は、次の各号に掲げる年齢の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 77歳　年額　10,000円 (2) 88歳　年額　50,000円 (3)　（略） （受給資格の認定） 第４条　祝金の支給を受けようとする者は、市長に申請して資格の認定を受けなければならない。 （敬老証書） 第５条　市長は、前条の規定により受給資格を認定したときは、当該申請者に対して、敬老証書を交付するものとする。 （支給の時期） 第６条　祝金は、誕生の月に支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第２条に規定する年齢になる誕生の日を迎えた者に支給する祝金の額については、なお従前の例による。

３　この条例の施行前になされたこの条例による改正前の第４条の規定による申請は、この条例による改正後の第４条の規定による申出とみなす。

（提　案　要　旨）

敬老祝金の支給年齢、支給金額等の見直しに伴い、所要の改正を行う。

議案第75号

郡山市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、犯罪被害者等を地域社会で支えることにより、もって、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

⑵ 犯罪被害者等　犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

⑶ 犯罪被害者等支援　犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。

⑷ 市民等　市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う者をいう。

⑸ 事業者　市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

⑹ 再被害　犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

⑺ 二次被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

⑻ 関係機関　国、福島県その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第３条　すべての犯罪被害者等は、人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

２　犯罪被害者等のための支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられるものとする。

３　犯罪被害者等のための支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるための必要な支援を途切れることなく受けられるよう講じられるものとする。

４　犯罪被害者等のための支援は、市及び関係機関が相互の連携を図りながら協力して行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

２　市は、施策を実施するに当たり、関係機関との適切な役割分担に基づき、支援体制を構築するよう努めるとともに、二次被害及び再被害が生じることがないよう十分に配慮するものとする。

（市民等の責務）

第５条　市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第７条　市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

２　市は、犯罪被害者等支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第８条　市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するための必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第９条　市は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた影響からの回復支援）

第10条　市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第11条　市は、犯罪被害者等の安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第12条　市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第13条　市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第14条　市は、犯罪等の被害に対する市民等及び事業者の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校等における支援）

第15条　市は、犯罪被害者等が児童、生徒等であるときは、学校等と連携し、必要な支援を行うことができるように施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第16条　市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行うことができるよう施策を講ずるものとする。

（支援の制限）

第17条　市は、犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合その他の犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

（委任）

第18条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提　案　要　旨）

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定める。

議案第76号

郡山市病院及び介護医療院条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市病院及び介護医療院条例の一部を改正する条例

郡山市病院及び介護医療院条例（平成15年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（病院の診療科目等）
第３条　郡山市医療介護病院の診療科目、病床種別及び病床数は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>診療科目</th><th>病床種別</th><th>病床数</th></tr>
<tr><td>内科、整形外科、リハビリテーション科<u>その他規則で定める診療科目</u></td><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（診療日等）
第９条　診療日は、次に掲げる日以外の日とする。
(1)～(3)　（略）
２　診療時間は、午前９時から<u>午後５時</u>までとする。
<u>３　前２項の規定にかかわらず、指定管理者は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、診療日又は診療時間を変更することができる。
(1)　緊急その他のやむを得ない事情があるとき。
(2)　市長が必要と認めて承認したとき。</u>
</td><td>
（病院の診療科目等）
第３条　郡山市医療介護病院の診療科目、病床種別及び病床数は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>診療科目</th><th>病床種別</th><th>病床数</th></tr>
<tr><td>内科、整形外科、リハビリテーション科、<u>婦人科、皮膚科</u></td><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（診療日等）
第９条　診療日は、次に掲げる日以外の日とする。<u>ただし、指定管理者は、臨時にこれを変更し、又は休診することができる。</u>
(1)～(3)　（略）
２　診療時間は、午前９時から<u>正午</u>までとする。<u>ただし、指定管理者は、臨時にこれを変更することができる。</u>
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提　案　要　旨）

郡山市医療介護病院の診療時間等を変更する。

議案第77号

郡山市自殺対策基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市自殺対策基本条例の一部を改正する条例

郡山市自殺対策基本条例（平成29年郡山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 前文 第１章　（略） 第２章　基本的施策（第９条―第17条） 第３章　推進体制（第18条―第21条） 第４章　雑則（第22条・第23条） 附則	目次 前文 第１章　（略） 第２章　基本的施策（第９条―第16条） 第３章　推進体制（第17条―第20条） 第４章　雑則（第21条・第22条） 附則
誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由からこどもをはじめとした多くの方が自殺で亡くなっている。 それは本市においても例外ではなく、日々の生活への不安に加え、自然災害等や感染症の影響等により自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えている多くの市民がいることから、自殺対策は重要な課題の一つとなっている。 自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた取組を行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な取組を充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。	誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由から多くの方が自殺で亡くなっている。 それは本市においても例外ではなく、日々の生活に不安を感じている多くの市民がいることに加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の影響等により避難している方の孤立等、自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えており、自殺対策は重要な課題の一つとなっている。 自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた取り組みを行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な取り組みを充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を

	目指し、この条例を制定する。
（基本理念） 第２条　（略）	（基本理念） 第２条　（略）
２　自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により、社会的な取組として、安全・安心なまちづくりと一体となって推進されなければならない。	２　自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして、安全・安心なまちづくりと一体となって実施されなければならない。
３～５　（略）	３～５　（略）
６　自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。	
７　こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。	
（市の責務） 第３条　市は、前条に定める基本理念（第５条第１項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。	（市の責務） 第３条　市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。
２・３　（略）	２・３　（略）
４　市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者が実施する自殺対策に関する取組を支援するものとする。	４　市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者が実施する自殺対策に関する取り組みを支援するものとする。
５　（略）	５　（略）

（学校等教育機関の責務） 第５条　学校等教育機関は、基本理念にのっとり自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。	（学校等教育機関の責務） 第５条　学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。
２　学校等教育機関は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うものとする。	
３～５　（略）	２～４　（略）
（医療提供の体制整備） 第13条　（略）	（医療提供の体制整備） 第13条　（略）
２　市は、精神科医（精神保健に関して学識経験を有する医師をいう。）その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。	
（自殺発生回避のための体制の整備等） 第14条　市は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。	
２　前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。	
３　市は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。	
（自殺未遂者等への支援） 第15条　市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることの	（自殺未遂者等への支援） 第14条　市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることの

ないよう、自殺未遂者等への適切かつ継続的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。 （自死遺族等への支援） 第16条　市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響、その生活上の不安等が緩和されるよう、当該親族等に対する総合的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。 第17条～第23条　（略）	ないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。 （自死遺族等への支援） 第15条　市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。 第16条～第22条　（略）

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提　案　要　旨）

自殺対策基本法の一部改正に伴い、実効性のある自殺対策を行うため、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

議案第78号

郡山市総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例

郡山市総合地方卸売市場条例（平成13年郡山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（食品等持続的供給法に係る公表） 第54条の２　市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、以下の事項を公表するものとする。 ⑴　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第36条各号に掲げる措置の内容 ⑵　取扱品目のうち食品等持続的供給法第42条第１項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。） ⑶　前号に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第１項第１号に規定する指標	

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提　案　要　旨）

卸売市場法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

議案第79号

郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年郡山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第２項及び第23条第１項の規定に基づき、郡山市消防団員（以下「消防団員」という。）の定員、任免、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第２項及び第23条第１項の規定に基づき、郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。
（消防団員の種類） 第１条の２　消防団員の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 基本団員　次号の機能別団員以外の消防団員をいう。 (2) 機能別団員　市長が別に定める特定の事務に従事する消防団員をいう。	
（定員） 第２条　消防団員の定員は、2,120人とする。 ２　消防団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 基本団員　1,950人 (2) 機能別団員　170人 ３　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「政令」という。）第４条第１項第１号の条例定員は、第１項の消防団員の定員とする。 ４　政令第４条第３項の条例定員は、第２項第１号の基本団員の定員とする。	（定員） 第２条　郡山市消防団員の定員は、2,500人とする。

別表第１（第12条関係）

職名	金額
（略）	
団員	（略）
機能別団員	年額　12,000円

別表第３（第12条関係）

区分	金額
（略）	
訓練出動	（略）
検閲式出動	１回につき　1,000円
消防用ポンプ性能検査出動	１回につき　1,000円

備考

１～６　（略）

７　「火災予防指導出動」とは、消防団本部の事業に基づき実施する火災予防の指導及び広報活動を行うための出動をいう。

８　（略）

９　「検閲式出動」とは、消防団本部の事業に基づき実施する検閲式を行うための出動をいう。

10　「消防用ポンプ性能検査出動」とは、消防団本部の事業に基づき実施するポンプ性能検査を行うための出動をいう。

別表第１（第12条関係）

職名	金額
（略）	
団員	（略）

別表第３（第12条関係）

区分	金額
（略）	
訓練出動	（略）

備考

１～６　（略）

７　「火災予防指導出動」とは、消防団本部の事業に基づき実施する火災予防の指導を行うための出動をいう。

８　（略）

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提　案　要　旨）

日中における消防力の確保、消防団員減少における消防団組織の適正化及び消防団員確保のため、所要の改正を行う。

議案第80号

包括外部監査契約について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

記

１　契 約 の 目 的　　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第１項の規定による監査及び監査の結果に関する報告

２　契 約 の 始 期　　令和８年４月１日

３　契　約　金　額　　金12,500,000円を上限とする額

４　費用の支払方法　　契約の定めるところによる。

５　契約の相手方　　住所　郡山市赤木町２番18号

氏名　郡　司　拓　也

資格　公認会計士

６　支　出　科　目　　令和８年度

一般会計

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費

（目）　1　総務法務費

（提　案　要　旨）

地方自治法第252条の36第１項第２号の規定に基づき、包括外部監査契約を締結する。

議案第81号

土地改良事業計画の概要について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第２項の規定により、土地改良事業の事業計画の概要について議会の議決を求める。

令和８年２月19日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

記

１　事　業　名　　農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（一般整備型））

２　目　　的　　鎌倉池地区は、郡山市大槻町瀬戸・上新町地内外の受益地域に用水を供給する重要なため池である。しかしながら、近年ため池施設の老朽化により施設の機能や能力が低下している。

本事業は老朽化したため池施設を整備することで、災害を未然に防止することを目的とする。

３　地　区　名　　鎌倉池地区（郡山市大槻町字隠居免地内）

４　施設の位置　　別紙のとおり

５　施設の概要

(1) 堤　　体

ア　堤長　　362メートル

イ　堤高　　3.6メートル

ウ　総貯水量　　20,000立方メートル

(2) 洪 水 吐

ア　形式　　暗渠型

イ　洪水吐能力　　毎秒0.14立方メートル

(3) 取水施設

ア　斜樋　　直径0.15メートル

イ　底樋　　直径0.20メートル

６　改修の概要

(1) 洪 水 吐

計画流量を流下し得る断面とし、鉄筋コンクリートにて改修する。

(2) 取水施設

ア　緊急放流施設を新設する。

イ　底樋をプレキャスト製底樋により改修する。

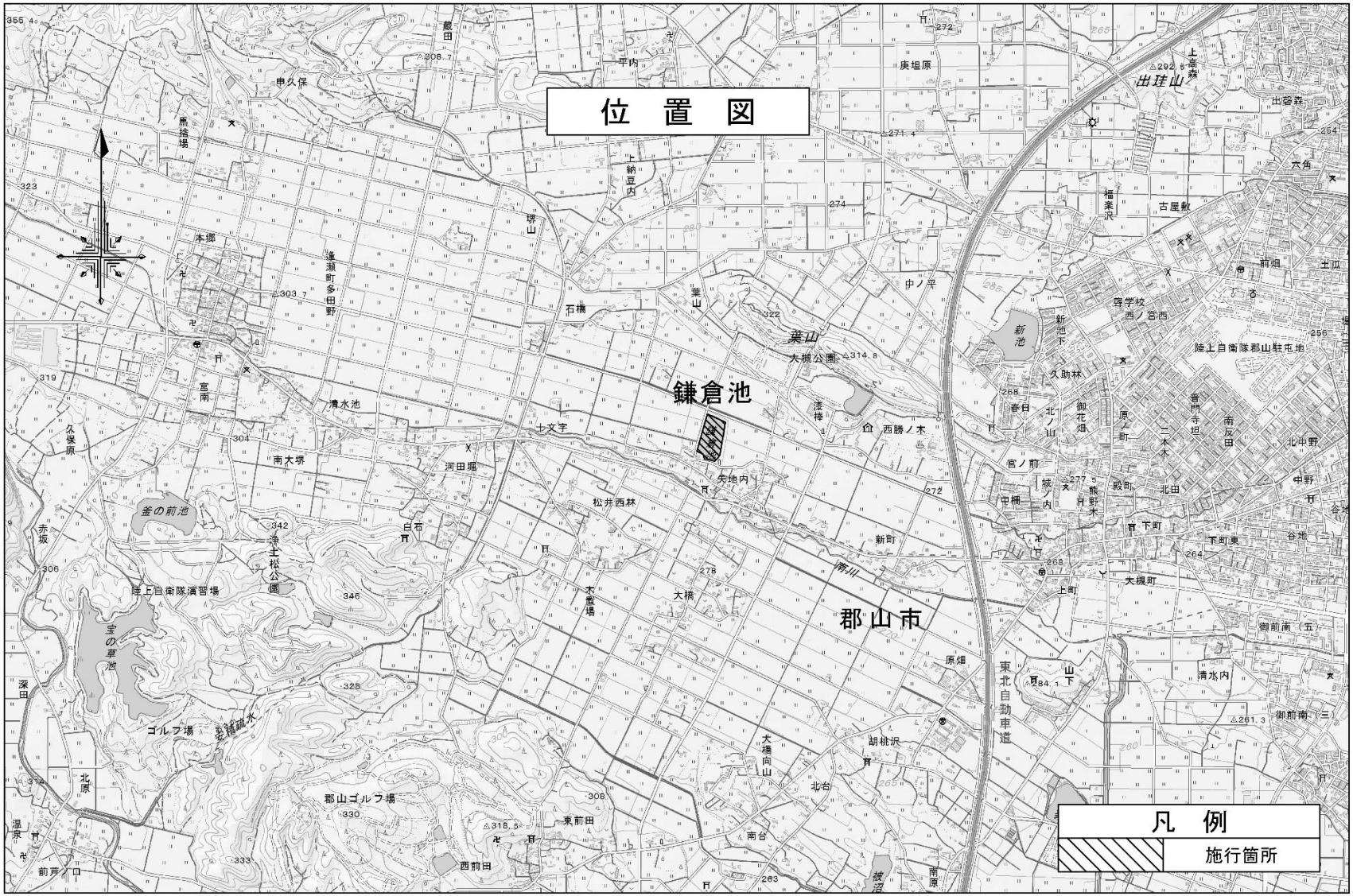
７　事　業　費　　金134,000,000円（負担区分（予定）国55%　県21%　市24%）

８　事業期間　　令和８年度から令和10年度まで

（提　案　要　旨）

農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（一般整備型））を施行するため、土地改良法第96条の２第２項の規定により議会の議決を求める。

（別紙）



平　面　図

